

3 高 専 教 第 1 号
令和3年5月17日

法科大学院を置く各国公私立大学長 殿
法科大学院認証評価を実施する各認証評価機関の長

文部科学省高等教育局専門教育課長
塩 川 達 大

「法学未修者教育の充実について 第10期の議論のまとめ」
を踏まえた留意事項について（通知）

このたび、中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会において、別添のとおり、「法学未修者教育の充実について 第10期の議論のまとめ」（令和3年2月3日。以下「議論のまとめ」という。）が取りまとめられました。

議論のまとめを踏まえ、下記のとおり、留意すべき事項等を整理しましたので、法科大学院を置く大学及び法科大学院認証評価を実施する認証評価機関におかれては、十分御了知いただき、その運用に当たっては遺漏なきようお取り計らいください。

記

1. ICTを活用した法学教育の在り方について

（1）法科大学院を含む専門職大学院において、多様なメディアを高度に利用して行う授業（以下「遠隔授業」という。）を行うに当たっては、「十分な教育効果が得られる専攻分野に関して、当該効果が認められる授業」（専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号、以下「設置基準」という。）第8条第2項）であること及び「大学において、面接授業に相当する教育効果を有すると認めたもの」（大学設置基準第二十五条の規定に基づき、大学が履修させることができる授業等について定める件（平成13年文部科学省告示第51号））であることが必要である。

これまで、法科大学院においては、これらの法令等に適合する授業の在り方について解釈を明確化した「法科大学院におけるICT（情報通信技術）を活用した教育の在り方に関する検討結果」（平成29年2月3日法科大学院におけるICT

T（情報通信技術）の活用に関する調査研究協力者会議）において、授業時間内において双方向・多方向の討論・議論の機会を確保することが必要であり、法科大学院において同時性・双方向性が確保されない授業は基本的に想定されないとの考えから、講義動画等のオンライン教材を用いたオンデマンド方式による単位認定は望ましくないとされてきた。

しかしながら、「新型コロナウイルス感染症対策に係る法科大学院における遠隔授業の活用について（周知）」（令和2年3月24日文部科学省高等教育局専門教育課事務連絡）において、「今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況に鑑み、…学生の学修機会を確保するとともに感染リスクを低減する観点から大学が必要と判断する場合には、…オンデマンド方式により正規の授業を実施し、インターネットを通じた課題提出や質疑応答、学生間の意見交換などを含めて単位認定を行うといった柔軟な対応も認めること」とされてきたところ、これまで多くの創意工夫が積み重ねられ、議論のまとめにおいても「実際に活用した大学の関係者からは、オンデマンド方式と双方向・多方向を重視する授業とを両立し得る様々な可能性が示されるに至った」と評価されるに至っている。

こうした各法科大学院における実績を踏まえ、上記検討結果で示したこれまでの考え方を見直し、法科大学院においても、「十分な教育効果が得られる専攻分野に関して、当該効果が認められる授業」であって、「大学において、面接授業に相当する教育効果を有すると認めたもの」については、オンデマンド方式の遠隔授業による単位認定が可能であること。

（２）遠隔授業の実施に当たっては、議論のまとめにおいて「これまでに各法科大学院で実践され効果を上げてきた教育手法に加え、より本質的な双方向・多方向の教育の実現という観点からICTを活用する方向を検討することが重要である」とされていることに留意するとともに、「大学等における遠隔授業の取扱いについて（周知）」（令和3年4月2日文部科学省高等教育局長通知）や「学事日程等の取扱い及び遠隔授業の活用に係るQ&A等の送付について（令和3年5月14日時点）」（令和3年5月14日文部科学省高等教育局大学振興課事務連絡）等を参照し、より学修者の教育効果を高めるよう、適切に対応すること。

（３）有職社会人が学ぶ法科大学院においては、議論のまとめにおいて「ICTの活用は、…法科大学院が立地しない地域の居住者が法曹資格を取得するための途を確保するために重要な手段であり、有職社会人が学ぶ法科大学院においては、学生が自らのペースで学修できるよう、オンデマンド方式も活用した学修者本位のカリキュラムの提供が望まれる」とされていること、「オンデマンド方式の活用には、教育目標や科目の特性等に応じた工夫が必要という議論がなされた」とされていることを踏まえ、教育課程の検討に当たっては、有職社会人の教育効果を高めることに特に留意すること。

（４）議論のまとめは未修者教育の充実に関するものであるが、上記留意事項は、法科大学院教育全体に適用されること。

2. 補助教員による学修支援について

(1) 議論のまとめにおいて「各法科大学院は、法科大学院修了生である法律実務家等の協力を得て、論述能力の涵養に資する実践的な教育その他の法学未修者に対する学修支援を組織的かつ機能的に取り入れることが望ましい。その際、教育課程全体における補助教員の役割や求められる能力、担当教員との連携、学生への指導方法などについて、各法科大学院で方針を定めた上で、補助教員に協力を求めることが重要である。また、…法科大学院執行部や教員と組織的に連携できる仕組みや補助教員同士のつながりを強化するなどの方策も検討される必要がある」とされているところ、いわゆる補助教員による学修支援を実施する場合は、法科大学院長等の責任者のリーダーシップの下、当該学修支援によって何を身に付けさせるか、各法科大学院が提供する教育全体の中でどのように位置付けるかを明確にした上で、補助教員が教員との連携を基盤としつつ他の補助教員とも連携しながら指導を行うことができる体制を整備して取り組むことが重要であること。

(2) また、「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律等の施行について」（令和元年 10 月 31 日文科高第 623 号高等教育局長通知。以下「施行通知」という。）において、設置基準第 20 条の 5 に係る留意事項⑥において、「論述の能力等を涵養する上で適切な教材となり得るものであれば、司法試験の問題であれそれに類する形式の事例教材であれ積極的に活用されるべきであり、それらを用いて法曹として必要とされる論述能力を涵養するための添削・指導等をするこゝも、司法試験での回答の作成方法に傾斜した技術的教育や受験指導に偏った指導に当たらない限りで積極的に行われるべきものであること」とされているところ、教員が開講する授業科目の中で補助教員が司法試験の問題や事例教材を活用して論述の能力等を涵養するための指導を行うことも可能であることに留意すること。

その際、あくまでも授業科目を開講し最終的な成績評価を実施するのは教員であり、補助教員はそれを支援する役割であることを踏まえ、教員が補助教員による指導の目的や内容を授業計画の中に明確に位置付けること、補助教員の指導内容や使用する教材等について必要な指示を行うこと、教員と補助教員が学生の学修状況や指導上の課題等を随時共有しながら指導を行うことが必要であることに留意すること。

(3) 議論のまとめは未修者教育の充実に関するものであるが、上記留意事項は、法科大学院教育全体に適用されること。

3. その他

(1) 議論のまとめにおいて「多様な学修計画の選択肢を提供するために、長期履修制度について、学生の適性に応じた活用を認めることや、1 年を超える履修期間

の延長、入学直後だけでなく1年次終了時など一定の学修経験を経たタイミングで長期履修に切り替えることを認めるなど、より柔軟に活用すべきである。その際は、奨学金制度の適切な運用にも配慮することが重要である。」とされていることを踏まえ、必要に応じて法科大学院独自の制度を活用するなどして、適切に対応すること。

(2) 議論のまとめにおいて「法学を初めて学ぼうとする者にとっては、進学を志望した段階や、入学者選抜に合格したあと実際に入学する前の段階で、入学後の教育内容や修了後の進路を見通し、入学後の法律基本科目の学びに余裕が生まれるように備えること、あるいは、自らの法学への適性がある程度見極められる機会が提供されることは有意義」であり、設置基準第22条について「法学未修者であっても、自らの意思と選択によって、入学前に科目等履修生として法律基本科目等を学び、単位を取得することも制度上可能であり、この場合、大学院において科目等履修生として履修したものであれば、各法科大学院の判断により、入学前既修得単位として認定することが可能である」とされていることに留意すること。

(3) 議論のまとめにおいて「各法科大学院においては、共通到達度確認試験結果をもとに、1年次教育の成果を分析・検証するとともに、学生が2年次以降の学修目標を明確にもって進級できるよう、学修・進路指導の充実を図ることが重要である」とされていることを踏まえ、引き続き適切に対応すること。

(4) 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第113条及び同施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第172条の2、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（平成十四年法律第百三十九号）第5条並びに設置基準第20条の7に定める事項の公表については、施行通知を参照しつつ引き続き遺漏なく対応するとともに、議論のまとめにおいて「単に最低限の情報を公表するにとどまらず、潜在的な法曹志望者はもとより広く社会に対し、法科大学院の存在意義や成果にかかる情報を積極的かつ幅広く提供することが期待される。とりわけ、修了者の進路状況については、司法試験合格実績の数値のみならず、法曹以外の就職先の情報も発信することが重要であるほか、学修の成果についても、就職後にこそ活かされる（司法試験科目にとどまらない）法科大学院ならではの学びの成果について、例えば修了生が自ら語る声を通して発信するなどの工夫が期待される」とされていることに留意すること。

(5) 認証評価機関においては、上記1. から3.（1）～（4）に示す留意事項を踏まえ、法科大学院認証評価において適切に対応すること。なお、「1. ICTを活用した法学教育の在り方について」に関連して、議論のまとめにおいて「オンデマンド方式を活用した授業については、認証評価においても、十分な教育効果を得ることができているかという観点から適切な対応がなされることが望ましい」とされていること、「3. その他（4）」の共通到達度確認試験の今後の活用方策に関連して、「進級判定基準の妥当性や試験結果を踏まえた教育改善につ

いては、認証評価においても、各法科大学院の実績に照らして客観的に分析・改善が行われているかという観点から検証されることが望ましい」とされていることに特に留意すること。

【別添１】「法学未修者教育の充実について 第10期の議論のまとめ」（令和３年２月３日中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会）

【別添２】共通到達度確認試験（試行試験）成績と司法試験（短答式試験）成績の
相関分析（令和２年９月９日第98回中央教育審議会大学分科会法科大学
院等特別委員会配布資料）

【問合せ先】

高等教育局専門教育課専門職大学院室
電話：03-5253-4111（内線 3349）

法学未修者教育の充実について
第 10 期の議論のまとめ

令和 3 年 2 月 3 日

中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会

はじめに	2
Ⅰ. これまでの法学未修者教育に関する施策及び成果	4
Ⅱ. 検討にあたっての前提と課題	6
Ⅲ. 課題を踏まえた対応策	8
1. 学修者本位の教育の実現	8
2. 社会人学生等の実態に配慮した学修体制	14
3. 効果的・効率的な学修に向けた法科大学院間の協働	18
4. 共通到達度確認試験を活用した学修の充実・改善	20
5. 法科大学院修了生のキャリアパスの多様化	22
Ⅳ. 今後のさらなる検討課題	25
概要	26
参考資料	27
付属資料	44

はじめに

- 法科大学院は、質・量ともに豊かな法曹を養成するため平成 16 年に創設され、これまで多くの修了生を輩出してきた。その一方で、法科大学院全体としての司法試験合格率や、法曹の活動領域の拡がりなどが、制度創設当初に期待されていた状況と異なるものとなり、法曹志望者の減少を招来する事態に陥ったことを受け、政府は、平成 27 年 6 月の法曹養成制度改革推進会議決定¹に基づき、平成 27 年度から平成 30 年度までを法科大学院集中改革期間として抜本的な組織の見直しや教育の質の向上を図ってきた。その中で、法科大学院の規模の適正化が促され、令和 2 年度現在、募集継続校は 35 校となり、入学定員総数は令和元年度の 2,253 人が上限とされるに至っている。
- また、法学教育・司法試験・司法修習を有機的に連携させた「プロセス」としての法曹養成制度の中核である法科大学院における教育の充実を図り、高度の専門的な能力及び優れた資質を有する法曹人材の確保を推進するため、令和元年 6 月成立の法科大学院関連法において、いわゆる「法曹コース 3 + 2」の 5 年一貫教育制度が創設された。今回の改正により、法科大学院教育のさらなる充実が図られるとともに、法曹を志望する学生の時間的・経済的負担が大きく軽減され、かつ、法科大学院の定員管理を通じて司法試験合格の予測可能性が高まることによって、優れた資質・能力を有する法曹志望者を増やし、予測困難な時代において専門的な法的知識を活用して社会に貢献できる法曹を安定的に輩出することが期待される。
- 他方、この「法曹コース 3 + 2」の制度は法学既修者を前提としたものであるため、法曹志望者の多様性の確保という観点からは、改めて法学未修者教育の充実が求められている。
- 人生 100 年時代、急速なデジタル化、さらにはポストコロナ期における社会の在り様を見据える中、新たな日常生活を送るための多様な法的サービスの提供が求められる今こそ、幅広い知見を有する法律人材に対する量的・質的ニーズが高まっている。本来、こうした多様な人材を受け入れるべく、学部段階での専門分野を問わず社会人等にも広く門戸を開放している法科大学院であるが、現状では、入学者全体に占める社会人経験者と非法学部出身者の割合はそれぞれ 2 割に満たず、法学未修者コースのみに限っても、それらの割合はそれぞれ 3 割強にとどまっている²。
- こうした状況を踏まえ、中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会（以下「本委員会」という。）第 10 期では、多様なバックグラウンドを有する人々が法曹を目指して集い学べる法科大学院の実現に向け、今一度アクセルを踏み込むことが必要との認識に立ち、「法学未修者教育の充実」について検討を進めてきた。改正された法科大学院関連法の成果が現れている段階ではないが、第 10 期の任期が終了するに当たり、現在、法科大学院が置かれ

¹ 「法曹養成制度改革の更なる推進について」平成 27 年 6 月 30 日法曹養成制度改革推進会議決定

² 令和 2 年度法科大学院入学者総数 1,711 人のうち、社会人経験者は 333 人（19.5%）、非法学部出身者は 271 人（15.8%）である。また、法学未修者コース入学者のみに限ってみると、入学者総数 533 人のうち、社会人経験者は 173 人（31.6%）、非法学部出身者は 163 人（30.6%）となっている。

た状況を踏まえて、制度上あるいは運用上の様々な工夫や対応について本委員会のこれまでの議論を整理し、まとめる。本委員会では、法科大学院関連法の施行状況をフォローしつつ、引き続き第 11 期においても未修者教育の充実について議論を継続していくこととするが、文部科学省、各法科大学院及び関係機関等においては、これまでの議論を踏まえ、我が国の司法を支える質・量ともに豊かなプロフェッションの養成を実現することを期待する。

Ⅰ. これまでの法学未修者教育に関する施策及び成果

- 法科大学院は、制度創設以来、法曹の人的基盤の拡充に向けて、専門的な法的知識を有することはもとより、幅広い教養と豊かな人間性を基礎に十分な職業倫理を身につけ、社会の様々な分野において活躍する法曹を養成することを目指している³。とりわけ、非法学部における学びや社会人経験など多様なバックグラウンドを有する人材を多数法曹として養成するために、広く門戸を開放することを主眼としてきたものの、実際には、法学未修者の志願者数、入学者数、標準修業年限での修了率、司法試験合格率等のデータからは、当初の理念が実現されているとは解し難い状況が続いていた。
- こうした実態を踏まえて、中央教育審議会においては、これまで数次にわたる議論を重ねてきた。特に、平成 24 年度には、本委員会の前身である中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会に「法学未修者教育の充実のための検討ワーキング・グループ」が設置され、法律基本科目をより重点的に学ぶための改善、法科大学院全体を通じた学修到達度判定の仕組みの必要性、法学未修者に対する入学者選抜の改善、入学前から修了後までの一貫した充実方策などが提言された。
- これらの提言も踏まえ、以下のような施策が講じられてきた。
 - ✓ 授業科目や授業内容について適切な科目区分整理を行い、法律基本科目の質的・量的充実を図りつつ、法学未修者の法律基本科目の学修を充実させる観点より、法律基本科目の年間履修登録単位数の上限（標準 36 単位）を引き上げる（最大 44 単位までを標準の範囲内とする）⁴。
 - ✓ 入学時に十分な実務経験を有する者について、大学がそれまでの実務経験等を把握・評価した上で適当と認めた場合には、それらの実務経験等に相当する展開・先端科目に代わり、法律基本科目を履修すること（概ね 2～4 単位を目途）を可能とする⁵。
 - ✓ 各法科大学院における法学未修者 1 年次における成績評価・単位認定や 2 年次への進級判定を厳格かつ客観的に行う。法科大学院全体を通じた学修到達度判定の仕組みとして、共通到達度確認試験を導入する（平成 26 年度から 5 年間の試行を経て令和元年度より本格実施）。
 - ✓ 各法科大学院の先導的な取組を評価し、公的支援のメリハリある配分を通じて法科大学院教育の全体の質の向上を後押しすることを目的とした「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」（平成 27 年度開始）において、法学未修者教育の改善・充実に資する取組を評価する。
 - ✓ 法学未修者に関する入学者選抜改革として、統一適性試験の利用を法科大学院の任意と

³ 「司法制度改革審議会意見書—21 世紀の日本を支える司法制度—」平成 13 年 6 月 12 日司法制度改革審議会

⁴ 「法学未修者に対する法律基本科目の指導の充実について（通知）」（26 文科高第 393 号平成 26 年 8 月 11 日）

⁵ 同上

し⁶、法学未修者等の入学者選抜のガイドラインを作成する⁷。

- こうした施策の傍らで、各法科大学院は、法学未修者教育の充実に関わる様々な工夫と努力を続けてきた。例えば、「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」においては、これまでに、きめ細かな支援として修了生や弁護士等のチューターやアカデミック・アドバイザーによる就学前準備の学修支援、個別指導型ゼミの充実等の法学未修者のサポート体制の構築、法律基本科目の指導の充実として1年次必修科目の授業担当教員間のF D強化、効果的な学修の促進として予習への工夫や復習用材料の配布、法学未修者枠合格者を対象とした入学前授業見学会、法学未修者の教育・学修支援パッケージモデルの開発や他大学への発信・提供など、多様なバックグラウンドを有する者に対する配慮に富んだ取組⁸などが高く評価されている。
- これらの成果としては、
 - ✓ 統一適性試験の廃止後、法学未修者の志願者や入学者の減少傾向に一定の歯止めがかかり、増加の兆しがみられること
 - ✓ 法学未修者の修了生のうち、令和2年司法試験までに法科大学院修了資格で合格した者は8,124人にのぼり、多様な分野で活躍し、就職先からも高く評価され、社会的要請に対応していることなどが挙げられる。
- その一方で、非法学部出身者や社会人経験者の志願者・入学者数、司法試験合格率、標準修業年限での修了率は依然として伸び悩み、法学既修者との差が顕著⁹な状況が続いており、さらなる対応が必要な状況である。

⁶ 「統一適性試験の在り方について（提言）」平成28年9月26日（中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会）。統一適性試験は、法科大学院における学修の前提となる資質を、法律学の学識ではなく、論理的判断力や長文読解力で判定するもの。全ての法科大学院が志願者に対して受験を求めているが、令和元年度入学者から実施されていない。

⁷ 「法科大学院未修者等選抜ガイドライン」平成29年2月13日（中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会）

⁸ 若手弁護士チューターによる個別指導型ゼミの充実（筑波大学）、アカデミック・アドバイザーによるパートナー制度、入門導入講義等の実施による就学前準備や課外講座の充実など法学未修者サポート体制の再構築（早稲田大学）、個別連絡やF D会場の場を通じた1年次必修科目の授業担当教員間による情報共有（一橋大学）、予習課題の出し方の工夫や授業で扱った内容のダイジェストを授業後に復習用材料として配布（一橋大学）、法学未修者枠合格者を対象とした入学前授業見学会の実施（京都大学）、法学未修者の教育・学修支援パッケージモデルの開発や他大学への発信・提供（神戸大学）。いずれも、令和元年度から5年度の5年間の機能強化構想として評価。

⁹ 平成27年度修了生の司法試験累積合格率（令和2年司法試験まで、募集継続校35校平均）は、法学既修者の74.9%に対し、法学未修者は44.8%にとどまる。また、標準修業年限修了率についても、法学既修者は近年70%台後半で推移している（令和元年度修了生は75.6%）のに対し、法学未修者は50%前後で推移している（令和元年度修了生は50.4%）。

Ⅱ. 検討にあたっての前提と課題

- 本委員会は、法学未修者教育の充実について検討するに当たり、まず前提として現行の「3年を標準とする教育課程」の在り方について改めて確認を行ったところ、以下の意見で一致した。
 - ✓ 法学未修者と法学既修者は司法試験合格率に大きな開きがあるものの、司法制度改革審議会が掲げた「公平性、開放性、多様性の確保」の理念の下、法学未修者と法学既修者を別課程とすることなく、3年課程を標準とする現行制度を維持することが重要である。
 - ✓ 法学未修者として入学した者は、2年次以降は法学既修者と同一課程で学ぶこととなるため、法学既修者と共に学ぶことのできる能力を着実に身につけられるよう、1年次教育や2年次進級の在り方について、具体的な改善策が求められる。

○これを踏まえ、本委員会は大きく3つの問題意識の下、課題を整理し、対応策を検討した。

- ✓ 現状では、法学未修者の多様なバックグラウンドに十分配慮した教育が必ずしもなされていないため、法学未修者の1年次教育について、学修者本位の教育の実現という視点から、積極的に充実させる必要があるのではないか。
- ✓ 法学未修者が2年次から法学既修者と同一課程で学ぶことができるようにするため、1年次教育の成果を、法学への適性や将来の司法試験合格可能性の観点から客観的に把握・評価した上で、2年次に進級できるようにする必要があるのではないか。
- ✓ 法科大学院修了生の活躍は、現時点でも法曹を含む多方面に及ぶものの、法曹以外の分野を含めどのようなキャリアを歩んでいるか必ずしも明らかではない。社会における法的ニーズがますます多様化していることを踏まえ、多様なバックグラウンドを有する修了生が多様なキャリアで活躍できるよう積極的に支援すべきではないか。

- 本委員会で紹介された学生ヒアリングやアンケート結果¹⁰においては、多くの法学未修者に共通する意見として、司法試験合格レベルという水準も分からずに目の前の学修に終始していたことや、予習・授業・復習・自分の学修のバランスの取り方が難しく計画的な学びができなかったことなど、学修方法や学修目標などに対する不安や戸惑いが挙げられている。これらの日々の戸惑いは、「法学部以外の人には必要とされていないと感じた」、「いろいろなバ

¹⁰ 中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会（第100回）資料2 「学ぶ側」からみた法学未修者教育 - 「法科大学院における法学未修者への教育手法に関する調査研究」

ックグラウンドを持っている人の方がむしろ挫折していた」、「孤独で情報がない」など、学修意欲はもとより、法科大学院教育への信頼にも影響していることが浮かび上がっている。多様性のある法曹の養成は、法科大学院創設当時からの理念であり、こうした学修者の率直な声に真摯に向き合うことは重要である。その上で、各法科大学院は、学生が自らの適性に応じた学修ができるよう選択肢を提供し、きめ細かな指導を通じて、それぞれの可能性を最大限に伸長するという学修者本位の教育を実現することが、喫緊の課題である。

- また、これまでの法科大学院改革で、法科大学院の規模の適正化が促され、令和2年度現在、募集継続校は35校、入学定員総数は令和元年度の2,253人が上限とされたこと等を踏まえると、法科大学院は一つの転換期にあると言える。これからの法科大学院教育は、連携や協働によって、共に高め合うフェーズを迎えており、この点は、共通する課題が多い法学未修者教育において特に強調されるべきである。今後は、各法科大学院が有する経験やリソースを法科大学院間で共有するとともに、法曹界とも連携し、法学未修者教育の充実という目標に、共にアプローチすることが期待される。そのことは、結果として、法科大学院全体の教育水準の向上につながるものであるという認識の下、対応策について議論を重ねてきた。

Ⅲ. 課題を踏まえた対応策

1. 学修者本位の教育の実現

法科大学院教育は、法学未修者として、非法学部出身者、社会人経験者に加え、法学部を卒業したが再度十分な学修を望む者など様々な経歴や希望を持つ学生が混在し、法学に関する学識や専門的能力の水準が異なる者が、同一の教育課程において共に学ぶ点に大きな特徴がある。多様な者が混在して学ぶことに関する課題は、既に、「法学未修者教育の充実方策に関する調査検討結果報告」¹¹において指摘されているが、学生によって、自分に適した学修方法、確保できる学修時間、望ましい学修環境などが様々であることから、習熟度の違いを踏まえた上で、個々の学生にとって最適だと考えられる方法を選択できるようにすることが重要である。各法科大学院においては、個々の学生の経歴や実態に即したきめ細かな指導を行い、その可能性を最大限に伸長する、学修者本位の教育を実現することが期待される。

こうした観点から、今期の議論では、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として教育現場に急速に浸透しつつある ICT の活用、多くの法科大学院で活用されている補助教員による学修支援、長期履修などに関し、効果的な在り方について検討を行った。

〔ICT を活用した法学教育の在り方〕

- これまで、法科大学院における ICT の活用に関しては、法科大学院が立地しない地域の居住者や有職社会人が法曹資格を取得するための途を確保すること、地理的制約を超えた法科大学院間の連携による教育の質の向上などのための重要な手段であると指摘されてきた¹²。これらの目的に加えて、今期の議論においては、法学未修者教育においても、学修者本位の教育を実現するという観点から、ICT 活用の新たな可能性が見出された。具体的には、録画教材を活用して学生が自らのペースで学べるようにしたり、講義録画を予習教材とした上で授業の双方向・多方向性を高める、いわゆる「反転授業」を実現したり、さらには、複数の法科大学院が協働で教材を開発・活用することで教育資源を有効活用できるようになるといったものである。
- 現行制度上、法科大学院を含む大学院教育においては、面接授業に相当する十分な教育効果が得られる専攻分野に関して、多様なメディアを高度に利用した授業（遠隔授業）を行うことができるとしており、学部教育と異なり履修上限単位数も定められていない¹³。他方、法科大学院に関しては、平成 29 年 2 月の「法科大学院における ICT（情報通信技術）を活

¹¹ 「法学未修者教育の充実方策に関する調査検討結果報告」平成 24 年 11 月 30 日（中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会法学未修者教育の充実のための検討ワーキング・グループ）

¹² 「法曹養成制度改革の更なる推進について」平成 27 年 6 月 30 日法曹養成制度改革推進会議決定

¹³ 専門職大学院設置基準第 8 条、大学設置基準第 25 条

用した教育の在り方に関する検討結果」¹⁴において、多様な遠隔授業のうち、サテライト方式¹⁵については許容され、モバイル方式¹⁶についても学生側の通信環境に配慮した上で面接受業等との併用により活用し得るが、オンデマンド方式¹⁷については、授業時間外の学修ツールとしては推奨されるものの、双方向・多方向を重視する法科大学院の授業においてはこの方式で単位認定を行うことは望ましくないとされたことを受けて、オンデマンド方式による授業が実践されることはなかった。

- しかし、今般の新型コロナウイルス感染拡大防止対策の中で、法科大学院教育においても、多様な形で ICT が活用されるようになった。これまで法科大学院教育になじまないと思われたオンデマンド方式についても必要に迫られ臨時の手段として活用されることとなったが、実際に活用した大学の関係者からは、オンデマンド方式と双方向・多方向を重視する授業とを両立し得る様々な可能性が示されるに至った¹⁸。特に、法学未修者の場合、動画を途中で止めたり繰り返し視聴したりしながら、自らのペースで学び、知識を定着できるという利点のほか、働きながら通う有職社会人の場合は、時間や場所の制約なく自らの生活スタイルに合わせて学修できるという利点が強調されている。一方で、全ての授業を遠隔授業に置き換えることについては、教員と学生間の信頼関係の構築や学生間の交流、学生の学修状況の把握、厳格な成績評価の実施等の面で多くの課題が生じることも指摘されている。
- 今後は、これまでに各法科大学院で実践され効果を上げてきた教育手法に加え、より本質的な双方向・多方向の教育の実現という観点から ICT を活用する方向を検討することが重要である。文部科学省は、オンデマンド方式を用いた授業に関するこれまでの方針を見直し、法科大学院が行う授業の選択肢の一つとして位置づけ直すことが望ましい。また、オンデマンド方式を活用した授業については、認証評価においても、十分な教育効果を得ることができているかという観点から適切な対応がなされることが望ましい。
- 各法科大学院においては、コロナ禍で明らかになった遠隔授業の成果と課題を検証しつつ、

¹⁴ 「法科大学院における ICT（情報通信技術）を活用した教育の在り方に関する検討結果」平成 29 年 2 月 3 日（法科大学院における ICT（情報通信技術）の活用に関する調査研究協力者会議）

¹⁵ サテライト方式：テレビ会議システム等を用いて、サテライトキャンパスや他大学などの大学施設内において、授業を受講する形態。

¹⁶ モバイル方式：ノートパソコンやタブレット端末等の携帯可能な機器を用いて、授業を実施する教室等以外において、授業を受講する形態。

¹⁷ オンデマンド方式：実施された授業を録画し、一定期間内に録画映像を視聴して授業を受講する形態。

¹⁸ 法科大学院における ICT の活用状況は、同時双方向型による遠隔授業は、従前は、夜間コースを有する一部の法科大学院のみでしか実施されていなかったものの、コロナ禍では約 9 割の法科大学院で実施、約 3 割以上の法科大学院が今後も実施する予定。オンデマンド型動画の配信は、コロナ禍で約 5 割以上の法科大学院が授業として活用、約 6 割以上が欠席者用の補助教材、予復習教材等として活用。（文部科学省令和 2 年度法科大学院関係状況調査より（中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会第 98 回（令和 2 年 9 月 9 日開催）参考資料））

それぞれの教育目標や科目の特性等に応じて、オンデマンド方式を含めた ICT の適切な活用の在り方について検討することが必要である。法学未修者教育の充実の観点からは、オンデマンド方式を活用した予習・復習やそれをもとにした反転授業の導入等によって、多様な学生が自らのペースで基礎的な法律知識を定着させた上で、双方向・多方向の授業に取り組むことができるようになる。また、教員は初学者向けに繰り返し活用できるオンデマンド動画を用意することにより、授業時間内では演習、論文指導などを取り入れ、授業外では個別面談、補助教員との連携等、よりきめ細かな指導に取り組みやすくなると考えられる。また、遠隔授業は、共有や公開が容易であることから、学内 FD、入学予定者向けの模擬授業・導入授業、法科大学院間や法曹コースとの連携など、幅広い活用が期待される。一方で、オンデマンド方式に限らず、ICT を活用する場合には、学修意欲の維持や教職員・学生同士の交流確保の観点から、定期的なスクーリングや補助教員などによる実践的な学修支援などと組み合わせたカリキュラムにするなどの配慮が求められる。

- なお、現在、政府の教育再生実行会議において、対面教育とオンライン教育のハイブリッド化が論点の一つとなっており、これらの議論も参考にしながら、法科大学院における将来的な教育の在り方を模索していくことが重要である¹⁹。また、本委員会では、法科大学院が立地しない地域に居住する法曹志望者や時間的制約の多い有職社会人等に配慮する観点から、新しい教育手法を積極的に活用した法科大学院教育の在り方を検討する必要性について意見があったことも留意する必要がある。

〔補助教員による学修支援〕

- 法学未修者教育においては、学生の学修到達度に即したきめ細かな支援が重要であるため、法科大学院修了生や弁護士等の補助教員²⁰を活用した学修支援が広く行われている。補助教員は、法令上の明確な定義はなく、名称も、アカデミック・アドバイザー、チューター、メンター、学習アドバイザー、TA など様々である。こうした補助教員による支援の内容は各法科大学院によって異なるが、授業の補助や授業外の論文指導といった学修内容のフォローのほか、学修方法や生活面、精神面でのフォローなど多岐にわたる。本委員会で紹介された学生ヒアリングやアンケート結果からも、法科大学院修了生等の補助教員による学修面、生活面、精神面でのフォローは、学生側から総じて高い評価を得ており、こうした支援が法学

¹⁹ 教育再生実行会議高等教育ワーキング・グループ第1回（令和2年9月14日）資料4によると、主な論点として「対面とオンラインとのハイブリッドによる学修者本位の効果的な教育実践と学修の実質化」、「対面とオンラインのハイブリッド化など、ニューノーマルにおける大学教育を実現するための仕組みの構築や環境の整備、質保証の在り方」などが挙げられている。

²⁰ 文部科学省令和2年度法科大学院関係状況調査によると、約9割以上の法科大学院で補助教員等が学生指導に当たっており、授業外におけるゼミの実施等のほか、授業の補助、学習方法や進路についての相談対応などの多様な役割に従事している。（中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会第98回（令和2年9月9日開催）参考資料）

未修者教育を底支えしている面があることが分かる²¹。

- また、令和元年の法令改正において、法科大学院における授業の方法等に関し、事例研究、現地調査、双方向・多方向に行われる討論、質疑応答のほか、論述の能力その他の専門的学識の応用能力を涵養するために必要な方法により授業を行うよう適切に配慮しなければならないことが新たに専門職大学院設置基準に規定された²²。学生ヒアリングやアンケート結果からは、論述などの「書く」学修は、1年次から授業以外の機会も利用して計画的に進めることが重要だとする学生の意見が多く見受けられる。また、「書く」学修は、いわゆるアウトプットであり、「英語で例えると、ずっとリーディングの授業を受けていたのに、試験は全てスピーキングというくらいに差がある」という学生の実感も本委員会では共有された。論述能力の涵養については、司法試験の過去問やそれに類する事例教材も積極的に活用されるべきとされているが²³、司法試験対策に偏重した授業にならないようにするという配慮などから、正課外における補助教員の指導が重要な役割を果たしているケースもある。
- 各法科大学院は、法科大学院修了生である法律実務家等の協力を得て、論述能力の涵養に資する実践的な教育その他の法学未修者に対する学修支援を組織的かつ機能的に取り入れることが望ましい。その際、教育課程全体における補助教員の役割や求められる能力、担当教員との連携、学生への指導方法などについて、各法科大学院で方針を定めた上で、補助教員に協力を求めることが重要である。また、補助教員の多くは、本業の傍らで法科大学院教育に携わっていることから、担当教員との連携や補助教員同士の連携など縦横のつながりが十分に持たれず、補助教員個人に学生指導が任されているといった現状も指摘されていることから、法科大学院執行部や教員と組織的に連携できる仕組みや補助教員同士のつながりを強化するなどの方策も検討される必要がある²⁴。連携に当たっては ICT なども活用し、教員

²¹ 中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会（第 100 回）資料 2 「学ぶ側」からみた法学未修者教育 ―「法科大学院における法学未修者への教育手法に関する調査研究」

²² 専門職大学院設置基準第 20 条の 5

²³ 「法科大学院の教育と司法試験等の連携等に関する法律等の一部を改正する法律等の施行について（通知）」（元文科高第 623 号令和元年 10 月 31 日）では、専門職大学院設置基準第 20 条の 5 に関して、「例えば、論述式の定期考査を実施した上で、その採点結果について答案とともに返却し、学生との質疑応答を通じて、学生が改善点を見だし論述の能力を向上させることなど、多様な方法が考えられ、各法科大学院の創意工夫により行われるべきもの」「司法試験の合格に資するような教育を行うことは、法科大学院の本来の役割」であり、「司法試験の問題であれそれに類する形式の事例教材であれ積極的に活用されるべき」とされている。

²⁴ 「法科大学院における法学未修者への教育手法に関する調査研究成果報告書」（文部科学省平成 30 年度先導的大学改革推進委託事業）47～49 頁で紹介されている好事例。

- ・創価大学法科大学院：「土曜補習」において、補助教員（チューター）同士の縦の連携や教員との組織的・日常的な連携が図られている。
- ・早稲田大学法科大学院：修了者弁護士であるアカデミック・アドバイザーを数十名規模で配置し、その中から数名の代表者を定めて取組全体の運営を協議するとともに、2 ヶ月に 1 回程度法科大学院執行部との協議を実施している。

や補助教員双方の負担にならないような工夫が必要である。

- 文部科学省においては、法学未修者に対する補助教員による学修支援の優れた取組について把握・公表し、「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」において評価することが期待される。また、補助教員が正課の授業のフォローやそれに付随する論述能力の涵養のための学修支援を行う場合の留意事項等を整理し、補助教員による学修支援が法科大学院のカリキュラムの一環として組織的・機能的に行われることが可能となるよう、各法科大学院における創意工夫を促すことが求められる。
- 法科大学院協会には²⁵、関係団体と連携して、補助教員による学修支援の組織的・機能的な活用に関する好事例や運用マニュアルなどの情報について、大学の枠を越えて共有が図れるよう主体的に検討することが期待される。

〔長期履修制度〕

- 長期履修制度は、標準修業年限での修了が困難と認められる学生について、修業年限を超えた期間での計画的な履修を可能とする制度であり、各大学の実情に応じて活用されているが、法科大学院における直近の活用状況をみると、長期履修制度を設けている大学が13校、そのうち実際に制度を利用している学生が存在している大学が7校、利用人数は合計で43人にとどまっている²⁶。また、制度の利用申請は、各学生が行う必要があるが、申請時期が入学試験出願時や入学手続き時に限定されていたり、申請条件が労働や出産・育児などの事情がある場合に限定されていたりするケースもあり、例えば、法学未修者が自らの適性や資質に応じ、1年の教育課程につき、1年を超える期間にわたって履修したいといった事情では活用できない場合もある。しかしながら、現状、法科大学院の1年次から2年次への進級率が6割台にとどまっていることや、今後導入される在学中受験資格を得るためには2年次終了時点までに司法試験科目について所定の学修を終える必要があること等を踏まえると、法学未修者の適性、意欲、能力等に応じて、1年次における学修につき、1年を超える期間にわたって延長することを積極的に認めることが検討される必要がある。

・明治大学法科大学院：正規教員によるクラス担任に加えて、修了者弁護士などからなる教育補助講師の一部を副担任として配置している。

その他、文部科学省令和2年度法科大学院関係調査においては、以下のような工夫例もみられる。

- ・教務委員会等が補助教員のゼミでの指導状況などを把握し必要に応じてフィードバックを行う。
- ・補助教員と担当教員の意見交換会を設定する。
- ・学生への指導基準（司法試験問題の指導基準、入学前合格者や修了生への指導基準など）を補助教員に明確に示す。

²⁵ 法科大学院協会は、法科大学院相互の協力を促進して法科大学院における教育水準の向上を図り、もって優れた法曹を養成し、社会に貢献することを目的として、法科大学院を設置する法人により構成される団体で、平成15年12月に創設された。法科大学院を設置する大学（募集停止校を含む45大学）が会員となっている。（法科大学院協会ホームページより）

²⁶ 文部科学省令和2年度法科大学院関係状況調査より（中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会第98回（令和2年9月9日開催）参考資料）

- 各法科大学院においては、多様な学修計画の選択肢を提供するために、長期履修制度について、学生の適性に応じた活用を認めることや、1年を超える履修期間の延長、入学直後だけでなく1年次終了時²⁷など一定の学修経験を経たタイミングで長期履修に切り替えることを認めるなど、より柔軟に活用すべきである²⁸。その際は、奨学金制度の適切な運用にも配慮することが重要である²⁹。

²⁷ 共通到達度確認試験の結果を踏まえて判断することも考えられる。

²⁸ 長期履修制度利用者の平均履修期間は、筑波大学、九州大学、日本大学、関西大学が4年、琉球大学、駒澤大学、福岡大学が5年となっている。また、例えば筑波大学では、1年次終了時に制度利用の申請を認めている。（文部科学省令和2年度法科大学院関係状況調査より（中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会第98回（令和2年9月9日開催）参考資料））

²⁹ （独）日本学生支援機構奨学金の貸与期間は、第一種（無利子）奨学金（月額5万円／8.8万円）については標準修業年限期間までであるが、第二種（有利子）奨学金（月額最大22万円）については長期履修課程の修業年限の終期までとなっている。

2. 社会人学生等の実態に配慮した学修体制

「1. 学修者本位の教育の実現」では、多様な経歴や知識・能力を持つ学生が学ぶ状況において、法学未修者が学びやすい環境づくりのための対応等について述べてきた。こうした法学未修者の中には、既に、非法学部での学びや社会人経験等を通じて様々な分野の知識や経験を有し、それらの専門性を強みとして、さらに法学の知識と実践力を身につけるために法科大学院に進学する者もいる。こうした学生は、法律に関しては基本的に初学者であるため、1年次における法律基本科目の効率的な学修、学修意欲の継続、有職者については十分な学修時間の確保などが切実な問題となっており、1. で掲げた対応策にとどまらない方策が必要と考えられる。

したがって、本項では、法学未修者の中でも、非法学部出身者、社会人経験者を念頭において対応をまとめている。特に有職社会人については、法科大学院の教育に当てられる時間が限られているなど、カリキュラム設定や学修指導において、固有の課題を抱えている現状が明らかになっており³⁰、そうした点に特に配慮した学修体制や学修支援が必要である。

〔ICTを活用した法学教育の在り方〕

- 働きながら法科大学院に通う場合は、時間的・場所的制約から、平日夜間と週末を中心に授業時間が設定される夜間主コースを選ぶ場合がある。この場合、残業、出張、業務上の繁忙期などにより、学生本人がいかに努力しても、予期せぬ遅刻や欠席が生じてしまうというのが実態である³¹。1. で既述したように、ICTの活用は、こうした有職社会人のほか、法科大学院が立地しない地域の居住者が法曹資格を取得するための途を確保するために重要な手段であり、有職社会人が学ぶ法科大学院においては、学生が自らのペースで学修できるよう、オンデマンド方式も活用した学修者本位のカリキュラムの提供が望まれる。
- 他方、有職社会人の中には、学修に専念する時間と環境を確保し、仕事と両立して、計画的に学修を継続することに苦心している者もいるとの意見があった。各法科大学院においては、ICTの活用と定期的なスクーリングや補助教員などによる実践的な学修支援などを組み合わせたカリキュラムとし、学生それぞれが学修意欲を維持するとともに、教職員や学生同士の交流が適度に確保できるようにすることにも配慮する必要がある。
- なお、本委員会においては、オンデマンド方式の活用に当たっては、教育目標や科目の特性等に応じた工夫が必要という議論がなされた。具体的には、法律基本科目においては、より本質的な双方向・多方向の授業を実現し、教育の質の向上に資する手段としてオンデマンド方式の活用が考えられるところであるが、このほかにも、とりわけ非法学部出身者や社会人経験者の場合、例えば隣接科目や展開・先端科目の一部の授業をオンデマンド方式とし、評

³⁰中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会（第100回）資料1 社会人学生の現状および社会人・他学部出身者の法学未修者教育の改革可能性について（筑波大学法科大学院報告メモ）

³¹ 同上

価をレポートで行うような授業も実施可能ではないかとの意見があった³²。こうした点を含め、各法科大学院の実情に応じた十分な検討が求められる。

〔長期履修制度〕

- 長期履修制度については、1. で既述したとおりであるが、有職社会人は、業務の状況、異動、転勤などにより、本人の意思にかかわらず、休学や退学をせざるを得ない場合も多いことから、とりわけ、長期履修制度の柔軟な活用が望まれる。有職社会人は、学修に費やせる時間などが学生ごとに様々であることから、本委員会でも、短期間での集中した学修を希望する学生もいれば、自分のペースを重視し3年という期間に縛られずに学修するスタイルが向いている学生もいるのではないかという意見があった。学生が自らの状況や適性に合った学修スタイルを選べるように、複数の選択肢を用意しておくことが重要であるという点について意見は一致しており、各法科大学院は、長期履修制度について、1年を超える履修期間の延長や、1年次終了時など一定の学修経験を経たタイミングで長期履修に切り替えることを認めるなど、柔軟な活用を期待したい。

〔入学前の学修機会の提供〕

- 法学未修者は、2年次から法学既修者と同一の教育課程で学ぶため、1年間の学修で法学既修者と共に学べる程度の基礎的な法学に関する知識・能力を身につける必要がある。しかし、現実には、2年次への進級率は6割台にとどまる上、最終的な司法試験合格率（累積合格率）についても法学既修者とは大きな乖離がある。こうした状況への改善策の一つとして、法学未修者の法律基本科目の学修を充実する観点から、履修単位数上限を年間最大44単位まで引き上げることを可能としているが、実際には、学生への過度の負担が生じる懸念等からあまり活用されていない³³。
- 本委員会で紹介された学生ヒアリングやアンケート結果からも、法学を初めて学ぶ非法学部出身者などは、入学当初、法律用語の意味が分からず、外国語のように感じたり、条文、判

³² オンデマンド方式による場合も、毎回の授業の実施に当たっては、教員や指導補助者が授業の終了後すみやかにインターネットその他の適切な方法を利用することにより、設問解答、添削指導、質疑応答等による十分な指導を併せ行うことや、当該授業に関する学生等の意見の交換の機会が確保されていることが必要である（平成13年文部科学省告示第51号）。コロナ禍で急遽取り入れられたオンデマンド方式の授業は、有職社会人等にとっては利便性が高かった一方、学修効果の面では工夫の余地があるといった意見もあった（中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会（第100回）資料1 社会人学生の現状および社会人・他学部出身者の法学未修者教育の改革可能性について（筑波大学法科大学院報告メモ））。

³³ 「法学未修者に対する法律基本科目の指導の充実について（通知）」（26文科高第393号平成26年8月11日）。当該通知に基づき、法学未修者の履修単位数の上限を36単位から44単位を上限として拡大している法科大学院は19校（35校中）のみ。上限44単位まで引き上げているのはわずか4校。（文部科学省令和2年度法科大学院関係状況調査より（中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会第98回（令和2年9月9日開催）参考資料））

例の読み方、基本書の選び方、読み方など教科内容以前のことが分からない状況にあったりする者が少なくないと考えられる³⁴。また、法学未修者の中には、教育を受けてもなお、法的な考え方や議論になかなかなじめない学生が一部存在するという意見も依然として少なくない。

- この点、法学を初めて学ぼうとする者にとっては、進学を志望した段階や、入学者選抜に合格したあと実際に入学する前の段階で、入学後の教育内容や修了後の進路を見通し、入学後の法律基本科目の学びに余裕が生まれるように備えること、あるいは、自らの法学への適性のある程度見極められる機会が提供されることは有意義である。
- こうした問題意識から、現在、多くの法科大学院が入学前の期間を活用している。入学予定者に対する導入的な教育としては、憲法・民法・刑法等の法律基本科目のガイダンスの実施、直近の司法試験合格者による体験談の提供、法曹三者による仕事内容の紹介、補助教員等による個別相談など、各法科大学院の実情に応じて様々に創意工夫されている。
- 法学への適性の把握という観点からは、例えば、法科大学院の講義の「お試し受講」の後、講義内容の理解度の確認を行い、結果を本人にフィードバックするような取組も考えられる³⁵。また、ICTの活用³⁶は、遠方の地域から入学する者や時間的制約のある有職社会人などにもこうした機会提供の可能性を広げるものである。
- 各法科大学院が入学前の学修機会を提供するに当たっては、1年次の教育目標、カリキュラム、学修到達度を十分踏まえ、1年次の学修に円滑に移行できるようにすることが重要である。なお、入学前の学修は、入学予定者に有効な学修の選択肢を幅広く提供するという、あくまで学修者本位のものであり、例えば、全ての入学予定者に対し受講を必須とするなど、事実上入学後のカリキュラムの一部を前倒しするというような内容や方法は適切ではない。
- また、法学未修者であっても、自らの意思と選択によって、入学前に科目等履修生として法律基本科目等を学び、単位を取得することも制度上可能であり、この場合、大学院において科目等履修生として履修したものであれば、各法科大学院の判断により、入学前既修得単位として認定することが可能である³⁷。
- 文部科学省は、法学未修者に対する入学前の導入教育に関する優れた取組について把握・公表することや、「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」において積極的に評価することなどが期待される。

〔法律基本科目の学修に注力できるような工夫〕

- 法学未修者が法律基本科目に注力して学ぶための一つの対応として、入学時に十分な実務

³⁴ 中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会（第100回）資料2 「学ぶ側」からみた法学未修者教育 ―「法科大学院における法学未修者への教育手法に関する調査研究」

³⁵ 後藤昭「お試し受講プログラムの経験」（法曹養成と臨床教育11号（2019年）160頁）

³⁶ ICTの活用については、入学前は、まだ学生でないことから学内の学修支援システム(LMS)が使えないため、入学前の者の学修環境の整備等も、併せて検討する必要がある。

³⁷ 専門職大学院設置基準第22条

経験等を有する者については、大学が適当と認める場合には、当該実務経験に相当する展開・先端科目に代わり、法律基本科目を履修することを可能としている³⁸。しかし、実際にこの仕組みが活用された事例はほとんどなく、その理由としては、特定分野での実務経験を有する場合、むしろ、当該分野を展開・先端科目として積極的に履修し、強みとしたいと考える者が多いことや、法科大学院が「十分な実務経験」をどのように確認すべきか判断しづらいといったことが挙げられている。

- また、一定の実務経験をもって展開・先端科目に代わり法律基本科目を履修する場合、それらの学生が追加的に履修可能な法律基本科目の授業を開講することは容易ではないという実態があり、例えば、有職社会人が多く在籍する夜間主コース等からは、学生が有する実務経験はその分野における知識や能力の証でもあることから、法律基本科目への振替えではなく、展開・先端科目の履修を免除することが適当ではないかとの意見もある。
- 他方、法学系以外の学部出身者については、入学時点で、既に、隣接科目で修得することが期待される能力を有していると認められることから、基礎法学・隣接科目群の履修の在り方を再検討することが適当との意見もある。
- こうした点については、今後も、実態を十分に把握・検証することが重要であり、文部科学省及び各法科大学院においては、学修者本位の観点から、有職社会人はもとより、非法学部出身者や社会人経験者が有する多様な経験や知識・能力を法科大学院教育で評価する手法を検討し、法律基本科目の学修に注力できる環境を整えることが望ましい。

³⁸ 「法学未修者に対する法律基本科目の指導の充実について（通知）」（26 文科高第 393 号平成 26 年 8 月 11 日）。

3. 効果的・効率的な学修に向けた法科大学院間の協働

法科大学院教育の充実については、これまで実態を踏まえながら制度を改め、それぞれの法科大学院の取組を充実することで改善を進めてきた。こうした視点は今後も重要であるが、今回、法学未修者に焦点をあてて学修者本位の教育を実現する観点から議論を行ってきた点を踏まえると、法科大学院それぞれの取組を促すだけではなく、共通の課題として全体で取り組んでいくことが効果的・効率的な方策もあることが改めて認識された。個々の法科大学院では予算、時間、人的資源などに限りがあるが、法科大学院が連携、協働することにより、全体で学修者本位の学修環境を提供することが可能になることは重要である。

特に、ICT を活用した先進的な取組などは、複数の法科大学院が連携してある程度の規模で行うことで、リソースやノウハウを有効活用し、より効果の高い継続的な取組につなげることが可能と考えられる。こうした法科大学院間の協働は、例えば、複数の法科大学院における合同のゼミやスクーリングなど法科大学院を越えた学生交流の活性化や、学生が自校に閉じることなく広い世界で切磋琢磨できる環境の提供などにもつながっていくものである。

また、質・量ともに豊かなプロフェッションの養成という観点からは、法科大学院間の協働はもとより法曹界とも連携して、法学未修者教育の充実に向けて取り組むことが期待される。

〔法学未修者教育についての継続的な検討〕

- 法学未修者教育の充実がなかなか目に見える成果に結びつかない原因の一つとして、法科大学院間で十分な連携や協力がいないことが本委員会でもたびたび指摘されており、法科大学院間の差が大きいのが現状である。
- 法学未修者教育は全ての法科大学院で行われており、直面する課題には共通するものも多いため、各法科大学院が協働し、互いに切磋琢磨することが期待される。この点、法学未修者が初期段階で身につけるべき事項に関する、いわゆる導入的な講義の動画の在り方やその共有などは、法学未修者に適した教育の在り方を、各法科大学院の教員及び法律実務家がともに議論し、高め合っていくための大きなきっかけとなり得るものであろう。本委員会で提案された導入的な講義の動画³⁹においては、法学未修者が早期に習得すべき、法的思考の流れ、条文の読み方、学説・判例を学ぶ意義や判例の読み方、法律問題の解決の流れ、民事法科目を学ぶ意義などが端的にまとめられている。この動画に関しては、初学者に対して法学の全体像を分かりやすく教授する内容であり効果的であること、目標を共にする法科大学院間で共有が可能であること、動画による知識のインプットをもとに双方向の講義がより深まること、この点は法学既修者にとっても新たな教育手法となること、入学前の法科大学院志願者に対する情報提供にもなり得ることなど、好意的な意見が多く挙げられた。
- まずは、法科大学院協会を中心として、法学未修者教育の課題、方策、今後の在り方について

³⁹ 中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会（第99回）資料1 未修者向け導入講座動画サンプルに関する補足説明（酒井委員発表資料）

て継続的に議論する場（協働プラットフォーム）を設けることが求められる。教育内容、教育方法（ICT 活用を含む）、補助教員等の活用など幅広い分野について、法律実務家の協力も得ながら、各法科大学院からの教育コンテンツ・手法の収集、精査、共有、教員や補助教員の FD の活性化などを行い、各法科大学院における法学未修者教育の充実を促し、併せて全国的な教育水準の底上げを目指していくことが期待される⁴⁰。また、ICT の活用により、法科大学院間で、日常的に、法学未修者の課題について意見交換したり、学生間や学生と修了生との間で情報交換をしたり、お互いに切磋琢磨するような関係を築くことも有効である。

⁴⁰ 法科大学院協会では、令和 2 年 12 月の法科大学院協会総会で、カリキュラム検討委員会の下に小委員会を新設し、憲法、民法、刑法を中心に、法学未修者の法律基本科目（基礎科目）の授業の在り方について、会員校間での好事例の共有やガイドラインの策定に向けた検討を開始している。

4. 共通到達度確認試験を活用した学修の充実・改善

法学未修者が2年次から法学既修者と共に学び、高め合っていくことができるようにするため、1年次終了時点で獲得しておくべき知識や能力の基準を明確にし、それらが身についたかどうかを客観的に確認するとともに、学生自身が1年次終了時点での自らの学修進度を見直し、その先の学修の充実・改善に役立てられるようにすることが重要である。

共通到達度確認試験は、各法科大学院が全国共通の試験結果を通じて客観的に進級判定を行うことができるよう、平成26年度から5回の試行を重ね、令和元年度から本格実施された⁴¹。現在、全ての法科大学院で2年次への進級判定の一材料として活用されているものの、法科大学院ごとに進級判定基準は異なっている。例えば、共通到達度確認試験の全国上位80%以内とする法科大学院もあれば全国平均以上とする法科大学院もあり、また、正答率〇%以上という基準を設けている法科大学院もある。これらがどのような根拠に基づいて設定されたのかは必ずしも明らかではない⁴²。また、共通到達度確認試験を通して、学生の到達度や理解度を分析し、各科目の授業の見直し、教材開発、FD、学生の個別指導などに活かしていくことも有効かつ重要であり、そうした活用も促していく必要がある。

〔共通到達度確認試験の今後の活用方策〕

- これまでの共通到達度確認試験の試行試験の結果を分析すると、司法試験（短答式試験）の得点率と一定の相関関係があり⁴³、共通到達度確認試験の結果から司法試験合格（不合格）の可能性を統計的に予見することができる。文部科学省は、今後も、共通到達度確認試験の結果と司法試験（短答式試験）結果の相関分析を適切に実施し、公表することが求められる。
- 各法科大学院においては、共通到達度確認試験結果をもとに、1年次教育の成果を分析・検証するとともに、学生が2年次以降の学修目標を明確にもって進級できるよう、学修・進路指導の充実を図ることが重要である。また、進級判定は、共通到達度確認試験と司法試験（短答式試験）の結果の全国的な相関分析結果も踏まえつつ、客観的に行うことが求められる。進級判定基準の妥当性や試験結果を踏まえた教育改善については、認証評価においても、各

⁴¹ 法学未修者の教育の質の保証の観点から、各法科大学院が客観的に進級判定を行い、学生に対する学修・進路指導の充実を図る基礎として、また、学生自身においても全国レベルでの比較の下で自己の学修到達度を自ら把握し、学修の進め方等を見直すことを可能とすると趣旨の下、憲法、民法、刑法の3科目について短答式（正誤式、多肢選択式）で実施。

⁴² 共通到達度確認試験の結果を進級判定として活用する場合、その基準の設定の仕方は、各科目の成績の上位〇%、下位〇%、全国平均点以上、正答率〇%以上とするなど、各法科大学院によって様々である（中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会第98回（令和2年9月9日開催）資料3-1）。

⁴³ 平成27年度から29年度に共通到達度確認試験を受けた学生の同試験の得点率と、当該者が受けた司法試験短答式試験の得点率の関係を分析したところ、憲法、民法、刑法のいずれの科目においても、相関係数が0.38～0.48程度あり、一定の相関関係があることが分かっている。（中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会第97回（令和2年7月7日開催）資料3別添資料8より）

法科大学院の実績に照らして客観的に分析・改善が行われているかという観点から検証されることが望ましい。

- 共通到達度確認試験管理委員会⁴⁴においては、引き続き、同試験の問題の内容や水準等について検証されたい。本委員会としても、その検証結果を踏まえ、法学未修者教育の充実の観点から、共通到達度確認試験の中長期的な在り方について、継続的に検討していくこととする。

⁴⁴ 共通到達度確認試験は、共通到達度確認試験管理委員会が実施主体となっている。同管理委員会は、法科大学院協会と公益財団法人日弁連法務研究財団から組織されるものである。

5. 法科大学院修了生のキャリアパスの多様化

法科大学院は、法曹養成制度の中核を担う機関として、これまで多くの修了生を輩出してきた。グローバル化のさらなる進展、産業・ビジネスモデルの転換、地域共生社会の実現等を受けて、社会構造がますます複雑高度化、多様化する時代にあっては、法曹が社会的に果たす役割は極めて重要である。例えば、昨今のデジタル化の急速な拡大や新型コロナウイルスの蔓延がもたらした社会情勢についても、これらが有する法的問題に向き合い、解決への道筋をつけ、中長期的な社会変革を促すためには、従来の法曹の枠を超え、多様なバックグラウンドを強みとした法律の専門家が求められる。こうした理念は、平成13年の司法制度改革審議会意見書⁴⁵においても掲げられており、法科大学院教育に携わる者は、この理念の重要性を改めて確認する必要がある。

法学未修者が法学を学ぶ必要性を感じるきっかけは様々であり、それぞれ目標を掲げて法科大学院に進学する。各法科大学院は、そうした一人一人のキャリアプランを尊重・支援するとともに、法曹はもちろんのこと、民間企業、自治体、公益団体、国際機関等の職域も含めて、法科大学院修了生の活躍先と積極的に連携し、修了生を送り出すことが求められている。法科大学院教育の成果を幅広く社会に還元することは、新たな法曹志望者の増加にもつながり、それは結果として、質・量ともに豊かなプロフェッションの養成の実現につながる。

〔法科大学院教育の成果の社会還元〕

- 法科大学院修了資格で司法試験に合格して法曹で活躍する者は年々増加しており、令和元年司法試験までに法科大学院修了資格で合格した者は約2万3,000人に達している⁴⁶。令和2年4月現在の弁護士登録者数が約4万2,000人であることを考えると⁴⁷、法科大学院が法曹養成制度の中核を担っていることは、紛れもない事実である。また、法曹の活動領域は、ますます拡大しており、国、地方自治体、企業、海外分野など、多様な分野に広がっている。近年は、現行の法規制を超えた事態への対処、例えば、ELSI⁴⁸、すなわち、最先端の科学技術（例えば、ゲノム解析やドローン技術等）が社会実装される段階でいかに法的、倫理的な基盤を整備するかなど、新たな社会課題への積極的な対応も必要である。グローバル化のさらなる進展により、外国の弁護士資格も併せて取得してグローバルな企業で活躍したり、法整備支援に携わったりするといった社会的ニーズも高まっている。また、格差の広がり等も

⁴⁵ 「司法制度改革審議会意見書—21世紀の日本を支える司法制度—」平成13年6月12日司法制度改革審議会3～13頁

⁴⁶ 法曹養成制度改革連絡協議会（第14回）【法務省提出資料】資料1-16

なお、司法試験予備試験合格の資格に基づく司法試験合格者で、最終学歴が法科大学院修了、法科大学院在学中又は法科大学院中退の者（注）は、令和元年司法試験までで累計768人に達している（司法試験予備試験合格の資格に基づく受験者が司法試験の受験を開始した平成24年以降の総数）。

（注）司法試験出願時における出願者の自己申告によるもの

⁴⁷ 法曹養成制度改革連絡協議会（第14回）【法務省提出資料】資料1-17

⁴⁸ 倫理的・法的・社会的課題（Ethical, Legal and Social Issues）

社会問題化している中、司法と福祉の連携を強化した司法ソーシャルワークの重要性も指摘されるなど、法曹に期待される役割は、多様な広がりを見せている。

- このような状況を踏まえ、法科大学院修了生は、法曹以外にも含めて多様な分野で活躍している。文部科学省の調査⁴⁹によれば、修了生の就職先の約5割が法律事務所であるのに対し、公的機関や民間企業は合わせて約4割に及ぶ。こうした就職先における法科大学院修了生に対する評価は高く、特に、修了生の危機管理・法的リスクへの対応力、業務上の法的問題の処理能力、コンプライアンスに関する対応力、外部との戦略的な交渉力などが期待されている。また、法曹資格の有無に関わらず法科大学院修了生を採用したいと考える企業が増加傾向にあり⁵⁰、実際、法曹資格を有しない修了生の7割以上が公的機関や民間企業に就職している⁵¹。民間企業において、将来的に戦略事業、経営企画等の企業の中核的役割を担う人材となることを期待し、法科大学院修了生を採用する背景には、経営法務人材と呼ばれるような、法令全般の基礎的な知識に加え、ビジネス上の分析力、交渉力、ITリテラシースキル等を有し、企業内プロフェッションとして組織と専門性の二重のコミットメントができる人材へのニーズの高まりがある⁵²。
- こうした社会の動向を踏まえ、文部科学省や各法科大学院は、関係企業や公的機関などと積極的に連携し、修了生を多様な分野に送り出し、法科大学院教育の成果を社会還元することが求められる。各法科大学院は、最先端の法的問題に取り組む法曹を輩出することはもとより、法曹にとどまらず民間企業等を含めた多様な修了生採用ニーズを積極的に把握・開拓し、在学生や修了生のみならず、潜在的な法曹志望者に対して的確に情報提供することが期待される。

〔修了生の多様なキャリアに関する広報〕

- 法学未修者の中には、医療、福祉、教育、金融、行政事務等、社会人としての経験の中で様々な課題に直面しつつ、それを法律的に解決・予防したいという意欲を持って法科大学院に入学する者も多い。本委員会においても、多方面で活躍する法学未修者として、例えば、一級建築士から不動産や建築事件で活躍する弁護士となった者、航空宇宙工学研究から宇宙ビジネスの法的支援や特許関係で活躍する弁護士となった者、自らが続けてきたスポーツでの経

⁴⁹ 「法科大学院修了生の活動状況に関する実態調査」（文部科学省平成28年度先導的大学改革推進委託事業）132、166～171頁、中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会（第98回）資料4

⁵⁰ 企業の法務担当者の採用（配属）の方針において、（法曹資格の有無に関わらず）法科大学院修了生を採用したいと考える企業の割合は、8.8%（平成22年）から24.4%（平成27年）に増加している。（「会社法務部第11次実態調査の分析報告」平成28年9月（株）商事法務107頁）

⁵¹ 「法科大学院修了生の活動状況に関する実態調査」（文部科学省平成28年度先導的大学改革推進委託事業）166～171頁、中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会（第98回）資料4

⁵² 「国際競争力強化に向けた日本企業の法務機能の在り方研究会報告書」令和元年11月経済産業省。このほか、令和2年5月、国際標準化機構(ISO)から、法的リスク管理の標準規格であるISO31022が発行された。今後、企業等においては、法令・コンプライアンスの順守に加え、知的財産、海外訴訟、M&A等、より高度で戦略的な法務への対応を含めた法的リスク管理が求められる。

験をもとに、スポーツ分野で活躍する弁護士となった者、さらには法曹資格を有さずとも金融機関の商品開発等で法的素養を活かし活躍する者などが紹介された⁵³。

- こうした多彩なキャリアストーリーは、法曹の魅力を広く社会に発信できるとともに、潜在的な法曹志望者の増加にもつながるものであり、文部科学省や各法科大学院をはじめとする法科大学院関係者が連携・協力し、積極的に広報活動を行う必要がある。

〔法科大学院の学びの成果の積極的な発信〕

- 令和元年の法令改正により、法科大学院における教育の充実及び将来の法曹としての適性を有する多様な入学者確保に資するために、法科大学院の教育課程、成績評価の在り方、修了者の進路状況などについて、各法科大学院が公表することが規定された⁵⁴。現状では、法学未修者の進路については、「司法試験合格」、「受験勉強中」のほかに、「不明」という割合が高く、その割合は修了後1年目で約28%、修了後5年目で約46%となっている⁵⁵。法学未修者の司法試験累積合格率⁵⁶が5割に満たない中、最終的に司法試験に合格できなかった修了生については大学としてその後の進路状況を捕捉しにくい面があることも事実であるが、一方で、法科大学院での学修成果としての修了生の進路を把握することは大学の責務であると同時に、法科大学院修了そのものが社会的に評価されていることを踏まえれば、各法科大学院は、法曹資格の有無に関わらず修了生の進路を把握し、支援することが求められる。
- 法定事項の公表については、認証評価においても確認されることとなるが、各法科大学院においては、単に最低限の情報を公表するにとどまらず、潜在的な法曹志望者のもとより広く社会に対し、法科大学院の存在意義や成果にかかる情報を積極的かつ幅広く提供することが期待される。とりわけ、修了者の進路状況については、司法試験合格実績の数値のみならず、法曹以外の就職先の情報も発信することが重要であるほか、学修の成果についても、就職後にこそ活かされる（司法試験科目にとどまらない）法科大学院ならではの学びの成果について、例えば修了生が自ら語る声を通して発信するなどの工夫が期待される。

⁵³ 中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会（第98回）資料4

⁵⁴ 法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律第5条

⁵⁵ 文部科学省令和元年度法科大学院関係状況調査（中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会第97回（令和2年7月7日開催）資料3別添10）

⁵⁶ 平成27年修了生の司法試験累積合格率（令和2年司法試験まで、募集継続校35校平均）

IV. 今後のさらなる検討課題

- 各法科大学院及び関係機関においては、法学未修者教育の充実に係る今期の議論を受け止め、それぞれが置かれた現状を十分に分析・把握した上で、必要な改善に取り組むことを期待したい。その際、鍵となるのは、これまで繰り返し述べてきたとおり、学修者本位の教育の実現と、法科大学院間の連携・協働による全体の教育水準の向上である。一人一人異なる強みを持つ法学未修者の声に耳を傾けながら、それぞれの法科大学院が持つ知見やノウハウを結集して、ポストコロナという新たな日常に向かう今こそ、改めて「公平性、開放性、多様性の確保」を旨とする法曹養成プロセスに立ち返り、改善を継続していく必要がある。
- 本委員会としても、今回示した対応策について、随時、進捗の確認と成果の検証を行うとともに、今期十分に議論を深めるに至らなかった以下の事項については、引き続き、継続的に検討することとしたい。
 - ・ **ポストコロナ期における ICT を活用した法学教育の在り方について**
 - ・ **非法学部出身者や社会人経験者が有する多様な知識・能力や経験を踏まえた法科大学院教育の在り方について**
 - ・ **夜間主コースをはじめとする、有職社会人にとって学びやすい学修環境の在り方について**
 - ・ **法曹志望や法科大学院進学への意欲・関心を高める取組や適性を踏まえた入学の在り方について**
 - ・ **1年次教育と法曹コースの教育の連携の在り方について**

法科大学院をめぐる現状

- 一連の改革により、募集継続校は**35校**、入学定員総数は**2,253人**と、**規模が適正化**。R2年度からの定員管理により、司法試験合格までの予測可能性を高める。
- 法学部3年(法曹コース)+法科大学院2年のプロセスを幹とする**5年一貫教育制度の創設と司法試験の在学中受験資格の導入**により、学生の時間的・経済的負担を軽減。
- 法学未修者**については、入学者全体に占める**社会人・非法学部出身者が減少**(各2割未満)。**司法試験合格率も法学既修者との差が顕著**(累積合格率は、既修者74.9%に対し、未修者44.8%)であり、**さらなる対応が必要**。
- 人生100年時代、デジタル化、ポストコロナ社会では、多様な法的サービスの提供が求められ、**幅広い知見を有する法律人材の量的・質的ニーズが増加**。

法学未修者教育の充実に向けた課題

- 法学未修者(非法学部出身者、社会人経験者、有職社会人等)は、自分に適した学修方法や確保できる学修時間などが様々。
- 習熟度の違い等を踏まえた上で、**複数の選択肢を用意し、個々の学生にとって最適と考えられる方法を選択**できるような学修環境を提供することが重要。

多様な経歴や能力に配慮した学修者本位の教育の実現

- 法学未修者教育の課題は法科大学院に共通する課題が多い。
- 各法科大学院が有する経験やノウハウ等を共有し、法学未修者教育の充実とともに取り組むことが期待される。

法科大学院間の協働による全体の教育水準の向上

課題を踏まえた5つの対応策

1 学修者本位の教育の実現

- コロナ禍での実績を踏まえ、より本質的な双方向・多方向の教育の実現に向けて、科目の特性や学修者の状況に応じて、**オンデマンド方式を含めたICT(遠隔授業)**を適切に活用。

【メリット】 時間や場所の制約なく**自らのペースで繰り返し視聴**が可能

オンデマンド方式の予復習をもとにした**反転授業**で、より本質的な双方向・多方向の授業を実現

共有や公開が容易なため、**入学予定者向けの模擬授業・導入授業、学内FD**など、幅広い活用が可能

一方で、ICTを活用する際には、**学修意欲を維持**したり、**教職員・学生同士の交流を確保**したりする工夫が必要。

- 補助教員**(修了生や法律実務家等)による**授業フォローや論述指導を一層促進**し、**学修面・生活面・精神面で学生支援**を実施。文部科学省は、補助教員の学修支援がカリキュラムの一環として組織的・機能的に行われるよう留意事項を整理。
- 学生の希望に応じ、**長期履修制度**などを柔軟に活用し、**多様な学修計画の選択肢**を提供。

2 社会人学生等の実態に配慮した学修体制

- 法学未修者の中でも、特に**非法学部出身者、社会人経験者、有職社会人**に配慮した学修環境を整えることが必要。
- 有職社会人や法科大学院が立地しない地域の居住者の学修をより充実させるため、**ICT(オンデマンド方式)を活用**。
- 非法学部出身者等の初学者向けに**、法律基本科目のガイダンス、司法試験合格者の体験談、法曹三者による仕事紹介など、**入学前の多様な学修機会を提供**。また、科目等履修生として入学前に取得した単位を既修得認定することも可能。
- 法律基本科目の学修に注力できる環境**を整備するため、**入学前の実務経験や法学以外の知識・能力の評価手法を検討**。

3 効果的・効率的な学修に向けた法科大学院間の協働

- 法科大学院協会を中心として、法学未修者教育の課題、方策等を**継続的に議論する場(協働プラットフォーム)**を設置。
- 法学未修者に適した**教育内容・手法の共有・開発**のほか、**補助教員の活用、FD・SDの活性化**等について、法科大学院間で協働することにより、**法学未修者教育の全体の教育水準の向上**を目指す。

4 共通到達度確認試験を活用した学修の充実・改善

- 全国共通の試験結果をもとに、1年次教育の成果分析を通じた**学修・進路指導を充実**する。
- 各法科大学院における客観的な進級判定の一材料として、引き続き、適切に活用する。

5 法科大学院修了生のキャリアパスの多様化

- 社会ニーズの高まる多様な領域(技術革新への対応、グローバル・ローカルの諸課題への対応等)において多数の法科大学院修了生が活躍し、**法科大学院教育の成果を広く社会に還元**できるよう、**キャリアパスの開拓、就職先機関との連携、的確な情報提供・発信**等を行う。**法科大学院修了生の幅広い進路を把握し、発信**することが重要。

今後のさらなる検討課題

上記の対応策の進捗確認と成果検証を行いつつ、引き続き検討

◆ICTを活用した法学教育の在り方

◆法曹志望や法科大学院進学への意欲・関心を高める取り組みや適性を踏まえた入学の在り方

◆非法学部出身者・社会人経験者が有する多様な知識・能力や経験を踏まえた法科大学院教育の在り方

◆夜間主コースをはじめとする有職社会人の学修環境の在り方

◆1年次教育と法曹コースの教育の連携の在り方

参考資料

入学者選抜状況

- ①志願者数・入学定員数・入学者数・入学定員充足率の推移……………29
- ②入学者数の推移（社会人経験者）……………29
- ③入学者数の推移（非法学部出身者）……………30

修了認定状況

- ④標準修業年限修了者数・修了率の推移……………30
- ⑤進級率の推移（未修1年次から2年次への進級率）……………31

司法試験合格状況

- ⑥司法試験合格率のこれまでの推移……………31
- ⑦司法試験合格者数のこれまでの推移……………32
- ⑧司法試験合格率の推移（単年度）（未修／既修、法学部／非法学部別）……………32
- ⑨司法試験合格率の推移（修了直後）（未修／既修別）……………33
- ⑩司法試験累積合格率（未修／既修別）……………33

未修者教育の充実

- ⑪法学未修者教育に関するこれまでの議論の経緯……………34
- ⑫法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム（未修者教育の改善充実に資する取組）……………35

ICTを活用した法学教育

- ⑬法科大学院におけるICT活用 関連条文……………35
- ⑭法科大学院におけるICT（情報通信技術）を活用した教育の在り方に関する検討結果
＜概要＞……………36
- ⑮法科大学院におけるICTの活用状況 令和2年度法科大学院関係状況調査より……………37

補助教員による学修支援

- ⑯補助教員による学修支援 令和2年度法科大学院関係状況調査より……………37
- ⑰補助教員による学修支援（好事例）……………38

長期履修制度

- ⑱長期履修制度 令和２年度法科大学院関係状況調査より……………38
- ⑲各大学の長期履修制度の取組例……………39

入学前の学修機会の提供

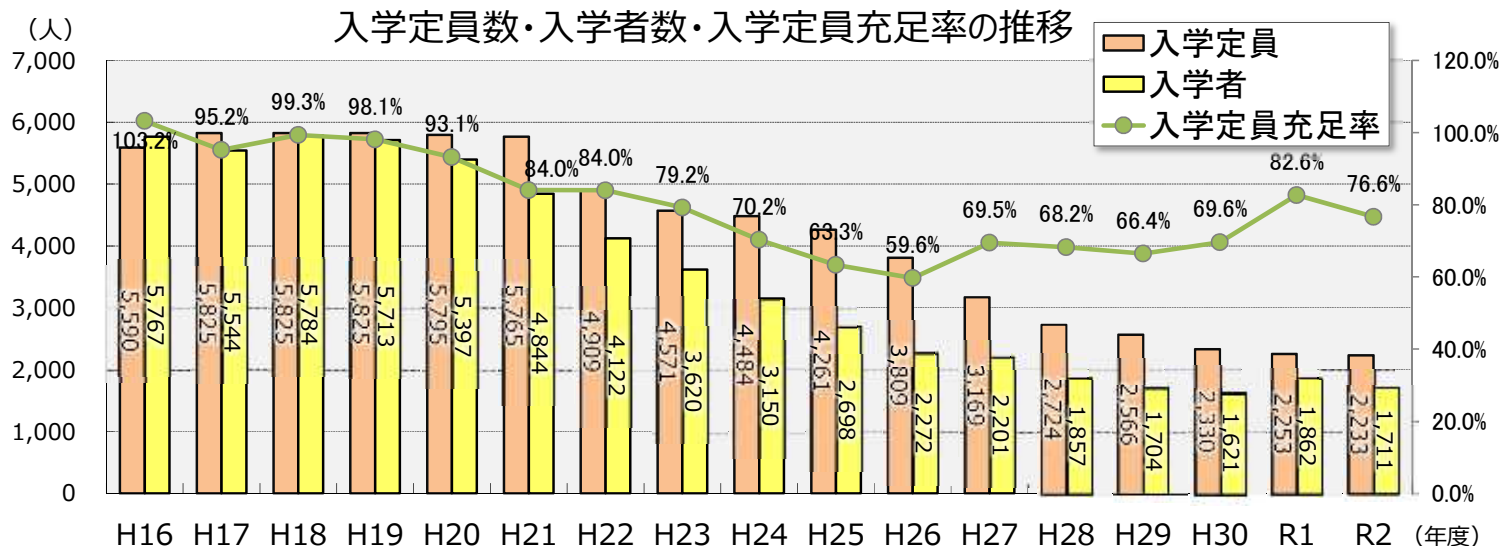
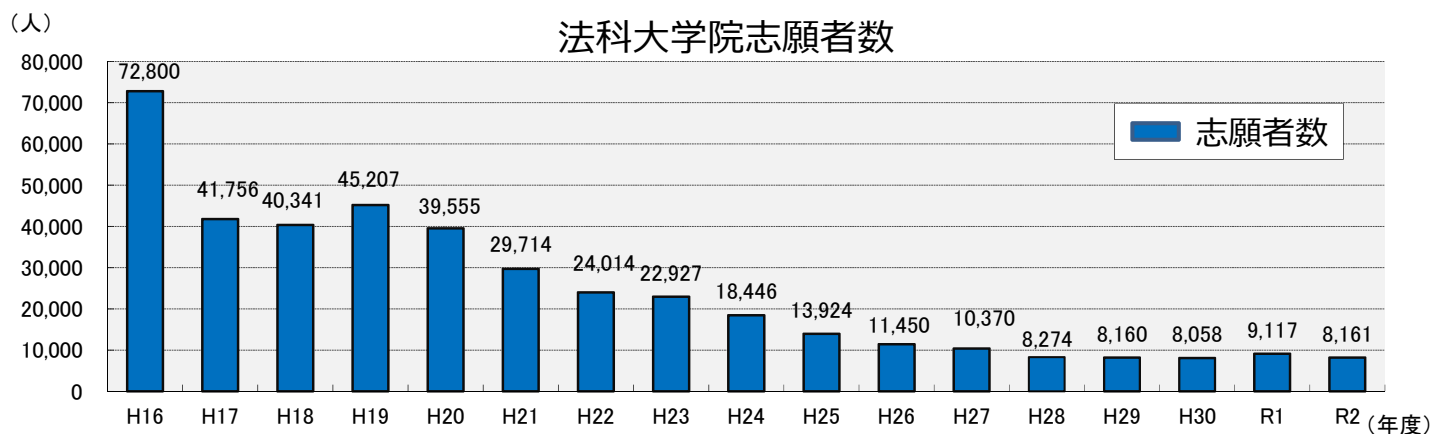
- ⑳法学未修者の履修登録単位数の上限 令和２年度法科大学院関係状況調査より…………41

共通到達度確認試験

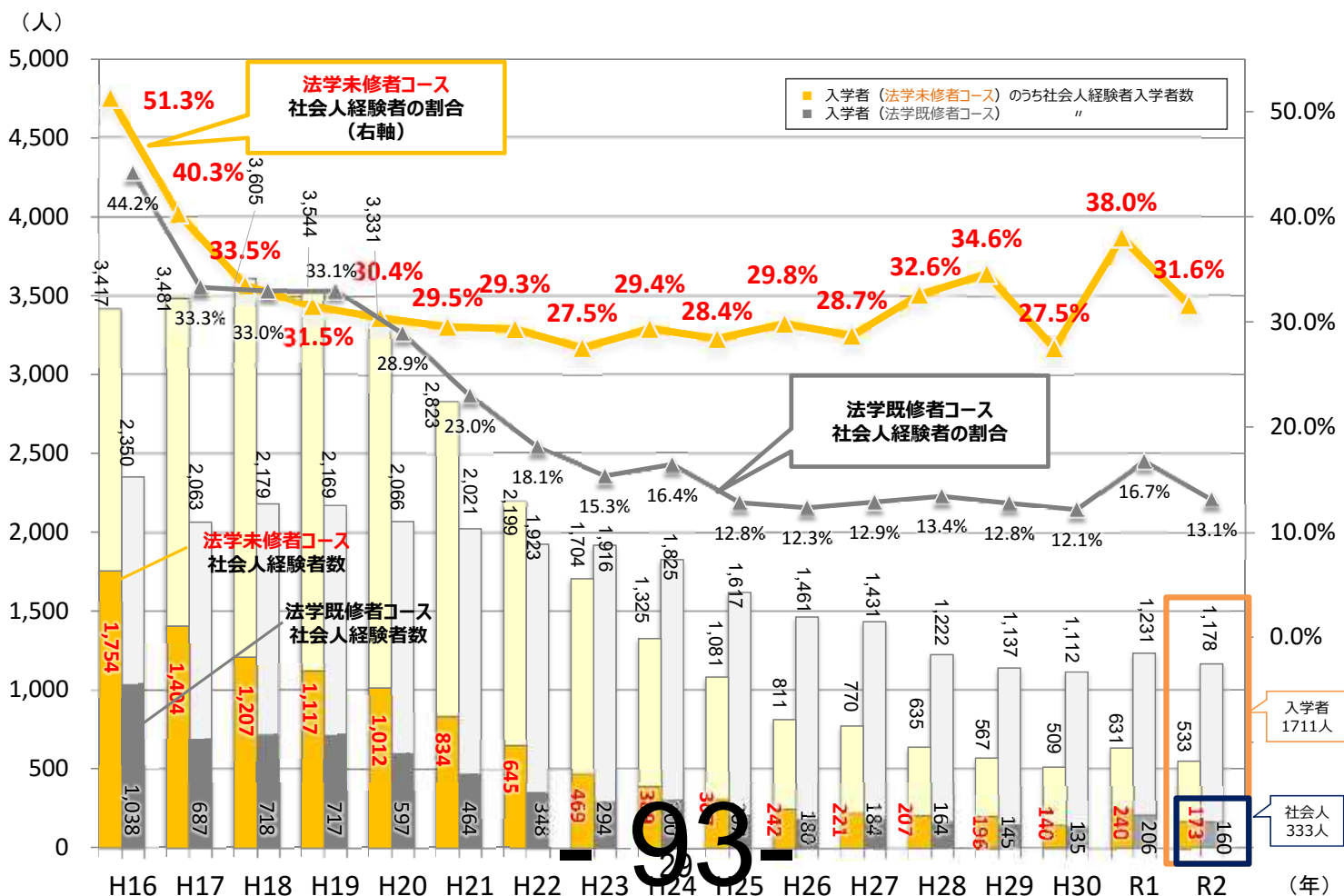
- ㉑共通到達度確認試験……………41

法科大学院修了生のキャリアパス

- ㉒法科大学院修了生の進路……………42
- ㉓修了生の就業先業種……………42
- ㉔法務担当者の採用（配置）の方針（過去の調査との比較）……………43

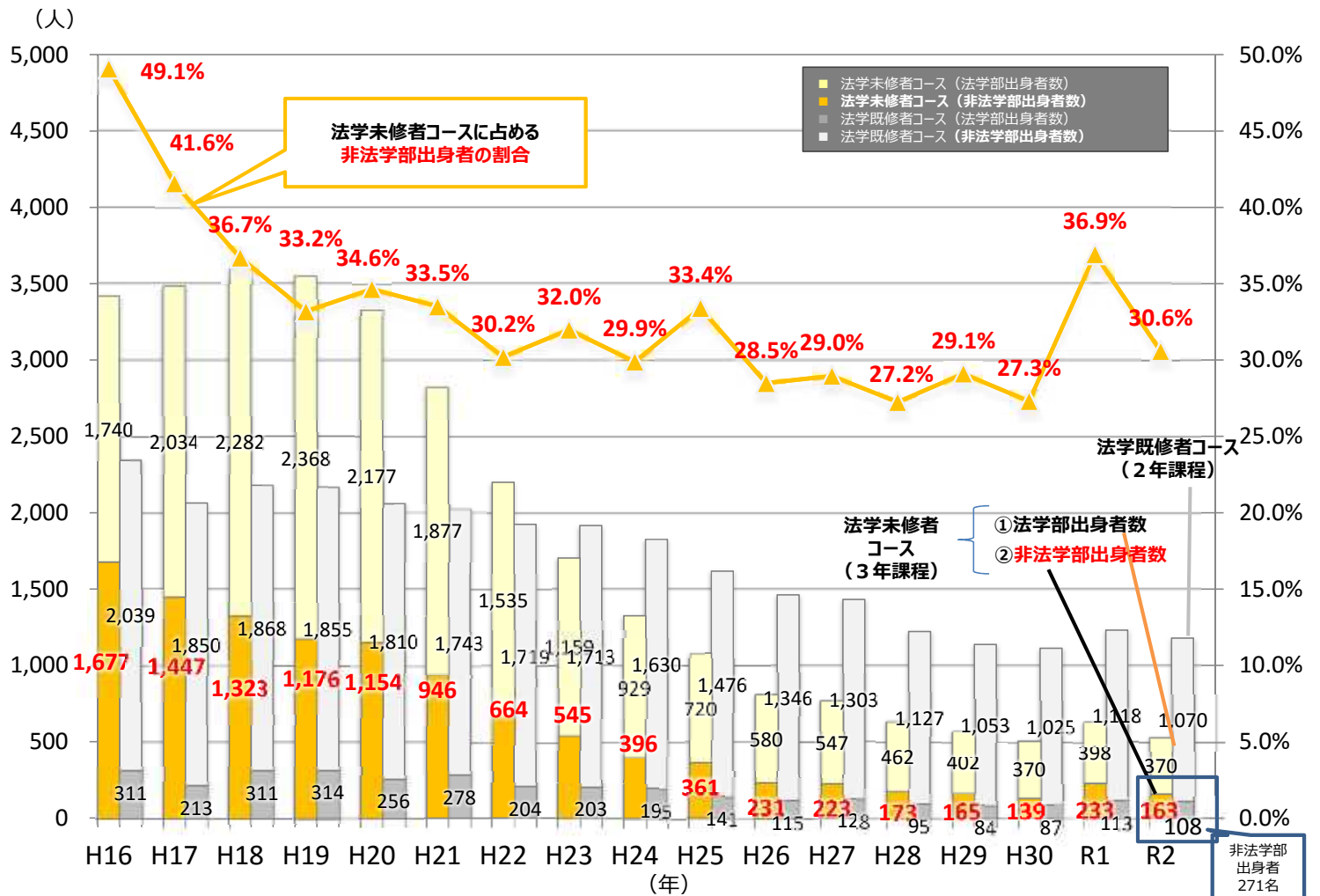


入学者数の推移
(社会人経験者)



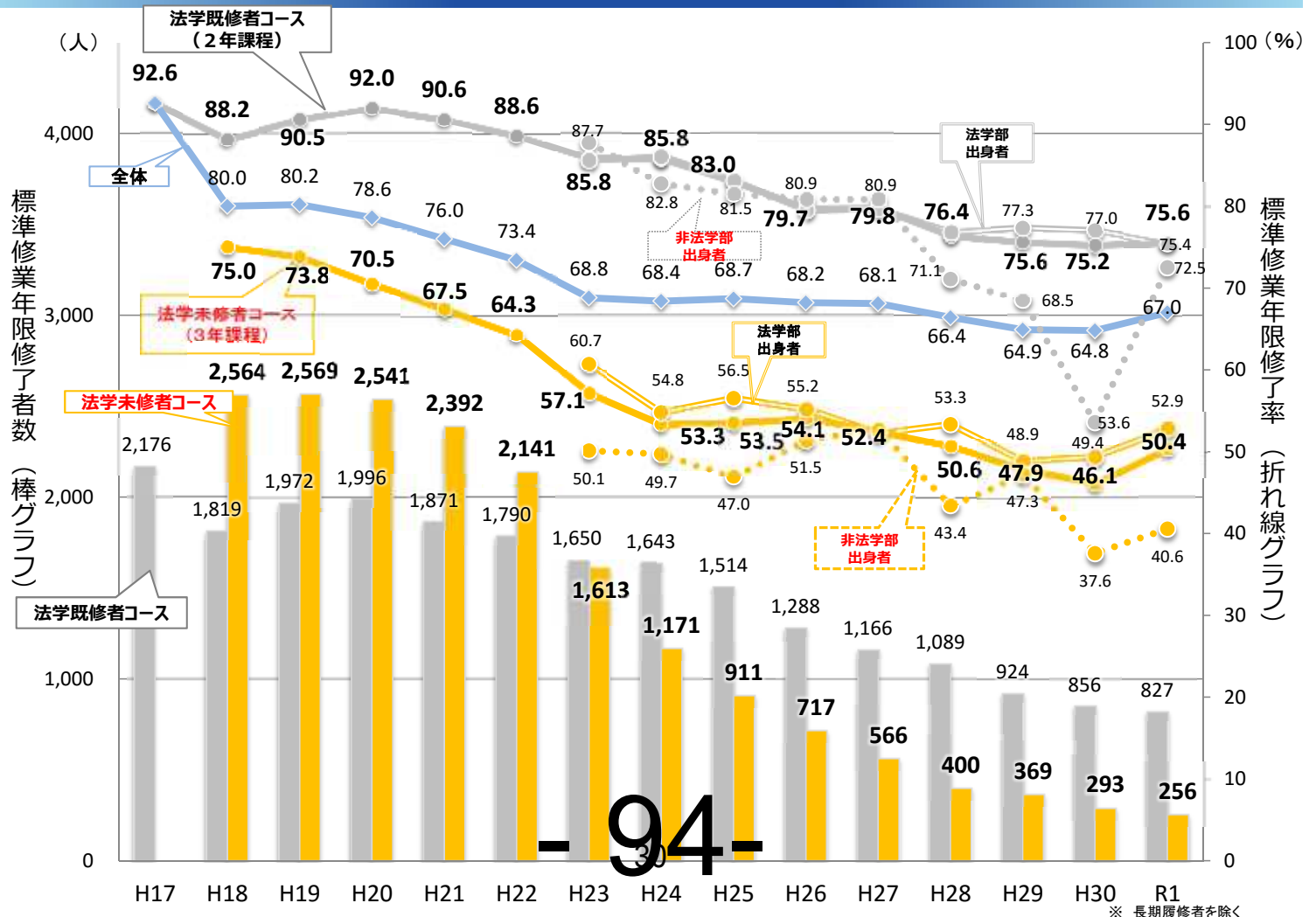
入学者数の推移 (非法学部出身者関係)

③



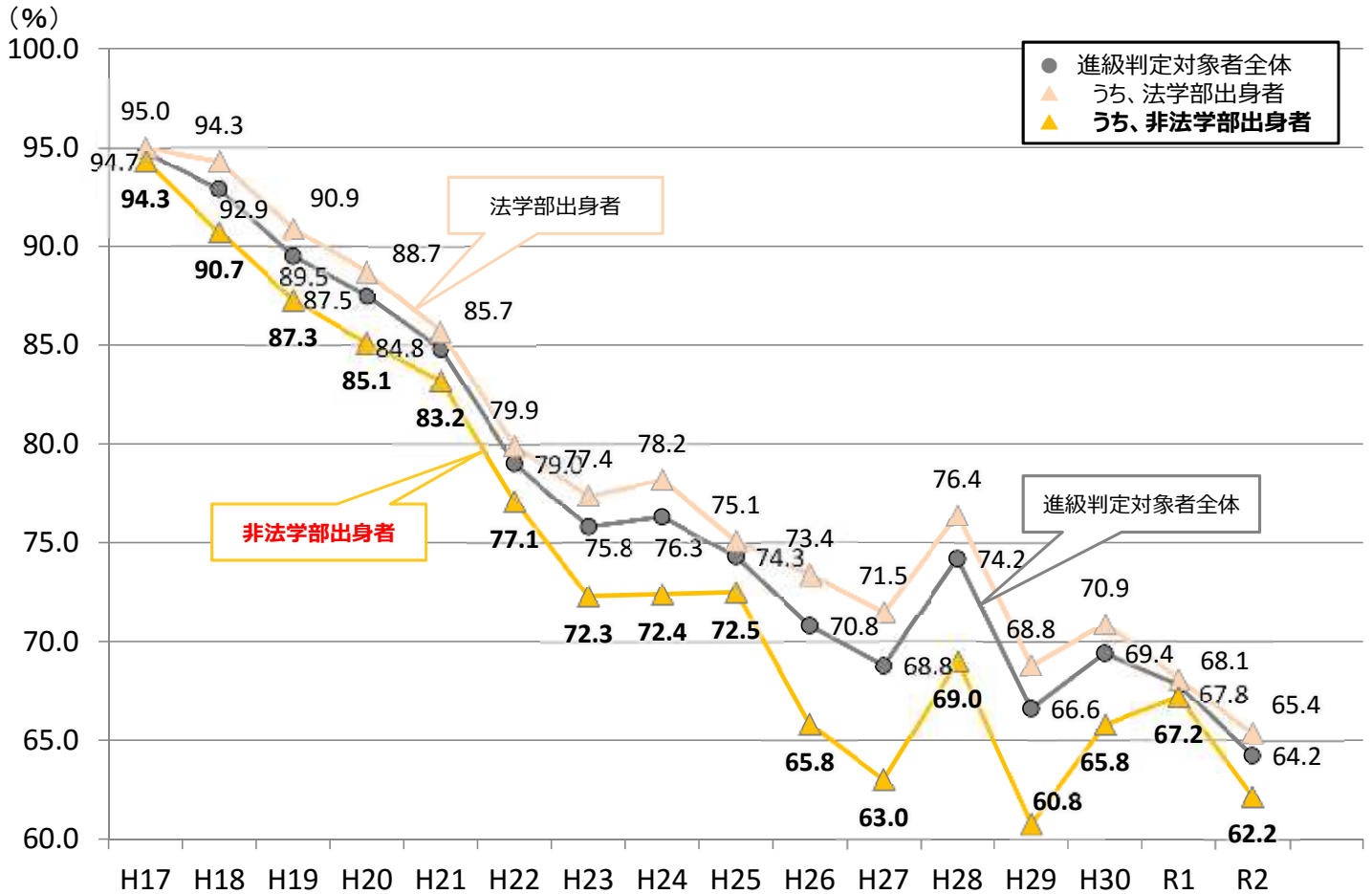
標準修業年限修了者数・修了率の推移

④



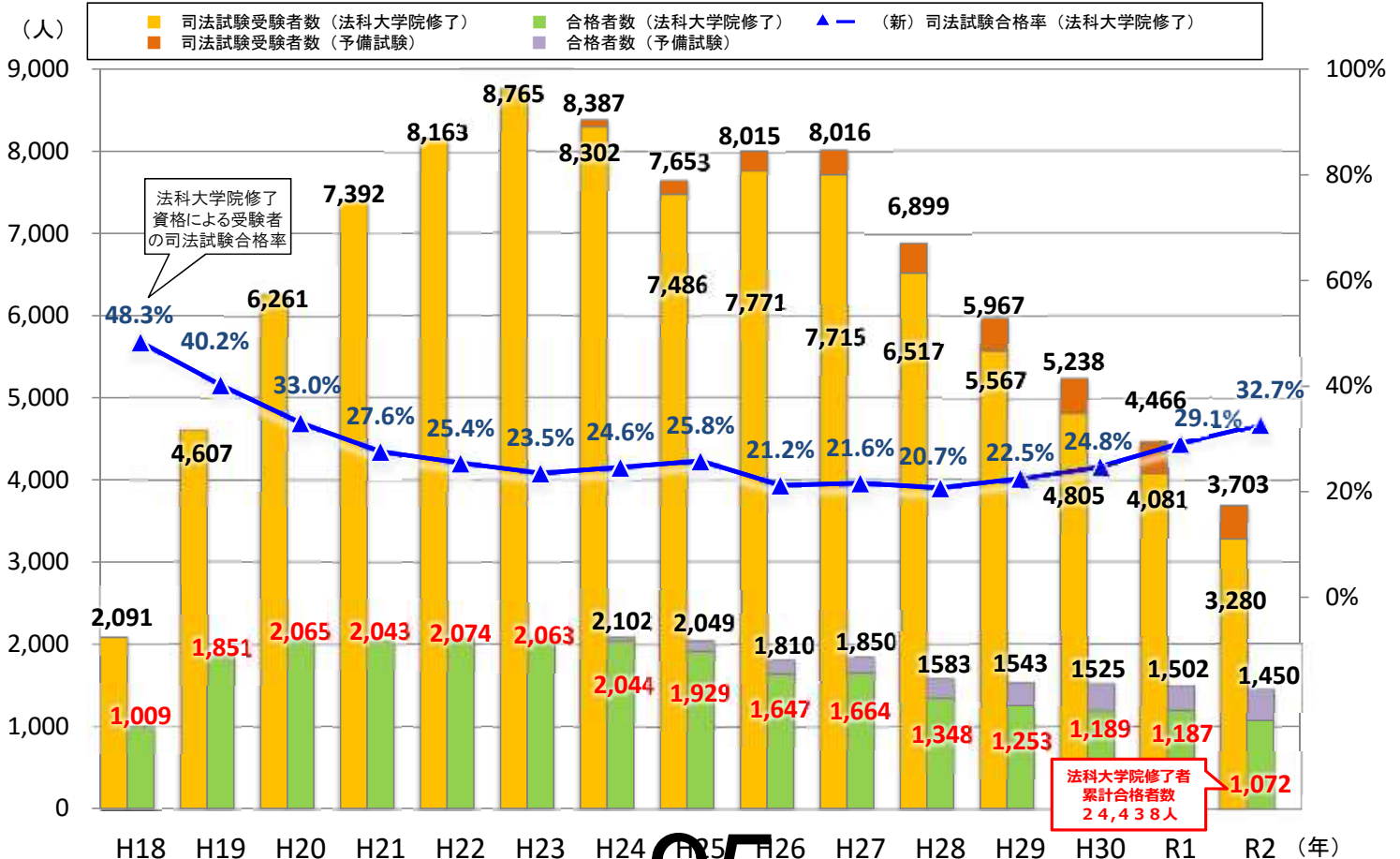
進級率の推移 (未修1年次から2年次への進級率)

⑤



司法試験合格率のこれまでの推移

⑥



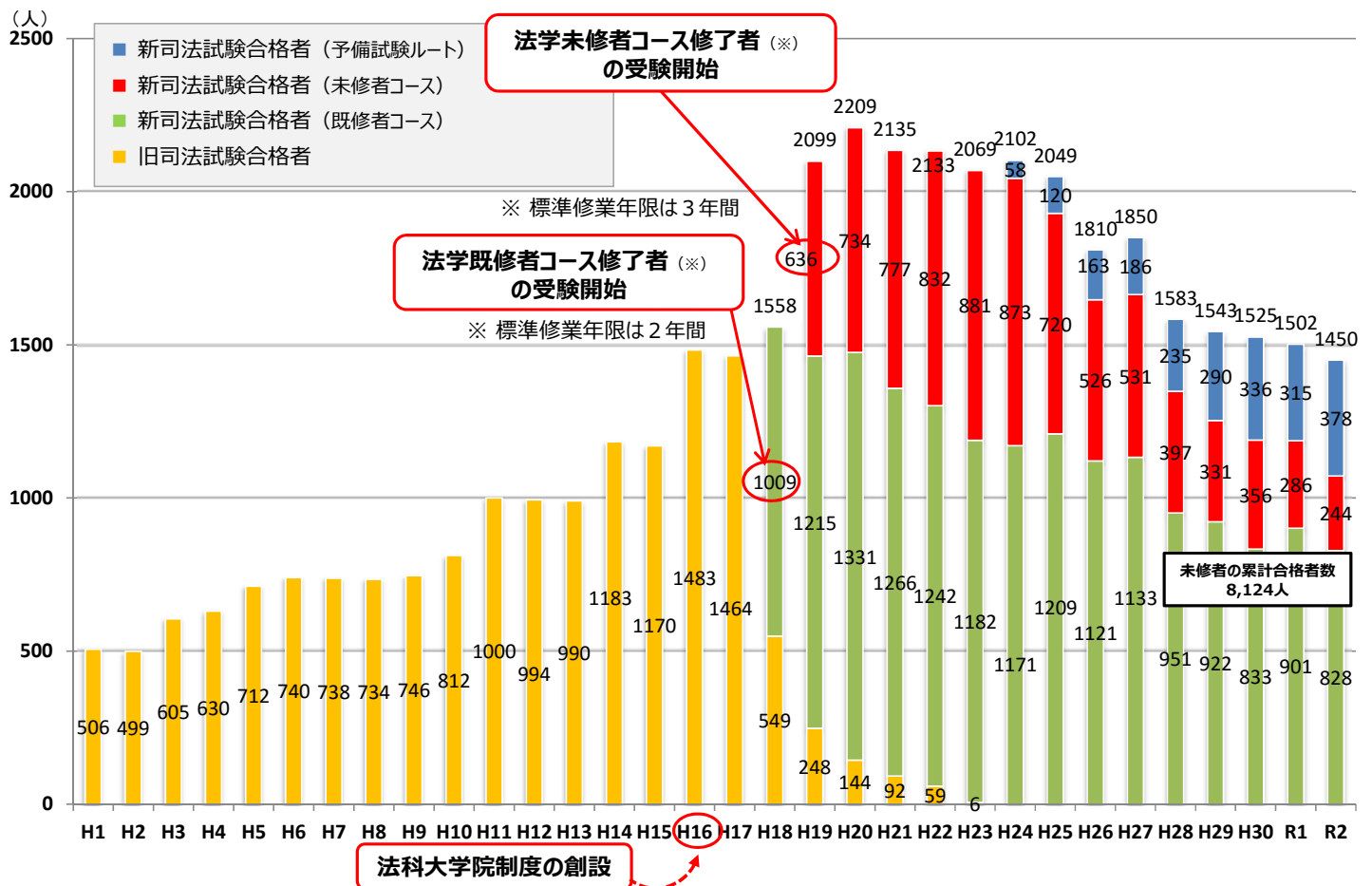
※平成18年の受験者は、法学既修者コースの修了者のみ。

※募集停止・廃止校を含め、令和2年司法試験までのデータを用いて算出している(令和3年1月時点)

【令和2年試験の結果：32.7%】

法学既修者：43.7% 法学未修者：17.6%

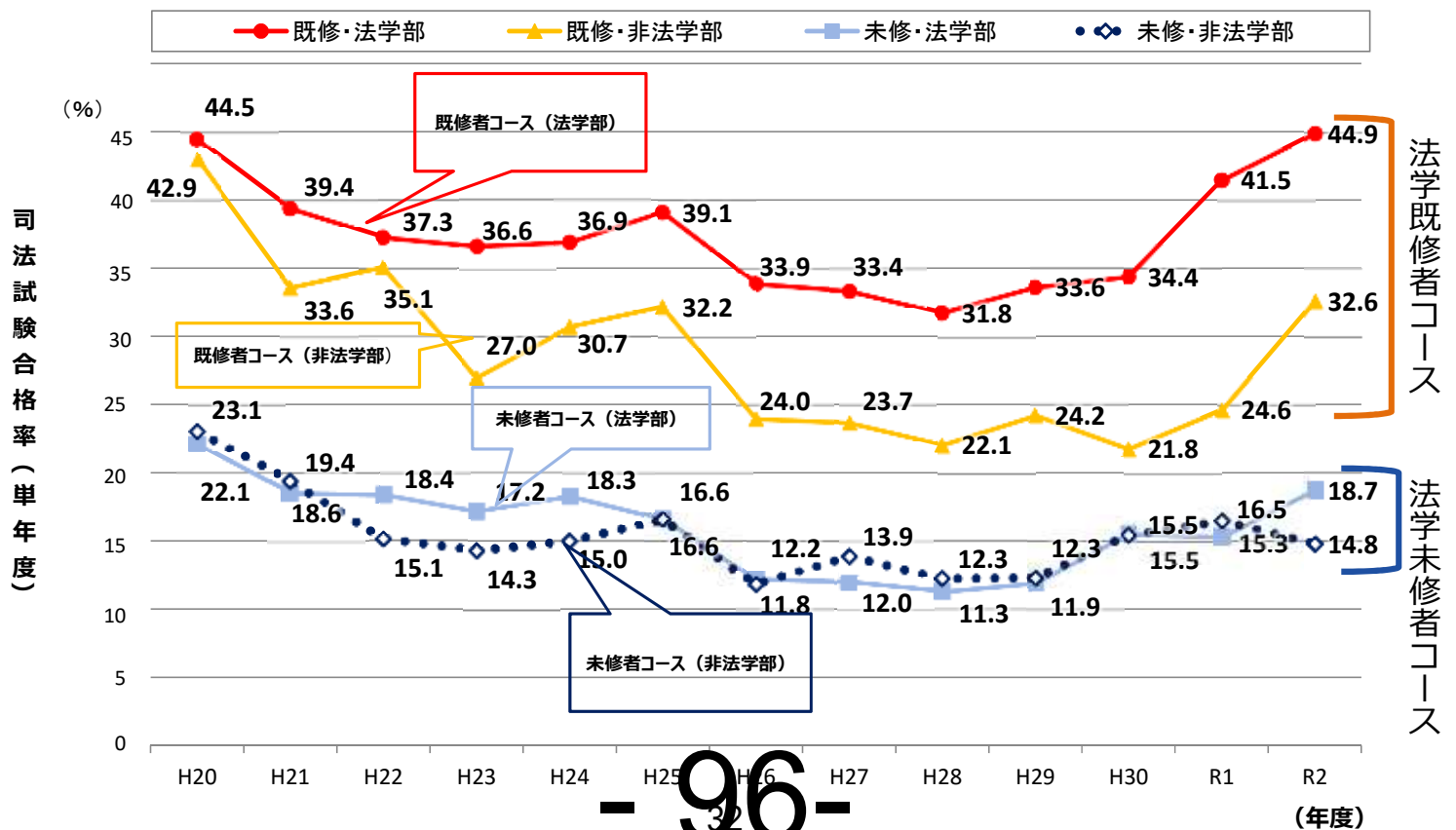
- 95 -



※募集停止・廃止校を含め、令和2年司法試験までのデータを用いて算出している(令和3年1月時点)

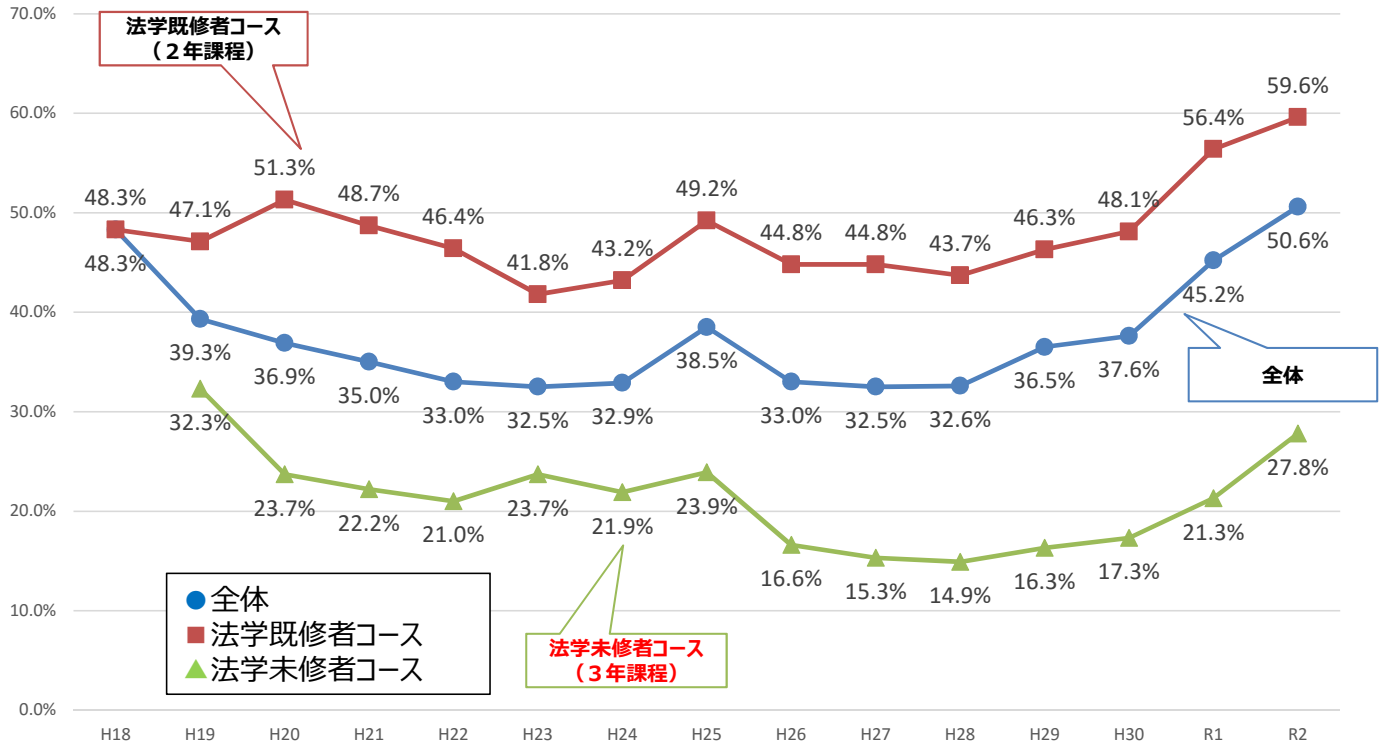
司法試験合格率の推移 (単年度) (未修/既修、法学部/非法学部別)

法学既修者コース修了者では、法学部出身者と非法学部出身者の間に大きな開きがある。
一方、法学未修者コース修了者では、法学部出身者と非法学部出身者とでほとんど差がない。



※募集停止・廃止校を含め、令和2年司法試験までのデータを用いて算出している(令和3年1月時点)

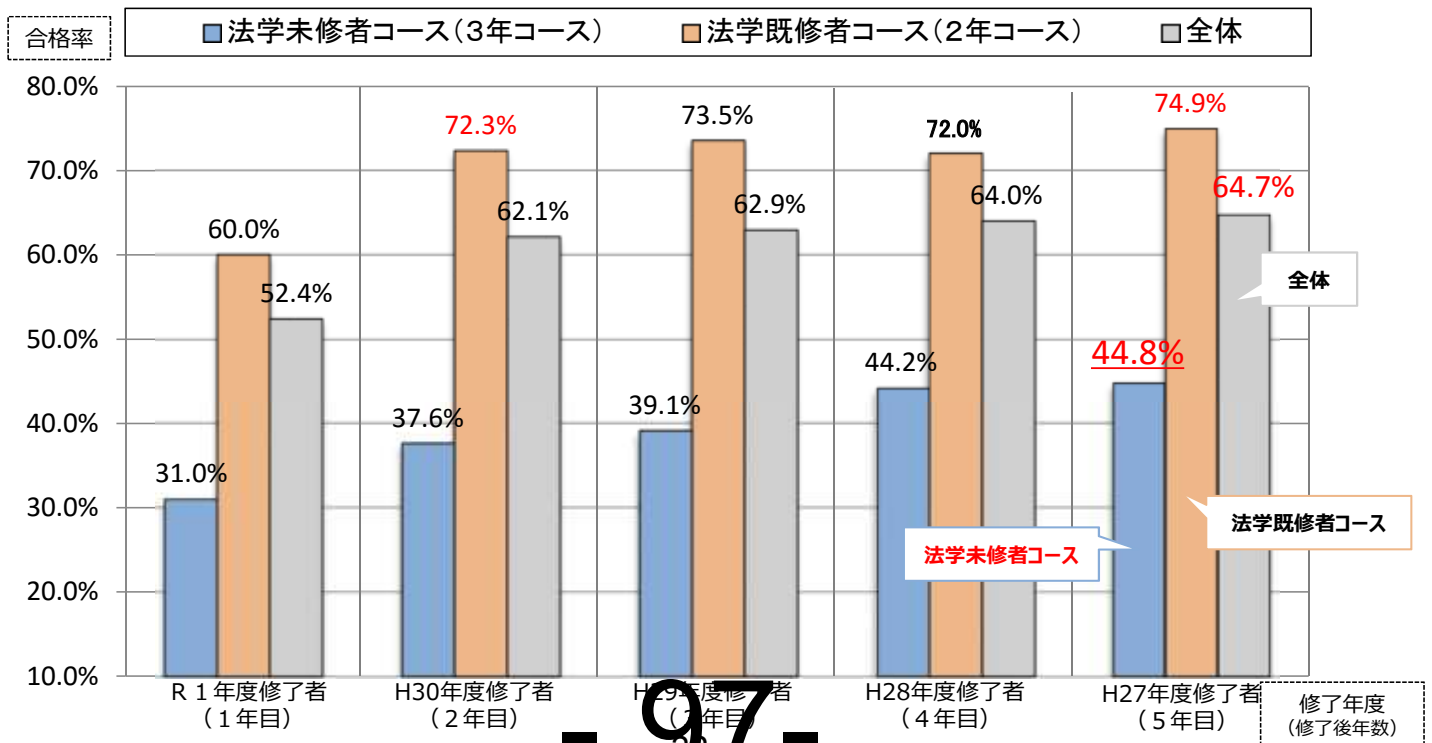
法学未修者コース修了者の合格率は、当初は低下傾向であったが、近年は上昇傾向。
しかしながら、依然として法学既修者コース修了者の合格率の半分以下にとどまる。



※募集停止・廃止校を含め、令和2年司法試験までのデータを用いて算出している（令和3年1月時点）

司法試験累積合格率（未修/既修別）

- 全体の累積合格率は政府目標である7割にわずかに達していない。
- 法学既修者コース修了者は修了後2年目で約7割が合格しているのに対し、
法学未修者コース修了者の合格率は5年累積でも5割に満たない。



※ 募集停止・廃止校を除く35校を対象として、令和2年司法試験までのデータを用いて算出している。（令和3年1月時点）

※ 司法試験累積合格率は、法科大学院修了者数のうちの司法試験実受験者数を用いて算出している。

	中教審等における提言の主なポイント	関連施策
H16		
H17		
H18		
H19		
H20		
H21	「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について(報告)」(平成21年4月17日 法科大学院特別委員会) ・授業科目やその内容について、適切な科目区分整理を行い、法律基本科目の質的充実よりもより量的充実を図ることが必要。 ・法学未修者1年次における法律基本科目について、履修登録単位数の上限を36単位とする原則を維持しながら、最大42単位とすることを認める弾力的な取扱いが必要。 ・法学未修者1年次の授業の実施については、双方向・多方向的な授業方法を基本としつつ、講義形式による授業方法との適切な組み合わせを行うなど、授業方法の一層の工夫が必要。 ・法学未修者1年次における成績評価・単位認定及び2年次への進級判定は厳格に行われることが必要。 ・認証評価機関における評価に当たっても、上記の考え方に従い評価基準や解釈指針及びその適用の在り方について今後検討が必要。	
H22		・1年次について、履修登録上限単位数の標準である36単位を超えて、法律基本科目を6単位増加させることを可能とした(省令・通知) ⇒ 法律基本科目の配当科目数が増加 ・成績評価・進級判定・修了認定が厳格化 ⇒ 標準修了年限での修了率が低下
H23		
H24	「法科大学院教育の更なる充実に向けた改善方策について(提言)」(平成24年7月19日 中央教育審議会 大学分科会 法科大学院特別委員会) ・法科大学院における法学未修者教育に関する優れた取組の共有化の促進 ・入学前に法的知識・考え方などを学べるようにするための取組等の促進 ・法学未修者教育充実のための新たなワーキング・グループを設置し、改善方策について集中的に検討する体制の構築が必要。	「法学未修者教育の充実方策に関する調査検討結果報告」(平成24年11月30日 中央教育審議会大学分科会 法科大学院特別委員会 法学未修者教育充実のための検討ワーキング・グループ) ・法科大学院全体を通じた厳格な到達度判定の仕組みである共通到達度確認試験の実施を提言 ・法律基本科目をより重点的に学ぶことのできる仕組みの導入を提言 ・未修者教育に関する優れた取組をまとめた事例集を作成
H25	「共通到達度確認試験等に関する調査検討経過報告」(平成25年11月22日中央教育審議会大学分科会 法科大学院特別委員会 共通到達度確認試験等に関する検討ワーキング・グループ) ・法学未修者がより多く法律基本科目の履修が可能となるよう単位数の増加及び配当年次の在り方について見直しを検討することが考えられる。 ・多様な学修経験や実務経験・社会経験等を有する法学未修者には展開・先端科目群などの一部履修を軽減するなどの措置を講じることが考えられる。 ・このような取組を適正に評価できるよう、認証評価機関の評価基準等の見直しが行われるようにする必要がある。 ・法学未修者の法律基本科目の学修理解を深めることに資するため、既存の教育研究組織が提供する授業科目を補習的に活用することが考えられる。	
H26	「法科大学院教育の抜本的かつ総合的な改善・充実方策について(提言)」(平成26年10月9日 中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会) ・法科大学院教育における「プロセス教育の確立」のため、法学未修者について追加が認められている法律基本科目の配当年次の拡大やその単位数の更なる増加を可能とするなど法学未修者教育の充実や、法学既修者をも対象とする共通到達度確認試験(仮称)の導入、指導における司法試験問題等の活用や若手実務家の協力などを通じた法曹として不可欠な基本的知識・理解の修得の徹底することが必要。	「法学未修者に対する法律基本科目の指導の充実について(通知)」(26文科高第393号, 平成26年8月11日) ・法学未修者を対象として法律基本科目の単位数を増加させた場合に、法学既修者が30単位を超えて修得したものとみなすことができる単位数について、これまで1年次において6単位まで認められていたものを、1年次と2年次で合わせて10単位程度に増加させるとともに、2年次も含めて、法律基本科目の学修のためであれば、44単位程度まで履修の上限の適切な範囲内であるとした。 ・十分な実務経験を有する者について、相当する展開・先端科目に代えて法律基本科目を2～4単位程度履修することも可能であるとした。 共通到達度確認試験の試行開始(～平成30年度)
H27		法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラムを開始
H28	「統一適性試験の在り方について(提言)」(平成28年9月26日 中央教育審議会 大学分科会 法科大学院特別委員会) ・適性試験以外の方法による入学者選抜についての一定のノウハウがすでに蓄積されていると考えられる状況も鑑みるとともに、28年調査の結果も踏まえると、未修者についても、統一適性試験の利用を法科大学院の任意とすべき。 ・文部科学省において、未修者の入学者選抜についてのガイドラインを策定し、各法科大学院と法科大学院を対象とした各認証評価機関に提示し、認証評価機関において、当該ガイドラインを踏まえた各法科大学院の取組を評価することで、受験者の適正判定の適確性・客観性を担保すべき。	「法科大学院未修者等選抜ガイドライン」(平成29年2月13日 中央教育審議会大学分科会 法科大学院特別委員会)を作成
H29		
H30	「法科大学院等の抜本的な教育の改善・充実に向けた基本的な方向性」(平成30年3月13日 中央教育審議会大学分科会 法科大学院等特別委員会) ・法科大学院入学者に占める法学系課程以外出身の者又は実務経験者の割合を「3割以上」とする文部科学省告示の基準は、入学者の質の確保の観点から見直すべき。 ・進級時に共通到達度確認試験を受けさせることなど、学生の質保証の仕組みを導入・整備することが必要。 ・新しい「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」において、未修者教育を効果的に行っている法科大学院に対しては、より安定的・継続的に支援することが必要(例えば複数の法科大学院が連携して未修者教育を実施、法学部の法曹コースに純粹未修者の教育機能を分担させる取組、多様なバックグラウンドを有する法曹を輩出している法科大学院への評価) ・教育課程や入学者選抜の在り方を含めて調査研究を実施し、共有可能とする。 ・未修1年次の特定科目について若手実務家の活用の促進を検討。 ・社会人として十分な実務経験を有する者の入学の促進策をも含め、未修者教育の改善のための必要な支援方策について、地方における法曹養成機能にも配慮しつつ、引き続き検討。	「専門職大学院に関し必要な事項について定める件の一部を改正する告示」(平成30年文部科学省告示第66号) ⇒法科大学院の入学者選抜に関する努力義務の削除 法科大学院の入学者選抜について、入学者のうち、法学を履修する課程以外の課程を履修した者又は実務等の経験を有する者(以下「法学未修者等」という。)の割合が3割以上となるように努めなければならないこととしている規定を削除すること。(第三条関係) 法科大学院全国統一適性試験の任意化(不実施)
R1 (H31)		法科大学院の教育と司法試験等の連携等に関する法律等の一部改正 ・法科大学院における法曹となろうとする者に必要な教育を段階的・体系的に実施することを明確化 ・職業経験を有する者等への入学者選抜における配慮の明確化

2018年10月～2019年９月の各法科大学院の特色ある取組のうち、法学未修者教育の改善充実に資すると評価されている取組。

大学名	取組
筑波大学	・若手弁護士チューターによる個別指導型ゼミの充実
早稲田大学	・AA(アカデミック・アドバイザー)によるパートナー制度、入門導入講義等の実施による就学前準備や課外講座の充実など、未修者サポート体制の再構築
一橋大学	・個別連絡やFD会議の場を通じて１年次必修科目の授業担当教員間による情報共有 ・予習課題の出し方の工夫や授業で扱った内容のダイジェストを授業後に復習用材料として配布
京都大学	・未修者枠合格者を対象とした入学前授業見学会の実施
神戸大学	・法学未修者の教育・学習支援パッケージモデルの開発や他大学への発信・提供

法科大学院におけるICT活用 関連条文

⑬

○専門職大学院設置基準

(授業の方法等)

第８条 専門職大学院においては、その目的を達成し得る実践的な教育を行うよう専攻分野に応じ事例研究、現地調査又は双方向若しくは多方向に行われる討論若しくは質疑応答その他の適切な方法により授業を行うなど適切に配慮しなければならない。

２ 大学院設置基準第１５条において準用する**大学設置基準・・・第２５条第２項**の規定により多様なメディアを高度に利用して授業を行う教室等以外の場所で履修させることは、これによって十分な教育効果が得られる専攻分野に関して、当該効果が認められる授業について、行うことができるものとする。

○大学設置基準

(授業の方法)

第２５条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

２ 大学は、**文部科学大臣が別に定めるところ**により、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

○大学設置基準第25条第2項の規定に基づき、大学が履修させることができる授業等について定める件（平成13年文部科学省告示第51号） 【いわゆる「メディア告示」】

通信衛星、光ファイバ等を用いることにより、多様なメディアを高度に利用して、文字、音声、静止画、動画等の多様な情報を一体的に扱うもので、次に掲げるいずれかの要件を満たし、大学において、大学設置基準第二十五条第一項に規定する面接授業に相当する教育効果を有すると認めたものであること。

一 同時かつ双方向に行われるものであって、かつ、授業を行う教室等以外の教室、研究室又はこれらに準ずる場所（大学設置基準第三十一条第一項の規定により単位を授与する場合においては、企業の会議室等の職場又は住居に近い場所を含む。以下次号において「教室等以外の場所」という。）において履修させるもの

二 毎回の授業の実施に当たって、指導補助者が教室等以外の場所において学生等に対面することにより、又は当該授業を行う教員若しくは指導補助者が当該授業の終了後すみやかにインターネットその他の適切な方法を利用することにより、設問解答、添削指導、質疑応答等による十分な指導を併せ行うものであって、かつ、当該授業に関する学生等の意見の交換の機会が確保されているもの

法科大学院におけるICT（情報通信技術）を活用した教育の在り方に関する検討結果＜概要＞

（法科大学院教育におけるICT（情報通信技術）の活用に関する調査研究協力者会議）平成29年2月

14

検討の目的

- 法曹養成制度改革推進会議決定*を踏まえ、**地方在住者や有職社会人が法曹資格を取得するための途を確保**
- **地理的制約を超えた法科大学院間連携による教育の質の向上や、実務家等のキャリアアップの機会の確保**

（法曹養成制度改革の更なる推進について（平成27年6月30日 法曹養成制度改革推進会議決定）（抄）

第3 法科大学院 2 具体的方策 （3）経済的・時間的負担の軽減

- 文部科学省は、地理的・時間的制約がある地方在住者や社会人に対するICT（情報通信技術）を活用した法科大学院教育の実施について、平成28年度までの間に実証的な調査研究を行い、その結果を踏まえ、平成30年度を目途に、法科大学院における本格的な普及を促進する。

課題

- いくつかの法科大学院において遠隔授業の実例はあるが、**関係法令や大学評価基準への適合性を気にするあまり、普及が進まないとの指摘**
- そのため、本検討会議において、**専門職大学院設置基準等の関係法令への適合性について、解釈を明確化する必要**

「教育効果要件」への適合性

- **教育効果要件とは**
「十分な教育効果が得られる専攻分野に関して、当該効果が認められる授業」について、メディア授業の実施が可能
（専門職大学院設置基準第8条第2項）
- **教育効果要件を充足するために配慮すべき要件**
 - ＜授業時間内＞
 - ・ 同時かつ双方向・多方向によるやり取りが可能な環境の構築
 - ・ 授業に対する受動性が強くないよう、討論・議論の機会の確保
 - ・ 必要に応じて、補助教員を配置することが望ましい
 - ＜授業時間外＞
 - ・ ラーニング・マネジメント・システム（LMS）等の活用による教員への質問や、学生同士の議論・交流の機会の確保
 - ・ 学修フォローや通信途絶への代替手段のため、必要に応じて、授業の録画配信を実施することも有効
 - ＜学修支援全般＞
 - ・ オフィスアワー等を活用して、学生・教員間でのコミュニケーション手段・機会を確保することが望ましい

メディア告示への適合性

- **メディア告示とは**
多様なメディアを高度に利用して、授業を行う教室等以外の場所において、授業を履修させることができる要件を規定したもの
- ＜サテライト方式＞
テレビ会議システム等を用いて、サテライトキャンパスや他大学などの大学施設内において、授業を受講する形態
⇒ 面接授業と類似の環境を整備することが可能であり、**法科大学院の授業において許容される**
- ＜モバイル方式＞
ノートパソコンやタブレット端末等の携帯可能な機器を用いて、授業を実施する教室等以外において、授業を受講する形態
⇒ 学生側の事情で通信環境に問題が生じる可能性があるため、**利用回数を制限し、面接授業又はサテライト方式による授業と併用**
- ＜オンデマンド方式＞
実施された授業を録画し、一定期間内に録画映像を視聴して授業を受講する形態
⇒ 授業時間外の学修ツールとしては推奨されるが、**法科大学院の授業において、本方式を用いて単位認定を行うことは望ましくない**

その他

最低限必要となるシステム環境、メディア授業に合わせたFDの必要性、法科大学院認証評価との関係、地方大学の法学部や募集停止法科大学院の知的資産の有効活用の検討などについて言及

新型コロナウイルス感染症拡大前後の状況を比較

調査対象：募集継続校35校を集計

※令和2年度法科大学院関係状況調査のうち、法科大学院におけるICTの活用状況について各法科大学院からの回答を概要としてまとめたもの。

※注 新型コロナウイルス感染症拡大前：おおむね令和2年4月上旬まで

新型コロナウイルス感染症対策中：おおむね令和2年4月中旬から5月下旬まで

(1) 同時双方向型による遠隔授業の実施

■新型コロナウイルス感染症拡大前

- ・いずれの科目群においても、約80%以上の法科大学院が実施していなかった。(28校～33校)
- ・他方、2校（筑波大学、駒澤大学）が同時双方向型による遠隔授業を本格的に実施していた。

■新型コロナウイルス感染症対策中

- ・いずれの科目群においても、約90%の法科大学院が同時双方向型による遠隔授業を実施。(31校～35校)

■ポストコロナ期においても、約30%以上の法科大学院が同時双方向型による遠隔授業を実施する予定。(11校～16校)

(2) オンデマンド型動画の配信・活用

■新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、約50%以上の法科大学院がオンデマンド型授業を実施。(18校～25校)

また、欠席者用の補助教材、復習・予習用教材、授業中の教材として講義動画を配信する法科大学院も約60%以上あり。

補助教員による学修支援

令和2年度法科大学院関係状況調査より

○「補助教員」は、法令上明確な定義はなく、今回の調査においては、「法科大学院の研究指導、授業担当認定を受けておらず、授業補助、質問対応、相談対応、ゼミでの指導などを行う有給の者」と定義。

○学生や教員を除く、法科大学院修了生、司法修習生、弁護士等を幅広く含み、名称も、アカデミック・アドバイザー、チューター、メンター、学習アドバイザー、TAなど様々であり、授業の補助、学修・生活相談、課外ゼミ等の学修支援を実施する者として回答してもらった。

調査対象：募集継続校35校を集計

(1) 補助教員の活用

■約90%以上の法科大学院が補助教員を利用。(32校)

※その他の3校については、今回の定義にはあたらないものの、実態としては、助教や地域の弁護士会が主体となって学生の学修支援を実施している。

(2) 補助教員が行っていること（複数回答）

■授業の補助（12校）

■授業外における指導

- ゼミ等の実施（25校）
- 法律に関する質問対応（16校）
- 学習方法に関する相談対応（18校）
- 進路に関する相談対応（11校）
- その他（4校）

「法科大学院における法学未修者への教育手法に関する調査研究成果報告書」より （文部科学省 平成30年度先導的大学改革推進委託事業）

- ・**創価大学法科大学院：**
「土曜補習」において、補助教員（チューター）同士の縦の連携や教員との組織的・日常的な連携。
- ・**早稲田大学法科大学院：**
修了者弁護士であるアカデミック・アドバイザーを数十名規模で配置し、その中から数名の代表者を定めて取組全体の運営を協議するとともに、2 か月に 1 回程度法科大学院執行部との協議を実施。
- ・**明治大学法科大学院：**
正規教員によるクラス担任に加えて、修了者弁護士などからなる教育補助講師の一部を副担任として配置。

文部科学省 令和 2 年度法科大学院関係調査より

- ・**筑波大学法科大学院：**
教務委員会においてチューターゼミ担当の専任教員を配置し、監督指導。
補助教員によるゼミの科目、対象年次・学生、実施時期、実施方法について、予め実施要領の作成をする際に適宜連携検討を加えるほか、実施結果を提出させて、フィードバック。
- ・**金沢大学法科大学院：**
補助教員と担当教員の意見交換会を開催。

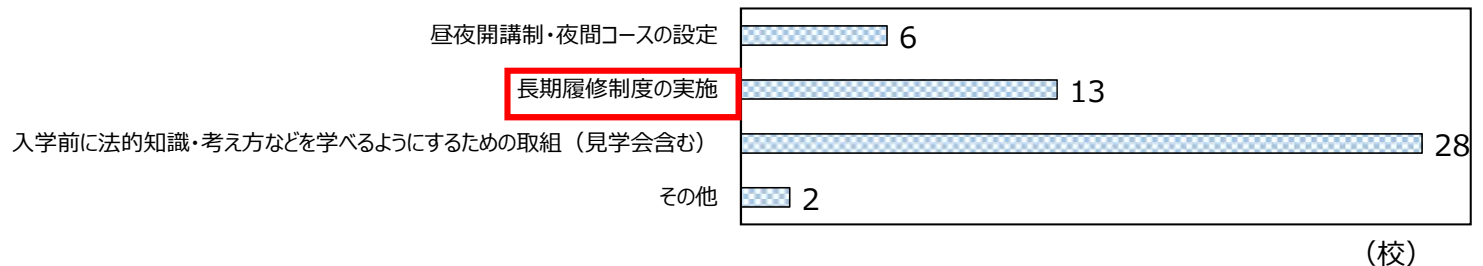
長期履修制度令和 2 年度法科大学院関係状況調査より

働きながら学修できる環境の整備

調査対象：募集継続校35校を集計

18

- 働きながら学修できる環境を整備し、より多くの多様な経験を有する優秀な社会人学生の法科大学院への入学を促進するために どのような方策を実施しているか。（複数回答可）



- 実際に長期履修制度を活用している学生の状況。

該当学生の人数

合計 43 人（7 校）

平均履修期間



各大学の長期履修制度の取組例

令和2年7月1日現在

○筑波大学

対象	未修者、既修者
履修年限	未修者3年を4年、既修者2年を3年 入学後に長期履修制度の適用を受ける余地もあり
履修方法	1年間に取得できる単位数は、標準年限の3年間に比べて、約4分の3に制限
授業料	標準年限の4分の3、 4年間でのトータルの授業料は、標準年限の3年間の場合と同じ額
申請時期	入学手続き時、初年度修了時
申請の条件	仕事や介護等の事由（大学全体の要件）
在籍人数（うちR2入学）	25人(3名)
主な長期履修の事由	働きながら勉強しているため

○琉球大学

対象	未修者・既修者（在学者も対象）
履修年限	事情に応じて4年間から6年間
履修方法	指導教員と相談しながら計画的に履修する
授業料	納入する授業料総額は標準3年間（既修者は2年間）分で良い
申請時期	入学手続き時（やむを得ない場合は2月末）
申請の条件	職業を有する方 育児、出産又は長期介護等により、標準修業年限で修了することが困難な方 その他やむを得ない事情により標準修業年限で修了することが困難であると認めた方
在籍人数（うちR2入学）	4名（0名）
主な長期履修の事由	働きながら勉強しているため、体調不良、出産・育児のため

○日本大学

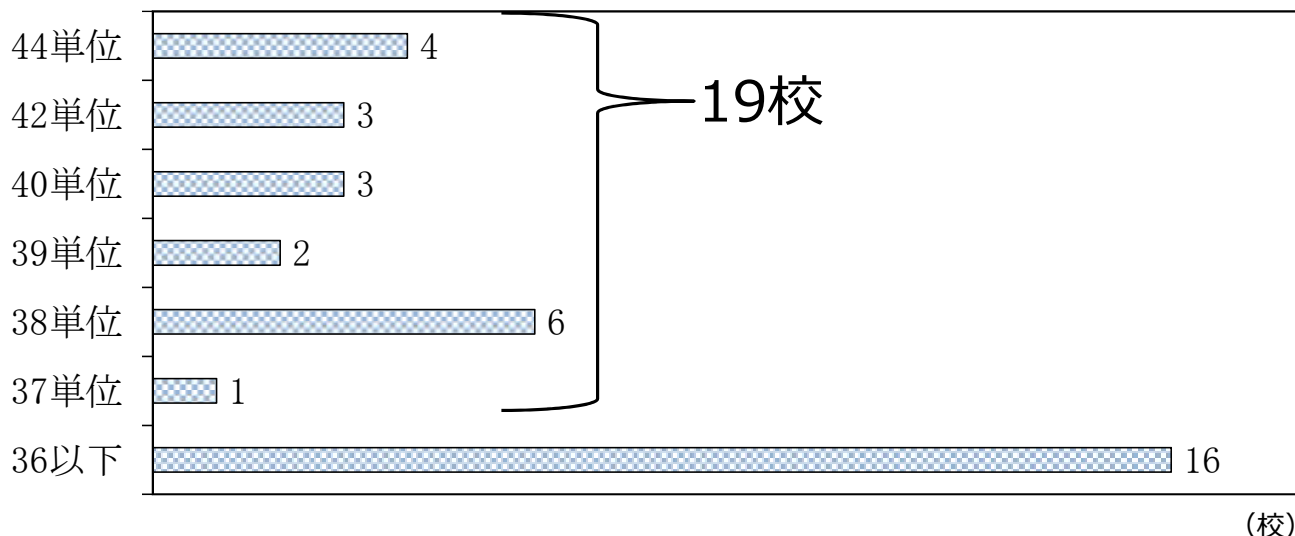
対象	未修者、既修者
履修年限	未修者 4 年、既修者 3 年
履修方法	1 年間に履修できる上限単位数は、 未修：通常（36/36/44）のところ、長期履修（28/28/28/32） 既修：通常（36/44）のところ、長期履修（28/28/32）
授業料	標準修了年限で支払う総額を、長期履修する年限で分割
申請時期	入学試験出願時及び入学手続時
申請の条件	特になし
在籍人数（うち R2 入学）	7 名（0 名）（未修 5 名/既修 2 名）
主な長期履修の事由	働きながら勉強しているため

○関西大学

対象	未修者
履修年限	4 年間
履修方法	履修科目、履修制限単位、進級要件及び在学年限（6 年）は全て法学未修者コース標準コースと同じ条件 履修制限単位については、1 年目及び 2 年目は法学未修者コース標準コースの 1 年次の 2 分の 1、3 年目は法学未修者コース標準コースの 2 年次と同じ、4 年目は法学未修者コース標準コースの 3 年次と同じ条件
授業料	4 年間で支払う授業料は、標準コース 3 年分の授業料とほぼ同額
申請時期	入学手続時（11 月申請、12 月面談）
申請の条件	特になし
在籍人数（うち R2 入学）	1 名（1 名）
主な長期履修の事由	働きながら勉強しているため

調査対象：募集継続校35校を集計

■未修1年次の履修登録単位数の上限を36単位から44単位を上限として拡大しているか。



(参考)「法学未修者に対する法律基本科目の指導の充実について(通知)」

(26文科高 第393号、平成26年8月11日)

- ・法学未修者を対象として法律基本科目の単位数を増加させた場合に、法学既修者が30単位を超えて修得したものとみなすことができる単位数について、これまで1年次において6単位まで認められていたものを、1年次と2年次で合わせて10単位程度に増加させるとともに、2年次も含めて、法律基本科目の学修のためであれば、44単位程度まで履修の上限の適切な範囲内であるとした。
- ・十分な実務経験を有する者について、相当する展開・先端科目に代えて法律基本科目を2～4単位程度履修することも可能であるとした。

共通到達度確認試験

21

- 共通到達度確認試験は、各法科大学院が共通して客観的かつ厳格に進級判定を行うことができるよう、全法科大学院が共通の問題を用いて統一的に学生の到達度を確認するための試験。

【第1回試行(H27.3.12)】1年次学生(未修者)を対象に、憲法・民法・刑法の3科目を実施

- ◆ 正誤式問題と多肢選択式問題を用いたマークシート方式
- ◆ 「共通的な到達目標モデル※」に則した出題※法科大学院で共通して学修することが必要な内容・水準を示すものとして2010年策定。
- ◆ 57校の484名の学生が受験(対象811名)

【第2回試行(H28.3.14)】2年次学生(未修者・既修者)まで対象を拡大

- ◆ 対象者を拡大(1年次学生(未修者)に加え、2年次学生(未修者・既修者)も対象)
- ◆ 60校の1,153名の学生が受験(対象3,139名)
- ◆ 受験者の法科大学院における成績等との比較分析を行うためのデータを収集

【第3回試行(H29.3.16)】7科目まで科目を拡大

- ◆ 刑事訴訟法・民事訴訟法・商法・行政法の4科目を追加(2年次学生(未修者・既修者)が対象)
- ◆ 1年次学生と2年次学生で共通問題と学年別問題を組み合わせて実施(科目：憲法・民法・刑法)

【第4回試行(H30.3.15)】1・2年次学生を対象に、憲法・民法・刑法の3科目を実施

- ◆ 第3回試行試験の結果を踏まえ、1年次学生と2年次学生で共通の問題で実施(科目：憲法・民法・刑法)

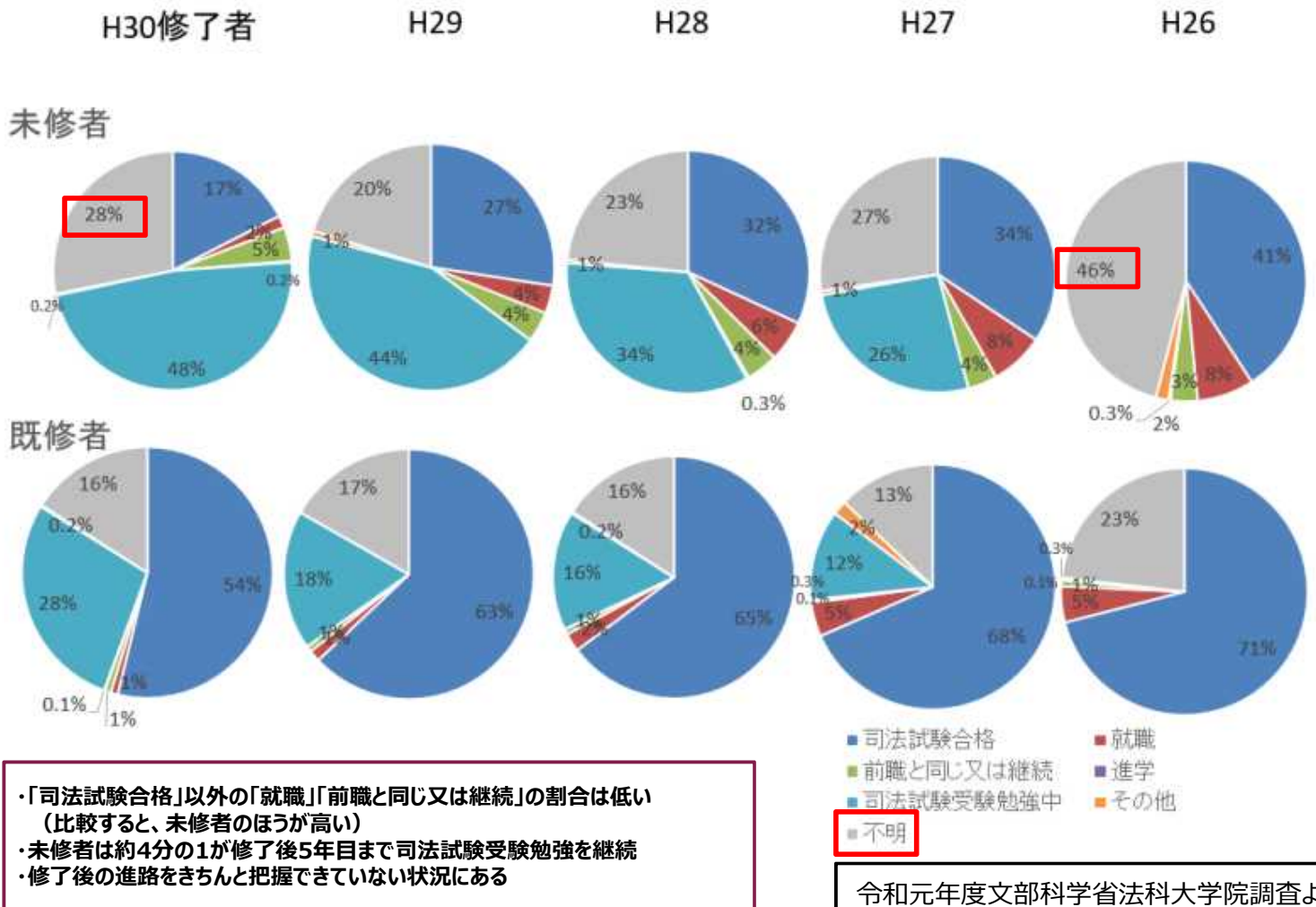
【第5回試行(H31.3.14)】1・2年次学生を対象に、憲法・民法・刑法の3科目を実施

【第1回(R2.1.12)】本格実施

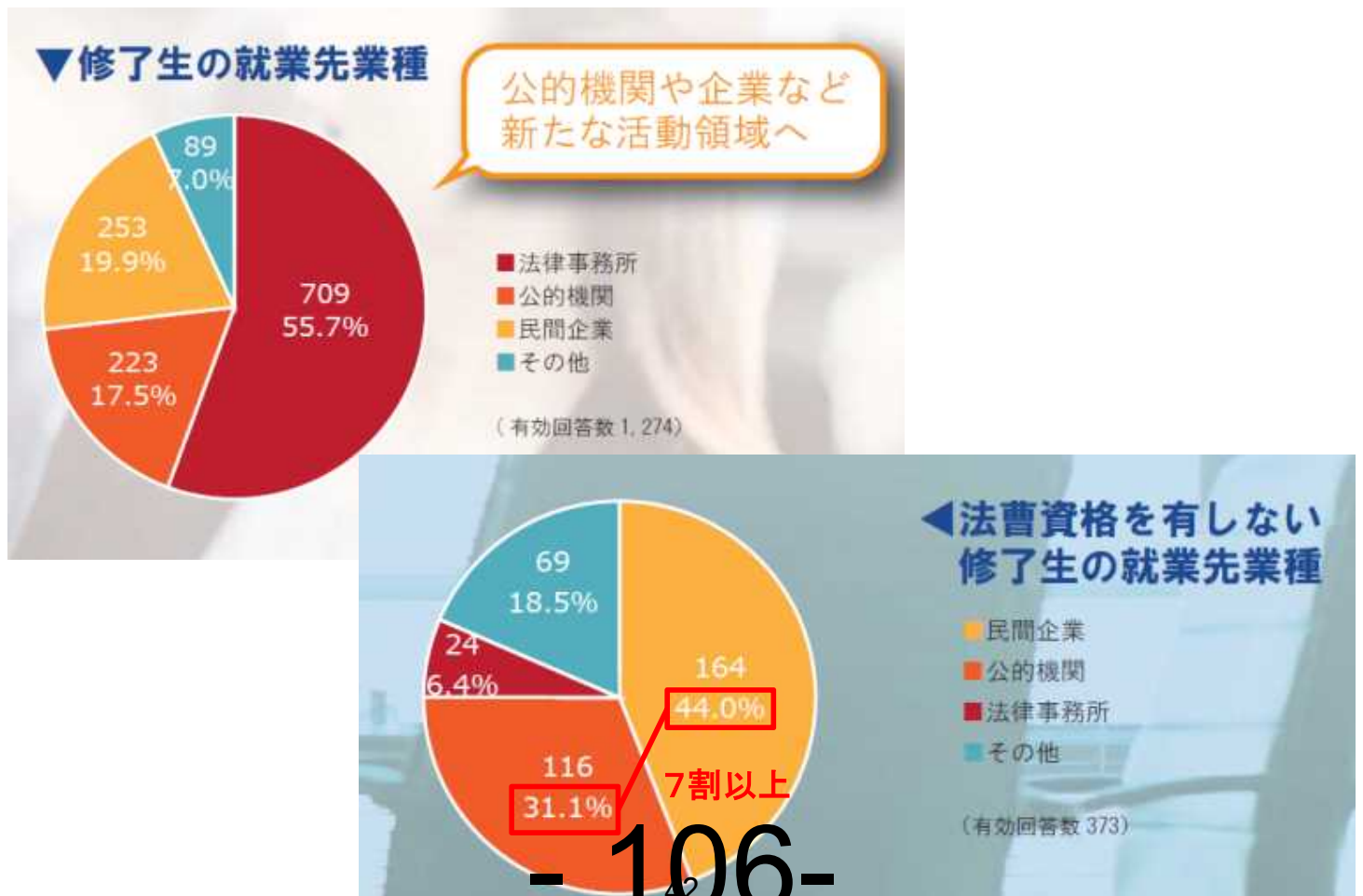
- ◆ 憲法・民法・刑法の3科目で実施
- ◆ すべての法科大学院の未修1年次生の受験が必須。進級判定に活用
- ◆ 参加大学数：37校(国公立大学：18校、私立大学：19校) 志願者数：687名 出席者数：603名(出席率：87.8%)

【第2回(R3.1.10)】

- ◆ 参加大学数：37校(国公立大学：18校、私立大学：19校) 志願者数：651名 出席者数：560名(出席率：86.0%)
- ◆ 新型コロナウイルス感染症の影響等により試験日における状況が各大学で異なることが予想されたため、オンラインでの実施も可とした



修了生の就業先業種



選択肢	今回	第10次	第9次	第8次
法務業務経験者を中途採用する	46.8%	47.5%	41.9%	18.4%
他部門から異動させる	38.4%	45.9%	47.5%	54.2%
新卒（大学、大学院）または勤務経験のない既卒を採用する	31.7%	39.1%	47.5%	46.3%
法科大学院修了者を弁護士資格が無くても採用する	24.4%	8.8%	—	—
法律事務所での実務経験のある弁護士（国内資格）を採用する	12.5%	—	—	—
司法修習を終えた直後の弁護士を採用する	10.7%	5.3%		
企業や行政機関での実務経験のある弁護士（国内資格）を採用する	6.6%	—		
海外弁護士資格のある者を採用する	4.7%	3.4%		
法律事務所での実務経験と企業での就業経験双方を持つ弁護士（国内資格）を採用する	4.5%	—		
※実務経験のある国内弁護士資格を採用する	13.6%	4.8%	15.2%	2.3%
※弁護士資格（国内・海外）のある者を採用する	19.0%	9.7%		
グループ会社の法務部門等から出向者を配属させる	6.1%	6.5%	5.2%	5.9%
法務分野以外の業務経験者を中途採用する	4.7%	4.4%	—	—
特に方針はない	19.9%	16.6%	12.1%	17.7%
無回答・その他	4.2%	4.1%	4.5%	3.3%

小島武司/米田憲市監修、経営法友会/法務部門実態調査検討委員会『別冊NBL/No.160 会社法務部【第11次】実態調査の分析報告』（商事法務、2016年、107頁）

付属資料

第 10 期中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会 審議経過……………	45
第 10 期中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会 委員名簿……………	47

第 10 期中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会 審議経過

第 92 回 令和元年 6 月 27 日（木）10 :00－12 :00

- 1.座長の選任等について
- 2.法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律及び第 10 期の審議事項について
- 3.法科大学院教育の充実及び法科大学院と法学部等との連携の在り方について

第 93 回 令和元年 7 月 26 日（金）14:00－16:00

- 1.法科大学院教育の充実、法曹養成連携協定の認定要件及び認証評価の重点化について

第 94 回 令和元年 9 月 10 日（火）10 :00－12 :00

- 1.法曹養成連携協定の文部科学大臣の認定に関する省令、専門職大学院設置基準及び認証評価に関する省令について
- 2.法学未修者教育の充実について

第 95 回 令和 2 年 1 月 31 日（金）10 :00－12 :00

- 1.法科大学院教育等に関する動向について
- 2.法学未修者教育の充実と共通到達度確認試験について
- 3.認証評価の改善・充実について
- 4.KPI の設定について

第 96 回 令和 2 年 5 月 15 日（金）10 :00－12 :00

- 1.コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う対応について
- 2.認証評価の充実の方向性について
- 3.定量的な数値目標（KPI）の設定について
- 4.在学中受験資格の導入に伴うカリキュラム等の工夫例について
- 5.法学未修者教育の充実について（7 つの論点の提示）

第 97 回 令和 2 年 7 月 7 日（火）17:00－19:00

- 1.コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う対応について
- 2.法学未修者教育の充実について（「未修者コース改革案」の提案：酒井委員）

第 98 回 令和 2 年 9 月 9 日（水）10 :00－12 :00

- 1.法学未修者教育の充実について（共通到達度確認試験の実施体制に関する発表：共通到達度確認試験管理委員会事務局）

第 99 回 令和 2 年 10 月 22 日（木） 15 :00－17 :00

1. 法学未修者教育の充実について（導入講座動画サンプルの提案：酒井委員）

第 100 回 令和 2 年 12 月 8 日（火） 13:00－15 :00

1. 法学未修者教育の充実について（社会人の学修に関する発表：筑波大学、学ぶ側の視点に関する発表：日弁連法務研究財団）
2. 「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」について

第 101 回 令和 3 年 1 月 18 日（月） 10 :00－12 :00

- 法学未修者教育の充実について

第 102 回 令和 3 年 2 月 3 日（水） 10 :00－12 :00

- 第 10 期における議論のまとめ（案）のとりまとめ

第10期中央教育審議会大学分科会 法科大学院等特別委員会委員名簿

委員：平成31年2月15日発令

臨時委員：平成31年4月1日発令

専門委員：令和元年6月4日発令

(委員)

有 信 睦 弘 東京大学未来ビジョン研究センター特任教授
東京大学大学執行役・副学長
清 原 慶 子 杏林大学客員教授
ルーテル学院大学学事顧問・客員教授

(臨時委員)

土 井 真 一 京都大学大学院法学研究科教授

(専門委員)

(令和2年10月22日発令) 一 場 康 宏 司法研修所事務局長
井 上 由 理 日本ペイントホールディングス株式会社執行役最高法務責任者
大 澤 裕 東京大学大学院法学政治学研究科教授
大 貫 裕 之 中央大学常任理事・法務研究科教授
加 賀 讓 治 創価大学法学部教授
(令和2年9月9日発令) 片 山 直 也 慶應義塾大学大学院法務研究科教授
菊 間 千 乃 弁護士
北 居 功 慶應義塾大学大学院法務研究科委員長
木 村 光 江 東京都立大学 法科大学院教授
久保野 恵美子 東北大学大学院法学研究科教授
酒 井 圭 弁護士
潮 見 佳 男 京都大学副学長、大学院法学研究科教授
高 橋 真 弓 一橋大学大学院法学研究科准教授
(令和2年7月3日発令) 富 所 浩 介 読売新聞東京本社論説副委員長
中 川 丈 久 神戸大学大学院法学研究科教授
座長代理 松 下 淳 一 東京大学大学院法学政治学研究科教授
丸 島 俊 介 弁護士
(令和2年1月31日発令) 丸 山 嘉 代 法務省大臣官房司法法制部司法法制課長
水 島 郁 子 大阪大学大学院高等司法研究科教授
山野目 章 夫 早稲田大学大学院法務研究科教授
座長 山 本 和 彦 一橋大学大学院法学研究科法曹養成専攻長

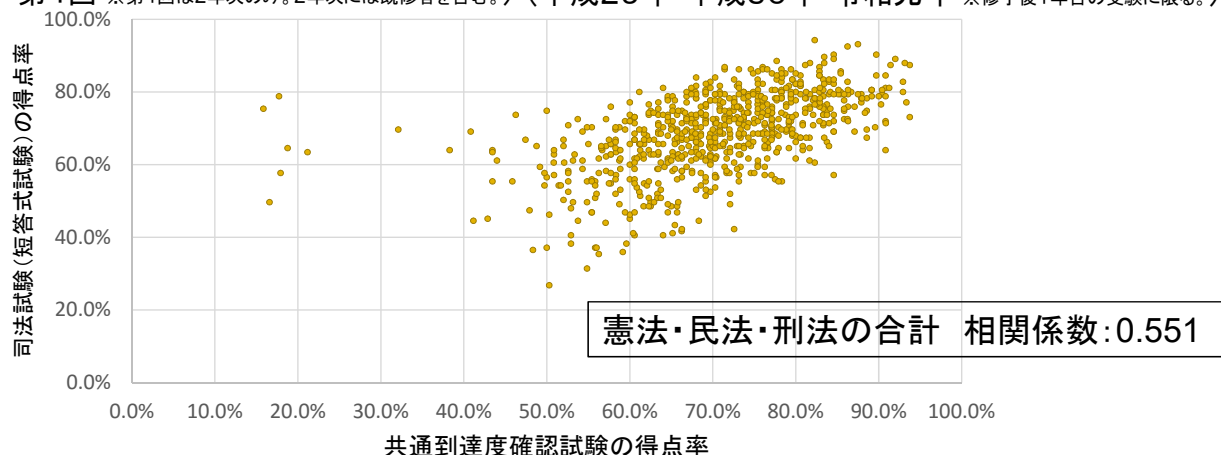
令和2年10月22日現在

(令和2年7月2日まで) 大 沢 陽一郎 読売新聞東京本社論説副委員長
(令和2年10月22日まで) 染 谷 武 宣 司法研修所事務局長
(令和2年1月30日まで) 福 原 道 雄 法務省大臣官房司法法制部司法法制課長

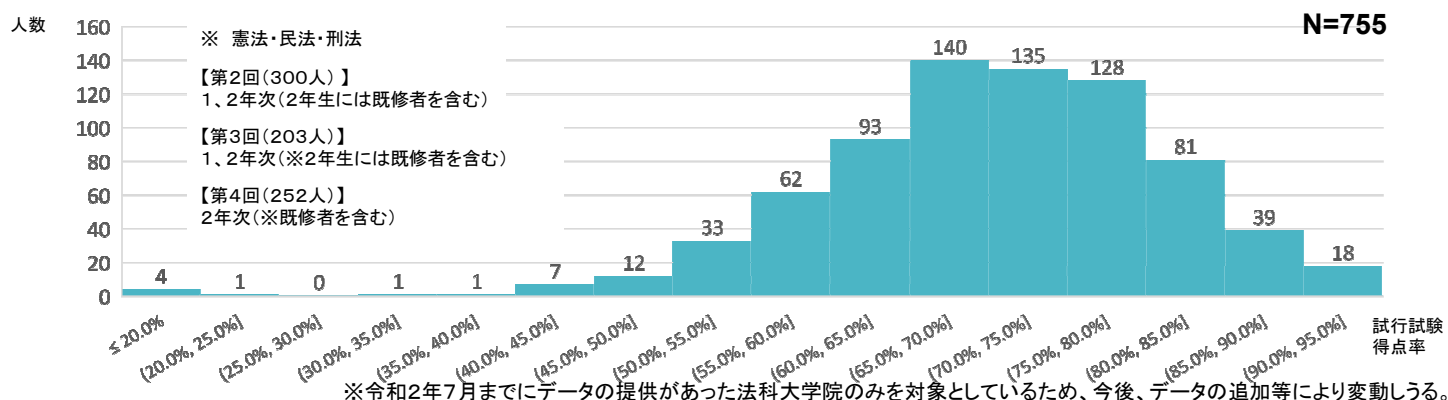
共通到達度確認試験(試行試験)成績と司法試験(短答式試験)成績の相関分析

共通到達度確認試験試行試験結果と司法試験(短答式試験)結果の散布図

(第2回～第4回 ※第4回は2年次のみ。2年次には既修者を含む。)(平成29年・平成30年・令和元年 ※修了後1年目の受験に限る。)



第2回～第4回共通到達度確認試験試行試験得点分布(全体)

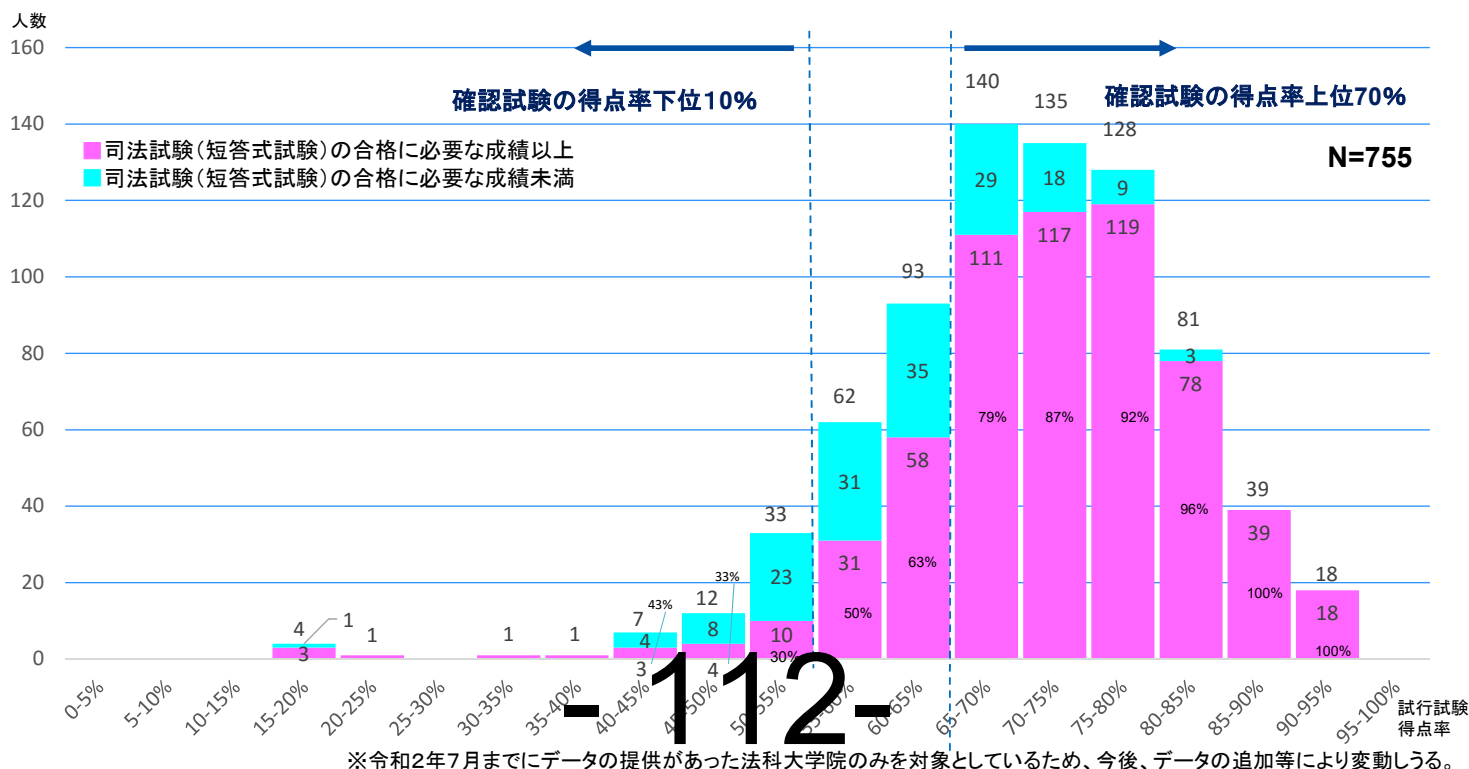


司法試験(短答式試験)の合格に必要な成績を基準とした分布

「第2回、第3回又は第4回共通到達度確認試験試行試験」(※1)を受け、かつ、平成29年度、平成30年度又は令和元年度の司法試験(※2)を受けた者を、各司法試験(短答式試験)の合格に必要な成績(※3)を基準として、それ以上の者とそれ未満の者に分類してみると、傾向としては、

- 確認試験の得点率上位70%以上の層は、司法試験(短答式試験)の合格に必要な成績を得た者の率が約80%以上。
- 確認試験の得点率下位10%以下の層は、司法試験(短答式試験)の合格に必要な成績を得た者の率が約40%以下。

(※1)第4回は2年次のみ。2年次には既修者を含む。(※2)修了後1年目の受験に限る。(※3)最低ライン点(40%点)に達していない科目がある者を含む。以下同じ。



中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会
「法学未修者教育の充実について 第10期の議論のまとめ」を受けた委託事業について

(1) 名称: 令和3年度「先導的大学改革推進委託事業」(総合評価落札方式)

(2) 調査テーマ: 法科大学院における法学未修者教育の更なる充実に関する調査研究

(3) 委託概要

令和2年3月に公表された「法学未修者教育の充実について第10期の議論のまとめ」を踏まえ、主に、以下3点を内容とする調査研究を行い、その成果をすべての法科大学院に還元することとする。

① 法律基本科目の教育ガイドライン(憲法・民法・刑法の未修1年次のカリキュラム)及び法科大学院における反転授業等のICTを活用した教育の在り方に関する調査研究

法学未修者教育においては、憲法・民法・刑法等の法律基本科目の教育を充実させることが極めて重要であり、各法科大学院の教育実態を踏まえた上で、内容、授業時間、方法などに関して現状の課題を指摘し、望ましい在り方をまとめる。その際、議論のまとめでも指摘されているように(9～10頁)、コロナ禍で明らかになった遠隔教育の成果と課題を検証し、オンデマンド方式を含めたICTを活用した反転授業の導入など、より本質的な双方向・多方向の授業の在り方についても検討する。

② 法科大学院入学前の導入的教育手法の在り方に関する調査研究

法学未修者が学修の初期段階で身に付けるべき事項に関する教育(入学前の導入的教育)に関しては、既に各法科大学院で様々な取組がなされている導入的教育の教材や事例について調査するとともに、サンプル教材(動画)を試作し、効果的な教育手法の在り方について調査研究を行う。

③ 補助教員の組織的・機能的な活用に関する調査研究

補助教員に関する現状の課題(議論のまとめ10～11頁参照)を踏まえ、補助教員による学修支援の組織的・機能的な活用に関する好事例や運用マニュアルなどの情報について法科大学院の枠を超えて共有が図れるよう、調査研究を行う。

なお、①～③の調査研究の進捗については、適宜、法科大学院等特別委員会に報告の上、必要に応じて助言を得ることとする。

(4) 入札スケジュール

○公告期間…5月28日(金)～6月25日(金)

○開札…7月13日(火)

法学未修者教育に関するシンポジウム
進行次第

資料6

《司会》 内村 涼子(法科大学院センター副委員長, 弁護士)

開会挨拶 岩崎 淳司(日本弁護士連合会副会長)

- 1 未修者教育プロジェクト・ヒアリング結果取りまとめ報告
報告者:宮城 哲(日弁連法科大学院センター副委員長)
- 2 授業の実践例の報告
 - ・東北大学における未修1年の刑法教育について
報告者:成瀬 幸典(東北大学大学院法学研究科教授)
 - ・北海道大学における未修1年の民法教育について
報告者:池田 清治(北海道大学大学院法学研究科教授)
 - ・神戸大学における民法及び法文書作成の基礎教育について
報告者:田中 洋(神戸大学大学院法学研究科教授)
 - ・一橋大学における憲法科目の未修者教育について
報告者:只野 雅人(一橋大学大学院法学研究科教授)
- 3 パネルディスカッション
《パネリスト》 成瀬 幸典(東北大学大学院法学研究科教授)
池田 清治(北海道大学大学院法学研究科教授)
田中 洋(神戸大学大学院法学研究科教授)
只野 雅人(一橋大学大学院法学研究科教授)
宮城 哲(日弁連法科大学院センター副委員長)
《コーディネーター》日吉 由美子(日弁連法科大学院センター委員)

閉会挨拶 片山 直也(法科大学院協会理事長)

未修者教育プロジェクト
ヒアリング結果取りまとめ報告書

2021年6月19日

未修者教育プロジェクト
(日本弁護士連合会・法科大学院協会共同実施プロジェクト)

はじめに

この報告書は、日本弁護士連合会と法科大学院協会が共同実施した未修者教育プロジェクトにおけるヒアリングの結果を取りまとめたものです。

令和2年度の第10期中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会において法学未修者教育の改善・充実について集中的に議論がされている中で、2020年秋頃から、日本弁護士連合会法科大学院センター（以下「法科大学院センター」という）において、法学未修者教育の内容・方法に焦点を当てた調査研究を行うプロジェクトの検討を始めたところ、同年12月に法科大学院協会においてカリキュラム等検討委員会に未修者基礎教育検討小委員会が設置されたことなどから、法科大学院センターが検討していたプロジェクトを法科大学院協会と共同で実施する構想が生まれ、共同で準備を進めた結果、2021年3月から日本弁護士連合会と法科大学院協会が共同実施する「未修者教育プロジェクト」が正式にスタートしました。プロジェクトの趣旨や調査研究の概要は、本文において紹介しますが、学修者本位の教育の実現をキーワードに、法学未修者教育を受けて司法試験に合格した17名の皆様と4名の法科大学院教員の先生方にご協力いただいてヒアリングを実施し、その結果を取りまとめたのが本報告書です。法学未修者教育の改善・充実の動きに拍車をかけるため、少しでも早く公表することを優先し、調査研究の範囲を限定したため、今後の調査研究に委ねる部分も多くありますが、法学未修者教育の改善・充実のためのヒントがたくさん詰まった報告書になるように取りまとめたので、法学未修者教育に関わる多くの方々にお読みいただけることを願っております。

最後に、ヒアリングにご協力いただいた17名の未修合格者の皆様と4名の教員の先生方に、心より御礼申し上げます。

2021年6月

日本弁護士連合会・法科大学院協会共同実施未修者教育プロジェクト
研究代表 宮 城 哲（法科大学院センター副委員長）

【目 次】

第1 未修者教育プロジェクトについて	2 頁
第2 未修合格者ヒアリング結果取りまとめ	4 頁
第3 教員ヒアリング結果取りまとめ	27 頁
第4 まとめ	41 頁
別紙 未修者教育プロジェクトメンバー一覧	43 頁

第1 未修者教育プロジェクトについて

1 プロジェクトの趣旨

法学未修者（以下「未修者」という）の司法試験合格率の低迷や入学者減少等を踏まえ、法科大学院における未修者教育の改善が喫緊の課題となっている。

昨年度の中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会（以下「中教審」という）における「法学未修者教育の充実について」の議論のまとめにおいても、未修者教育の充実のための様々な対応策がまとめられ、その中で、「学修者本位の教育の実現」という観点から、「効果的・効率的な学修に向けた法科大学院間の協働」として、「個々の法科大学院では予算、時間、人的資源などに限りがある」ことを前提に、また、「法曹界とも連携」する必要性を指摘したうえで、「まずは、法科大学院協会を中心として、法学未修者教育の・・・在り方について継続的に議論する場（協働プラットフォーム）を設けることが求められる。教育内容、教育方法（ICT 活用を含む）、補助教員等の活用など幅広い分野について、法律実務家の協力も得ながら、各法科大学院における法学未修者教育の充実を促し、合わせて全国的な教育水準の底上げを目指していくことが期待される。」とされている¹。

また、文部科学省平成30年度先導的の大学改革推進委託事業として実施された「法科大学院における法学未修者への教育手法に関する調査研究成果報告書」（以下「法務研究財団成果報告書」という）において、法学未修者が抱える問題状況として、「法科大学院に入学した時点において・・・基本的な学修方法がわからず、日々の授業にどう対応していけばよいのか戸惑うなかで無為に時間が過ぎてしまう・・・法律的な文書を作成した経験がないまま・・・近づいてくる前期期末試験・・・にどう対応すればよいかということで頭の中が一杯になってしまい・・・長期的な学修プランをイメージすることができないまま、1年次前期が終了してしまう。このように、一応の学修方法を身につけるまでに入学後、相当の時間を要することから、重要な部分を意識しつつメリハリをつけながら基本書を読む訓練や、具体的事例のなかから問題点を見いだして解決策を文章に構成する、という訓練を本格的に開始する時期が法学既修者に比べて大幅に遅くなり、そのことの影響が、法学既修者と合流する2年次以降においても、法学既修者との大きな学力差となって現れる、という問題」が指摘されていたところである²。

そこで、法科大学院協会（以下「協会」という）が中心となった連携や協働の第一歩として、協会と日本弁護士連合会（以下「日弁連」という）とが共同し、未修者が3年標準就学課程において司法試験に合格できる学識及び応用能力を修得できるようになるために、憲法・民法・刑法につき、未修1年の段階（特に入学前後から前期の

¹ 中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会「法学未修者教育の充実について－第10期の議論のまとめ」（令和3年2月3日）（以下「中教審第10期まとめ」という）18頁以下参照。

² 公益財団法人日弁連法務研究財団「法科大学院における法学未修者への教育手法に関する調査研究成果報告書」（2019年3月）26頁以下参照。

段階)で、未修者にどのような内容・方法の教育を行うべきか、ということを中心に調査研究を行い、法科大学院全体における未修者教育の改善・充実にとって有益な研究成果を提供することを目的としてプロジェクトを企画した。

2 プロジェクトにおける調査研究の概要

本プロジェクトにおいては、(1)学修者本位の教育の実現という観点から、法科大学院で未修者教育を受けて司法試験に合格した若手弁護士等（以下「未修合格者」という）から、未修者教育として良かった教育の内容や方法等についてヒアリングを行うとともに、(2)各法科大学院で実践されている未修者教育の好事例を法科大学院全体で共有すべく、(上記ヒアリングで未修者合格者から高く評価された)法科大学院教員から、未修者教育として実践している教育の内容・方法等についてヒアリングを行い、(3)その結果等を分析して一定の取りまとめを行い、協会と日弁連が共催するシンポジウムでその報告することを予定したうえで、上記(1)及び(2)のヒアリングを次のように実施した³。

(1) 未修合格者ヒアリング (計 17 名) ⁴

- ア 令和2年度合格者ヒアリング① (3名) 2021年3月7日(日) 14時～17時
Aさん：中規模国立LS修了(法学部出身)
Bさん：小規模私立LS修了(法学部出身)
Cさん：大規模私立LS修了(他学部出身、社会人経験)
- イ 令和2年度合格者ヒアリング② (1名) 2021年3月10日(水) 10時～11時
Dさん：小規模私立LS修了(法学部出身)
- ウ 若手弁護士ヒアリング① (3名) 2021年3月18日(木) 14時～17時
E弁護士(68期)：大規模私立LS修了(他学部出身)
F弁護士(68期)：中規模国立LS修了(他学部出身)
G弁護士(69期)：中規模国立LS修了(他学部出身)
- エ 若手弁護士ヒアリング② (4名) 2021年3月19日(金) 14時～17時
H弁護士(72期)：中規模国立LS修了(他学部出身、社会人経験)
I弁護士(72期)：中規模国立LS修了(他学部出身、社会人経験)
J弁護士(71期)：大規模国立LS修了(法学部出身、社会人経験)
K弁護士(70期)：中規模国立LS修了(他学部出身)

³ ヒアリングや会議等はすべてオンラインで実施した。

⁴ 多様な未修合格者の声を聴くべく、法科大学院の規模、国公立・私立の別、他学部出身・社会人経験・法学部出身の別、地域性、男女の別等を考慮してバランスよく選定することとし、基本的には日弁連側で各地域の弁護士から紹介を受けて(できるだけ近時の法科大学院教育を受けた司法修習70期前後の若手弁護士を)選び、令和2年度司法試験合格者については法科大学院教員からの紹介も受けた。なお、規模については、入学定員100名以上を大規模、31名～99名を中規模、30名以下を小規模と整理した。また、地域性については、北海道、東北、関東、中部、近畿、中国及び九州の各地域の法科大学院からヒアリング対象者を選定した。そして、17名中、男性は8名、女性は9名である。

- オ 若手弁護士ヒアリング③ (3名) 2021年3月19日(金) 14時～17時
L弁護士(73期):小規模国立LS修了(他学部出身)
M弁護士(73期):大規模私立LS修了(法学部出身)
N弁護士(68期):中規模国立LS修了(法学部出身)
- カ 若手弁護士ヒアリング④ (3名) 2021年3月26日(金) 9時～12時
O弁護士(71期):小規模私立LS修了(他学部、社会人出身)
P弁護士(69期):中規模国立LS修了(法学部出身)
Q弁護士(73期):中規模私立LS修了(他学部、社会人出身)

(2) 教員ヒアリング(計4名)⁵

- ア 田中洋教授ヒアリング 2021年4月27日(火) 15時～17時
神戸大学における民法科目等の未修者教育について
- イ 成瀬幸典教授ヒアリング 2021年4月29日(木) 10時～12時
東北大学における刑法科目の未修者教育について
- ウ 只野雅人教授ヒアリング 2021年4月30日(金) 10時～12時
一橋大学における憲法科目の未修者教育について
- エ 池田清治教授ヒアリング 2021年4月30日(金) 16時半～18時半
北海道大学における民法科目の未修者教育について

(3) 調査研究取りまとめ会議

- ア 第1回 2021年5月25日(火) 15時～17時
- イ 第2回 2021年6月13日(日) 10時～12時

(4) シンポジウム 2021年6月19日(土) 15:00～17:30

「法学未修者教育に関するシンポジウムー法学未修者教育の内容・方法についての
研究調査報告～未修1年前期の授業を中心に～」

第2 未修合格者ヒアリング結果取りまとめ

1 ヒアリングの概要と取りまとめの方針

未修合格者ヒアリングにおいては、①未修者がいつ、どのようなきっかけで伸びたかという成長曲線を確認したうえで、②1年前期の憲法・民法・刑法の授業及び入学

⁵ 未修合格者ヒアリングでは、未修者教育として良い授業を行っている法科大学院教員の情報も収集し、多くの教員名があがった。今回は、その中から、憲法・民法・刑法3科目及び未修1年前期の法文書作成教育を担当する4名の教員に限定してヒアリングを行ったが、他の優れた未修者教育を実践されている教員の好事例についても、今後の未修者教育の改善・充実のための取組において、何らかの形で取り上げたいと考えている。

前後の未修者向けの導入教育を中心に、未修者にとって良かった授業や取組の内容や方法等、③逆に未修者にとって良くなかった授業や取組の内容や方法等についてヒアリングを行うことを基本としつつ、④その他、今後の未修者教育の改善・充実に向けた取組のための参考になりうる様々な意見等を聴取し、また、⑤その後の教員ヒアリングの対象者を選定する参考意見として、未修者教育として良い授業を行っている教員を推薦してもらった。

以上のような未修者合格者ヒアリングの結果につき、①いつ、どのようなきっかけで伸びたかという成長曲線に関する未修合格者の声をそのまま紹介し、②未修者教育として良かった授業等（グッドプラクティス）に関する未修合格者の声、③未修者教育として良くなかった授業等（バッドプラクティス）に関する未修合格者の声をそれぞれ整理して紹介することを基本としつつ、④未修合格者から得られたその他の貴重な意見等についても紹介したうえで、かかる未修合格者の声から抽出できる未修者教育の改善・充実のためのヒントを考察して紹介するという形で取りまとめることとした。

なお、以下のような未修合格者の声がすべて正しいわけではなく、教員としては反論したいところもあると思われるが、大切なことは、学修者本位の教育の実現という観点から、まずは未修教育を受けてきた者の率直な声に耳を傾けるということである。そのうえで、各教員が行っている未修者教育の改善・充実ににとって参考になるものがあれば、それを未修者教育の改善・充実にお役立ていただけると幸いである。

2 いつ、どのようなきっかけで伸びたかー成長曲線

- ロースクール（以下「LS」という）在学時は、授業についていくことに必死で、授業をしっかり受けてさえいれば司法試験に合格できるのだろうと思っていた。卒業後、1回目の司法試験に落ちたことで、司法試験を意識した勉強に切り替えるようになった。予備校の模試を受けて成績も上がってきたため、卒業後2回目の司法試験受験頃から「自分の勉強の仕方」に確信が持てるようになった気がしている。LSの勉強だけでは司法試験に合格できない、ということを認識したときは、びっくりした。（他学部出身、社会人経験）
- LS教育に慣れたのは3年前期（LSの成績は良くなった）。法律的な考え方ができるようになったのは、1回目の司法試験に落ちて、答案が書けないことに気づき、2回目の司法試験の受験中。答案をどう書くかというアウトプットを意識して勉強するようになり、根拠条文を意識し、趣旨・規範がなぜそうになっているのか正確に理解して覚え、事実と評価が区別できるようになった。（他学部出身）
- 1回目の受験直前で予備校の全国模試を受け、講師の解説を受けて始めて法律の考え方が理解できた。答案の書き方として、聞かれたことに答えることの意味が分かった。（法学部出身）

- ずっと論点主義の学修をしてきたが、研究室で個別指導をしてもらっていた実務家教員から、条文をきちんと読みなさい、必ず趣旨を答えられるようにしなさい、論点を覚えるのではなく、どうしてこういう論点があるのかをしっかりと考えるようにしなさいと言われ続け、最終学年でやっと自分の勉強方法が間違っていたと気づき、基本書に戻って趣旨を確認し、なぜ当該論点が問題になるのか、どう解釈すべきか丁寧に考える勉強方法に切り替えることができ、司法試験に合格できた。(法学部出身)
- 3年生から司法試験の過去問を解いていくうちにこういう回答をすればよいのか分かり、勉強方法も分かって勉強プランが立てられるようになった。(法学部出身、社会人経験)
- 3年になって司法試験過去問の起案をするようになって、優秀答案を見てこういう風に変えるべき、勉強方法をこう変えれば良いのだというのが分かり、勉強と答案に書くべきことがリンクしてきた。未修者は書き始めるのが遅いと言われるが、もう少し早い時点で過去問にチャレンジしてもよかったのかもしれない。(他学部出身)
- 1年、2年のときは、知識を詰め込む勉強方法で、成績は良かったが、知識が定着していない自覚があり、このままではダメだと感じていた。3年になって、問題演習中心の勉強をするようになり、最初は書けなくて苦痛だったが、優秀答案が法律論をどう答案に落とし込んでいるのか意識して読むようになり、その後、答案に書けるように知識を頭の中で整理して自分なりに簡潔な言葉にするという作業を繰り返すようになり、過去問等も時間内にギリギリ書けるようになったのが3年の夏頃で、そのとき自分の勉強の仕方に確信が持てた。(他学部出身)
- 3年のときに、優秀な既修者がいるなかで、未修の自分が優秀答案を書けるようになってきたので、勉強方法の仕方が間違っていなかったと確信できた。最初は問いに答えていない答案を書くことも多々あったが、問いに正面から答えるという当たり前を意識できるようになり、優秀答案を読み、それを目指すような勉強ができるようになって成績が徐々にあがっていった。(他学部出身)
- 司法試験の過去問の優秀答案を読んでいる際、三段論法を意識して書かれた優秀答案を読み、「これがということなのか」と思った。(他学部出身、社会人経験)
- 自分の伸び方は、曲線というよりも、階段だったと思う。いくつかのきっかけで、全教科が一気に分かるようになったタイミングが何度かあった。①1、2年は授業に付いていくのが必死だった。法学という学問が全く分からず、そもそもなぜ議論されるのか、が分からなかった。例えば、条文を解釈する、という行為の意味や意義が分からなかった。法律の基礎がないので、木を見て森を見ずに陥ってしまいがち。浅くてもいいので広く勉強することを心掛けた。②2年の頃、刑事系の授業中に「事実と評価を混同しない」との指導を受けて、全教科に役立った。③3年時の

実務家教員による民事系の演習授業で「条文を読んで自分の頭で考えて解釈する」訓練をしたことも、ぐっと伸びたきっかけ。④3年時のゼミで「法の趣旨、判例に基づいて、まず、原則を押さえる。次に例外を考える。結果の妥当性（違和感）は最後に考える」との指摘を受けたとき（社会人経験が長く、結果の妥当性を重視した起案に対する教授の指導）。（他学部出身、社会人経験）

- 既修と合流する2年前期の終了時の成績が上のほうだったのでこの感じで行けば大丈夫だと感じた。過去問の起案は3年生になるまでやっておらず基本的には授業の予復習のみで成績も上位で安定していた。勉強の仕方に確信を持てたのも同じ時期。（法学部出身）
- 1年は知識を詰める形であったが、2年からは実務家による要件事実の授業や司法試験の答案を意識した起案などによって、事実と法律知識の結び付きが分かるようになって、法律的な考え方ができるようになったと感じた。（法学部出身）
- LS入学1年目の冬頃にそれまでの自分の勉強の仕方が違っていた、法律はこういう風に勉強するんだなというのが分かった。科目でいうと民法だったかなと思う。それまでがあまり条文に拘らずに学修していて、条文に拘る学修ができるようになったのがそのとき。（他学部出身）

3 未修者教育として良かった授業等—グッドプラクティス

(1) 入学前

今回の未修合格者ヒアリングでは、未修者が大いに役に立ったと振り返るような入学前セミナー等については特に回答がなかった⁶。

(2) 1年前期

ア 基本科目

- 初学者にとっては、1年前期は予習よりも復習中心の授業がありがたい。復習課題で○×問題があるのがよかった。
- 予習は不要で授業をしっかり聞きなさいというスタンス。終わってから取り扱った問題演習を解かせる。復習中心だが、その方が効率がよいと思う。
- 初学者は、基本書を読んでも重要なところとそうでないところの強弱が分か

⁶ 今回のヒアリングでは、入学前セミナー等はあったが時間的・場所的な制約から受講できなかったという方も少なくなかった。また、ヒアリング対象者の多くは弁護士であり、どんなに早くても法科大学院入学前というのは5年以上も前のことであるし、令和2年度司法試験合格者でも入学前というのは4年以上前のことになる。今回のヒアリング結果は、あくまで入学前セミナー等を受講した方の中で大いに役に立ったという回答がなかったに過ぎず、それも4、5年以上も前のことについてのことである。前掲中教審第10期まとめ16頁において、現在では多くの法科大学院が入学前の期間を活用して入学予定者に対する導入的な教育をしていることが紹介されており、また、前掲法務研究財団成果報告書32頁以下でもいくつかの法科大学院の入学前の取組が紹介されているところであり、今後の調査研究等により、多くの入学前セミナー等の好事例が紹介されること、そして、未修者から入学前セミナー等が大いに役に立ったという多くの声が聞けることを期待したい。

らないが、重要問題についてはレジュメに事例問題が記載されており、レジュメを見るだけで強弱が分かる形に工夫されていた。事例があると考えやすいしとっつきやすい。レジュメは授業の最後に次回の授業のレジュメが配られ、レジュメに記載された事例問題を検討する形で予習し、次回の授業で事例問題について双方向でやりとりするという授業の進め方も良かった。

- 予習では、事前に配付されるレジュメに記載されているキーワードに着目しながら基本書を読み、引用されている判例を読み、最後に記載されている事例問題を自分なりに検討する。授業では、先生が基礎知識を分かりやすく体系的に説明した上で、判例の内容や基礎知識の応用問題を問答方式で学生に答えさせ、最後に、授業で学んだことや予習してきたことを組み合わせて事例問題を皆で考えながら答えにたどり着くといった、段階的に頭をトレーニングさせる授業がとても良かった。
- 1年次から、授業で扱った内容に関連した短答式試験の過去問を予習課題として解く機会が与えられた授業があった。未修者は短答への取組が遅いと言われているが、このような形で1年次から取り組めたのは良かった。
- 判例百選について、予習の段階では、事案の概要と判旨だけ読めばよい（解説は余裕がなければ読まなくてもよい）などきちんと指示があるとありがたい。
- 文章を読むのが好きではなかったのですが、レジュメに小問が付いていてそれを事前に検討しておくというやり方は理解が進んで良かった。講義形式で授業をしていたが人数が少なかったため、結局ゼミのような形で、自分としてはすごく良かった。双方向の場合、学修が熱心でない方や留年していた方とのやり取りでは無駄に時間が掛かっていたように感じたが、自分はそれを反面教師としていた。
- 授業では重要度に応じて緩急を付け、授業後に親身に質問にも答えてくれた授業が良かった。内容は講義と双方向のハイブリッドであったが、どちらかというと講義が多かった。1年前期は学修の進度の度合いがバラバラになると思うので、あまり双方向にする価値はないのではないか。
- レジュメがとても丁寧で、重要度のメリハリがはっきりしており、重要度高のところを重点的に授業した上で、重要度の低いところは、ここは短答をしっかりとやればよいとか、初学者を意識した授業をしてくれた。
- 判例中心の授業がよかった。この講義のために判例百選をしっかりと学んだ。
- 非常に話のうまい教員が、司法試験に直結した内容について、主に講義形式で、多少ソクラテスメソッドをおりまぜてした講義が非常に分かりやすくよかった。
- 小テストを実施する授業が良かった。1年前期の早い段階で行われ、所要時間は1時間か1時間半ほどの、10点満点で2～3枚の起案式だった。添削し

てくれて点数をつけて返されるし、講評もある。全くできないことが分かって、これは勉強しなければいけないと気づいた。他の科目でもやって欲しかった。

<憲法に関するもの>

- レジュメがよかった。基本書だけでは全く分からないところ、司法試験でも必要な判例が記載されており、しかも司法試験との関係で大事な人権とそうでない人権とで「手厚さ」を分けてくれていた。
- レジュメに判例の引用が多く、百選にないものも百選判例との比較対象で掲載され、レジュメで判例まで復習できた。少し高度で当時は復習しても分からなかったが、後になって、あれはこういうことかと理解できた。

<刑法に関するもの>

- レジュメで、判例やそれに対する批判、行為無価値・結果無価値の本質などどこにも書いていないことも教えてくれた。このレジュメがなければ何も分からなかった。
- 司法試験を意識した授業をしてくれたのがよかった。学説中心になりがちなところ、判例中心だったのが良かった。

イ 未修者向け基礎講座⁷

- 1年春学期の「法務基礎演習」は、文書作成や法解釈の基礎を学ばせ、早い段階から良い答案のイメージをもたせる授業であり、1年生の大半が受けていて、非常に高評価である。
- 1年次前期、12回にわたって、弁護士が文書作成指導をしてくれる講座があった。ローブラクティスという問題集を使って、短い問題に当てはめを含めて答案を書ききる内容。法律文章になっているかどうかを手取り足取り教えてくれて、期末試験ではこういうことを書かないといけないと分かり、今思えばこれがなかったらどうしようかと思うくらい重要な講座だった。勉強の大変さや心構えも教えてくれて身が引き締まった。
- 授業の担当教員と連携して行う補助教員のゼミは役に立った。
- 答案を書かせて添削するような基礎ゼミがあったが、優秀答案を皆に配っていた。最初の段階で優秀答案がどういうものかイメージできるのは良かった。
- 正規の講座ではなかったが、補助教員によるフォローアップ講座があった。頻度は週1回程度、ゼミ形式での実施だった。内容は担当教員の進め方によるが、教員から質疑や、起案の仕方を教わるなどの内容だった。授業で分からないことを聞けてよかった。正課とはリンクしていないが、質問をフリーに受け

⁷ ここでは、1年前期に開講されている未修者向けの法解釈や法文書作成等の基礎を修得させるための科目の他、課外で若手弁護士等補助教員が法文書作成等を指導するゼミや講座なども広く含めて未修者向け基礎講座という。

付けてもらえた。未修者には未修者の修了生が割り振られていた。起案方法の
レクチャーにとどまらず起案をすれば起案添削もしてくれた。フォローアップ
講座は非常に役に立った。司法試験受験までの大まかなスケジュール、時期ご
とに達成すべきノルマ、LSでの勉強方法等を学べた。

(3) 1年後期

- 行政法の授業で、小さい演習を沢山した。双方向なのは他の授業と同じだが、
こちらが言いやすいように誘導してくれたので、授業に対する恐怖心がなかった。
また、司法試験ではこういう感じ、というのを言ってくれて、司法試験に合格さ
せたいという気持ちで授業をしていてくれていることを感じた。また、学生のために
過去の期末試験問題とその解答例などを自由に閲覧できるようにしてくれていた。
- 刑事訴訟法は、かなりハードなソクラテスメソッドだったが、とても良かった。
ケースブック刑事訴訟法を使って、問題ごとに予習をする。条文を間違えると減
点され、地裁判決を判例というと怒られるなど、厳しかった。しかし、条文の配
置の意味や捜査のところの主体（裁判官、司法警察職員など）など基本的なこと
から応用まできちんと教えてくれて、とても勉強になった。また、授業後に授業
で使ったスライドをアップしてもらえるので、スライドに書いてある内容をメモ
する必要がなく、授業に集中できた。

(4) 2年以降

- 2年で既修者と合流して困難を感じる科目が多かったが、1年の科目と2年の
科目が同じ教員の場合は、困難を感じずに、1年で学んだことを2年で深める学
修ができた。
- 2年次以降の民法は全て問題検討だったが、問題は先生のオリジナル問題で、
起案も求められ、それを検討して発表する内容。準備も大変だったが、非常に有
益だった。司法試験の設問1問の半分くらいの量で、15回の授業で毎回違う問
題をやる。全員分は添削しないが、しっかりした起案2本について先生が添削し
て、それを全員に配る。自分の答案を見てももらえない時は個人的に見てもらい
に行った。
- 2年次以降の民事科目（民法・商法）は、事例演習教材という教材を使った授
業で司法試験対策に直結しており素晴らしかった。他の科目は教材がもっとマニ
アックで、事例演習教材のようなオーソドックスなものを使ってやってほしかっ
た。
- 2年次商法はその復習だけやればよいというほど良いものだった。レジュメに
基づいた予習では裁判例を題材にした問題にQだけ書かれたものが配られ、Qに
答えていくと裁判例についての理解が深まるという形になっていた。Qに対する

Aを作成して読み返せばそのまま復習になった。

4 未修者教育として良くなかった授業等—バッドプラクティス

(1) 入学前

- 3月下旬に、3日間に渡って1日数時間、憲法・民法・刑法の導入セミナーがあったが、初学者のみをターゲットとせず、隠れ未修者や先輩（2年次、3年次）等勉強が進んでいる人も参加しており、未修者にはちんぷんかんぷんで悶々として過ごした。勉強方法などのガイダンスの方が嬉しかった。
- 事前課題があったが、未修者で対応できないレベルだった。
- 入学前セミナーはあったと思うが、当時社会人で仕事をしていた上、遠方に住んでいたため、参加できなかった。

(2) 1年前期

ア 基本科目

- 予習の範囲が多く、授業も詰め込み型で、復習課題はない。やりっぱなしの授業だった。
- 初学者は何が重要なのか分からないので、レジュメで示して欲しい。
- 初学者は基本書を読んでも、何が大事か分からないので頭に入らない。授業を受けてみて初めて、この部分が大事で、この部分はその次、というように重要度についても話してもらえれば復習時に分かる。それがない状態で予習をするよう言われて授業で当てられても答えられない。正直、予習の時間が惜しいと思ったのでまっさらな状態で臨み、その分復習に時間を使っていた。
- 先生が一人で話し続けていた（テキストの学説についてひたすら解説していた）授業があり、学生の理解度を確認せず、学生を置いてけぼりにしていた。
- 先生が一方向的に話す授業があった。もう少し予習や復習として理解度を確認するアウトプットの問題が課されるとよかった。
- 事例問題の検討もなく、抽象的な法律論ばかりの授業や、基本書の内容を先生が説明するだけの授業は、全然頭に入ってこなかった。
- 学説の解説ばかりの授業もあった。判例を中心にしたい。
- 1年次の担当教員の中には、学説の対立を中心に、判例をほとんど教えない人がいた。1年次から判例をきちんと教えて欲しい。
- 学説の対立を過度に重視する講義があった。判例から離れた講義であり、判例が身につかなかった。また、定期試験などでは、担当教員が好きな学説で答案を書かないとよい成績にならなかった。必修なのに単位を落とす学生が多いことから、学生は、必死で授業にかじりついてしたが、身につけてはいなかったと思う。LSにふさわしい講義ではない。ましてや法律を学び始めた未修1

年を対象にする授業としては、まったくふさわしくない。

- 純粹未修者には厳しい速さで進んだ授業もあった。
- 講義形式で、完全未修者にとってはスピードが速すぎ、ほとんどの人が、理解が追い付いていない授業。こういう授業だと論点主義に陥ってしまう。完全未修者にとっては、ゆっくり時間をかけて基礎から発展まで段階的に教えるべき。
- 1年生は基礎的な定義や意味を教わったが、例えば、虚偽登記の問題について、登記とは何かも実感できなかったし、虚偽登記が何故生じるのかの具体的なイメージが読み込めないし、登記における「第三者」が何かもよく理解できなかった。
- 授業の中心は法学部出身者で、そのレベルに合わせた議論になっており、純粹未修の自分が議論に加われるようになったのは前期の終わりくらい。議論のレベルを下げて欲しかった。
- 予習で百選を読む必要があったが、事案の概要と判旨までは何とかついていけても、解説は時間をかけて読んでも理解できなかった。
- 授業では答案を書く機会がなかった。それなのに期末試験で答案を書かされた。必修科目の授業で文書作成の機会を設けるなどの配慮をして欲しい。
- 小テストの答案の添削において、成績上位の答案の添削は多いが、成績下位の答案の添削は少ないなど、成績上位者と下位者との扱いに差があり、成績下位者へのサポートが十分ではなかった。
- 中間テストでABC評価中C評価をされたが、何故Cなのか、どう書けばよいのか改善すべき点などは全く示されなかった。

<憲法に関するもの>

- 1年前期の憲法は、総則と統治だったが、中途半端に終わった。最後までやって欲しい。
- 憲法の授業が、定番教科書を批判して自説を展開するだけの講義で、批判対象の理解もできていない初学者に対し、それを批判して自説の説明をされても、頭に入ってくるものは何もなかった。
- 総則→統治→人権の順番で、授業内容は良かったが、予定どおり進まず、どんどん次のコマへずれ込んでいったために、統治に時間をかけすぎて人権が途中で終わった。司法試験の観点からすると人権からやって欲しかった。
- 1年前期でまず総則から始まったが、具体的な人権が分からない状態で、抽象的な法律論をされても、何の議論をしているのかよく分からなかった。核となる人権と絡めて総則の説明をした方が良い。
- 憲法の講義は、高尚だったが、判例の理解は進まなかった。定期試験の答案で、人権の大切さなどを存分に書き綴ったところ、非常によい評価を受けた。

しかし、その答えは、司法試験ではまったく評価されないものだったと思う。

- 授業の前に、大量の判例（全文）を渡されて、事前にそれを読み、授業中にその判例の要旨を答えさせるという内容だった。この時は、前提知識が伴っていない状態だったので、消化不良になってしまった。

<民法に関するもの>

- 総則から先にやったが、総則をやっているとき何をやっているのか分からなかった。総則と債権・物権との関係も分からないまま学んでいた。
- 民法科目は異なる教員の授業が同時進行していたが、指導方針の統一などは見受けられなかった。初学者は教員の教え方の違いで混乱していた。
- ある特定の外国の民法が専門の研究者が担当だったが、講義中もその国の民法の話を入れてきた。しかも長かった。
- パンデクテンについての講義が2時間もかかった。それは良くなかった。その先生は何事も自分の関心分野だと講義が長くなる。
- 物権だけは、判例百選を読んでも、事案自体が理解できないものが圧倒的に多く、苦勞した。初学者に検討させる場合は、登場人物を減らすなどして事案を簡略化し、図示するなど「見える化」して、事案を理解させる工夫をして欲しかった。

<刑法に関するもの>

- 1年次の担当が結果無価値論の教員で、結果無価値論で書かれた教科書をもとに、もっぱら自説を展開する授業だった。
- 刑法の講義は、前期も後期も、ほとんど一方通行である上、普通に受講して単位を取るだけでは、刑法の思考の枠組みも理解できない講義であった。刑法は、思考の枠組みのようなものがあるのだから、それをきちんと身につくような講義にするべき。
- 1年前期の刑法総論の授業は、抽象的な問題について学説の説明に深入りしていく授業で、内容も理解できないし、事例問題の検討もないので、事例問題でどのような答案を書けばいいのかもイメージできず、刑法総論はぐちゃぐちゃになった記憶しかない。

イ 未修者向け基礎講座

- 授業の担当教員と連携していない補助教員のゼミでは、授業でやっていない範囲から出題されたり、教員と違う考え方で教えたりなど問題があった。
- 1年生を担当する補助教員が少なく、補助教員の指導を受けていない学生も少なくなかった。
- 導入講座という名前は付いていたが、教員が勘違いしたのか、初学者に対し、いきなり判例を解説するなど、非常にハードルの高い授業になっていた。

- 未修者向けの法学入門のような基礎講座がなかった。他学部出身の純粹未修者にとっては、法学入門のようなものがあると良い。単位認定ありの正規科目でなくてもよい。「公法と私法」、「三段論法」、「民事訴訟と刑事訴訟」、「実体法と手続法」、「判例の読み方」のような、法学部生であればいつの間にか身につけているようなことを教えて欲しい。これらの前提知識が欠けていたことで、とても苦勞した。
- 未修者向け基礎講座はあったが、必須科目の予習復習で精一杯で、受講する時間的・精神的余裕がなく、受講しなかった。

(3) 1年後期

- 後期の憲法人権の授業が中途半端に終わった。最後までやって欲しい。
- 1年後期の刑法各論の授業は、「放火」までたどり着かず、各論が半分も終わらないまま2年次に合流することとなってしまった。

(4) 2年以降

- 民法と会社法では、判例百選を振り分けられて、持ち回りで学生が担当の判例を解説する内容の授業があった（憲法、刑法はなかった）。やっと1年次をクリアした程度の知識で判例を解説するのは無理だし、聞いている学生も専門家の意見でもないのに役に立たない。何時間もやらされたが、やめてほしい。
- 民事訴訟法の授業だったが、レジュメもなく、分厚い教材に則って、その本を読んで内容を繰り返し、確認するだけの授業だった。教材は優れたものだったかもしれないが、得られたものは少ない。
- 2年の演習科目は、演習とは名ばかりで、判例の法律論を検討する授業が多かった。具体的な事案を出して実際に答案を書かせ、どういう思考回路で、どういう順番で書くべきなのかを検討する授業をして欲しかった。授業で取り扱う論点は減るが、どういう思考回路で、どういう順番で書くべきなのか、知識の答案への落とし込み方が分かれば、その後の自学自修でカバーできる。

5 その他未修者の声

(1) 勉強方法について

- アウトプットすることでインプットの足りないところを把握し、さらにアウトプットすることで知識の整理ができる。それが、勉強方法としては最適な過程であり、そこにフォーカスした授業があつてしかるべき。
- 論文の問題を解くようになって、知識を論文でどう書くのか、どう使うのかが分かり、その後に意味のある体系的な学修ができるようになった。早く書き始めた方がよい。

- 過去問を繰り返しやらない人もいるが、同じ問題も何度も繰り返してやった方がよい。ゴールを見ながら勉強することが重要。未修1年で教授から論文過去問の模範答案を写経して下さいと言われ、やったが、それで何となくゴールについてイメージができた。できなくても早い時期から過去問を検討することは有益だと思った。合格前の1年も過去問を解くことが勉強の中心で、全科目すべての過去問を1日1問のペースで何度も書いていた。
- 起案をやらないと司法試験には受からない。早くから起案をやることが大切。
- 科目は沢山あるが、法的三段論法を使って日本語を繋いで問いに答える論文はすべての科目に共通している。勉強熱心で知識はあるが点数が伸びない人は、日本語が繋がっていないように感じる。最初の段階で論文の基礎的なところをおさえるのが大事だと思う。
- 未修1年次は、インプットすべき量が膨大。普通にインプットしているだけだと、あいまいな知識がごちゃごちゃのままになる。これでは使えない。短答を解くことで、重要なところをきちんと確認することと、知識を整理することが促される。
- 司法試験で短答がない科目についても、短答を解くことは有益。短答が7科目だった頃の過去問や予備試験の問題などを用いるとよい。
- 時間を意識した学修が大事。その点も学生に伝えるべき。

(2) 入学前セミナーのあり方について

- 純粋未修者に対する入学前セミナーとしては、具体的な法律の内容に入るよりも、ざっくりばらんに法律はこういうものであるとか、基本書の読み方や、大学受験教育で学んだやり方とは異なるところも多いといったことを事前セミナーで教えると良いのではないか。これらを知らずにスタートすると、どのように勉強すれば論文が書けるようになるのか分からず、苦勞する。早い段階で法律答案はこういうもので、こういう勉強をすると書けるようになるという道標を示してもらえると良い。
- Zoomなどを利用したオンラインプログラムの入学前セミナーであれば、社会人も参加しやすくなると思う。また、動画のオンデマンド配信などもありがたい。
- 入学前に、司法試験がどういうものか、科目数、試験科目に選択科目が入っていること、論文は1日何時間も手書きすることなど、こういった知識を知らない人が多い。目指すは司法試験であり、入学者に司法試験の制度面の説明もやっておいた方がいい。
- 事前セミナーをやるのであれば、同じLSの先輩から、どれくらいの年次でどれくらいできていたら司法試験に合格するとか、段階的な目標が立てられるような

話があるといい。そうすると入学後の勉強がスムーズに進むと思う。また、条文の読み方なども教えてもらいたいが、その前に、憲法って何、なぜ公法なのか、なぜ民法があるのか等、初歩の初歩もあったらいい。

- 初学者がいきなり基本書を読んでも眠くなるだけで頭に入っていない。入学前に、予備校的な入門用のレジュメで、このような制度、このような論点、このような判例があるといったことを大掴みしてから、授業に入るといいと思う。

(3) 補助教員について

- 1年次で補助教員のゼミを受け、人間関係ができたので、その後も個人的にお願いして継続的に指導を受けることができた。
- 1年生の未修者段階では、補助教員には、授業と連携して授業を補足する、理解度を上げるような講座を提供して欲しかった。
- 補助教員がサポートすべきことは、1年次前期は勉強方法で躓いていることが多いのでそのサポート。後期はこれまで学んだことが活かせるか、簡単な問題を解かせて知識が定着しているか、間違っていて記憶していないかを確認するゼミ。2年次には、法律に慣れてきた頃なので、論点主義に走りすぎているか、条文解釈を大事にしているかを確認するゼミ。3年次は実際司法試験レベルの問題でどこまで書けるか確認するゼミが良いのではないかな。
- 補助教員には、授業と切り離して、司法試験の過去問等の答案指導をして欲しい。

(4) 各段階における到達目標について

- 1年前期の到達目標は、後期に向けた勉強方法が定着する程度できていれば良いと思う。答案が書けるのはもっと後でもいい。後期になると科目も増えるので勉強方法を身につけることが大切。教える側も学生に勉強の仕方を身に付けさせることを意識して教えることが重要だと思う。
- 1年次終了時点での到達点は、短答式の問題が解け、論文式問題の基本的な答案の書き方が分かることだと思う。1年次で基本的な答案の書き方が分かっていると、2年次以降の授業についていけなくなる。
- 1年次の終わりには、在籍する法科大学院の既修者試験に合格できるレベルに達していることが望ましい。
- 2年次終了時点で、基本論点と呼ばれる問題については、なにも参考にせずにそれなりに答案が書けるレベルにまでなっているべき。
- 2年次終了時点で、司法試験の論文が（合格レベルではなくても）ある程度書けるレベルが必要。
- 3年次になったとき司法試験の過去問を解いてみようと思える程度（過去問の

答えを読んで、分かる部分と分からない部分が分かる程度)に達していれば十分だろう。2年次には過去問を見ても見ただけでどうしていいか分からなかった。2年次が終わった時点で既修者に追いつくのは難しい。3年後期か修了時によりやく追いつくという感じで十分ではないか。

(5) 2年次での既修者との合流について

- 2年で既修者と合流して困難を感じることはばかりだった。特に双方向授業になり、すぐに専門用語が出てこない、論理的な説明がなかなかできないという苦しみがあり、2年前期はずっと困難を感じていた。2年になったらレベルが跳ね上がった感があり、その間を埋めるため、春休みを使ったフォローアップとして、アウトプットの指導を受ける機会などがあれば良かった。
- 既修と一緒に勉強することはいいこと。追い付こうという気になる。既修者は知識の量も多く、勉強の仕方を学ぶ。既修者は司法試験を意識した勉強をしており、勉強方法を真似した部分が多く参考になった。
- いい刺激になった。一緒にゼミを組み、追い付けるようになった。合流して良かった。
- 既修者と自分たちとでは、知識の定着度合いに違いがある、と感じた。知識の量や深さだけで言えば、未修1年次に未修者が学ぶ知識は、量の点でも深さの点でも、既修者に劣らない。しかし、未修者の知識は、曖昧な部分が残っていたり、複数の問題点の関係性などが未整理だったりする。そのため、多くの未修者は、学んだ知識を使うことができない。この点が、既修者と未修者との大きな差につながっている。
- 合流してすぐに既修者と差を感じ、不安があったので信頼していた研究者教員に相談したところ、結局司法試験合格は自分次第であり、他人は自分を軌道修正する参考程度にすればよいと言われ、既修者には司法試験までに追いつければよいと考えられるようになり、楽になった。

(6) 未修者に対するメンタルケアについて

- 未修1年目の学修の速さや情報量の多さについていけず、精神的に参ってしまった初学者は少なくない。未修者教育においては、メンタルケアも念頭におき、一人一人に目配せしたきめ細やかな配慮や指導が必要ではないか。
- 未修者にとっては、最初は、授業についていき、単位を落とさないだけで精一杯。司法試験を意識している余裕はない。この間に、精神的に追い込まれて撤退していった同級生も多い。

(7) ICTを活用した授業について

- 社会人にとっては（勤務先や出張先でも受講できるという意味で）オンラインはいいシステムで、すごく便利だと思う。
- オンデマンドだけだと緊張感がないので、何らかの形で双方向を残すべき。
- 常にLSの自習室で勉強していた。オンライン授業を実施する場合、大学で授業を受ける場所を提供してもらえないと、どこで受講して良いか分からず困ると思う。
- 社会人、仕事を続けている人にとって、オンラインでの授業はいい制度。ただ、一緒に授業を受けて、議論をすることで理解が深まる。対面の経験で得た知識が多い。そういう面でマイナスがあるか。オンラインだと質問もしにくいし、双方向も難しいのでは。どちらかというとマイナス面が多い気がする。
- 事前講義としての動画配信＋議論中心の対面、という形式は、時間的制約もなく、とてもいい。予習教材にオンデマンドを活用することに、デメリットは全くないと思う。
- 予習を動画にすると、負担が重くなるのではないかとの意見があるかもしれないが、負担はかえって軽くなると思う。法科大学院生は、現状、かなりの時間をかけて予習をしている。講義動画がある方が、時間を短縮できると思うので、負担が少なくなる。動画を見て、分からないことを自分で調べられれば楽。
- 事前配信動画を導入するなら、対面講義は、双方向の授業にしないと意味がなくなる。授業は、スタイルを講義ではなく抜本的に変えて、学生を信じて議論させることが必要。
- 何度もポイントを聞き直せるのは重要。予備校は以前からICTを活用していた。法科大学院でも活用すべき。

(8) その他

- LS生は司法試験に受かるためにLSで学んでいる、ということを、教員に分かってもらいたい。在籍していたLSでは、一番優秀だと言われていた人（既修）が、司法試験を5回受けても受からなかった。皆、衝撃を受けていた。
- 司法試験という相対評価の試験で周りに受験生がいなかったのは苦しかった。周りに受験生が少ないから自分の立ち位置の把握が難しかった。
- 全国レベルで、司法試験との関係での、自分の立ち位置が分かることは、とても大切。学内の成績は、教授の好み、大学ごと／講義ごとのカラーなどもあるため、あまり意味がないのではないかと（未修者は、目の前の定期試験に必死で、定期試験さえ通っていればいいと思ってしまうところがあるが、司法試験の合格に近づいていない可能性もある）。例えば、他の大学と連携して、他の大学の先生に答案を見てもらうシステム、評価し合うシステムがあったらよいのではないかと。
- 出身LSでは、未修者もGPA 2.5以上であれば5年のうちに司法試験に合

格する確率が5割以上だと言われており、成績も二極化していくので、成績で上の方のグループにいれば受かるだろうという目安があった。

- 共通到達度確認試験は、当時はなかったが、とても有益だと思う。短答のみで論文がないが、特に最初の方は、短答はごまかしが効かないので、有益だと思う。
- 未修者も早めに実務家から話を聞く機会があるとモチベーションも上がると思う。

6 未修合格者の声を踏まえた未修者教育の改善方策についての考察

(1) 総論

今回は、未修者教育を受けて司法試験に合格した者に対してヒアリングを行ったものであるが、上記1のとおり、未修者の成長曲線は、法学部出身者か他学部出身者か社会人経験者かで一定の共通性があるわけではなく、個々人でばらばらであった。中には、法科大学院を修了した後、司法試験対策をする中でやっと法律の考え方や答案の書き方が分かったという者もあり、多様な未修者に対する教育においては、学生一人一人が自らの適性に合った学修ができるよう、入学前後から修了後に至るまで、必要に応じて様々な指導を行う必要があるといえよう。

また、特に初学者は、学修方法が分からないこと、教員の教え方が違うこと、予習のために時間をかけて基本書等を読んでも理解できないこと、初学者の理解度を確認しないままたくさんの知識を短期間で詰め込むような教育がなされていることなど、様々な理由から、特に1年前期の段階では、授業についていくのが難しい状況となる場合が少なくないこともあらためて確認できた⁸。中にはこれらの理由から精神的に追い込まれて休学や退学に至る者も少なからずいるということで、未修者のメンタルケアにも配慮した対応の必要性を訴えた者もいた。

さらに、未修者からは、既修者と自分たちとでは、知識の定着度合いに違いがある、との指摘があった。ここでいう定着度合いとは、単純な知識の量や深さではなく、知識の正確性と整理の度合いの問題であり、未修者は後者が不十分なため学んだ知識を使うことができず、この点が既修者と未修者との大きな差につながっているという指摘である。適切なアウトプットができるようにインプットしないと、インプットした知識を使えるようになるまでさらに時間がかかるということを意味していると考えられる。

その他、法科大学院での成績上位者が順当に司法試験に合格していると思われる法科大学院では、未修者も法科大学院で一定以上の成績を取ることを目標に頑張ればよいという好循環が生じている例が確認できた一方で、法科大学院での成績上位

⁸ 前掲法務研究財団成果報告書で指摘されていた未修者が「基本的な学修方法がわからず・・・長期的な学修プランをイメージすることができないまま、1年次前期が終了してしまう」といった問題状況が継続していることが今回のヒアリングでもあらためて確認できた。

者が順当に司法試験に合格できていない法科大学院もあるようである。法科大学院は、受験予備校ではないので、その教育内容が試験対策だけに傾注するのは望ましいことではないが、法科大学院教育と司法試験は有機的に連携しているはずであり⁹、司法試験の科目となっている法律基本科目において、司法試験とかけ離れた内容の教育や成績評価がなされているとすれば、改善されるべきであろう。

以上のようなことを踏まえ、学修者本位の教育という観点から、未修者教育の改善・充実のための参考にさせていただくために、(1)このような未修者教育を行うのが望ましいといえる実践例や改善方策等（未修者教育として望ましい〇〇）を紹介するとともに、反面教師とすべきことを確認しておくことも未修者教育の改善にとって必要だと考え、(2)未修者教育において行うべきではないこと、改善すべきこと（未修者教育としてやってはいけない〇〇）も紹介することを基本としつつ、未修者教育の今後の課題と思われるところにつき、未修合格者の声を踏まえて一定の考察をしたものについては、その紹介もしたい。

(2) 入学前セミナー等

今回のヒアリングでは、残念ながら、未修者が大いに役に立ったと振り返るような入学前セミナー等については回答を得ることができなかった。しかし、前掲法務研究財団成果報告書において指摘された「法科大学院に入学した時点において・・・基本的な学修方法がわからず、日々の授業にどう対応していけばよいのか戸惑うなかで無為に時間が過ぎてしまう」という問題状況を解消するためには、初学者を対象とした適切な入学前セミナー等を実施することが一つの有効な方策であることは明らかである¹⁰。そして、現在では有効適切な入学前セミナー等が実施されている法科大学院も少なくないはずであり¹²、今後はICTの活用等によって入学前セミナーの拡充が期待される場所であるが¹³、今回は、ヒアリングの結果として得られた「あまり役に立たなかった」という意見を参考に、望ましい入学前セミナー等とやってはいけない入学前セミナー等を考察したので紹介する。

ア 未修者教育として望ましい入学前セミナー等

- 対象者に初学者がいることを念頭におき、内容的には、司法試験がどのようなものかなどアウトプットを示すことを前提として、①事前セミナーを開催できる日数が少なければ、基本書の意義や読み方、条文の構造や読み方、判例や学

⁹ 法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律第1条等参照。

¹⁰ 前掲中教審第10期まとめ15頁以下でも、〔入学前の学修機会の提供〕において、その必要性や有効性が確認されている。

¹¹ 入学前セミナー等には、入学予定者に対する歓迎の意を伝える機能もあると思われ、その実施により、入学予定者のモチベーションの向上や入学後のコミュニケーションの円滑化も期待できると思われる。

¹² 前掲中教審第10期まとめ16頁や前掲法務研究財団成果報告書32頁以下等参照。

¹³ 第10期の中教審において紹介された未修者向け導入講座動画サンプルのような内容動画を入学前セミナーで活用することも考えられる。

説とは何か、入学後にどのような勉強をすることになるのかなど基本的な学修方法等を教えることが望ましい。②ある程度の日数が確保できるのであれば、憲法・民法・刑法の3科目につき、当該法律の全体像を俯瞰できるように概説したうえで（例えば、刑法なら、構成要件該当性が各論部分、違法性・責任部分が総論部分となる等）、入学後の各授業でどのような学修をしていけば司法試験と結びつくのかという「学修の道しるべ」を示すようなものが望ましい。

○ 実施方法は、多くの入学予定者が受講できるようICTを活用して実施することが望ましい¹⁴。

イ 未修者教育としてやってはいけない入学前セミナー等

○ 初学者へのフォローなしに、法学部出身者を念頭においた内容のセミナーを実施したり、事前課題をさせること。

○ 入学予定者の都合や事情等に配慮せず、法科大学院側の都合だけで、実施方法や日程を決めること（例えば、平日の日中に実際に法科大学院に行かないと受講できない実施方法とすること）。参加できない人が多くなってしまつては、目的を達成できないし、学修者本位という観点からも妥当でない。

（3）1年前期の授業の進め方、予習や復習のさせ方

ア 未修者教育として望ましい授業の進め方等

<授業の内容に関すること>

○ まだ法律の学修に馴染んでいない段階の未修者に対しては、最終的なゴールから遡って1年終了段階の到達目標や1年前期終了段階の到達目標等段階ごとの目標を示しつつ、現時点では〇〇をすればよい、現時点では〇〇ができていれば十分など、現時点で何をすればよいのか、何ができていればよいのか、明確な指示を行うことが望ましい。そうすれば、未修者も、ゴールに向かって進んでいると感じながら学修を進めることができると思われる。

○ 学生の目標が司法試験合格であることなどに照らせば、早い段階から司法試験というアウトプットを意識しながらインプットすることが大切である。アウトプットを意識することなく、たくさんの知識を詰め込んでも適切なアウトプットができるようにはならない。1年次の段階から、常に司法試験を念頭におき、インプットとアウトプットとを紐づけた授業を行うことが望ましい。例えば、適用すべき条文を正しく指摘できること、解釈論としては判例や一般的な考え方を理解させることに重点を置くこと、具体的な事例問題をどう分析し、どのような思考過程で解決していくか、それをどう答案に落とし込むかという

¹⁴ 入学予定者が社会人であったり、遠方に居住しているケースも少なくない。入学前セミナー等のためだけに遠方から移動することのコストを考えると、オンライン会議ツールを用いたり（ハイブリッド方式を含む）、オンデマンドの動画教材によるプログラムを提供することも検討すべきであろう。

アウトプットを念頭におきながら教えることなどである。司法試験に役に立つ授業であることが学生に伝わると、その教員の授業に対する学生の信頼が高まり、学生の学修効果が高まることが期待できる。

- 未修1年前期（少なくともその前半）は、教える内容を基本的かつ重要な事項に絞り込み、学生に正しく理解させることに重点を置くべきである。その際、例えば、判例を検討する場合、判例百選の事案の概要では登場人物も多く、事案も複雑で、まだ学んでいない手続法等の制度や用語も出てくるなど、未修者では事案の把握も困難な場合も少なくないので、教員において、あらかじめ当該論点を理解するために必要な範囲で事案を簡略化し、学生にはその簡略化した事案を検討させるなどの工夫もなされることが望ましい。少なくとも、当事者関係図や時系列表の作成などの事案分析の手本を示し、事案を「見える化」することも学生に教えるようにすべきである。そのようにして、学生が法律の学修に慣れ、自学自修もできるようになってくれば、徐々に授業のレベルやペースを上げていっても、学生は授業に付いてくることができるようになると思われる。なお、学生は一度教えたたらすぐにできるようになるとは考えず、重要なことは繰り返し教えることも大切である。また、文書作成の指導は、授業の進捗に合わせるよう連携しつつ補助教員に委ねるとしても、少なくとも、定期試験において成績評価を行う教員自身が、あらかじめ、学生に対し、どのような答案が評価されるのかについて学生に対し「見える化」して示すことをすべきであろう。そして、その場合の成績評価基準も司法試験と結びつくものであることが望ましい。そうすれば、学生もそのようなアウトプットを意識した学修ができるようになる。

<授業の方法に関すること>

- 未修者の理解度を確認しながら授業を進めること、未修者にとっても自らの理解度を確認しながら学修を進めることが大切。例えば、双方向の質疑応答の中で学生の理解度を確認しつつ授業を進めることや、予習課題や復習課題において理解度を試す問題を入れるなどし、未修者に自らの理解度を確認させる機会を設けることが大切である。そのうえで、理解が進んでいない学生に対しては、例えば、オフィスアワーでの指導や補助教員の活用などにより個別のフォローを行うことが望ましい。
- 未修者から、予習で時間をかけて基本書を読んでも頭に入らない、授業を受けてから基本書を読むと理解できるといった声が少なくないことも考慮すると、後記のICTの活用でも述べるが、事前に講義動画を視聴させて基本書を読ませるなどの予習をさせたうえ、授業では事例問題を双方向・多方向で検討するといういわゆる反転授業を導入することも真剣に検討されるべきであろう。

<レジュメに関すること>

○ 未修者は、基本書を読んでも自分で重要度の判断がつかないだけに、教員作成のレジュメ等で何が重要で何がそうでないのかメッセージを伝えることが大切になってくる。未修者にとって評判の良いレジュメとしては、①予習用に、重要な問題点について簡単な事例問題や短答式問題が設定されており、問題を検討しながら基本書を読み進めることができるようなレジュメ、②重要なキーワードなどが空欄になっており、予習で重要な点を考えさせ、授業で教員の話をしっかり聞く必要があるようなレジュメ、③レジュメに基づいて復習すればノートとして使えるような、体系的に整理されつつ、重要度に応じてメリハリが利いた、重要な判例等の情報も記載されているようなレジュメなどの意見があった。今回のヒアリングでは、授業がソクラテスメソッドか講義形式かという点は「良い授業かどうか」という大きなポイントではなく、むしろ、レジュメなどの資料の使いやすさが評価のポイントになっていたという印象である。

<短答式問題の活用に関すること>

○ 司法試験や共通到達度確認試験の短答式問題も有効活用が可能であり、例えば、①毎回の講義ごとに、復習教材として、その日に扱ったテーマの短答問題を提供する、②毎回の講義ごとに、予習レジュメに短答問題を掲載する、③一定期間ごとの復習として短答式の小テストを行う、などの活用方法が考えられる。

<未修者向け基礎講座について>

○ 初学者が躓きやすい1年次前期の未修者向け基礎講座は非常に重要である。未修者向け基礎講座としては、次のように、①初学者向けの法学入門を内容とするものと、②未修者全員向けの文書作成指導を内容とするものを用意することが検討されるべきである。

① 初学者向けの法学入門を内容とするものは、法学部出身者が既に学んできた条文の重要性や判例・学説の意義、あるいは法的三段論法や法解釈等の基礎について学ぶため、初学者には必要性は高いが、法学部出身者には必ずしも必要がない場合もある。そのため、これらは必修科目である必要はなく、また、選択科目ともせず、後記のICTの活用でも述べるとおり、初学者が隙間時間に視聴できるオンデマンドの講義動画を提供するという方法も考えられる。

② 文書作成指導を内容とするものは、少なくとも1年前期の期末試験では、事例問題につき問いに答える答案を書くことが求められるし、司法試験にも役立つもので未修者全員にニーズがあると思われる。そこで、できれば未修者全員が受講する必修科目として、そうでなくても事実上未修者全員が受講できる形で補助教員を活用し、基本科目の授業の進捗と連携する形で、授業で学んだ判例で解決するような事例問題につき答案を書かせ、個

別の添削も行いつつ、全体的な講評もする方法等により実施されることが望ましい。

イ 未修者教育としてやってはいけない授業の進め方等

- 学生の理解度を確認しないまま、教員が一方向的に講義する授業、特に、教員の関心の高い分野について延々と話をする授業、反対説の批判や自説の開陳を中心とする授業などは、法科大学院の授業としては望ましくないといえよう。
- 1年前期の未修者に対し、授業で扱うべき内容を絞り込まずに、大量の知識を一方向的に伝授する授業は、未修者からすればスピードが速すぎて付いていけないと感じることが多いようである。これでは学修者本位の教育とは言い難く、消化不良の学生が多いとすれば、学修効果という観点からも問題がある。
- 必修科目の定期試験で、一定の学説で答案を書かないと良い成績にならなかった例があったようである。そうすると、学生はその科目では判例の理解よりも当該学説の理解等に時間を割くことを強いることになってしまう。このような成績評価の仕方は、未修者教育にとって弊害となると言わざるを得ない。

(4) 補助教員の活用方法

ア 未修者教育として望ましい補助教員の活用方法

- 法律基本科目の担当教員との連携ができている補助教員による指導は、未修者にとって、授業で分からなかったことの理解を助けるものであるうえ、学修方法を学ぶ機会ともなり、文書作成の指導も受けることも可能で、モチベーションの向上に役立つものであり、一石二鳥以上の効果が期待できる極めて重要なものといえる。
- 補助教員を活用するスキームには、次のようなことが考えられ、可能であれば、これらを組み合わせることが望ましい。大切なことは、正規授業の進捗状況に合わせてサポートすることである。
 - ① 精神的な悩みも含め、個人の特性に合わせた「勉強の仕方」の相談等に応じるもの。
 - ② 授業の予習時に分からないことの質問に応じるもの。
 - ③ 授業後に、授業で学んだ重要論点の理解度を確認し、正しい理解と定着を図ることを目的としたゼミ等。短答式過去問の利用も有効であろう。
 - ④ 授業後に、授業で学んだ判例等を使って解答する事例問題について答案を作成し、添削を受けるといった文書作成指導を行うもの。事例問題は当該科目の過去の定期試験等の問題、少なくとも事前に正規教員に確認してもらった問題を用い、添削結果を教員にフィードバックするといった正規教員と補助教員との連携を図りつつ実施するのが理想的である。

イ 未修者教育としてやってはいけない補助教員の活用方法

- 授業でやっていない範囲から出題されたり、教員と違う考え方で教えたりするなど、授業の担当教員と連携していない補助教員によるゼミ等の実施。このような場合は、未修者により大きな負担をかけたり、未修者の混乱をもたらし、かえって未修者教育にとって弊害となる可能性がある。

(5) 1年次の到達目標の設定とそれを踏まえたカリキュラム

1年次終了段階の到達目標は、共通到達度確認試験で一定の水準の得点を得られる程度の基礎的知識及び推論能力を修得し、かつ、当該法科大学院の既修者入学試験に合格しうる程度の学識並びに分析、構成及び論述等の能力を修得することだと考えるのが穏当だと思われるが¹⁵、1年次前期終了段階の到達目標となると、様々な考え方がありうるところである。そこで、参考になるのが、「1年前期の到達目標は、後期に向けた勉強方法が定着する程度できていれば良いと思う。答案が書けるのはもっと後でもいい。後期になると科目も増えるので勉強方法を身につけることが大切。教える側も学生に勉強の仕方を身に着けさせることを意識して教えることが重要だと思う。」という未修合格者の意見であり、1年前期では、学識や能力の修得だけでなく、学修方法を指導して修得させることも教育の目標の一つとすることも考えられる。

次にカリキュラムについては、1年次終了段階の到達目標を達成できるようなカリキュラムを組むことになるが、初学者を想定した場合、例えば、1年前期は、憲法・民法・刑法の3科目に限定し、これらの科目と並走する法解釈や法文書作成の基礎を取得させる未修者向けの基礎講座を開講するにとどめて、基礎固めに集中するということが本来望ましいあり方だと思われる。そのうえで、1年後期でも科目を絞り、例えば、1年次では、憲法・民法・刑法を含めて5科目程度に限定したカリキュラムを組むことも一つの望ましいカリキュラム設定だという。

しかし、2年次で既修者と合流すること、そして、2023年から始まる在学中受験の機会を未修者にも保障するためにも、現実問題としては、1年次から、基本7科目はある程度履修しておく必要があることも否定できない¹⁶。そうすると、1年前期でも、憲法・民法・刑法以外の科目の履修させるカリキュラムになることも想定される。

このように、1年次でかなりの数の科目につき、それぞれ多くの知識をインプットしなければならないことを前提にした場合、未修1年、特に1年前期に修得させ

¹⁵ 未修者は1年間で既修者に追いつく必要はなく、2年ないし3年かけて追いつけばよいという考えから到達目標をもう少し基本的なところに設定することは十分ありうることであり、むしろその方が望ましいともいえる。

¹⁶ 上記第2の2～4では紹介していないが、未修合格者から、1年次の科目数は限定した方がよいという声がある一方で、「本来的には望ましいことではないし、すべてを理解できるわけではないが、一応基本7科目すべてについて1年次からある程度インプットをしておかないと司法試験対策として時間的に間に合わない」という意見を始め、1年次で基本7科目すべての履修が必要という意見も少なくなかった。

るべき基本的な知識等を絞り込むことや、予習・復習を充実させる工夫、補助教員によるバックアップやメンタルケア体制の整備等のサポートを行うことなど、これまで以上にきめ細やかな対応が必要となってくると思われる。

(6) ICTの活用について

ICTの活用については、今回の未修合格者ヒアリングによれば、以下の4つの場面で有効活用が期待できそうである。

1つ目は、既に述べたとおり多くの入学予定者が受講しやすいように入学前セミナーをオンラインで行うなどの活用である。

2つ目は、未修1年前期の初学者向けの法学入門講座への活用である。特に初学者にとっては、法学部出身者が既に学んできた法的三段論法や法解釈等の基礎について学ぶ必要性は高いが、そのような内容であれば法学部出身者には必ずしも必要がない場合もあるため、正規科目とはせず、隙間時間に視聴できるオンデマンドの講義動画を提供するという方法が有効・適切と考えられる¹⁷。

3つ目は、未修1年の授業の予習教材としての活用であり、予習として講義動画を視聴したうえで、授業では双方向・多方向の授業を行うといういわゆる反転授業も実施可能となる。初学者にとっては、講義動画を視聴してから基本書を読む方が少ない負担で理解度も上がって予習が充実すると思われ、そのうえで授業において判例の事案をベースにした事例問題について双方向・多方向で議論することができれば、これまでより早い段階で法的な分析や思考ができるようになることが期待でき、未修者教育の劇的な改善・充実が図られる可能性があるといえよう。

4つ目は、社会人学生が法科大学院の授業を受講しやすくするための活用である。例えば、受講生に社会人がいる場合には、対面とオンラインのハイブリッドで授業を行えば¹⁸、社会人学生が勤務先や出張先でもリアルタイムで授業を受けることができ、仕事のために欠席せざるを得ない場合が減ると考えられる。

(7) まとめ

以上、未修合格者の声を踏まえて未修者教育として望ましい教育の内容や方法等を検討してきたが、各法科大学院の置かれている環境や現在でも加重となっていると思われる各教員の負担等を考えると、そのすべてを早期に実現することは難しいと思われる。

しかし、第10期の中教審における議論のまとめでも指摘されているとおり、今後は、これまで以上に学修者本位の教育という観点が重要になってくると思われ、

¹⁷ 法学入門は、法改正や新たな判例などの影響を受けにくいいため、適切な内容の動画教材を作成できれば、「賞味期限」が長い。また、多くの法科大学院で共有することもありうる。入学前に提供することも可能である。その意味で、オンデマンドの動画教材を作成するメリットが大きい場面といえる。

¹⁸ 反転授業との併用も可能であり、そうすれば社会人学生にとってより良い授業となる可能性がある。

できる範囲からでも学修者本位の教育を実現していく努力は行われるべきであり、少なくとも法曹を目指して法科大学院に入学してきた未修者の目標の実現を阻害することになってしまうような教員本位の教育がなされることのないよう、これまで以上に未修者にとってどのような教育がなされるのがよいのか真剣な議論がなされる場が広がり、学修者本位の教育が浸透していくことを期待する。

第3 教員ヒアリング結果取りまとめ

1 取りまとめの方針

教員ヒアリングにご協力いただいた4名の先生方には、それぞれ実践されている未修者教育の内容・方法等につきシンポジウムで報告してもらう予定になっているが、ここでは、4名の教員が実践している未修者教育の共通要素から未修者教育にとって有効適切な汎用性の高い教育の内容や方法等を明らかにすることが有益であると考え、まず、4名の教員のヒアリング結果の概要をそれぞれ紹介したうえで、次に、各教員の授業の内容・方法その他未修者教育の取組における共通要素を抽出しつつ、特に未修1年の段階においてどのような教育を行うべきか、未修者教育にとって有効適切な教育の内容や方法等を考察し、明らかにしてみたい。

2 各ヒアリング結果の概要

(1) 神戸大学における民法科目等の未修者教育について－田中洋教授

ア 「未修者スタートアップ・プログラム」と1年前期の「民法基礎」との連動

○ 神戸大学では、前期→夏休み→後期と通年の「未修者スタートアップ・プログラム」を実施している。このプログラムでは、①クラス担任による定期面談及びそれを通じた個人カルテの作成・アップデート、②未修クラスの先輩（3年生）による「勉強方法」相談会、③教員による「法律基礎科目との連動講座」、及び④修了生弁護士OBによる「法律文書作成ゼミ」等、立場の異なる関係者が異なる観点から重層的なサポートを行う。

○ 上記③の講座として開講される「法解釈基礎Ⅰ」は、1年前期の「民法基礎Ⅰ」、「民法基礎Ⅱ」、「刑法基礎」等と内容的に密接に連動する必要があるので、「民法基礎Ⅰ」の担当教員が兼務することになっており、今年度「民法基礎Ⅰ」担当の田中教授が「法解釈基礎Ⅰ」も担当している（「法解釈基礎Ⅰ」は刑法の教員も担当している）。

イ 1年前期の「民法基礎」について

○ 全体のコンセプト：1年次の到達目標は、「2年次の既修者の授業に付いていけるだけの最低限の能力を身につけさせること」だと考えている。従って、1年前期は、特に押さえておいてほしい「基幹的な知識とその用い方の修得」に

重点を置いている。授業で取扱う内容は、民法に関する知識のうち重要度の高い知識に重点を置き、比較的重要度の低い「枝葉」の知識は扱わない（余裕のある者には自学自修するよう指示し質問には答えている）。

- 冒頭2回の「民法入門」について：「民法基礎Ⅰ」と「民法基礎Ⅱ」の冒頭各2回計4回の授業は、民法の全体像を把握してもらうための「民法入門」と題する講義を行っている。民法における基礎的な概念や制度に関する講義が中心であり、中には抽象度の高い内容も含まれるが、民法の全体像や広がりをもまずは示すことが重要だと考えている。初学者が全て1回で理解できるとは思わないが、重要な事項は何度も繰り返すことにより、いわゆる「繰り返し効果」で身に付くのではないかというのが基本の考え方である。
- 授業の進め方・レジュメ等：各学生が「自学自修」できるようになるように方向づけることが自分の役割だと考えている。そこで、予習で何が重要なのか考えながら教科書を読んでもらうことができるように、質問事項を列举したレジュメを配布している。レジュメに事例問題が入っていることもある。授業は、学生の理解度を確認しつつ、自学自修を定着させるために、ソクラテスメソッドを採用している。重要なルールについては、典型事例への適用（要件への当てはめ）ができるかどうかも含め、授業で「深掘り」して学生が理解できているかを確認するよう努めている。
- 予習・復習の考え方：予習段階で分からないのは仕方がない、それより復習できちゃんと理解を定着してもらう方がより重要と考える。復習の方法については、①その日のうちに授業の復習をすること、②まとめノートを作成すること、③アウトプットの訓練をすることを繰り返し指示・推奨している。

ウ 「法解釈基礎」講座について

- 「法解釈基礎Ⅰ」は、1年前期の「民法基礎Ⅰ」・「民法基礎Ⅱ」等と伴走して、そこで既に学んだ基本的法律知識を用いた法文書の作成を実践する講座である。
- その到達目標は、法律文書として最低限必要とされる作法（特に法的三段論法）を守った文書を作成できるようになることであり、冒頭2回ほどを使って、法文書を作成するために習得すべき事項（特に法的三段論法の詳細内容）についての講義を行ったうえで、その後は（民法・刑法それぞれ）演習課題を2回出して文書を作成・提出させて個別添削も行う。
- その後の授業では、優秀答案を全員で共有しながら、全体の傾向に照らし解説をすべき事項について講義形式で授業展開する。法的三段論法の基礎的实践を行うという目標に照らし、対象とする法域は民法と刑法のみである。また、意識的に「民法基礎」「刑法基礎」の進捗状況にリンクさせて、既に学んだ法律知識を使う演習問題を出すことにより、新たな法律知識の講義は行わない。その代わり、法律文書に求められる要素や作法は、ナンバリングや小見出し等の

形式面も含めて講義する。

- この講座の存在により、民法基礎 I の中間試験・期末試験も含めれば、1 年前期の段階で、各学生につき 4 回ずつ作成された法律文書を見ることができることになる。
- 過去には、日本語レベルでの文章の書き方自体の改善点を指摘した結果、その後の成績がかなり向上した学生もいた。その学生の文章が長かった（マル〔句点〕で切れない）。やり直させても全くダメなのでその学生の文章を直接手直しして、「ここで区切る、ここでマルをする」と修正した。内容面はそれほど悪くなかったが、この指摘でその学生は伸びた。文章の切れ目で論理的な流れを意識してもらえるようになったのかもしれない。学内成績も上位になって、1 回で司法試験を合格した。

（2）東北大学における刑法科目の未修者教育について―成瀬幸典教授

ア 東北大学の刑法科目のカリキュラム

- 1 年：「刑法」（必修。通年 4 単位＝前期に総論、後期に各論）、2 年：「基幹刑法」（必修。通年 4 単位＝前期に総論、後期に各論）、3 年：「応用刑法」（選択。前期 2 単位）
- 未修者は 1 年かけてじっくり教えることが大事だと考えて通年制にしている。前期で躓いた学生も後期で挽回できるようにという配慮もある。
- 1 年の「刑法」と 2 年の「基幹刑法」（の 8 割）を担当している（基幹刑法の 2 割は派遣検事担当）。1 年・2 年と同じ教員が教えるので、途中から入る既修者よりも 2 年間一貫した教育を受ける未修者の方が総合的には理解が進むと考えている。

イ 東北大学の未修者に対する教育効果を高めるための方策

- 東北 L S 修了生弁護士（未修コース出身）が未修者に対し法科大学院での勉強の仕方を教える「スタートアップ WS（ワークショップ）」を昨年度より実施。4 月に 1 回実施され、今年は題材として刑法の予習課題を提供した。
- 1 年前期に、第 1 年次科目の学修を円滑に行うための学修支援科目である「法律基礎演習」（1 単位）が開講されている。主に憲法、民法、刑法を素材として、裁判手続の全体像や法的な考え方を学修することにより、法的思考力、文章表現力など、第 1 年次科目の学修に必要な能力の獲得を目的としている。憲法、民法、刑法の研究者教員が担当している。
- その他、修了生弁護士が学生の質問や相談（勉強だけでなく、日常生活に関することでもよい）に対応する「修了生オフィスアワー」制度もある。

ウ 1 年の「刑法」の授業の内容や方法等

- 前期は、刑法の基本概念につき、なぜそのような定義になっているのかとい

った根本的な部分まで、双方向のやり取りで正確に理解させることを到達目標としている。刑法は、概念の定義の部分は誰が教えても内容は変わらないし、また、細かい部分で定義が異なっていた場合、その点を確認することも学修につながるので、教科書は指定していない。例えば、予習課題で出題された概念の定義につき、学生が自己の基本書に記載されている定義を答えた場合、何故そのような定義になるのかを問答によって掘り下げていき（その際、基本書によって違いがある場合、そのことを指摘して、違う理由を問答するなどする）、当該概念を正確に理解させる。このような授業内容であるので、前期の試験問題は概念の説明を求める簡易記述式としており、授業の予習課題からほぼそのまま出している。このような授業方法は、創設当初から同じである。法科大学院設置以前の旧司法試験の受験生の中に、刑法の基本概念について正確に理解していないと感じる者が多く、それが合格の障害になっているのではないかと感じることもあったので、このような授業方法を採用することにした。

- 授業を実施するうえで、法学部出身者と純粹未修者が混在することを気にしたことはない。基本概念の正確な理解は法学部出身の未修者もできておらず、純粹未修者と同じように思う。場合によっては、むしろ理系出身の方が強いと感じることもあった。
- 後期は、各論に関する基本的知識の修得と基本事例を実際に解かせることで、論述能力を身につけさせることを到達目標としている。前者について、各論では、知識を増やしていくという傾向が強いため、教科書（西田〔橋爪補訂〕・刑法各論）を指定し、事前に予習課題を配布し、教科書の関係箇所をまとめてこさせている。後者については、基本事例を解けるようになることが目的としているため担当学生を定め、当該学生に基本事例に関する答案を事前に作成・提出させ、それを題材に議論することになっている。細かい添削まではしないが、口頭で答案の方向性などを示している。期末試験は、簡単な事例問題と各論の知識の確認問題を出題しているが、通年の授業なので、事例問題では総論の重要な論点と組み合わせた問題を出すことが多い（なお、比較的長い事例問題は2年で解決できるようになればよく、1年では簡単な事例問題が解決できればよいと考えている。）。
- 教授内容であるが、全範囲を取り扱うのは時間的に困難であるため、1年次では、実務法曹として必要な幹の部分に絞り、枝葉は落として教えることとしている。例えば、違法性の意識や誤想過剰防衛などは重要な論点だが、1年次の授業で教えると混乱するので、夏季休業期間中に自修するように指導している。また、細かい学説の対立には踏み込まず、判例や多数説など主流的な考え方を教えるようにしている。授業では理論的なことに踏み込むことは自制しているが、研究者も育てて欲しいので、深い議論の頭出しの紹介や参考文献を紹介

介することなどは行っている。

- 学部では8単位で教える刑法を4単位で教えずにはならぬので、すべての範囲を扱うには時間が足りない。学生には自学自修することが前提であり、すべては教えないと説明している。その分、学生が自学自修できるように指導することが重要であり、そのためにも、教員が一方的に話す講義形式ではなく、予習をしてきた学生と双方向で理解度を確認しつつ、基本的な概念について、正確に理解させることが重要だと考えている。
- 予習より復習を重視している。授業では完全に答えられなくて構わないと指導している。予習段階ではよく分からなかった部分や不十分であった部分については、授業中にきちんとメモに取り、それをノートにまとめ直すなどしっかり復習するように指導している（「予習は気楽に、しかし復習はみっちり」というスタンス）。理解が不十分でうまくまとめ直せないときはいつでも質問に来るように話している。
- 学生に授業の方針やコンセプトを理解してもらうためにも、学生とのコミュニケーションが大切だと思う。教員と学生の距離を縮め、何でも質問できるような環境を作ることが大切だと考えている。そのため、授業の前後などに学生に気軽に声をかけるようにしている。

（3）一橋大学における憲法科目の未修者教育について—只野雅人教授

ア 一橋大学の憲法科目のカリキュラム

- 1年春夏学期：「憲法1（人権）」2単位、1年秋冬学期：「憲法2（統治）」2単位、2年春夏学期：「公法演習1」2単位、3年春夏学期：「公法演習2」1単位（行政法と3回ずつ）、3年秋冬学期：「問題解決実践」2単位（公法で3回）。以上の憲法科目を研究者教員3名で交互に担当。その他、3年秋冬学期に、実際の憲法訴訟を素材とした「人権クリニック」2単位もある。
- 未修者は、2年に既修者と合流するが、3年かけての教育であり、3年かけて司法試験レベルまで到達できればよいと考えている。

イ 1年次の憲法科目

- 1年次では、基本書（芦部）や判例集（百選）のレベルの基礎を十分に修得することが目標。学部よりも判例を詳しく説明している。LSは法曹養成教育なので、百選レベルの判例は理解して欲しいと考えている。ただ、答案を書かせるときは、判例だけではなく、違憲審査に関する学説の動向も踏まえてもらうことを目標にしている。違憲審査の話をする4月からするのはハードルが高いが、ある訴訟の中で憲法がどのように問題になるのかという話から説明するようにしており、最初は分からないかもしれないが、繰り返しやることで身につけてもらう。

- 1年次からソクラテスメソッドを採用。そうしないと予習に身が入らない。頭の中を整理しないと人前では喋れない。できる学生がきちんとした答えをすると刺激になるようである。ソクラテスメソッドだとあまり沢山のことを教えられないが、割り切っている。
 - 事前課題で押さえるべき判例や論点を示して予習してきてもらい、授業で別のレジュメを配り、ポイントになりそうなところを聞く。合憲違憲両方の視点を考えさせるようにしている。応答型の授業なので、授業が終わった後に、復習用にフルバージョンのレジュメを配るようにしている。
 - 予習課題をこなすだけでも時間がかかって大変だと思うが、自分の中で準備して、教室の中で教師や他の学生の意見を聞いて、それと突き合わせる作業が大事であり、これを3年間積み重ねることが重要だと思っている。
 - 実務に出れば事実が重要なので、事案の中から憲法問題を探す。判例をベースにするが、判例をどう読むかについて、いくつか見方があるのでそれを理解させ、違憲、合憲の両方の立場で考えさせるようにしている。定期試験問題も、両方の立場から書かせる。
 - 司法試験だけでなく、実際の憲法訴訟でも、典型的な事例を手がかりに問題となる事案との違い（ずれ）をどう埋めるかが問われることが多いので、まずは、具体的な事案を考えるベースとなる百選判例を理解してもらおうようにし、そのうえで、事案とのずれをどう考えるかという視点をもってもらうようにしている。
 - 1年で既修レベルにもっていくのは難しい。純粋未修の学生には無理を強いているところがあるので、分からないところは個別に質問に来てもらうようにしており、授業外で丁寧に説明するようにしている。すぐに全体が分かるようになるわけではないので、繰り返しやることが大事で、繰り返しやればできるようになるという話をしている。不安を感じている学生には、平均的なレベルにいれば十分合格が見込めるので、まずは真ん中辺りを目指して頑張るなさいといったアドバイスもしている。その他、本学法科大学院出身の弁護士の指導（学習アドバイザー）や自主ゼミも有益であり、これらを勧めるようにしている。
 - 授業では法学部出身と純粋未修との差はあまり感じないが、純粋未修は、最初は答案の書き方が分からないので、答案を書かせたときに法学部出身と大きな差を感じることもある。文書作成についても、一橋では、本学法科大学院出身の弁護士の指導（学習アドバイザー）や自主ゼミをすることでだんだんと身につけていく環境がある。
- ウ 2年次以降の憲法科目
- 2年次は具体的な事実（判例）を素材に、具体的な事案の中で基礎的な知識

を使いこなせることを目標に授業を行い、3年次は、発展的な事案について、応用力を涵養することを目標に授業を行っている。

- 2年の授業は、判例ベースで事例問題を議論するという内容。毎回、結構な量の判例を読んでもらう。指示しなくても調査官解説や判例評釈などを読んでもくる学生も多い。

エ 一橋大学の未修者に対する教育効果を高めるための方策

- 入学前は、1月の合格者説明会で入学前にやるべきこと、読むべき本を伝え、3月上旬に予習課題を送って最初の授業の勉強の中身を知ってもらうなど最低限のことはやっている。
- 未修者は、バックグラウンドや習熟度はさまざまであり、個別に丁寧な対応が必要になると思われる。そこで、法科大学院としては、未修者に対しては主任担任教員・副担任教員を定め適宜面談を行うなどのきめ細かい対応を行っている。学生と教員の距離も近く、学生が教員に質問や相談をしやすい環境にある。
- 本学法科大学院出身の弁護士に学習アドバイザーとして来てもらって、勉強の仕方や文書作成などの指導をしてもらっている。実務で活躍している修了生は学生のロール・モデルでもあり、勉強のモチベーションを上げることに役立っている。
- 1年次から2年次に進級するために、GPA要件、論文式の進級試験（憲法、民法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法）がある。共通到達度確認試験で所定の水準の成績を収めることも進級要件となる。

（4）北海道大学における民法科目の未修者教育について－池田清治教授

ア 北海道大学における未修者に対する民法教育の全体像

（ア）入学前

- 入学前に、未修者のための「民法入門動画」（全12回で財産法全体、1回あたり50分程度）を視聴できるようにしている（動画は学部のサーバーにアップし、レジュメはTKCにアップ）。TKCの理解度確認テストを利用して各回5問から8問の短答式問題も解いてもらう。その他、TKCに過去2年分の定期試験の論文式問題・解説も提供している。任意であり、全員が受講しているわけではない（TKCでレジュメを見たか、確認テストを実施したか確認できる）。
- 入学前から、学習カルテを作成し、受講の状況や理解度確認テストの出来などを学習カルテに記入する。学習カルテは1年次科目の教員が科目ごとに作成し、4学期の定期試験の成績や受講状況、基礎ゼミの点数等も記入し、2年次科目担当教員へ引き継いでいる。

- 入学前の入門動画提供や学習カルテ作成は、憲法と刑法でも実施。

(イ) 入学後

- 1年次の基礎プログラムは4学期制（学部2年分を1年に圧縮。同時並行ではなく、順番に実施した方がよいという考え。）。春学期：「民法Ⅰ」（総則・物権、3単位）、夏学期：「民法Ⅱ」（契約・債権総論のうち債務不履行関係、3単位）、秋学期：「民法Ⅲ」（債権総論のうち債権回収関係、担保物権・不法行為、2単位）、冬学期：「民法Ⅳ」（家族法、2単位）の計10単位。1年次科目はすべて池田教授が担当。その他、通年で弁護士講師が文書作成を指導する「民事法基礎ゼミ」（1単位）が並行。
- 2年次は、前期：「民事法事例研究Ⅰ」（総則・物権、2単位）、「民事法事例研究Ⅱ」（債権各論・債権総論のうち債務不履行関係、2単位）、後期：「民事法事例研究Ⅲ」（債権総論のうち債権回収関係・担保物権、2単位）＋「民事法ゼミ」（1単位、通年）。
- 3年次は、前期：「深化プログラム現代家族法」（2単位）。

イ 1年の基礎プログラム民法の授業内容・方法等

- 基礎プログラム民法の授業は講義形式で実施（憲法や刑法は対話方式も取り入れている）。家族法も含めて10単位しかなく、対話方式ではガバナンスが難しいので、対話方式は2年次以降でやるし、文書作成指導は基礎ゼミでやると割り切り、学生にも「LSは双方向の授業をやるが、民法ではそれは2年生からで、1年生は講義形式とする。」と説明している。
- 基礎プログラムでは、予習は要求していない。未修者にとっては予習に時間をかけるより、講義を聞いた後に教科書を読む方が知識も定着するし、正しい理解も得られるので、復習に力点を置く方がよいと考えている。
- 教科書の候補はいくつか挙げているが、相性があるため、指定はしていない。予備校のテキストでもよいと言っている。最終的に、教科書は自分で作るものと指導している。
- 講義方式でも10単位しかないなので、教える内容は基礎基本に限定している。例えば、無権代理と相続では、共同相続の話はしない。基礎基本である単独相続をしっかり理解してもらう。まだ相続法をやっていない段階なので共同相続はやらず、学生には2年生になってからやってくださいと言っている。大切なのは、いつの時点で勉強すればよいかを伝え、学生が学修の見通しを立てられるようにすること。
- 授業（90分）では学生の緊張感・集中力維持のため途中休憩を入れている（「45分授業→2、3分休憩→配付資料等について少し説明→40分授業」）。板書するのも、書いたり消したりする時間に学生が休憩できるようにという配慮もある。
- 文書作成指導は弁護士講師が担当する民事法基礎ゼミに振り分けているが、基

礎プログラムとの連携が重要なので、通年7回の基礎ゼミのうち、第1回の問題は池田教授が作成し、その後の作問にも参加するなどの連携を図っている。第1回の問題の参考答案も作成しているが、学生が実際に書けるレベルでないと参考にならないので、字数にも気をつけて作成している。

- 4学期の各期末に定期試験が実施されるが、授業終了後定期試験までの間を少し空け勉強する期間を確保するようにしている。春学期の期末試験は6月に実施されるが、未修者も、その前に民事法基礎ゼミで2回は文書作成指導を受けているので、定期試験にも一応対応できている（書けない者もいるが、書けないことを早めに気づくことも大事だし、春学期については再試験という救済もある。）。
- 双方向を担保するため、また、学生のモチベーションの維持や自学自修を指導する意味でも、授業外で様々な行事を実施している。例えば、4月に、フォローアップ演習問題の使い方を説明した後、実際に答案作成させ（書けないことを実感させ）たうえで、解説会を実施する、4月の宿題として、司法試験の論文式過去問につき問題読みや参考答案の書き写しを経験させる、各定期試験の後に解説会を実施する、7月頃に若手弁護士を囲んだ座談会を実施する、8月中に司法試験に関するセミナー（短答と論文の違いや法務省が公開している資料の解説や過去問に取り組む理由の説明等）を実施するなどしている。
- 未修者教育において大切にしているのは、極力学生が不安を感じないようにコミュニケーションを図るということである。努めて方向性を示し、コミュニケーションを図り、安心感を与え、勉強の方法で考えるサンプル例を与えることをしている。

3 あるべき未修者教育の内容・方法等についての考察

(1) 総論－未修1年次に対する良い教育の共通要素

上記4名の教員のヒアリング結果から、学生から評判の高い教員の共通項要素として、①学生が司法試験に合格し、良い法曹になるために必要な教育をしているという目的意識が明確であること、②そのために未修1年の段階で修得させるべき知識や能力等について実現可能で合理的な到達目標を定めていること、③その到達目標やそれを実現する道筋や方法等を学生が理解できるように伝えていること、④到達目標を達成できるような内容・方法の授業（予習や復習の指示を含む。また、必要に応じて他の科目と連携することや補助教員等を活用することなども含む。）を実施していること、⑤授業で取り上げるべき幹とそうでない枝葉を区別し、授業では幹となる部分につき学生に正確な理解をさせることを重視した授業をしていること、⑥学生に自学自修の重要性を認識させ、自学自修の方法も身につけさせるような指導をしていること、⑦学生とのコミュニケーションを大切にし、また、学生のメンタルケアやモチベーションにも配慮して、多様なバックグラウンドを有する個々の

学生の質問や悩み等に対して個別に丁寧な対応をしていることなどが指摘できよう。

以上の共通要素は、いずれも学修者本位の教育にとって必要な要素でもあり、学生から評判の高い教員は、まさに学修者本位の教育が実践できているということを実感できた。特に、司法試験合格等の目標達成のためには、教える側の教育上の工夫や努力も大切であるが、それだけでは足りず、何よりも学生自身が目標達成に必要なかつ適切な自学自修ができるようになることが必要不可欠であることを考えれば、⑥の学生が必要かつ適切な自学自修できるようするための指導や、⑦個々の学生ごとに異なる悩みや躓きなどを早期に克服できるよう、学生が気軽に教員等に相談でき、教員等がそれに丁寧に対応するといった環境等があることの重要性があらためて注目されるべきである。

また、目的は同じでも、それを達成する手段は一つではなく、様々な方法がありうるということも忘れてはならない。例えば、今回の教員ヒアリングにおいても、未修1年の授業において、双方向の授業の有効性があらためて確認できた一方で、有効適切な講義方式の授業が実践されていることも確認できた。また、未修1年前期の早い段階から事例問題の答案作成を意識した教育の好事例が確認できた一方で、未修1年の科目を通年制とし、1年前期は基礎的な概念を正確に理解させ、1年後期から事例問題の答案作成もさせるという段階的な教育の好事例も確認できた。教員数や利用可能な教育資源等において各法科大学院で置かれている環境や各教員の個性等が異なることなども踏まえると、大切なことは、各法科大学院、そして未修者教育に携わる一人一人の教員が、他の未修者教育の好事例なども参考にしながら、各法科大学院の置かれた環境の中で、目的を達成するために実現可能で有効適切な教育の内容や方法等につき改良を重ね、学修者本位の教育を実現させることである。

以下、今回の教員ヒアリングで明らかとなった汎用性が高いと思われる未修者教育の内容や方法等の好事例を整理して紹介するので、是非参考にいただき、未修者教育の改善・充実のためお役立ていただきたい。

(2) 各論—法科大学院全体で共有することが望ましい未修者教育の好事例

ア 法曹養成教育であることを意識し、それにふさわしい教育をすること

「実務法曹として必要な幹の部分に絞り」、「授業では理論的なことに踏み込むことは自制し」、「細かい学説の対立には踏み込まず、判例や多数説など主流の考え方を教えるようにしている」(成瀬教授)、あるいは、「学部よりも判例を詳しく説明している」、「実務に出れば事実が重要なので、事実の中から憲法問題を探す」指導をしつつ、「判例をベースに・・・両方(の当事者)立場で考えさせるようにしている」(只野教授)といった、実務法曹を養成するための教育であることを意識し、それにふさわしい教育がなされていることは大いに参考にすべきであろう。

司法試験は、法曹になろうとする者に必要な学識とその応用能力を試す試験で

あるので¹⁹、上記のような法曹養成にふさわしい教育が司法試験に役立つことは言うまでもない。学生にとっての最大の関心事は司法試験であり、司法試験に役立つ授業をしていることが学生に伝われば、学生はその教員を信頼し、その授業に力を入れるようになり、教育効果がより高まることも期待できよう。

イ 授業で取り上げる知識等を絞り込むこと

「授業で取り扱う内容は、民法に関する知識のうち重要度の高い知識に重点を置き、比較的重要度の低い枝葉の知識は扱わない」（田中教授）、「1年次では、実務法曹として必要な幹の部分に絞り、枝葉は落として教える・・・例えば、違法性の意識や誤想過剰防衛などは重要な論点だが、1年次の授業で教えると混乱するので、夏季休業期間中に自修するように指導している」（成瀬教授）、「教える内容は基礎基本に限定している。例えば、無権代理と相続では、共同相続の話はしない。基礎基本である単独相続をしっかり理解してもらう。まだ相続法をやっていない段階なので共同相続はやらず、学生には2年生になってからやってくださいと言っている」（池田教授）など、未修合格者から高い評価を得た教員が、未修1年前期の段階では、授業で取り上げる知識等を意識的に絞り込んでいることは、大いに注目すべきである。

「共通的な到達目標モデル（第二次案修正案）」²⁰に記載されている項目につき学説も含めてすべて授業で取り上げようとする、法曹養成として重要なところに十分な時間をかけることができず、薄く広い大量の知識を一方向的に伝授するような授業となりがちである。それでは、多くの未修者は消化不良となり、重要なところも正しい理解が得られないということになりかねない²¹。何を授業で取り上げ、何をとり上げないかは個々の教員で見解に相違があると思われ、様々な考え方があって然るべきであるが、未修者教育の改善・充実のためには、上記のように、未修者が消化不良にならないように配慮し、授業で取り上げる内容をあまり欲張らず、少なくとも重要度の高い事項は授業で取り上げて正しく理解させ、重要度が必ずしも高くない事項は自学自修に委ねるという授業のあり方が真剣に検討されるべきであろう。なお、この場合は、学生に対する自学自修に委ねる事項が多くなるので、自学自修の指導もあわせて行われるべきであり、この点は次で検討する。

ウ 学生が有効適切な自学自修ができるようになるよう指導すること

「学生が『自学自修』できるようになるように方向づけることが自分の役割」

¹⁹ 司法試験法第1条参照。

²⁰ 文部科学省の専門職大学院等における高度専門職業人養成教育推進プログラム「法科大学院コア・カリキュラムの調査研究」の調査研究班が2010年9月に公表した「共通の到達目標（コア・カリキュラム）モデル案」の最終案。

²¹ 未修合格者のヒアリングでは、「未修1年目の学修の速さや情報量の多さについていけず、精神的に参ってしまった初学者は少なくない」などの声もあった。

だと考え、「予習で何が重要なのか考えながら教科書を読んでもらうために、質問事項を列挙したレジュメを配布し」、「自学自修を定着させるために、ソクラテスメソッドを採用して・・・学生が理解できているか確認し」、「復習の方法について、①その日のうちに復習すること、②まとめノートを作成すること、③アウトプットの訓練をすることを繰り返し指示・推奨している」（田中教授）、「学生が自学自修できるように指導することが重要であり、そのためにも、予習をしてきた学生と双方向で理解度を確認しつつ、基本的な概念について正確に理解させることが重要」であり、「予習段階でよく分からなかった部分や不十分であった部分については、授業中にきちんとメモに取り、それをノートにまとめ直すなどしっかり復習するよう指導し・・・理解が不十分でうまくまとめ直せないときはいつでも質問に来るように話している」（成瀬教授）、予習の段階で充実した自学自修ができるよう「事前課題で押さえるべき判例や論点を示して予習してきてもらい」、復習の段階での自学自修に資するよう「授業が終わった後に、復習用にフルバージョンのレジュメを配るようにしている」（只野教授）、「未修者にとっては予習に時間をかけるより、講義を聞いた後に教科書を読む方が知識も定着するし、正しい理解も得られるので、復習に力点を置く」よう指導し、「最終的に、教科書は自分で作るものと指導している」（池田教授）など、未修合格者から高い評価を得た教員が、未修1年前期の段階において、学生が有効適切な自学自修ができるよう意識的に指導していることも、大いに参考にされるべきである²²。

予習の段階で充実した自学自修ができるように配慮されたレジュメを配布すること、有効適切な復習ができるように復習の仕方を丁寧に指導することなど参考にすべき点が多いが、ここで注目すべきは、田中教授と成瀬教授が、授業でソクラテスメソッドや双方向授業を行っている理由として、学生が自学自修できるようになるためと考えていることである。正しい理解とはどのようなことか、どのように思考すれば正しい理解が得られるのかといったことを、ソクラテスメソッド等を用いて授業で実感させることができれば、自学自修においても正しい理解を得ることができるようになるという考えだと思われ、参考にされるべきである。

エ 早い時期から学修方法を修得し、学修の見通しを立てられるようにすること

前掲法務研究財団成果報告書において指摘された法学未修者が抱える問題状況のうち、「法科大学院に入学した時点において・・・基本的な学修方法がわからず、日々の授業にどう対応していけばよいのか戸惑うなかで無為に時間が過ぎてしまう・・・長期的な学修プランをイメージすることができないまま、1年次前期が終了してしまう。」という問題を解消するための方策として、次のようなことが参

²² なお、ここで大切なのは、学生が有効適切な自学自修ができるようになることであって、教員がその指導をするのも一つの有効な方法であるが、補助教員等がその指導をするなど他の方法もありうることを付言しておく。

考になる。

i 法科大学院としての入学前後の取組

入学前に、法科大学院での学修の準備をさせるための説明会を実施したり（一橋大学）、1年前期科目の入門編の動画を視聴する機会を提供する（北海道大学）などの取組をする。あるいは、入学直後の4月に、未修コースの先輩（3年生）による「勉強方法」相談会を実施したり（神戸大学）、未修コース出身の先輩弁護士が法科大学院での勉強の仕方を教えるワークショップを実施する（東北大学）などの取組をする。

ii 1年前期の授業を担当する教員の指導

池田教授は、未修者教員において大切なことは「極力学生が不安を感じないように・・・努めて方向性を示し、コミュニケーションを図り、安心感を与え、勉強の方法で考えるサンプル例を与えること」だと考え、例えば、授業外では、フォローアップ演習問題の使い方を説明し、授業では、取り上げなかった論点につき、いつ勉強するのが適切なのか学生が学修の見通しを立てられるように説明するなど、授業の内外できめ細やかな指導を実践している。成瀬教授は、「学生に授業の方針やコンセプトを理解してもらうためにも、学生とのコミュニケーションが大切」と考え、自ら担当する2年間の刑法科目で、どの段階でどのような知識や能力を修得させるのか学生に方針やコンセプトを理解させて授業を進めており、学生が学修の見通しを立てて学修できるよう配慮がなされている。教授は、初学者が1回で理解できないことを前提に、1年前期は「基幹的な知識とその用い方の修得」に重点を置き、それを実現するために民法入門から民法基礎へと段階を踏みながら、重要な事項は何度も繰り返すことにより身に付くというコンセプト（「繰り返し効果」）を学生に理解させて、授業を進めている。只野教授も、未修者に無理を強いているところがあることを理解したうえで、未修者特有の不安を軽減するために、「すぐに全体が分かるようになるわけではないので、繰り返しやるのが大事で、繰り返しやればできるようになる」というコンセプトを示しつつ、「平均的なレベルにいれば十分合格が見込めるので、まずは真ん中あたりを目指して頑張りなさい」など不安を軽減させつつ、学修の目標を設定させるようなアドバイスもしている。

このような教員の配慮は学生にも伝わるはずである。未修者にとって、入学前後に基本的な学修方法を知る機会も必要かつ重要だと思われるが、さらに、1年前期に授業を担当している教員が、未修者の不安も理解したうえで、コミュニケーションを大切にして気軽に質問や相談に応じてくれ、こうすればできるようになるという道筋を示してくれると、1年前期中の不安も大きく軽減され、前向きに学修することが可能になるとと思われる。

オ 1年前期に法律基本科目の授業と結びついた文書作成指導が行われること

前掲法務研究財団成果報告書において指摘された法学未修者が抱える問題状況のうち、「法律的な文書を作成した経験がないまま・・・近づいてくる前期期末試験・・・にどう対応すればよいかということで頭の中が一杯になってしまい・・・長期的な学修プランをイメージすることができないまま、1年次前期が終了してしまう」、「具体的事例のなかから問題点を見いだして解決策を文章に構成する、という訓練を本格的に開始する時期が法学既修者に比べて大幅に遅くなり、そのことの影響が、法学既修者と合流する2年次以降においても、法学既修者との大きな学力差となって現れる」という問題を解消するための方策として、次の取組は特に優れた取組といえ、是非参考にさせていただきたい。

神戸大学では、1年前期の「民法基礎Ⅰ」・「民法基礎Ⅱ」等と伴走して、そこで既に学んだ基本的法律知識を用いた法文書の作成を実践する「法解釈基礎Ⅰ」を開講している。「民法基礎Ⅰ」の担当教員である田中教授が「法解釈基礎Ⅰ」も兼務しているため、科目間の連携が十分に図られていること、各学生が作成した文書につき個別添削もするうえ、優秀答案を全員で共有しながら教員が解説すること、さらに、民法基礎Ⅰの中間試験・期末試験も含めれば、1年前期の段階で、各学生につき4回ずつ作成された法律文書を見て指導できることなどに照らせば、その教育効果は極めて高いと思われる。

北海道大学では、1年前期に弁護士講師が担当する「民事法基礎ゼミ」が文書作成指導を担っているが、池田教授が第1回の問題と参考答案も作成し、その後の作問にも関与するなど基礎プログラムの民法科目と密接に連携しながら実施されており、望ましい連携のあり方の一つといえよう。特筆すべきは、池田教授が自ら作成している参考答案であり、真に学生の参考になるように、内容面のみならず字数においても学生が作成できるレベルの参考答案を作成しており、大いに参考にされるべき取組といえる。

カ その他

(ア) 多様なバックグラウンドを有する未修者に対しきめ細やかな指導をするための方策として、神戸大学が実施している「未修者スタートアップ・プログラム」は、現時点における未修者教育の取組としてベスト・プラクティスとも評価できる素晴らしい取組であるが、他の法科大学院も比較的容易に導入することを検討できるという意味では、神戸大学とともに北海道大学も実施している学生一人一人の成績や学修状況等が記録される「カルテ」の作成は、それを前提に多様な未修者に対するきめ細やかな対応を可能にするものであり、参考にされるべきであろう。また、一橋大学は、一人一人の未修者に対し主任と副の複数の担任教員を定めており、多様な未修者に対しきめ細やかな指導するための体制の整備という観点から参考になろう。

(イ) 各教員がすぐに導入できる学修者本位の授業の工夫としては、池田教授が行

っている「授業（90分）では学生の緊張感・集中力維持のため途中休憩を入れている（「45分授業→2、3分休憩→配付資料等について少し説明→40分授業」）」ことなども参考になる。

（ウ）最後に、未修者が2年で既修者と合流した際に学力の差を感じるという問題につき、印象的だったのは、東北大学においては、1年の「刑法」と2年の「基幹刑法」（の8割）を成瀬教授が担当しており、1年・2年と同じ教員が教えるので、途中から入る既修者よりも2年間一貫した教育を受ける未修者の方が総合的には理解が進むと考えていることであった²³。未修合格者ヒアリングによれば、未修者が2年で既修者と合流した際に困難を感じる原因として、知識を詰め込む1年の授業と事実分析や文書作成をさせる2年の授業とのギャップが大きいことも理由の一つとなっていたが、それは1年の科目と2年の科目との連携が不十分だからだと思われる。それに対し、1年の科目と2年の科目を同一教員が担当し、成瀬教授のように2年間で計画的かつ段階的に未修者を育てる一貫教育を行った場合は、2年の教育内容を見据えて1年でしっかり基礎を身に付けた未修者の方が2年で応用力も身に付けて伸びるということは十分理解できることである。どこの法科大学院でも同じようにできることではないが、東北大学における刑法教育の好事例は、同様のカリキュラムが組める法科大学院にとっては大いに参考にすべき事例だと思われる。また、1年と2年で異なる教員が担当する法科大学院においては、これまで以上に1年の科目と2年の科目の連携の強化を図る検討をすべきであろう²⁴。

第4 まとめ

今回未修者教育プロジェクトは、未修者教育の改善・充実のために協会が中心となる連携や協働の第一歩として、協会と日弁連が共同して、未修者にどのような内容・方法の教育を行うべきかという教育の中身にも踏み込んで調査研究したものであり、限られた時間で行われたものではあるが、未修合格者ヒアリングの結果として実際に未修者教育を受けて司法試験に合格した者の多くの貴重な声を紹介できたことは、学修者本位の教育の実現という観点から未修者教育の改善・充実を図るうえで参考になる情報の提供として大きな成果といえるのではないかと、そして、学修者本位の教育を実践している4名の教員の優れた未修者教育の実例を紹介できたことは、法科大学院

²³ 東北大学修了の未修合格者もヒアリングで同様の感想を述べていたが、他の法科大学院修了の未修合格者も、「既修者と合流して困難を感じる科目が多かったが、1年の科目と2年の科目が同じ教員の場合は、困難を感じずに、1年で学んだことを2年で深める学修ができた」と述べており、極めて示唆的である。

²⁴ 未修合格者ヒアリングにおいて、既修者と合流した2年前期はずっと困難を感じていたという未修合格者から「2年になったらレベルが跳ね上がった感があり、その間を埋めるため、春休みのフォローアップとして、アウトプットの指導を受ける機会などがあれば良かった。」という声があり、検討に値する。

全体で協働しながら未修者教育の改善・充実を図っていく大きな第一歩となったのではないかと自負しているところである。

しかしながら、今回の調査研究は、対象を「憲法・民法・刑法という３科目の未修１年の段階（特に入学前後から前期の段階）の教育」と限定しており、その範囲でもまだまだ十分な検討ができていない部分も多いうえ、他の科目に関することや、他の期間における教育、社会人学生に対する教育など、未修者教育の改善・充実にとっては、残された課題の方が多い。

したがって、今回のプロジェクトを第一歩として、今後も引き続き、協会を中心に、各法科大学院、法曹界等関係機関が連携・協力し、継続的に未修者教育の改善・充実を図っていく必要がある。そして、そのような取組が継続的に実施されていくことにより、法科大学院における未修者教育が充実し、優れた資質・能力を有する多くの他学部出身者や社会人経験者が法曹を目指して集い学べる法科大学院が実現することを祈念して終わりとする。

以上

未修者教育プロジェクトメンバー一覧

【法科大学院協会】

片山直也（理事長、慶應義塾大学）※【教】

松下淳一（専務理事、東京大学）

山野目章夫（カリキュラム等検討委员会主任、早稲田大学）※【教】

小池信太郎（未修者基礎教育検討小委員会委員長、慶應義塾大学）※【教】

白石 大（未修者基礎教育検討小委員会委員、早稲田大学）※【合】、【教】

片桐直人（未修者基礎教育検討小委員会委員、大阪大学）※【教】

後藤 昭（顧問、一橋大学名誉教授）

【日本弁護士連合会】

田村智幸（法科大学院センター委員長、札幌弁護士会）

上松健太郎（法科大学院センター副委員長、愛知県弁護士会）※【合】、【教】

宇加治恭子（法科大学院センター副委員長、福岡県弁護士会）※【合】

内村涼子（法科大学院センター副委員長、東京弁護士会）※【合】、【教】

椎嶋裕之（法科大学院センター副委員長、東京弁護士会）

関 理秀（法科大学院センター副委員長、東京弁護士会）

竹内 淳（法科大学院センター副委員長、第二東京弁護士会）

谷井 智（法科大学院センター副委員長、広島弁護士会）※【教】

廣澤 努（法科大学院センター副委員長、島根県弁護士会）※【合】、【教】

宮城 哲（法科大学院センター副委員長、沖縄弁護士会）※研究代表、【合】、【教】

森田憲右（法科大学院センター副委員長、東京弁護士会）※【教】

日吉由美子（法科大学院センター委員、東京弁護士会）※【合】、【教】

酒井 圭（法科大学院センター幹事、東京弁護士会）※【合】、【教】

青野博晃（司法調査室嘱託弁護士、東京弁護士会）※【合】、【教】

池田雅子（司法調査室嘱託弁護士、東京弁護士会）※【合】、【教】

片桐 武（司法調査室嘱託弁護士、第一東京弁護士会）※【合】

細川早智子（司法調査室嘱託弁護士、東京弁護士会）※【合】、【教】

山岸勇紀（司法調査室嘱託弁護士、第二東京弁護士会）※【合】、【教】

※ 肩書は2021年6月19日現在

※ 【合】は未修合格者ヒアリング担当者、【教】は教員ヒアリング担当者を意味している。

法科大学院の機能強化構想について

～令和 3 年度法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム審査結果～

令和 3 年 3 月 19 日

文部科学省
高等教育局専門教育課



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY

目次

○法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム		
審査委員会主査談話	p.2	・創価大学
○法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラムについて	p.3	・中央大学
○法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム		・日本大学
配分率算出イメージ	p.4	・法政大学
○新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた評価	p.5	・立命館大学
○加算評価結果一覧	p.6	・関西大学
○基礎額算定率設定にあたっての類型一覧	p.7	・関西学院大学
○「基礎額算定率」及び「加算率」に基づく「配分率」一覧	p.8	・福岡大学
○各法科大学院の全体構想・工程表（p.8「配分率」一覧順）		・学習院大学
・一橋大学	P.9	・上智大学
・京都大学	P.11	・同志社大学
・神戸大学	P.13	・南山大学
・東北大学	P.15	・駒澤大学
・東京大学	P.17	
・大阪大学	P.19	○参考資料集
・九州大学	P.21	・コロナ禍を契機とするICT活用（同時双方向型による
・慶應義塾大学	P.23	遠隔授業など）の変化
・愛知大学	P.25	
・筑波大学	P.27	○基本データ
・名古屋大学	P.29	・司法試験累積合格率(未修者/既修者別)
・早稲田大学	P.31	
・岡山大学	P.33	・直近の修了年度別司法試験累積合格率
・琉球大学	P.35	（第1類型該当校）(未修者/既修者別)
・明治大学	P.37	・司法試験合格率の推移
・北海道大学	P.39	(修了直後)(未修者/既修者別)
・千葉大学	P.41	・令和2年度夜間開講の実施状況
・金沢大学	P.43	
・広島大学	P.45	○法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム
・専修大学	P.47	審査委員会 委員名簿

法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム審査委員会 主査談話

令和元年6月に成立した「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第44号）」に基づき、法学部と法科大学院の連携による、いわゆる「3＋2法曹コース」の制度が令和2年度よりスタートしました。これまでに、全国37の法学部等と30の法科大学院との間で、計64の法曹養成連携協定が締結され、文部科学大臣の認定を受けています。

こうした中、本「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」は、各法科大学院の5年間（令和元～5年）の機能強化構想とそれを実現するための具体的な取組を検証可能な目標（KPI）とともにパッケージとして計画していただき、各年度の進捗状況を評価する方法で実施しています。その趣旨は、各法科大学院が自らの中長期的な在り方を考え、その実現に向けて必要な取組を実施するとともに、その成果を検証しながら、絶えず自己改善していくためのPDCAサイクルの確立を後押しすることです。

5か年構想の3年目となる今年の評価においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、当初計画どおりの取組を十分に進められない状況のほか、司法試験の延期によってKPIを算出することができない状況が生じました。このため、各法科大学院においては、コロナ禍にあって最善を尽くすための工夫やそれらにより見込まれる成果について自己分析をしていただき、審査委員会としては、それらを基に「新たな日常」に向けた自律的な教育改善を促す観点から評価を行いました。

各法科大学院におかれては、良い評価を得られた取組を維持・継続しつつ、良い評価を得られなかった点については改めて自己分析を行い、工夫・改善されることを期待します。審査委員会においても、引き続き各法科大学院の自律的な改革を最大限後押しできるよう、努めていきたいと思っています。

本プログラムを通じ、各法科大学院の改革状況が社会に発信され、より多くの有為な人材が安心して法曹を目指せる環境が醸成されることを期待します。

令和3年3月19日

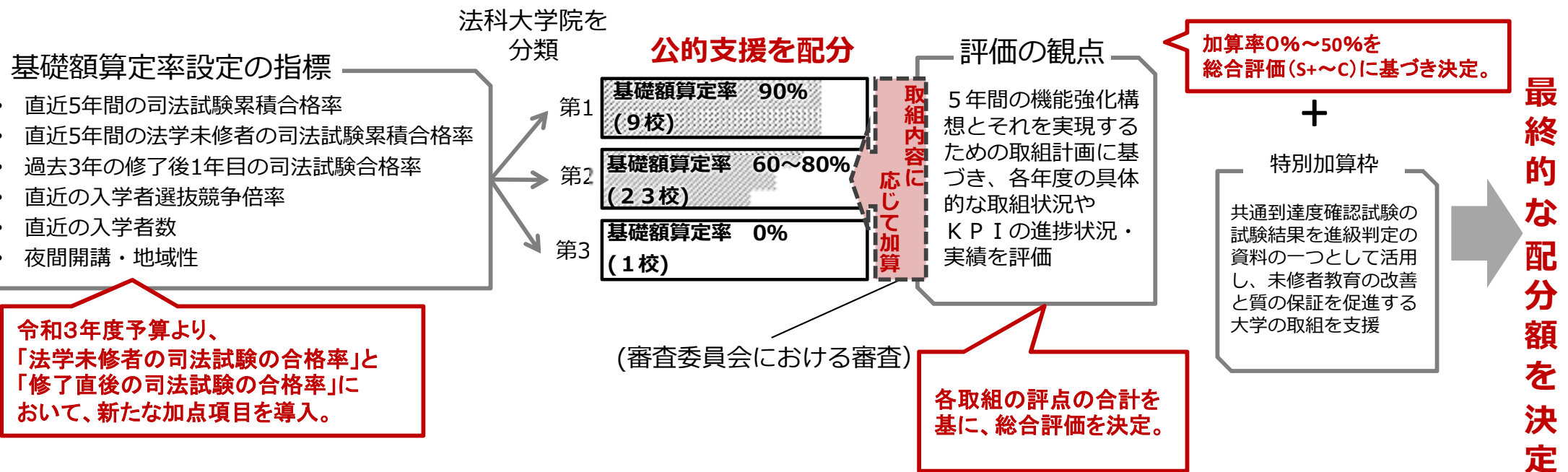
法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム審査委員会

- 161 -

主査 佐々木 毅

法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラムについて

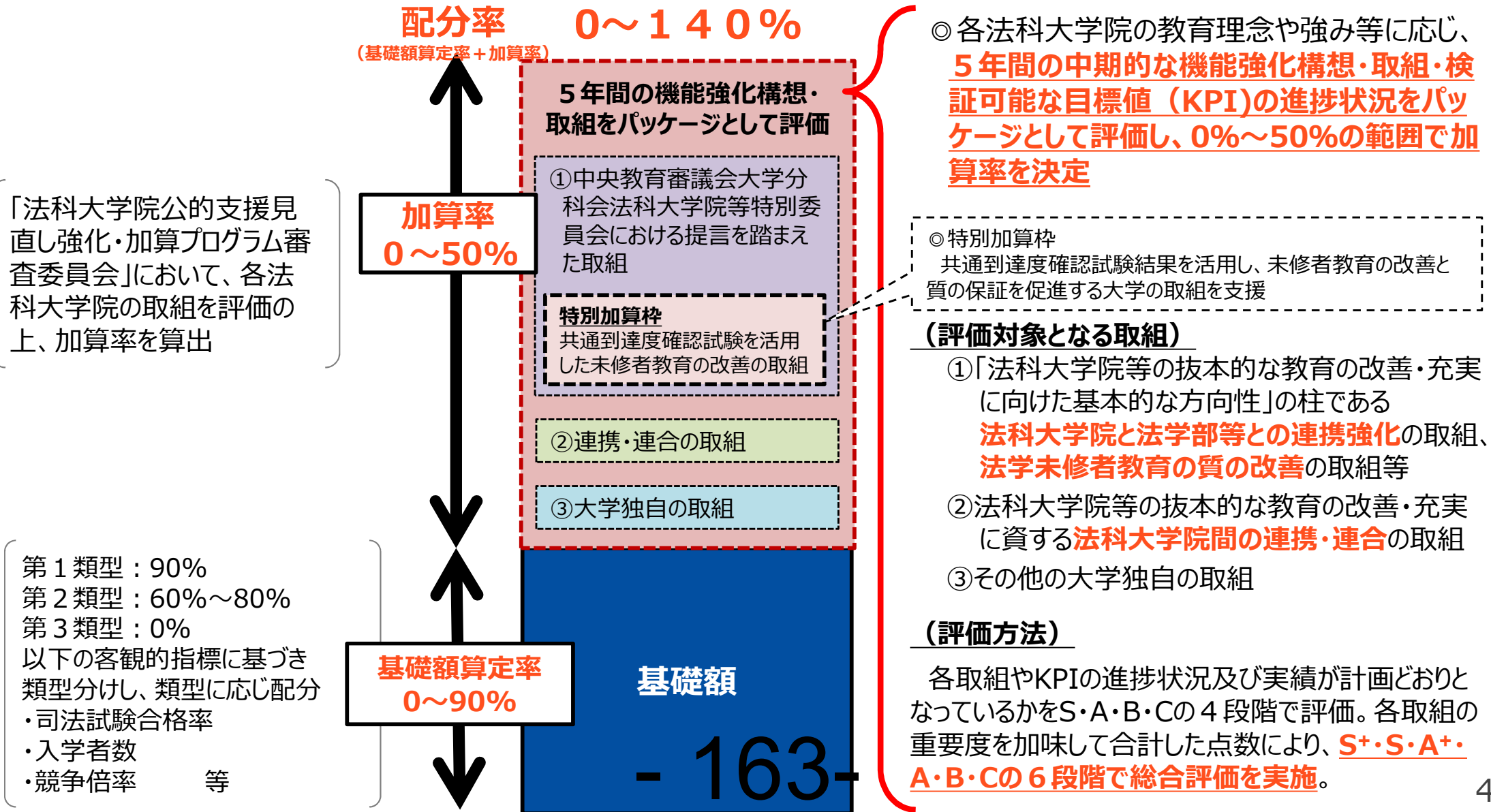
- 文部科学省では、平成27年度予算より、「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」を導入し、法科大学院間のメリハリある予算配分を実施。
- 本プログラムは、司法試験合格率や入学者数等の指標に基づき法科大学院を3類型に分類し、基礎額を設定するとともに、各法科大学院から提案された5年間の機能強化構想とそれを実現するための取組を評価し、加算額を設定するもの。



※予算配分の対象となる年度に学生募集を実施しない法科大学院は対象外
※国からの公的支援を受けていない公立大学の法科大学院（2校）は対象外。

法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム配分率算出イメージ

司法試験合格率や入学者数等の指標に基づき法科大学院を3類型に分類し、基礎額算定率を設定するとともに、各法科大学院から提案された5年間の機能強化構想とそれを実現するための取組を評価し、加算率を設定。**基礎額算定率と加算率をあわせたものを配分率**とする。



新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた評価

○今年度限りの評価方法の工夫について

今回の評価対象期間においては、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえて、司法試験の実施時期が延期されたほか、各大学において学内施設の利用が制限され、対面授業の実施が困難となったこと等により、各法科大学院において、計画に沿った取組の実施やK P Iの実績値の算出が困難な部分もあることから、以下のとおり、**K P Iの実績値の算出可否に応じた実績評価**を行うこととした。

【対象となる評価期間】

令和元（2019）年10月～令和2（2020）年9月

（1）KPI実績値が**算出可能**な取組についての実績評価

5年間の機能強化構想の実現に向けた各取組やK P Iの進捗状況及び実績が計画どおりとなっているかをS・A・B・Cの4段階で評価。（従来どおり）

（2）KPI実績値が**算出困難**な取組※についての実績評価

※ 令和2年の司法試験合格率に関するもののほか、海外渡航又は海外からの受入れに関するもの、国内の他大学との連携に係る取組や企業へのエクステンシブに関するものなど。

計画の取組状況だけでなく、各法科大学院による自己評価・分析、特筆すべき事項（全学的なコロナ禍への対応状況や制約条件化における創意工夫など）を総合的に勘案し、計画の進捗状況をS・A・B・Cの4段階で評価。

加算評価結果一覧

大学名	加算に係る 総合評価	加算率
一橋大学	S	30%
京都大学	S	30%
神戸大学	S	30%
筑波大学	A +	20%
名古屋大学	A +	20%
岡山大学	A +	20%
琉球大学	A +	20%
明治大学	A +	20%
早稲田大学	A +	20%
北海道大学	A	15%
東北大学	A	15%
千葉大学	A	15%
東京大学	A	15%
金沢大学	A	15%
大阪大学	A	15%
広島大学	A	15%
九州大学	A	15%

大学名	加算に係る 総合評価	加算率
慶應義塾大学	A	15%
上智大学	A	15%
専修大学	A	15%
創価大学	A	15%
中央大学	A	15%
日本大学	A	15%
法政大学	A	15%
愛知大学	A	15%
立命館大学	A	15%
関西大学	A	15%
関西学院大学	A	15%
福岡大学	A	15%
学習院大学	B	5%
駒澤大学	B	5%
南山大学	B	5%
同志社大学	B	5%

- 165 -

基礎額算定率設定にあたっての類型一覧

類型		基礎額算定率	該当校数	該当大学			
第1類型		90%	9校	(国立大学) 7校 東北大学 大阪大学	東京大学 神戸大学	一橋大学 九州大学	京都大学
				(私立大学) 2校 慶應義塾大学	愛知大学		
第2類型	A	80%	3校	(国立大学) 2校 筑波大学	名古屋大学		
				(私立大学) 1校 早稲田大学			
	B	70%	18校	(国立大学) 6校 北海道大学 広島大学	千葉大学 琉球大学	金沢大学	岡山大学
				(私立大学) 12校 学習院大学 日本大学 立命館大学	専修大学 法政大学 関西大学	創価大学 明治大学 関西学院大学	中央大学 同志社大学 福岡大学
	C	60%	2校	(国立大学) 0校			
				(私立大学) 2校 上智大学	南山大学		
第3類型		0%	1校	(国立大学) 0校			
				(私立大学) 1校 駒澤大学			

「基礎額算定率」及び「加算率」に基づく「配分率」一覧

大学名	基礎額算定率	加算率	配分率	掲載ページ
一橋大学	90%	30%	120%	P.9
京都大学	90%	30%	120%	P.11
神戸大学	90%	30%	120%	P.13
東北大学	90%	15%	105%	P.15
東京大学	90%	15%	105%	P.17
大阪大学	90%	15%	105%	P.19
九州大学	90%	15%	105%	P.21
慶應義塾大学	90%	15%	105%	P.23
愛知大学	90%	15%	105%	P.25
筑波大学	80%	20%	100%	P.27
名古屋大学	80%	20%	100%	P.29
早稲田大学	80%	20%	100%	P.31
岡山大学	70%	20%	90%	P.33
琉球大学	70%	20%	90%	P.35
明治大学	70%	20%	90%	P.37
北海道大学	70%	15%	85%	P.39
千葉大学	70%	15%	85%	P.41

大学名	基礎額算定率	加算率	配分率	掲載ページ
金沢大学	70%	15%	85%	P.43
広島大学	70%	15%	85%	P.45
専修大学	70%	15%	85%	P.47
創価大学	70%	15%	85%	P.49
中央大学	70%	15%	85%	P.51
日本大学	70%	15%	85%	P.53
法政大学	70%	15%	85%	P.55
立命館大学	70%	15%	85%	P.57
関西大学	70%	15%	85%	P.59
関西学院大学	70%	15%	85%	P.61
福岡大学	70%	15%	85%	P.63
学習院大学	70%	5%	75%	P.65
上智大学	60%	15%	75%	P.67
同志社大学	70%	5%	75%	P.69
南山大学	60%	5%	65%	P.71
駒澤大学	0%	5%	5%	P.73

- ・見直しの対象となる公的支援は、国立大学については、国立大学法人運営費交付金のうち、法科大学院に係る教員経費相当額、私立大学については、私立大学等経常費補助金の「特別補助/法科大学院支援」における専任教員に係る補助額。
- ・特別加算枠については、本プログラムにおいて共通到達度確認試験を活用する法科大学院を対象に、未修者コース入学者の実績等に基づいて別途加算する。
- ・予算の配分に当たっては予算の範囲内に収まるよう、必要に応じて一律の割合を乗じて加算額を調整。
- ・本プログラムは、公立の法科大学院については対象としていない。



国立大学法人

一橋大学

一橋大学大学院法学研究科法務専攻 全体構想

S

教育理念（教育方針）・今後目指すべき方向性

一橋大学法学研究科法務専攻においては、ビジネス法務に精通し、広い国際的視野を持ち、豊かな人権感覚を有する法律家の育成を目的としている。司法試験合格にとどまらず、将来の指導的法律家たること、社会貢献の志の醸成に注力している。今後は、新しい法科大学院教育の理想型「一橋モデル」の構築・展開を目指す。

構想

「一橋モデル」すなわち「体験・議論・成長」というコンセプトの下で、多様な学生が少人数クラスで切磋琢磨してきた一橋大学法科大学院の特性をさらに伸ばす。学生が、互いに異なるさまざまな背景・考え方を持つ学生・教員・修了生らと出会い、法理論のみならず法実務を「体験」し、学生・教員・実務家と「議論」をたたかわせることによって、グローバルに活躍する指導的法律家へと「成長」することを全力で支援する。さらにこの「一橋モデル」によって、全国の法科大学院教育をリードしてゆく。

目標値

法学部との連携強化	未修者教育の質の改善	金沢大学との連携	学生の循環サイクルの確立	「体験・議論・成長」プロセスの強化
5年一貫型教育選抜により入学した者の司法試験合格率 75%	①未修者の司法試験合格率 ※直近3年間平均 32.2% ②未修者の標準修業年限修了率※直近3年間平均77%	①金沢大学法科大学院との合同FD会議の実施回数年間2回 ②金沢大学法科大学院未修者標準修業年限修了率55%	修了生が法科大学院教育へ関与した人数 5人	①司法試験合格率 71.62% ②標準修業年限修了率 83.33%

取組

【概要】 法学部との連携強化を実現するため、以下の取組を実施する。 1 法学部教育への参与 （1）法学部生に対して積極的に法律家の仕事の魅力を発信。 （2）一橋大学法学部における法曹コース設置を支援。 （3）高度な法曹養成教育の一部を前倒して学部生に提供。 （4）積極的に学部生向けの説明会を実施し、法科大学院への進学を促進。 2 法科大学院の入試改革 法学部の法曹コースに在籍する学生に対する推薦入試制度	【概要】 「一橋モデル」の支柱となる未修者教育の質を改善するため、以下の取組を実施する。 1 ICTを活用した、多様な習熟度に応じたきめの細かい教育支援 （1）授業の復習・予習サポート （ア）授業の録音録画 （イ）学習アシスタントの配置 （ウ）カウンセラーの配置 （エ）チューターの配置 （2）入学前指導 2 出願前の体験学修 3 共通到達度確認試験の活用による未修者教育の質保証・強化	【概要】 法曹養成の一極集中を相対化する観点から、金沢大学との連携の検討を開始。両学院の強みを活かし、未修者教育の質保証に役立てる。 教材の選定・授業内容・授業の進め方・試験問題の作問ポリシー・試験結果のフィードバックなど、教育の実質的なあり方について、相互に経験を提供しあい、意見を交換するなどして、各校の教育の質的向上につながることを目指す。	【概要】 法科大学院教育の「一橋モデル」を支える、在学生→修了・司法試験合格→T Aとして現役学生を指導→実務経験・大学院で研究→講演者・講師・教員としてふたたび法科大学院に回帰するサイクルを確立させたい。 在学生は、身近なロールモデルやメンターを得ることができ、また、法曹として重要な利他的精神にふれる機会も得ることができ、修了生にとっても、在学生に対する指導・支援は、自分自身を成長させるための最良の機会となる。	【概要】 「一橋モデル」の根幹を構成する「体験・議論・成長」のプロセスの強化を実現するため、以下の取組を実施する。 多様な学生が、学生同士、教員、修了生、実務法曹ら生身の人間と接触する「体験」をし、実際に「議論」をしてぶつかり合い、「成長」することは、法科大学院教育にとって不可欠のものである。今後も民事・刑事の模擬裁判を必修科目とし、臨床系科目の強化、先端的な実務との接触、より深く広く法学を極めるための研究指導など、「体験・議論・成長」プロセスの維持・強化に注力する。
--	--	--	---	---

168-

一橋大学大学院法学研究科法務専攻 工程表

構想

「一橋モデル」すなわち「体験・議論・成長」というコンセプトの下で、多様な学生が少人数クラスで切磋琢磨してきた一橋大学法科大学院の特性をさらに伸ばす。学生が、互いに異なるさまざまな背景・考え方を持つ学生・教員・修了生らと出会い、法理論のみならず法実務を「体験」し、学生・教員・実務家と「議論」をたたかわせることによって、グローバルに活躍する指導的法律家へと「成長」することを全力で支援する。さらにこの「一橋モデル」によって、全国の法科大学院教育をリードしてゆく。

取組	実績評価	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	評価指標・基準値・目標値
法学部との連携強化 未修者教育の質の改善	A	【実績値】0% 【取組状況】法科大学院進学促進説明会・見学会開催、学部との連携(授業、オープンキャンパス)、入試制度改革の実施	【実績値】－% 【取組状況】法学部法曹コース設置、講演会・ガイダンス・説明会開催、法曹コース登録学生への指導、入試制度改革の実施	法学部との連携強化 法科大学院にて法曹コース3年生につき初の推薦入試を実施			【KPI】5年一貫型教育選抜制度により入学した者の司法試験合格率(直近修了生の合格率) 【基準値】74.42%【目標値】75%
	A	【実績値】28.35% 【取組状況】未修者状況の情報共有、外部機関との意見交換	【実績値】－% 【取組状況】外部機関との意見交換、教育体制の充実	初の推薦入学生受入			【KPI】①未修者の司法試験合格率 【基準値】25.8%(直近3年間平均) 【目標値】32.2%
	S	【実績値】72.2% 【取組状況】未修者状況の情報共有、外部機関との意見交換	【実績値】75.27% 【取組状況】外部機関との意見交換、教育体制の充実	未修者教育の質の改善			【KPI】②未修者の標準修業年限修了率 【基準値】74%(直近3年間平均) 【目標値】77%
金沢大学との連携	A	【実績値】0回 【取組状況】相互訪問・意見交換	【実績値】2回 【取組状況】訪問・意見交換	金沢大学との連携の実質化			【KPI】①金沢大学法科大学院・一橋大学法科大学院合同FD会議の実施回数(年間) 【基準値】0回【目標値】2回
	A	【実績値】0% 【取組状況】相互訪問・意見交換	【実績値】37.5% 【取組状況】訪問・意見交換				【KPI】②金沢大学法科大学院未修者標準修業年限修了率 【基準値】33.3%【目標値】55%
学生の循環サイクルの確立 「体験・議論・成長」プロセスの強化	S	【実績値】13人 【取組状況】人権クリニック・上訴クリニックの活動、修了生の研究者教員採用及び授業・学習アドバイザーへの参画	【実績値】6人 【取組状況】人権クリニックの活動、修了生の研究者教員採用、授業・キャリアアドバイザーへの参画	学生の循環サイクルの確立			【KPI】 毎年度新規5人の修了生が法科大学院教育へ関与【基準値】5人【目標値】5人
	A	【実績値】65.79% 【取組状況】模擬裁判(民事・刑事)、法律相談クリニック、エクスターンシップ、法学研究基礎、キャリア・アドバイザー講演会	【実績値】－% 【取組状況】模擬裁判(刑事)、エクスターンシップ、法学研究基礎、キャリアプラン検討機会提供				【KPI】 ①司法試験合格率(未修・既修共通) 【基準値】71.62%【目標値】71.62%
	A	【実績値】80.22% 【取組状況】模擬裁判(民事・刑事)、法律相談クリニック、エクスターンシップ、法学研究基礎、キャリア・アドバイザー講演会	【実績値】90.32% 【取組状況】模擬裁判(刑事)、エクスターンシップ、法学研究基礎、キャリアプラン検討機会提供	「体験・議論・成長」プロセスの強化			【KPI】 ②標準修業年限修了率(未修・既修共通) 【基準値】83.33%【目標値】83.33%

教育理念・今後の方向性－「連携」の強化と「多様性」の尊重－

「自由で公正な社会の実現のため、指導的な役割を果たす創造力ある法曹を養成する」との開学以来の教育理念を、今後、個々の学生のもつ「多様性」を尊重しつつ、他の教育組織との「連携」を強化することを通して、さらに実質的・積極的に推進する。

構想

①法学部との「連携」により長期的視野に立った法曹教育課程を構築する。②法学未修者等も支障なく入れるようにする手厚い導入プロセスを用意することで、「多様性」に柔軟に対応する。③法学研究科法政理論専攻と「連携」し、将来の法学教育を担う法学研究者の養成を推進する。④同志社大学法科大学院との「多様性」を伴う「連携」により、双方の長所・強みを生かした一層の教育機能の強化をはかる。

目標値

修了後 1 年内
司法試験
合格率 75%

標準修業年限
修了率 82.8%

法学未修者
標準修業年限
修了率 57.1%

単位互換科目
単位修得者延べ数 72人
同志社大学法科大学院
修了後 1 年内司法試験
合格率 30.6%

博士後期課程
直近3年平均
進学者数 3.7人

学部との連携強化
を含めた法曹教育
プロセスの見直し

法学未修者の
教育内容の改善に
向けた取組

法学未修者1年次の教育
に関する同志社大学
法科大学院との連携

2・3年次の教育に
関する同志社大学
法科大学院との連携

優れた法学研究
者を養成する取組

法学部における「法曹基礎プログラム」の導入、同プログラム修了者を対象とする5年一貫型教育選抜の実施、法科大学院のカリキュラム改革など、法曹教育プロセスの全面的な見直しを進める。

法学未修者の教育について、学修支援、基礎学力の修得、法文書作成能力の育成等において充実させるとともに、入学者選抜方法も再検討するなどにより、多様な知識・経験・能力をもつ法曹の養成をめざす。

法学未修者 1 年次の教育について、同志社大学法科大学院と連携し、客観的指標を用いた学習到達度の比較、授業の共通化を意識した施策などを通して質の改善をはかる。

2・3年次配当の科目について、同志社大学法科大学院生の受入を継続・拡大する一方、同校から外国法関係科目の提供を受けて国際化に対応するなど、連携による相互の機能強化を推進する。

「特定研究学生」制度の拡充、理論演習科目の開講などを通じた素質・意欲のある学生の発掘、比較法研究の導入的科目の提供などにより、次代を担う優れた法学研究者の養成をめざす。

取組の概要

京都大学大学院法学研究科法曹養成専攻 工程表

構想

「社会の様々な分野で指導的役割を果たす創造力ある法曹」の養成に向けて

取組	実績評価	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	評価指標・基準値・目標値
学部との連携強化を含めた法曹教育プロセスの見直し	A	【実績値】78.4% 【取組状況】(1)～(3)の改革を具体化する規程改正等を検討中。	【実績値】－ 【取組状況】(1) 導入済み。 (2) (3) は具体化の作業中。	(1) 法学部における、連携法曹基礎課程である「法曹基礎プログラム」の導入 (2) 「法曹基礎プログラム」修了者を対象とする5年一貫型教育選抜の実施 (3) 法学部と連動した法科大学院のカリキュラム改革			【K P I】 修了後1年内司法試験合格率 【基準値】 73.2% 【目標値】 75%
法学未修者の教育内容の改善に向けた取組	S	【実績値】78.2% 【取組状況】(1)～(3)の取組を着実に実施している。	【実績値】81.4% 【取組状況】(1)～(3)の取組を着実に実施している。	(1) 入学前授業見学会、入学後の学習支援等 (2) 1年次の基礎科目における知識確認的小テスト、未修1・2年次生向け「法律基礎科目演習」の継続 (3) 未修者枠の入学選抜方法の見直し			【K P I】 標準修業年限修了率 【基準値】 75.5% 【目標値】 82.8%
法学未修者1年次の教育に関する同志社大学法科大学院との連携	A	【実績値】46.4% 【取組状況】起案の事例共通化などにより、(1)～(3)の取組を進めている。	【実績値】65.5% 【取組状況】起案の事例共通化などにより、(1)～(3)の取組を進めている。	(1) 未修者1年次の学習到達度の比較・検討並びに今後の目標設定 (2) 授業の共通化を意識した施策の推進 (3) 両校教員によるFD分科会における効果の検証、教育のさらなる改善			【K P I】 法学未修者の標準修業年限修了率 【基準値】 40.6% 【目標値】 57.1%
2・3年次の教育に関する同志社大学法科大学院との連携	B A	【実績値】74人／8.2% 【取組状況】令和元年司法試験の結果を受け、(1)～(4)の取組の着実な実施を再確認。	【実績値】④47人／⑤－ 【取組状況】令和元年司法試験の結果及びその後の科目履修状況を受け、(1)～(4)の取組の着実な実施を再確認。	(1) 同志社院生受入れの継続、受入科目・学生数の拡大に向けた両校の協議・調整 (2) 同志社大学法科大学院における教育改善のための助言 (3) F D分科会（両校の法律基本7科目の教員により構成）などの組織的取組の継続 (4) 教育の国際化対応の強化			【K P I】 両法科大学院の単位互換科目の単位修得者延べ数／同志社大学法科大学院の修了後1年内司法試験合格率 【基準値】 64人／26.8% 【目標値】 72人／30.6%
優れた法学研究者を養成する取組	S	【実績値】3.7人 【取組状況】(1)～(4)の取組を着実に実施している。	【実績値】4.3人 【取組状況】(1)～(4)の取組を着実に実施している。	(1) 研究者養成制度に関する広報 (2) 「理論演習」科目の開講およびリサーチペーパーの作成指導、素質ある学生の発掘 (3) 「特定研究学生」制度の維持・支援内容の拡充 (4) 比較法研究に不可欠な基本的知識・技能を身につけさせる科目の提供			【K P I】 博士後期課程進学者数（直近3年間の平均値） 【基準値】 3.3人 【目標値】 3.7人

神戸大学大学院法学研究科実務法律専攻 全体構想

S

教育理念（教育方針）

神戸大学大学院法学研究科実務法律専攻では、「**1.法曹に必要な基本的な知識と豊かな応用能力を有する職業法曹を養成すること**」、「**2.グローバルなビジネスローについて、特に深い知識と応用能力を有する職業法曹を養成すること**」、「**3.将来の実定法の研究者を養成すること**」を理念とする。

今後5年間に於いて、以下の観点における機能強化を図る。

- ①司法試験合格率・合格者数を向上させ、それに伴い優秀な学生への訴求力を向上させるべく、本L Sの教育機能を強化する。（1）既修者向けには、法学部3年間・L S2年間の一貫教育システムを、提携先の法学部等への法曹コース導入等によって構築する。また、入試における学部（他大学法学部を含む）・L S連携、実務家教育の学部展開により体系的・効率的な学修体系を構築する。（2）未修者向けには、入学前から修了後までケアを拡充させた教育・学習支援の総合プログラムの開発等により、堅実かつ丁寧な育成を実現する。
- ②他大学L Sの教育システムを底上げし、L S制度自体への信頼を回復させることで、法曹養成の中核をなすL S制度の教育機能を強化する。教育改革を組織的に支援してきた広島大学L Sにおいて、新カリキュラム運営の支援等を通じ司法試験合格率を向上させる。また、近隣地区の他のL Sと連携し、その成果を展開する。
- ③法曹実務の最先端を切り拓く人材育成機能を強化するため、アジアの法律事務所でのインターシップ等による実体験型ビジネスロー教育を拡充し（派遣先の多様化・長期派遣の実現等）、外国法教育、企業内法務教育との相乗的な教育効果を一層向上させる。
- ④L Sの次世代型教員となる人材養成の機能を強化するため、L Sの優秀層に対する先端的授業提供、海外LL.M.留学の支援、TLPの利用という多彩な教育機会を充実させる。

①司法試験新卒合格率
55%以上(2023年9月時点)
②標準修業年限修了率
75%以上(2024年3月時点)

プログラムを受講した未修者の3年間での累積司法試験合格率
65%
(2023年9月時点)

広大L Sの新卒司法試験合格率
15%
(2023年9月時点)

アジアの法律事務所等でのインターンシップに参加する学生数を指標化したポイント
18点（1カ年平均）
(2024年3月31日時点)

TLP進学者数等を指数化したポイント
200点（累積値）
(2024年3月時点)

法曹コースを中核とした、学部・L S一貫の既修者教育スキームの構築

【概要】

①法学部とL S両方のカリキュラムを見直し、学部3年・L S2年の合計5年で司法試験受験に必要な学修を終えられるよう体系化・合理化する。

②L S側では、法曹コースを設置する学部とともに、一般入試における法律基本科目の出題範囲を見直し、また、法曹コース生を対象とした推薦入試を導入する。

③法学部生に法曹の職業的魅力、法曹の多様なキャリアパスを示す実務家による講義を導入し、法曹志望者の早期掘り起こしを行う。

未修者スタートアップ・プログラムとその拡充による総合化

【概要】

本取組では、従来の未修者スタートアップ・プログラム（導入教育プログラムとカウンセリング）を維持しつつ、前半3か年度は、それを入学前から修了後まで、段階をおって拡大し、①入学前教育の体系化、②進級後・修了後の自律的・自主的学修支援を行って、総合的な未修者の教育・学修支援のパッケージモデルを開発し、後半2か年度はそれを連携校や学部提供し、広く発信し改良する。

広島大学法科大学院の司法試験合格率向上に向けた組織的支援

【概要】

広大L Sの新カリキュラムをヒアリングや授業参観で検証し、成績評価指針の提供や入口（入学前授業）・出口（総合演習）のレベルチェックで実効性を高める（3年で制度完成）とともに、チューターと神大L S修了生による補充学習支援への接続を充実させる（5年で運用を実質化）。また、一部授業の配信や、本学L S海外学生派遣企画への参加受入など、他のL Sも考慮した連携の拡充を検討する。

法曹の職域拡大に向けた「次世代型グローバル・ビジネスロー教育」プログラム

【概要】

アジアの法律事務所でのインターンシップへの長期派遣や英語による国際調停ワークショップへの短期派遣によるビジネス法務の実体験に加え、L Sにおいて提供される外国法教育や企業内法務教育を組み合わせることにより、需要の急増するアジア等のビジネス法務に対応できる付加価値の高い法曹養成を実現する。

「次世代型実務家教員」の養成を視野に入れた新しい継続教育

【概要】

L S教員に必要な資質を備える、理論と実務の双方に通暁した、国際的視点を有する法律実務家の養成に向け、①優秀なL S学生に対する先端実務科目教育、②若手法曹に対する展開先端科目のリアルタイム教育、③海外ロースクールLL.M等への若手法曹の派遣、④中堅法曹に対する高度に専門的なビジネスロー教育を、それぞれ実施する。

神戸大学大学院法学研究科実務法律専攻 工程表

構想

本研究科は、今後5年間に於いて以下の観点により機能強化を図る。

- ①司法試験合格率・合格者数を向上させ、それに伴い優秀な学生への訴求力を向上させるための本LSの教育機能の強化
 ②法曹養成の中核をなすLS制度の教育機能の強化 ③法曹実務の最先端を切り拓く人材養成機能の強化
 ④LSの次世代型教員となる人材養成機能の強化

取組	実績評価	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	評価指標・基準値・目標値
【取組①】 1. 法曹コースを中核とした、学部・LS一貫の既修者教育スキームの構築 2. 未修者スタートアップ・プログラムとその拡充による総合理化	A S	【実績値】 ①43.1%/②72.1% 【取組状況】 ・学部法律基本科目の開講前倒し ・学部卒業要件の緩和、キャップの緩和 ・法曹コース必修科目にかかる連携先との協議 ・開放型・5年一貫型入試の制度設計	【実績値】 ①算出不可/②86.2% 【取組状況】 ・連携先5大学で法曹コース開始 ・学部法律基本科目の開講前倒し済 ・学部卒業要件の緩和、キャップの緩和済 ・開放型・5年一貫型入試の制度設計	2020年度から学部2年生を対象に、法曹コースを運用 コース生推薦入試制度の構築 2022年度入試からコース生対象の特別入試を実施 実務家による教育の学部展開（2020年度から、公的法務・プロボノの授業を追加）			【KPI】①司法試験新卒合格率、②標準修業年限修了率【共通評価指数】 【基準値】①2018年9月/47.5%、②2018年3月/69.6% 【目標値】①2023年9月/55%以上、②2024年3月/75%以上
		【実績値】 37.5% 【取組状況】 ・既存のプログラムの実施(カウンセリング等) ・入学前への拡充(入学前事前授業の実施等) ・進級後への拡大(進級後勉強方法提供会等) ・提供・発信先の開拓(関西学院大、琉球大等)	【実績値】 算出不可 【取組状況】 ・通常授業のオンライン授業への切り替え ・学習支援、カウンセリングのオンライン実施 ・プログラムの前後への拡大とその改善 ・優秀な未修修了者の輩出	●導入教育プログラムとカウンセリングの継続的实施 総合プログラムの開発(2019年度から) →入学前と進級・修了後の教育・学修支援の拡充 プログラムの発信・提供とフィードバックによる改良(2022年度から)			【KPI】プログラムを受講した未修者の3年間での累積司法試験合格率 【基準値】2018年9月/57.6% 【目標値】2023年9月/65%
【取組②】 広島大学法科大学院の司法試験合格率向上に向けた組織的支援	A	【実績値】 40% 【取組状況】 ・新カリキュラム1年目の検証 ・教育効果(2L民法)のモニタリング ・神大LS修了生による指導	【実績値】 算出不可 【取組状況】 ・新カリキュラム2年目の検証 ・教育効果(2L民法)のモニタリング ・選択科目(国際私法)模試の支援 ・神大LS修了生による指導	●新カリキュラム(2018年度策定、2019年度実施)の運用支援等 新カリキュラム完成 →2020年度末・新卒合格率10% 教育手法の向上・チューター制の実施の実質化 自主学習への有機的連携 他LSへの展開			【KPI】広大LSの新卒司法試験合格率 【基準値】2017年9月/0% 【目標値】2023年9月/15%
【取組③】 1. 法曹の職域拡大に向けた「次世代型グローバル・ビジネスロー教育」プログラム 2. 「次世代型実務家教員」の養成を視野に入れた新しい継続教育	A S	【実績値】 21.5点 【取組状況】 ・長期の派遣体制の再構築 ・短期の派遣の拡大	【実績値】 算出不可 【取組状況】 ・可能な範囲の海外派遣 ・海外派遣以外のオンライン化による実施	●アジアの法律実務でのインターンシップ等によりビジネス法務の実体験、外国法教育、企業内法務教育の組合せの強化 長期の派遣体制強化、短期の派遣の拡大(2019年度から) 連携LSの学生派遣開始(2021年度から)			【KPI】アジアの法律事務所等でのインターンシップに参加する学生数を指標化したポイント 【基準値】2018年3月31日/6点 【目標値】2024年3月31日/18点(1カ年平均)
		【実績値】 117点 【取組状況】 ・先端的授業の提供とLS生受講拡大 ・LS修了生のTLP受講による成果(博士号取得者、大学教員就任等)	【実績値】 162点 【取組状況】 ・先端的授業の提供とLS生受講拡大 ・遠隔授業のノウハウをコラゲで活用 ・法曹実務家が博士学位取得	●次世代型実務家教員育成を視野に入れた継続教育の本格化 ①優秀な1次学生に対する先端実務科目の提供 ②若手法曹に対する展開先端科目のリカレント教育 ③海外ロースクールLL.M.等への若手法曹の派遣 ④中堅法曹に対する高度なビジネスロー教育の実施			【KPI】TLP進学者数等を指数化したポイント 【基準値】2018年9月/21点 【目標値】2024年3月/200点(累積値)

教育理念（教育方針）・今後目指すべき方向性

東北大学法科大学院においては、地方と都市との関係性への深い理解を有し、人々から信頼される「優れた法曹」を養成することを教育理念とする。この理念の下、東北地方唯一の法科大学院である本学が今後目指すべき方向性は、この地域における法曹養成及び法曹継続教育拠点としての機能の強化である。

【概要】 今後5年間に於いて、以下の観点における機能強化を図る。

①本学及び提携大学法学部に設置した法曹志望コースとの連携を強化した5年一貫教育の確立、②東北地方の優秀な法曹志望者を確保し、ICTを用いた入学前指導の拡充と修了生弁護士勉強会により学修方法を徹底指導した上で共通到達度確認試験を活用して質保証を図る、未修者教育の質改善、③後継者養成コースの拡充を通じた法曹継続教育機能の強化、④弁護士会等と連携し、ICTを活用した公開講座の配信による法曹継続教育機能の強化。

構想

目標値

修了直後の司法試験
合格率50%
標準修業年限
修了率70%

未修者の修了直後
の司法試験
合格率40%

直近5年間の入学者数
合計10名
直近5年間の学生の
研究会報告数12件
直近5年の学位授与数4件

2018年度からの公開講座
累積受講者数（うち修了
生オフィスアワー担当者の参
加数）240名（10名）

法学部と連携した
5年一貫法曹教育

【概要】

・2019年度より、本学法学部法曹コースを拡充して連携を強化するとともに、新潟大学法学部とも連携を進めていく。この取組により5年一貫法曹養成教育課程を確立する。
・優秀な本学法学部法曹志望者及び本法科大学院生に対して手厚い奨学金制度を整備する。

未修者教育の
質改善

【概要】

・東北地方の主要大学における説明会、ICTを活用した入学前指導、修了生弁護士勉強会を通じた学修方法の指導といった実績を充実させるとともに、新たに共通到達度確認試験を進級判定資料に活用することにより、質保証という課題を改善し、効果的な未修者教育を実現する。

後継者養成コース
の拡充

【概要】

・理論と実務に通じた教員養成を実現する「後継者養成コース」（博士後期課程）の実績を生かしつつ、ICTを利用した新たな教育方法の改善を検討する。
・同コースの学生の経済的支援につき、教育支援業務への従事と連動させ、教育経験の獲得も可能となるよう整備する。

弁護士会と連携した
公開講座配信

【概要】

・東北地方の弁護士会等と連携し、実務的にニーズの高いテーマについて公開講座を開講してきた実績を活用するとともに、その内容を拡充し、ICTを利用して東北各県会へ配信する。
・科目等履修制度を活用した法曹継続教育機能を充実させる。

取組

東北大学大学院法学研究科総合法制専攻 工程表

構想

本法科大学院は、今後5年間において以下の観点により機能強化を図る。

- ① 法学部と連携した5年一貫法曹教育
- ② 未修者教育の質改善
- ③ 後継者養成コースの拡充
- ④ 弁護士会と連携した公開講座

取組	実績評価	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	評価指標・基準値・目標値
法学部と連携した5年一貫法曹教育	A	【実績値】司法試験合格率：45.8% 【取組状況】連携協定準備、奨学金支給	【実績値】司法試験合格率：算出不可 【取組状況】緊急事態宣言解除後の可及的速やかな、感染予防対策を実施しながらの自習室等の施設利用の再開等	・本学及び新潟大学の法曹コースとの5年一貫教育課程の運用 ・立教大学法学部との連携準備	・法曹コース向け特別入試の整備 ・立教大学法学部との5年一貫教育課程の運用		【KPI】司法試験合格率 【基準値】29.4% 【目標値】50%
	A	【実績値】標準修業年限修了率：51.2% 【取組状況】同上	【実績値】標準修業年限修了率：55.6% 【取組状況】同上	・法曹コース在籍者および法科大学院生に対する奨学金制度の整備・運用			【KPI】標準修業年限修了率 【基準値】40% 【目標値】70%
	A	【実績値】未修者の司法試験合格率 0% 【取組状況】説明会実施、ICT入学前指導等	【実績値】未修者の司法試験合格率：算出不可 【取組状況】東北地方所在主要大学をターゲットとしたオンラインでの各種の法科大学院説明会の実施、入学予定者へのICTによる入学前指導、修了生弁護士による未修者対象勉強会の、オンライン及び対面での実施、進級判定における共通到達度確認試験の活用。	・東北地方所在大学での説明会 ・ICTを用いた入学前指導の拡充 ・修了生弁護士による未修者への学修支援 ・共通到達度確認試験の判定活用			【KPI】未修者の司法試験合格率 【基準値】40% 【目標値】40%
後継者養成コースの拡充	B	【実績値】入学者数：1名 【取組状況】フェロー給付による進学促進	【実績値】入学者数：1名 【取組状況】フェロー給付の実施による司法試験合格者の後継者養成コースへの進学促進	後継者養成コース（博士後期課程）の拡充と同コースへの進学促進			【KPI】直近5年間の入学者数合計【基準値】7名 【目標値】10名
	A	【実績値】学生の研究会報告数：3件 【取組状況】研究会報告の実践	【実績値】学生の研究会・学会での報告数・論稿の公表業績数：5件 【取組状況】後継者養成コース学生による研究会報告・論文執筆の実践	理論と実務に通じた教員養成を実現する後継者養成コース（博士後期課程）の教育の拡充			【KPI】学生の研究会報告数（累積）【基準値】2件（直近1年間）【目標値】12件（直近5年間）
	B	【実績値】学位授与数：1件 【取組状況】博士号の学位授与	【実績値】学位授与数：0件 【取組状況】学位論文の礎石となる研究論文の執筆指導	公開講座を契機とした進学促進			【KPI】学位授与数【基準値】0件（直近1年間）【目標値】4件（直近5年間）
弁護士会と連携した公開講座	A	【実績値】公開講座参加者（うち修了生OH担当者）：66（1）名 【取組状況】公開講座の実施	【実績値】公開講座参加者数（うち修了生オフィスアワー担当の参加数）：27名（2名） 【取組状況】労働法上の諸問題を主題とし、弁護士を対象とする公開講座の実施（本法科大学院で教育に携わる修了生弁護士も受講）	弁護士会と連携した公開講座の拡充とICTを活用した東北各県会への配信 科目等履修制度の活用			【KPI】2018年度からの公開講座累積受講者数（うち修了生OH担当の参加数） 【基準値】86名（0名） 【目標値】240名（10名）

175-

教育理念

国民や社会に貢献する高い志と強い責任感・倫理観を持ち、国際的にも、また先端分野においても活躍できる高い水準の法律家の輩出
博士課程に進学し、日本の法学研究の将来を担う人材の育成

教育方針

- ① 法律家としての基幹能力の育成
- ② 国際的問題への対応能力の育成
- ③ 多様な人材の育成

第一線で活躍する多くの法律家
や研究者を生み出す
これまでの教育の着実な成果

志願者の減少
未修者教育の課題

今後目指すべき方向性

- ✓ 教育理念を維持しつつ、教育の内容・方法の発展
- ✓ 法学既修者について、法曹養成プロセスの機能強化
- ✓ 法学未修者について、多様なバックグラウンドを持つ者が法律家として活躍できるよう、教育の一層の充実

構想

法学既修者

法学部と連携しつつ制度改革
法律専門職を志望する法学部学生の拡充
法科大学院進学促進

法学未修者

共通到達度確認試験を活用した学習の進捗度把握
東大法曹会・法科大学院同窓会と協力の
学習支援の充実

教育の継続と不断の見直し

従来からの取組の確実な実施・展開
ビジネスロー分野における学際的・実践的セミナーによる
先端的な学修の多面的強化

評価指標

- 司法試験合格率 60%
- 標準修業年限修了率 65%
- 早期卒業入学者 30名

- 未修者司法試験合格率 30%

- 海外派遣7名程度、国内事務所60名程度
- 英語での授業開講科目数 4科目、延べ受講者数70名
- 東アジア比較法演習開講科目数 1科目、国際セミナー開催件数 年1件
- ローレビュー発行回数 年1回
- 法科大学院からの博士課程進学者及び助教就職者数 6名
- 法整備支援講演会 年2回
- 他研究科等と連携した講演等 年2件、プログラムに係る国際シンポジウム・セミナーの開催件数 年3件

取組

取組区分① - 1

法学部との連携による時間的負担の軽減と法曹養成プロセスの機能強化

法律専門職・法科大学院に関する情報発信の強化
早期卒業制度の周知

法曹コース

法曹養成連携協定の締結に向けた検討
基本法律科目や基礎法科目等の編成の検討

早期卒業

特別の入試制度（特別選抜）の導入
カリキュラム上必要な措置等の整備

取組区分① - 2

若手実務家による未修者指導
を通じた法学未修者の学修支援の充実

法律基本科目

未修者指導講師
による個別起案指導

論文の作成や勉強方法等

若手研究者による
個別の学修相談

取組区分③

- ・ 海外派遣等による国際的・先端的な活動領域の開拓
- ・ 英語での授業の充実による国際的な法律家の育成
- ・ 東アジア法の理解を通じた多面的・創造的な法律家の育成
- ・ 『東京大学法科大学院ローレビュー』を中核とした問題発見・分析能力の涵養
- ・ 持続可能な高度の法科大学院教育のための法学教員養成事業
- ・ 法教育・法整備支援による社会貢献活動への認識強化
- ・ ビジネスロー分野における理系等との分野融合的・学際的・実践的セミナーを通じた先端的・応用的な学修の多面的強化

東京大学大学院法学政治学研究科法曹養成専攻 工程表

取組	実績 評価	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	評価指標・基準値・目標値		
①－１ 法学部との連携による時間的負担の軽減と法曹養成プロセスの機能強化	A	【実績値】 司法試験 70.5% 標準修業年限 58.3% 早期卒業 6名 【取組状況】 法曹コースの規程の整備、特別選抜入試の検討、早期卒業制度の周知等	【実績値】 司法試験：延期 標準修業年限 62.7% 早期卒業 11名 【取組状況】 法曹養成連携協定の締結、特別選抜入試の検討、進学奨励金制度の準備、早期卒業制度の周知等	法律専門職・法科大学院に関する情報発信の強化 早期卒業制度の周知 正規授業との連携			制度検証・見直し	司法試験合格率 58.0%→60%	
	A			法学部	法曹コース設置	(早期卒業)		実施	標準修業年限修了率 66.7%→65%
	A			法科大学院	検討WTの検討	早期卒業者特別選抜		特別選抜実施	早期卒業入学者 8名→30名
	A								
①－２ 若手実務家・研究者による未修者指導を通じた法学未修者の学修支援の充実	A	【実績値】 司法試験：13.8% 【取組状況】 未修者指導の継続・拡充	【実績値】 司法試験：延期 【取組状況】 未修者指導の継続・拡充	未修者指導講師による個別起案指導 若手研究者による学習相談			未修者司法試験合格率 25.0%→30%		
				未修者基本演習 の設計	制度化				
③－１ 海外派遣等による国際的・先端的な活動領域の開拓	A	【実績値】 海外派遣 7名 国内事務所 58名 開設科目 5科目 受講者数 46名 東アジア 1科目 国際セミナー 1件 ローレビュー 1回 進学者数 4.7名 法整備支援 1回 講演 3件 シンポジウム 5件 【取組状況】 修了生の海外派遣 短期トレイニー制度 英語による授業 サマースクール 東アジア比較法プログラム（演習開講） ローレビューの刊行 法学教員養成事業（研究者養成） 法整備支援講演 法教育演習 先端ビジネスロー・プログラム	【実績値】 海外派遣 中止 国内事務所 45名 開設科目 4科目 受講者数 20名 東アジア 延期 国際セミナー 1件 ローレビュー 1回 進学者数 3.3名 法整備支援 中止 講演 6件 シンポジウム 7件 【取組状況】 短期トレイニー制度 英語による授業 東アジア比較法プログラム（演習開講） ローレビューの刊行 法学教員養成事業（研究者養成） 法整備支援講演 法教育演習 先端ビジネスロー・プログラム	修了者の海外国際機関等への派遣、 在学生の国内法律事務所への短期トレイニー派遣			海外派遣7名→7名 国内事務所39名→60名 開講科目数4科目→4科目 延べ受講者数69名→70名 東アジア比較演習開講科目数1科目→1科目、国際セミナー開催件数年1件→年1件 ローレビュー発行回数年1回→年1回 法科大学院からの博士課程進学者・助教就職者数（直近3年平均）5.4名→6名 法整備支援講演会年2回→年2回 他研究科等と連携した講演年2件→年2件 国際シンポジウム・セミナーの開催件数年2件→年3件		
③－２ 英語での授業の充実による国際的な法律家の育成	A			外国人実務家等による授業、米国提携大学の教授による授業、 海外研究者等を講師とするサマースクール					
③－３ 東アジア法の理解を通じた多面的・創造的な法律家の育成	B			東アジア諸国の研究者・実務家による比較法演習、東アジア諸国の法科大学院生等と行う国際セミナー					
③－４ 『東京大学法科大学院ローレビュー』を中核とした問題発見・分析能力の涵養	A			『東京大学法科大学院ローレビュー』の編集・発行 リサーチ・ペーパー・研究論文の執筆指導					
③－５ 持続可能な高度の法科大学院教育のための法学教員養成事業	A			法学教員志望者数回復のための施策、法学研究者を念頭においた教育プログラムの実施、修了生の進学・就職のための支援					
③－６ 法教育・法整備支援による社会貢献活動への認識強化	B			法教育に関する授業、高校生に対する法教育授業、前期課程学生向け法教育授業、法整備支援講演会					
③－７ ビジネスロー分野における理系等との分野融合的・学際的・実践的セミナーを通じた先端的・応用的な学修の多面的強化	A			総合法政専攻との連携による授業開講・先端ビジネスロー分野の学修強化、理系等との分野融合的な講演や国際的セミナーの実施、博士課程進入学の多様化によるキャリアパスの充実					
	A								

177

18

177

教育理念（教育方針）・今後目指すべき方向性

大阪大学大学院高等司法研究科法務専攻においては、「**新時代を担う真のLegal Professionalsの育成**」という理念の下、①総合大学としての大阪大学の強みを生かし、多様な学生を本研究科に導き入学者に対する学習支援の取組を強化して司法試験合格率の向上を図る。②関西大学等の西日本の他大学との連携。③商都大阪に立地する大学として、地域に貢献する法曹や、グローバルに展開し、あるいはこれから展開してゆく企業を支援する、ビジネス法に強い法曹を養成する。

構想

今後5年間に於いて、以下の観点における機能強化を図る。

- ①-1既存ITシステム(コンタクトチャートシステム)、授業支援システムの高度化により学生の弱点を細かく把握して具体的で的確な指導に結び付ける。
- ①-2入学者の多様性確保のため、特別選抜(社会人等)に加えて、特別選抜(グローバル法曹)を設ける。②関西大学等との連携強化を図る。③在学中のキャリア支援教育を強化し、パブリック・セクターで活躍する人材や、グローバル法曹、大学支援の担い手など、修了生の進路の多様化を図る。

目標値

- 早期卒業・飛び入学による阪大法学部からの既修入学者6人
- 標準修業年限修了率 70% (2023年修了者)
- 司法試験合格率 55% (2022年度修了者)

- 特別選抜(社会人等)志願者数 30人 (2023年度実施)
- グローバル法曹枠志願者数 15人 (2023年度実施)

- 共同セミナー、連携講義の実施件数
 - ・セミナー等 5件
 - ・連携講義 5科目
- 連携による関西大学の標準修業年限終了率65%への向上

- キャリア支援授業の受講者100人(5年間累計)
- パブリック・セクターへの就職者数(2014年度修了生からの累計)21人(10人増)
- 海外の案件を扱う法律事務所等への就職割合12%
- 智適塾インターンの経験者数17人(4人増)、取扱件数(2015年度からの累計)60件(30件増)

取組

法学部・法科大学院の連携強化、法学未修者等教育の強化

【概要】
「**息の長い一貫教育の強化**」、ITシステムの学部生への拡張により、法科大学院とのシームレスな指導体制を確立。法学部から法科大学院修了、司法試験合格に至るまでの学びの質の高度化、及び学生に対するフォロー体制の強化を実施する。

多様な法曹養成プログラム

【概要】
社会人・他学部経験者や国際的バックグラウンドを有する学生等の入学促進により、在学中から視野を広げ豊かな人間性を涵養するとともに、グローバルな領域で活動する法曹の輩出を目指す。
▼特別選抜の新設・拡充
▼海外の大学等との交流プログラム実施
▼海外派遣研修の実施

関西大学への支援の取組

【概要】
関西大学との連携を強化し、入学前指導の相互乗り入れを実施、共同セミナー、連携講義の実施、FD活動に関する相互交流等を進めることにより、双方の教育力を高め、多数の司法試験合格者の関西からの輩出を目指す。

法曹の活動領域拡大に寄与するキャリア支援の取組

【概要】
在学中のキャリア支援教育の強化、修了生にはパブリック法曹養成、智適塾の取組を充実させるとともに、グローバル法曹を目指す学生の受け入れを拡大し、社会のニーズに応える法科大学院を目指す。
▼法曹の活動領域拡大の意識づけ
▼パブリック法曹養成
▼グローバル法曹養成
▼智適塾プロジェクトによる先端的法曹養成

大阪大学大学院高等司法研究科法務専攻 工程表

「法科大学院入学前－在学中－修了後」の一貫教育

区分	取組	実績 評価	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	評価指標・基準値・目標値
法学部・法科大学院との連携強化	ITを活用した法学部教育との連携強化・法学未修者等教育の展開	A B A	【実績値】①0人 ②62.5%③46.2% 【取組状況】 ・CC学部生用項目の精査、学部在学対象の早期卒業・法曹コース説明会の開催	【実績値】①3人 ②60.3%③算出不可 【取組状況】 ・阪大法学部法曹コースの学生への学習支援 ・成績中位以下の学生への学習支援	・両システム改良検討 ・効果分析	・新総合（教材、CC、OULS'SA）システム開発	・新総合システム本稼動（早期卒業者司法試験受験）	【KPI】①早期卒業・飛び入学による阪大法学部からの既修入学者数②標準修業年限修了率③司法試験合格率 【基準値】①1人(2018入学)②71.7%③47.1% 【目標値】①6人②70%③55%
	多様な法曹養成プログラム	S A	【実績値】①社会人等20人②グローバル16人 【取組状況】 ・法学部学生以外対象の入試説明会の開催 ・社会人・他学部出身合格者の広報	【実績値】①社会人等30人②グローバル7人 【取組状況】 ・法学部学生以外対象の入試説明会の開催 ・社会人・他学部出身合格者の広報	・海外研修受入先開拓 ・交流プログラム検証	・海外研修受入先開拓	【KPI】①特別選抜（社会人等）志願者数②グローバル法曹枠志願者数 【基準値】①15人②0人(いずれも2018年度入学者選抜) 【目標値】①30人②15人	
多様な法曹（社会人等、グローバル）育成体制確立 > 拡充 > 多様な法曹拡大								
連携・連合	関西大学への支援の取組	A B	【実績値】①セミナー等4件、連携講義2件②39% 【取組状況】 ・連携強化のための取組を継続的に実施	【実績値】①セミナー等1件、連携講義2件（一部実施不能）②38.5% 【取組状況】 ・連携強化のための取組を継続的に実施	・連携講義・セミナー効果分析	・共通教材・システム協議開始	・共通教材システム試行	【KPI】①共同セミナー等、連携講義の実施件数②関大の標準年限修了率 【基準値】①共同セミナー等3件、連携講義2科目、②54%(2018年度) 【目標値】①共同セミナー等5件、連携講義5科目、②65%
	連携基盤整備 > 共同運用 > 共創システム							
キャリア支援の取組	キャリア委支援科目の開講、パブリック法曹・グローバル法曹・智適塾プロジェクトによる先端的法曹の養成	A A A A	【実績値】①34人②累計13人③10.6%④14人・12件 【取組状況】 ・キャリア支援・イクスタンジップ科目、自治体市長等による講義の開講 ・智適塾による医学・生命科学系のベンチャー設立支援等の実施	【実績値】①(34人※2019年度通年)②累計14人③32%④15人・12件 【取組状況】 ・キャリア支援・イクスタンジップ科目、自治体市長等による講義の開講 ・智適塾による医学・生命科学系ベンチャーへの支援等の実施	・教材、講義、インターンシップ開発/講義	・多様な機関 ・多業種 ・他大学 ・海外		【KPI】①キャリア支援科目受講者数②2015年からの国・自治体への就職者数の累計③海外の案件を扱う法律事務所等への就職割合④智適塾の活動（インターン経験者、取扱件数の累計） 【基準値】①平均30人②2015年度からの累計11人③10.3%④13人・累計30件 【目標値】①5年間累計100人②2015年度からの累計20人③12%④17人・累計60件
	キャリア支援講義開講 > キャリア支援講義更新 > 拡充							

- 179 -

20

教育理念（教育方針）・今後目指すべき方向性

九州大学法学部のみならず九州地域の他大学、さらには同地域の弁護士会等と連携しつつ、地域における法曹養成教育に取り組む。九州地域の基幹となる法曹養成機関として、社会に貢献できる法曹を数多く育成し、**九州地域の法曹の質と司法サービスを向上させる**。

【概要】

【九州地域の基幹校としての法曹養成機能の強化】 (1)九州大学法学部との連携による同学部への法曹コース設置、(2)九州地域の他大学の法学系学部と連携による法曹コース設置支援、(3)未修者の教育課程の改革プログラム実施、(4)岡山大学法科大学院との連携強化

【法曹養成・法曹実務の相互交流の拠点機能の強化】 (5)リカレント教育の展開による法曹実務との交流拠点化

構想

目標値

既修者の

- 司法試験合格率：50%
- 標準修業年限修了率：90%
- 入学定員充足率：100%

未修者の

- 司法試験合格率：25%
- 標準修業年限修了率：70%
- 入学定員充足率：100%

- 修了後1年以内の司法試験合格率：55%
- 標準修業年限修了率：80%

セミナーの

- 年間開講数：4
- 年間参加者数100名

法科大学院と法学部との教育連携プログラム

法学未修者に対する教育 改革プログラム

岡山大学法科大学院との教育連携プログラム

リカレント教育改革プログラム

【概要】

2019年度から本取組を開始する。まずは、**九州大学法学部との連携**により、九大法学部に法曹コースを設置して、接続授業の強化、特別選抜実施など、法学部・法科大学院5年一貫教育を拡充する。これを**九州地域にある他大学の法学系学部との教育連携へと展開・拡大**し、当該学部における法曹養成教育に協力し、本法科大学院への入学者の受入れを積極的に行う。これらを通じて、既修者コースの入学者を確保し、その質を向上させる。

【概要】

本取組により、未修者コースの入学予定者に対して Web システムを用いた**入学前学修指導を実施**し法律学の学修への効果的・効率的な導入を図る。入学後は、中間試験を早期に実施した上で指導等を行い、各人に即した学修方法を早期に確立させる。同時に、未修者コース出身の**弁護士等を学修支援アドバイザーに登用して学修サポート体制を整備し、個々の学生の進度に**応じた指導を徹底する。

【概要】

岡山大学法科大学院とのあいだで、これまでに、教育連携協議会の設置による連携体制を整備した上で、法律基本科目について科目間FDと共同FDを実施し、教育内容の相互検討を行ってきた。引き続き、**法律基本科目の授業内容の共同検討**を行い、定期試験問題の共通化や教材の共同開発、授業への教員の相互参加等の取組みを実施し、教育内容全体の見直しと教育成果の向上を果たす。

【概要】

九州・福岡の司法機関集積地区にある法科大学院施設を活用して、九州弁護士会連合会、各県弁護士会、隣接領域の専門職、企業法務関係者と**連携協力網を形成**し、リカレント教育事業を展開する。このための組織として施設に**リカレントセンター**を置き、法曹教育・法律実務の交流拠点とし、得られた教育の成果は、企業法務担当者との共同授業等、法科大学院教育にも還元する。

取組

九州大学大学院法務学府実務法学専攻 工程表

機能強化構想

本法科大学院は、以下の観点により、今後5年間の機能強化を図る。(1)九州大学法学部との連携による同学部への法曹コース設置、(2)九州地域の他大学の法学系学部と連携による法曹コース設置支援、(3)未修者の教育課程の改革プログラム実施、(4)岡山大学法科大学院との連携強化、(5)リカレント教育の展開による法曹実務との交流拠点化

取組		実績評価	実績値	2019年度	2020年度 実施状況（赤字）	2021年度	2022年度	2023年度	KPI 基準値・目標値
法科大学院と法学部との教育連携プログラム	九大法学部と連携した法曹コース	A	既修者の ○司法試験合格率:算出不可	法曹コースの設置申請（九大法学部と連携）→入試制度の検討→特別選抜の実施					既修者の ○司法試験合格率：43%⇒50%
	九州地域の他大学と連携した法曹コース	A	○入学定員充足率：83%	飛び入学・早期卒業からの既修入学者の成績の追跡調査→コース過程の検証→接続教育の強化					○入学定員充足率63%⇒100%
		A	○標準修業年限修了率:74%	連携準備協定→連携に基づく学部の授業への参画→法曹コースへの誘導→既修者教育の再編					○標準修業年限修了率：71%⇒90%
					法曹コース設置:熊大・西南・鹿児島	特別選抜の実施			
法学未修者に対する教育改革プログラム		A	未修者の ○司法試験合格率 算出不可	入学前学修指導					未修者の ○司法試験合格率23%⇒25%
		B	○入学定員充足率：67%	進級判定における共通到達度確認試験の利用					○入学定員充足率100%⇒100%
		A	○標準修業年限修了率：64%	未修者学生の成績データ分析指導メニューの検証・見直し→未修者の教育課程の再編					○標準修業年限修了率：53%⇒70%
岡山大学法科大学院との教育連携プログラム		A	○標準修業年限修了率：70%	○全法律基本科目の科目間FDの完了→教材、授業方法、試験問題の相互検証の基礎資料					○標準修業年限修了率64%⇒80%
		A	○修了後1年以内の司法試験合格率:算出不可	○学生支援体制の相互検討（継続審議）→カリキュラム改革					○修了後1年以内の司法試験合格率：53%⇒55%
リカレント教育改革プログラム		A	セミナー ○年間開講：6 ○年間参加者数：252名 ○在校生参加者数：2名	○継続教育研究オフィス開設 ○セミナー実施					セミナー ○年間開講数：1⇒4 ○年間参加者数：53⇒180名 ○在校生参加者数：0⇒20名
				在学生にセミナー型を開放、ワークショップ参加 集約型セミナー型アウトリーチ型 継続教育研究センターへの改組					法曹実務と法曹教育の交流拠点化

181

22

集約型
セミナー型
アウトリーチ型
181
継続教育研究センターへの改組

教育理念（教育方針）・今後目指すべき方向性

慶應義塾大学法務研究科法曹養成専攻においては、法科大学院における法曹教育を拡大・深化させて、法務博士号取得の社会的な評価の向上に向けた取組を実践する。そのために、法科大学院の入口では、優秀な法曹志望者を確保・選抜するために法学部での法曹教育との一貫性を図る「3年+2年」法曹教育プログラムを開始すると共に特別選抜制度を準備し、また、法学への適正を測る入学前教育を継続して、司法試験合格実績の向上を図る。他方、法科大学院の出口では、法科大学院修了生の国際的・社会的・学術的な活躍の場を広げることができるための実務教育および法学教育を継続・拡充すると共に、現役法曹の専門性を高める法曹リカレント教育・認証制度によって、法科大学院教育の質的向上を図る。

構想

「法科大学院新会社に対する法科大学院と法学部の連携に関する調査研究報告書」（2017年3月）を基礎にした法曹教育の強化と拡充。そのための具体的な方策として、①法学部3年+法科大学院2年の法曹教育プログラムの確立、②LL7による法曹教育のあり方の調査・研究の継続、③未修教育での法学適性判断の前倒し、④法科大学院修了生の進路の国際化・多様化のための実務教育の実践、⑤グローバル法曹養成の取組、⑥法学研究者の育成の取組、⑦法曹リカレント教育による法科大学院教育の質的向上

目標値

○司法試験合格率の向上（49.7%から70%）

○法科大学院全体の入学試験の競争倍率の向上（2.06倍から2.50倍）

○標準修業年限修了率の向上（85.1%から87%）

○法科大学院入学試験の競争率の向上（2.01倍から2.50倍）

「3年+2年」法曹教育プログラム構想の実現

【概要】
法学部3年+法科大学院2年の体系的かつ効率的で一貫した法曹教育プログラムを確立して、優秀な若い学生を特別選抜制度を利用して法科大学院に誘うために、法学部との連携を強化し、教育内容の見直しを図る。さらに、学部教育での法曹教育プログラムを実践する他大学の法学部と提携することにより、特別選抜制度を活用した法科大学院への進学促進を図る。

LL7の提携活動の深化

【概要】
7つの先導的法科大学院のコンソーシアム（いわゆるLL7）を通じた、法科大学院の横断的な協力活動により、法科大学院教育のあり方を調査研究すると共に、法科大学院教育の魅力を社会に広くアピールし、優秀な法曹志望者・法科大学院志望者を増やす。

じっくり学ぶコースでの未修者の法学適性判断

【概要】
法科大学院入学試験合格後、法科大学院入学前の半年間に、法科大学院の正規授業を履修することにより、とりわけ社会人が自身の法学適性を測ることができる、「じっくり学ぶコース」を継続・活用する。

法科大学院教育の社会的評価の向上に向けた取組

【概要】
①法科大学院修了生の活躍の場を国際機関・民間企業・公務員へと拡張して、法科大学院修了者の職域を拡大するために、フォーラムプログラムでの実務教育を継続・拡充する。
②グローバルな法曹人材を養成するために、グローバル法務専攻（いわゆるLLM）が開講している英語授業の履修や海外留学・研修を促進することにより、法科大学院修了者の一層の国際化に努める。
③特に優秀な法学研究者等を要請するために、「上級リサーチペーパーⅠ」・「上級リサーチペーパーⅡ」（合計6単位）の履修を促し、成果論文を公表して後、「助教（有期）」としての採用を通じて、研究者の養成を図る。
④実務法曹がその仕事の専門性を高めるための法曹リカレント教育を通じて、法科大学院教育の質の向上を図り、教育成果をアピールすることによって、法科大学院教育の社会的評価を高める。

取組

慶應義塾大学大学院法務研究科法曹養成専攻 工程表

構想

慶應義塾大学法科大学院の法曹教育の質的拡充と深化

取組	実績 評価	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	評価指標・基準値・ 目標値
「3年+2年」 法曹教育プログラム構想の 実現	A	【実績値】 67.3% 【取組状況】 順調着実に推移	【実績値】 算出不可 【取組状況】 順調着実に推移	法学部と法科大学院での一貫性ある 効率的な法曹教育 プログラムの確立・ 推進 特別選抜入試導入・法学部3年演習	法曹教育プログラム学生の入学・教育 既修1年目 法学部4年演習・先取り履修	既修2年目	【K P I】司法試験 合格率 【基準値】49.7% 【目標値】70%
LL7の提携活動の 深化	B	【実績値】 2.23倍 【取組状況】 遅延気味で推移	【実績値】 2.21倍 【取組状況】 遅延気味で推移	LL7による法科大学院教育の魅力のアピール・法学部との連携教育の調査・検証・研究の継続			【K P I】法科大学院全体の入試競争倍率 【基準値】2.06倍 【目標値】2.50倍
じっくり学ぶ コースでの未修者の法学 適性判断	B	【実績値】 81.1% 【取組状況】 2019年度で 取りやめ	【実績値】 72.2% 【取組状況】 継続的に検証	2019年度まで実施してきたじっくり学ぶコースの 評価・検証			【K P I】標準修業 年限修了率 【基準値】85% 【目標値】87%
法科大学院 教育の社会的 評価の向上に向けた取組	B	【実績値】 2.13倍 【取組状況】 安定継続的に 推移	【実績値】 2.01倍 【取組状況】 安定継続的に 推移	フォーラムプログラムでの実務教育の実践継続・拡充 グローバル法曹教育の提供 法学研究者の育成 法曹リカレント教育と認証制度の継続・拡充			【K P I】法科大学院入試競争倍率 【基準値】2.01倍 【目標値】2.50倍

教育理念（教育方針）・今後目指すべき方向性

愛知大学大学院法務研究科法務専攻においては、地域に貢献するビジネス・ローヤーあるいはホーム・ローヤーとして、様々な分野における第一線で活躍することのできる人材を育成することを目指す。

構想

【概要】 未修者教育の一層の強化、法学部との連携強化等により、司法試験合格率の維持・向上を図るとともに、入学した多数の幅広い人材が様々な分野でトップランナーとして活躍することができるよう、臨床実務教育・奨学金制度等の強化を図る。

目標値

- ・司法試験合格率（既修＋未修、卒後1年以内）50%
- ・標準修業年限修了率 40%
- ・早期卒業入学者数 2名

- ・司法試験合格率（未修） 50%

- ・外国人学生数
累計5名

- ・入学定員充足率
70%

法科大学院と法学部等との
連携強化の取組

法学未修者教育の質の改
善の取組

国際化への対応

入試制度・広報活動の改革を
行う取組

取組

【概要】

- ・法曹コース開設に向けた取組
- ・法科大学院の授業改善

【概要】

- ・万全の学業フォローアップ（プレスクーリング、丁寧な講義、復習プログラム、法務基礎演習
- ・少人数制を生かした組織的メンタルケア（選択担任制、教授会等での情報共有等）

【概要】

- ・国際化に対応し、外国人学生の受入れを強化
- ・地域の外国人向けの短期日本法講座の実施
- ・海外駐在を控えた日本人向けの短期外国法講座を実施

【概要】

- ・動画撮影
- ・入試情報発信
- ・生活情報発信
- ・サイトアクセス数及び実入学者数の増減をGoogleアナリティクスにより分析。適宜コンテンツの充実を追求
- ・法科大学院合同説明会等積極的参加
- ・学内相談会の充実

愛知大学大学院法務研究科法務専攻 工程表

構想

【概要】 未修者教育の一層の強化、法学部との連携強化等により、司法試験合格率の維持・向上を図るとともに、入学した多数の幅広い人材が様々な分野でトップランナーとして活躍することができるよう、臨床実務教育・奨学金制度等の強化を図る。

取組	実績評価	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	評価指標・基準値・目標値
法科大学院と法学部等との連携強化の取組	A A B	【実績値】33.33%、30%、0名 【取組状況】法学部と定期的に協議を行い、法曹コース設置・早期卒業導入に向け検討を進めている。	【実績値】①司法試験合格率・算出不能 ②標準修業年限修了率37.5%、③早期卒業入学者0名 【取組状況】法曹コース開設申請に向けて、学則改定等準備を行った。	法曹コース開講 法科大学院側の入試制度の改正等、1期生の受入れ準備	法曹コース修了者の法科大学院入学 法科大学院の授業改善 法曹コースの授業へのフィードバック		【KPI】①司法試験合格率、 ②標準修業年限修了率、③早期卒業入学者 【基準値】①合格率33.3%、 ②修了率30%、③早期卒業入学者0名 【目標値】①合格率50%、②修了率40%、③早期卒業入学者2名
法学未修者教育の質の改善の取組	A	【実績値】27.27% 【取組状況】本学では未修者を積極的に受け入れ、教育を行っている。相談に対応する教員を決める等、学生に合わせた指導を行っている、	【実績値】算出不能 【取組状況】Moodle等のネットツールを利用し、きめ細やかな指導を行っている。	万全の学業フォローアップ（プレスクーリング、丁寧な講義、復習プログラム、法務基礎演習 少人数制を生かした組織的メンタルケア（選択担任制、教授会等での情報共有、院長との新入生ランチョンミーティング）			【KPI】司法試験合格率（未修） 【基準値】司法試験合格率（未修）25.00% 【目標値】司法試験合格率（未修）50%
国際化への対応 入試制度・広報活動の改革を行う取組	C C B B	【実績値】①無料法律相談立会者数累計175名、②生活福祉支援活動参加者数累計0名、③地域貢献奨学生候補修了者6名、④外国人入学者2019年度1名、入学定員充足率50% 【取組状況】外国人留学生が1名入学。生活面を含めた指導を実施。各種広報活動を行い、出願者を増やす努力を継続	【実績値】①外国人向け講演会年間0回、②日本人向け講座年間0回、③外国人入学者数0名、④入学定員充足率35% 【取組状況】Webを中心に広報活動を展開。一方、新型コロナウイルスの影響により、公開講座開催等の活動はできなかった。	地域の外国人向けの短期日本法講座および海外駐在を控えた日本人向けの短期外国法講座を検討し、実施			【KPI】①外国人向け講演会年間3回、②日本人向け講座年間3回、③外国人入学者数、④入学定員充足率 【基準値】①外国人向け講座10名規模年間0回、②日本人向け講座10名規模年間3回、③外国人入学者2018年度0名④入学定員充足率35% 【目標値】①外国人向け講座10名規模年間3回開講、②日本人向け講座10名規模年間3回開講、③外国人入学者累計5名、④入学定員充足率70%

基本理念
目指すべき
方向性

多様なバックグラウンドを有する人材に広く法曹界への門戸を開くという理念の下、開設以来一貫して**社会人を対象に夜間週末開講に特化**。豊富な社会経験を生かし活躍できるより多くの法曹を、ますます効果的に育成輩出し、社会人未修者教育の拠点校としてのブランド力をさらに強化。

現況
課題

未修者の司法試験**合格率低迷**

↓
未修入学**志願者の減少**
《質》の確保も課題

社会人学生特有の課題

仕事〔と家庭〕との両立（2足〔3足〕の草鞋）の困難性



授業期間中
も
海外出張...

課題克服
に向けた
取組

適性を有する社会人の入学促進

入学後の教育の更なる改善・充実

取組区分①ー1

（１）適性を有する社会人入学者の確保・促進

- 1) JMOOCなどを利用した特定授業の全国規模配信
- 2) 入学後の適性ミスマッチ防止を目的とした、出願前の法科大学院体験学修コンテンツの提供



取組区分①ー2

（２）社会人学生ごとの習熟度に配慮したきめ細かい未修者教育をさらに充実

- 5つの未修者教育プログラムの連携運用体制をさらに拡充
- 1) チューターゼミ強化プログラム
 - 2) 基礎力自己測定プログラム
 - 3) 法学基礎力充実プログラム
 - 4) 学生カルテ
 - 5) 他大学（夜間開講校含む）とのICTによる共同FD活動を通じた未修者教育プログラムの向上

取組区分③ー1

（３）ICTの積極的導入による場所的・時間的障害の解消

- 1) モバイル方式
携帯端末を通じ出張先等遠隔地から授業参加
- 2) サテライト方式
社会人学生に、物理的移動を強いることなく他大学法科大学院の特色ある科目を受講できる機会を提供。他大学（夜間開講校含む）との間で相互に教育ノウハウを蓄積・共有



KPI

①入試競争倍率3倍・②科目等履修生を経て入学した法学未修1年次生のうち1年次GPA2.5以上の学生の割合が50%

①修了1年目の司法試験合格率30%・②標準修業年限修了率60%

①非対象科目解消
②利用申請数200件・接続成功率95%

構想

社会経験を生かし活躍できるより多くの法曹を育成輩出・社会人未修者教育の拠点校としてのブランド力強化

取組	実績評価	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	評価指標・基準値・目標値
(1) 適性を有する社会人入学者の確保・促進	A B	【実績値】 ①入試競争倍率2.9倍 ②科目等履修生を経て入学した法学未修1年次生のうち1年次GPA2.5以上の学生の割合が50% 【取組概要】 1)OCWに「憲法 I A〔人権〕」の授業（1時限分）を全国無料配信 2) 2019年1月から3月までエクステンションプログラム2講座実施（延べ48名の参加）、2020年度から1年次全法律基本科目まで拡大、BPの申請準備検討	【実績値】 ①2.85倍、②0% 【取組概要】 1)2020年1月から3月までエクステンションプログラム（延べ55名参加）うち5名入試出願、2名入学 2)科目等履修生、実人数23名延べ106科目出願、選考後延べ57科目履修、うち11名が2021年度入試出願	1)①②の継続と検証 2)入試志願者とBP受講生との関連性、BP受講生の入学者の授業成績の検証、これを受けてBPの教育内容・手法の充実研究	1)①②の継続と検証 2)前年度と同じ	1)①②の継続と検証、 2) BPの教育内容・手法の充実研究の結果についての中間報告	【KPI】 ①入試競争倍率 ②科目等履修生を経て入学した法学未修1年次生のうち1年次GPA2.5以上の学生の割合 【基準値】 ①2.16倍 ②23.8% 【目標値】 ①3倍 ②50%
(2) 社会人学生ごとの習熟度に配慮したきめ細かい未修者教育をさらに充実	A A	【実績値】 ①修了直後の司法試験合格率44.44% ②標準年限修了率48.48% 【取組概要】 1)チューターゼミの時間数612時間（2018年度）より100時間増 2)manabaによる利用（共通到達度確認試験の模擬試験実施） 3)基礎ゼミⅠ～Ⅲ実施 4)学生カルテの充実 5)3年次総合科目FD開始（司法試験合格率の検証）	【実績値】 ①未定、②50% 1)チューターゼミの時間数573.25時間 2)manabaによる利用（共通到達度確認試験追再試実施・模擬試験実施） 3)基礎ゼミⅠ～Ⅲ実施 4)学生カルテをmanabaに移管し、内容・機能充実 5)大学間FD実施（コロナ渦における教育方法・内容の向上に向けた工夫など）	1)他大学とのチューターゼミ相互交換実施 2)manabaによる利用、但し新機能アプリの開発の場合、他大学との共同利用とFD、1、年次の必修科目の充実 3)基礎ゼミⅠ・Ⅱ実施 4)学生カルテの充実とデジタル分析 5)前年度同様	1)前年度同様 2)前年度同様 3)前年度同様 4)前年度同様 5)前年度までのFD結果により授業等の再編（標準修業年限修了率・司法試験合格率の検証）	1)前年度同様 2)前年度同様（新機能アプリ利用の場合、FD結果の中間報告） 3)前年度同様 4)前年度同様 5)前年度同様	【KPI】 ①修了直後の司法試験合格率 ②標準修業年限修了率 【基準値】 ①12% ②55.17% 【目標値】 ①30% ②60%
(3) ICTの積極的導入による場所的・時間的障害の解消	S A	【実績値】 ①モバイル方式を利用できない科目数（リーガルクリニック除く）5科目 ②アンケート調査による満足度 【取組概要】 1)利用件数、受信成功率などの検証と利用回数上限撤廃の検討 2)サテライト 他大学との授業交換継続・3年次総合科目FD実施（2020年度に向けた司法試験科目・臨床科目の単位互換の準備とFD実施）	【実績値】 ①0科目、②3.64 【取組概要】 1)授業録画システムの機能充実とコロナ禍における録画授業視聴、モバイル方式、教室サテライト授業のハイブリッド型の実施 2)チューターゼミにも拡大。	1)前年度の検討・研究継続と提言 2)前年度同様	1)前年度の提言の実現準備等 2)前年度同様	1)提言の実現準備等 2)前年度同様	【KPI】 1) モバイル方式を利用できない科目数（リーガルクリニックを除く） 2) アンケートによる満足度 【基準値】 1) 5科目（リーガルクリニックを除く） 2) 3.54 【目標値】 1) 0科目（同上） 2) 4.0

《教育理念（教育目標）》

- ①社会の様々な問題について、合理的で透明なチャンネルを通して、すべての人々が納得のいく、法的に明確な解決が図られることを支え推進する「**豊かな人間性と感受性に裏打ちされ、幅広い教養と優れた法的専門能力を備えた法曹の養成**」
- ②将来巨大な市場として発展する無限の可能性を秘めているアジア諸国に対する「**広い国際的な関心を持つ法曹の養成**」
- ③市民が直面する様々な問題をきめ細かく拾い上げ法的に解決する「**市民生活に関連する分野について広範な知識を有する法曹の養成**」

《今後目指すべき方向性》

- ①「**法化社会を支え推進する法曹の養成**」を実現するため、資質と意欲のある人材を法曹志望へと導くための制度改革を実行する
- ②法整備支援活動の拠点に設置された法科大学院として、「**広い国際的な関心を持つ法曹の養成**」において引き続き顕著な成果を上げる
- ③東海地区の法曹養成の拠点として、**未修者教育の質の改善を重視しつつ、他の法科大学院との連携**を推進する

構 想

■ 優秀な人材が将来への不安を感じることなく法科大学院に進学できる条件の確保を通じて教育理念に基づく法曹養成を実現

- ①基礎知識の反復学習と論述能力の育成を重視した法科大学院教育の実践と組織化の推進
- ②資質と意欲のある学生を法科大学院経由で法曹に養成するための法学部と法科大学院の連携強化
- ③「ICTを活用した段階的・多重的なテーラーメイド型未修者教育モデル」の実施・改善を通じた未修者教育の質の改善
- ④「アジア法に通じ、法整備・法協力を携わる法曹人材育成プログラム」の継続とさらなる深化
- ⑤地域の法的サービスの需要を質・量ともに充足しうる法曹養成のための東海地区の他の法科大学院との連携推進

目 標 値

司法試験合格率 40.0%
標準修業年限修了率 70%
法曹コース登録者数 20名
「5年一貫型教育選抜」による進学者数 10名

司法試験合格率（未修） 20%
標準修業年限修了率（未修） 60%

南山大学法科大学院との共同開講科目数 7科目
共同開講科目「総合問題演習」（3科目）受講率 66.6%

海外派遣実績及び関連科目受講者数 合計26名

取 組

教育内容の改善及び「法曹コース」設置

- ①短答式問題に対する学習意欲を高める措置の継続実施
- ②学生の論述能力の育成を重視した教育内容の改善
- ③法学部に「法曹コース」を設置し、5年一貫教育による短期司法試験合格及び法科大学院への入学者増加の実現
- ④法科大学院教員や実務家が担当する「法曹養成演習」をコース必修科目とすることで「5年一貫教育」を実質化

ICTを活用した段階的・多重的なテーラーメイド型未修者教育モデルの実施・改善

- ①入学前学習→「事前学習確認テスト」→「実定法基礎Ⅰ・Ⅱ」→「夏季理解度チェック講座」・「夏季文章力養成講座」→「総合問題演習」という段階的学習モデルの実施・改善
- ②「お助け君ノートシステム」や「じゃくてん定期便」等の組み合わせによる多重的なシステムによる個々の理解度に合わせたテーラーメイド型未修者教育の実施・改善

未修者教育の改善と論述能力の育成に重点を置いた南山大学法科大学院との教育連携の推進

- ①「段階的・多重的なテーラーメイド型未修者教育モデル」のコアの科目である「実定法基礎Ⅰ・Ⅱ」の共同開講
- ②未修者・既修者を問わず要求される法律文書を書く能力を育成する「総合問題演習」の共同開講

アジア法に通じ、法整備・法協力を携わる法曹人材育成プログラム

- ①アジア法の現実や法整備支援活動の基礎を学ぶ科目「法整備支援論」や来日外国人の法的問題を学ぶ科目「外国人と法」のさらなる充実
- ②アジア諸国にある日本法教育研究センターや現地大学に学生を派遣する実習科目の実施
- ③法科大学院修了生に対する日本法教育研究センターでの日本法講師体験の機会提供

名古屋大学大学院法学研究科実務法曹養成専攻 工程表

構 想

優秀な人材が将来への不安を感じることなく法科大学院に進学できる条件の確保を通じて
教育理念に基づく法曹養成を実現

取組	実績 評価	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	評価指標・基準値・目標値
教育内容の改善及び「法曹コース」設置	A S A	【実績値】 ①41.2% ②57.9% ③17名 【取組状況】 ・「法曹コース」の設置 ・授業内容の改善による 関連科目の受講者数の 増加	【実績値】 ①算出不可 ②79.4% ③26名 【取組状況】 ・「法曹コース」本格始 動 ・「法曹コース運営委員 会」設置	反復学習推進・論述能力育成のための講義内 容の実施・改善 教育内容・方法 の継続的改善			KPI: ①司法試験合格 率 ②標準修業年限修了 率 ③「法曹コース」登録者 数・「5年一貫型教育選 抜」による進学者数 基準値: ①40.0% ②58.8% ③16名・一名 目標値: ①40% ②70% ③20名・10名
ICTを活用し た段階的・多 重的なテー ラーメイド型未 修者教育モデ ルの実施・改 善	A A	【実績値】 ①16.7% ②33.3% 【取組状況】 ・教育モデルの確実な実 施と改善点の点検	【実績値】 ①算出不可 ②62.5% 【取組状況】 ・コロナ禍における教育モ デルの最大限の実施	運用上の課題を精査し、必要な改善を実施 「じゃくてん定期便」など必要なシステムの改修			KPI: ①司法試験合格 率(未修者) ②標準修業年 限修了率(未修者) 基準値: ①16.0% ②42.1% 目標値: ①20% ②60%
未修者教育の 改善と論述能 力の育成に重 点を置いた南 山大学法科 大学院との教 育連携の推進	B A	【実績値】 ①3科目 ②73.6% 【取組状況】 ・3科目を共同開講 ・「実定法基礎」等の共 同開講に向けた協議	【実績値】 ①3科目 ②82.8% 【取組状況】 ・3科目を共同開講 ・「総合問題演習(公 法)」の次年度共同開 講決定	協議が整った科目から順次共同開講 常設の委員会において開講科目の継続的な 改善を協議・実施			KPI: ①共同開講科目 数②総合問題演習受講率 基準値: ①3科目 ②52.4% 目標値: ①7科目 ②66.6%
アジア法に通じ、 法整備・法協 力に携わる法 曹人材育成プ ログラム	A	【実績値】 合計29名 【取組状況】 ・海外派遣事業を実施 (派遣実績は0名) ・「法整備支援論」等の 関連科目の受講者数は	【実績値】 合計33名 【取組状況】 ・海外派遣事業は中止 ・「法整備支援論」等の 関連科目の受講者数は 増加	運用上の課題を精査し、必要な改善を実施 継続的な実施に向け、外部資金等の獲得を目指す 「法整備支援論」等の関連科目の更なる充実と個別 的指導等を通じて、人材確保に取り組む			KPI: 関連科目の受講 者数と海外派遣者数 基準値: 合計24名(内訳 は各項目ごとに設定) 目標値: 合計26名(同 上)

教育理念（教育方針）・今後目指すべき方向性

早稲田大学法務研究科は、「挑戦する法曹」養成のため、法律基本科目を体系的・立体的に学ぶことを重視しつつ、研究者教員と実務家教員が連携し理論と実務の架橋を図り、法理論的専門性だけでなく法実務的能力を発展させるカリキュラムを設けている。他方、多様化し変動する社会に対応すべく、様々な法律実務分野を網羅する教員・科目を擁し、司法試験合格のみならず高い専門性と実務能力を獲得する付加価値の高い法曹を養成することをめざしている。

構想

【概要】 本研究科は、以下の5つの観点から法科大学院教育の機能強化をめざす。

①未修者教育の強化 ②5年一貫法曹養成システムの構築 ③地域大学との連携の強化・法曹養成支援 ④国際化対応力および先進的かつ高度な専門能力の向上強化 ⑤理論と実務を架橋する教育の強化および継続教育・キャリアサポートを含む一貫した法曹養成システムの構築

目標値

①司法試験合格率
(1)全体 50%
(2)5年一貫 65%
②標準修業年限修了率（既修者） 85%

①司法試験合格率(未修者)
30%
②標準修業年限修了率
(1)全体 80%
(2)未修者 60%

①派遣留学生 3名
②グローバル・ビジネス・コース修了者および学内での国際プログラムへの参加者 在学生の約10%

①本研究科への志願者における女性の割合 40%
②本研究科の司法試験合格者における女性の割合 40%

法科大学院と法学部等との連携強化の取組

【概要】
・学部3年＋法科大学院2年の5年一貫法曹教育システムを構築
・法学基礎教育-アドバンス法学教育-即戦力法曹育成コースをモデルとする
・3段階プログラムを構築
・法科大学院を撤退した地域大学との教育連携を推進

未修者教育の質の改善の取組

【概要】
・未修者教育・学修サポートの改善により、司法試験合格率の向上をめざす
・共通到達度確認試験結果を活用した進級判定・学習指導等を実施
・AAによる学修サポートや付設法律事務所と連携した実務基礎教育プログラム実施

重層的な国際化対応プログラム

【概要】
・国際的視野を持つ法曹を輩出するための学修・経験の機会を重層的に提供
・最先端の国際取引分野、渉外家事分野等での活躍をにらみ、派遣留学生、グローバル・ビジネス・コースの修了者、国際プログラムへの参加者を増加させる

女性法曹輩出促進プロジェクト(FLP)

【概要】
・女性法曹志望者に対し、長期ビジョンの涵養／ロールモデル・メンターの提供／具体的な学修支援の場の提供
・5つの支援策に基づき、女性法曹志願者層の掘り起こし(入口)から、司法試験合格(出口)に至るまでの総合的な学修支援を実施

取組

早稲田大学大学院法務研究科法務専攻 工程表

構想

【概要】 本研究科は、以下の5つの観点から法科大学院教育の機能強化をめざす。

①未修者教育の強化 ②5年一貫法曹養成システムの構築 ③地域大学との連携の強化・法曹養成支援 ④国際化対応力および先進的かつ高度な専門能力の向上強化 ⑤理論と実務を架橋する教育の強化および継続教育・キャリアサポートを含む一貫した法曹養成システムの構築

取組	実績 評価	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	評価指標・基準値・目標値
法科大学院と法学部等との連携強化の取組	A A B	【実績値】 ①(1)50.5% (2)50% ②86.4% 【取組状況】 5年一貫法曹養成システムの構築検討、法曹養成連携協定の認定申請準備 等	【実績値】 ①(1)算出不可 (2)算出不可 ②73.3% 【取組状況】 5年一貫法曹養成システムの構築検討、連携協定校への説明会 等	取組①-1: 法科大学院と法学部等との連携強化の取組 法曹コース開始→ 法曹コース学生受入→ → → 既修者カリキュラム 既修新カリキュラム → → → 改定 実施			【KPI】 ①司法試験合格率[%] (1)全体 (2)5年一貫 ②標準修業年限修了率(既修者)[%] 【基準値】 ①(1)39.0% (2)50% ②80.1% 【目標値】 ①(1)50% (2)65% ②85%
未修者教育の質の改善の取組	A A	【実績値】 ①35.5% ②(1)72.7% (2)52.3% 【取組状況】 カリキュラム改定、共通到達度確認試験活用方法の検討 等	【実績値】 ①算出不可 ②(1)66.9% (2)54.3% 【取組状況】 カリキュラム改定、共通到達度確認試験活用方法の検討 等	取組①-2: 未修者教育の質の改善の取組 新カリキュラム実施 → → → → → → → → → → 共通到達度試験結果の進級判定・クラス分け利用 → →			【KPI】 ①司法試験合格率(未修者)[%] ②標準修業年限修了率[%] (1)全体 (2)未修者 【基準値】 ①16.7% ②(1)70.9%(2)51.1% 【目標値】 ①30% ②(1)80% (2)60%
重層的な国際化対応プログラム	A S	【実績値】 ①5名②11% 【取組状況】 派遣留学制度の広報 等	【実績値】 ①1名②11% 【取組状況】 派遣留学制度の広報 等	取組③-1: 重層的な国際プログラム ・国際的視野を持つ法曹を輩出するための学修・経験の機会を重層的に提供 ・最先端の国際取引分野、渉外家事分野等での活躍をにらみ、派遣留学生、グローバル・ビジネス・コースの修了者、国際プログラムへの参加者を増加させる			【KPI】 ①派遣留学生[名] ②グローバル・ビジネス・コース修了および国際プログラムへの参加の割合[%] 【基準値】 ①1名 ②3% 【目標値】 ①3名 ②10%
女性法曹輩出促進プロジェクト(FLP)	A S	【実績値】 ①35.5% ②32% 【取組状況】 シンポジウム開催 等	【実績値】 ①36.9% ②算出不可 【取組状況】 オンライン・シンポジウム計画等	取組③-2: 女性法曹輩出促進プロジェクト(FLP) ・女性法曹志望者に対し、長期ビジョンの涵養／ロールモデル・メンターの提供／具体的な学修支援の場を提供 ・5つの支援策に基づき、女性法曹志願者層の掘り起こし(入口)から、司法試験合格(出口)に至るまでの総合的な学修支援を実施			【KPI】 ①志願者における女性割合[%] ②司法試験合格者における女性割合[%] 【基準値】 ①32.3% ②26.4% 【目標値】 ①40% ②40%

教育理念（教育方針）・今後目指すべき方向性

岡山大学大学院法務研究科は、「**地域に奉仕し、地域に根ざした法曹養成**」の教育理念のもと、中国・四国地域における地域中核的法科大学院として、法学部教育と法科大学院教育、その後の法曹継続教育及び就職支援を有機的に結びつけることにより、**地域社会に有為な法律系人材の輩出**を通じて（**「岡山で育て地域に戻す」**）地域貢献を実現する。

【概要】

- （１）司法試験の合格率の向上に向けて、**法律基本科目の教育方法および教育内容の一層の充実・強化**を図り、本研究科の教育力の向上を図る。
- （２）中国・四国地域における法学系学部学科との連携を深め、**中国・四国という地域環境において法曹を目指すことのできる環境を整備**する。
- （３）地元自治体、企業、経済団体、医療機関・福祉機関等と連携を一層促進させ、**法曹継続教育及び法律系人材の就職支援強化**を図る。

構想

目標値

- 法学既修者の司法試験合格率【40%】
- 法学既修者の標準修業年限修了率【65%】
- 中四国地域大学からの志願者【24人】

- 法学未修者司法試験合格率【20%】
- 法学未修者の標準修業年限修了率【35%】

- 司法試験合格率（全体）【30%】
- 標準修業年限修了率（全体）【50%】

- 就職支援実績5年間累積【10人】
- 研究会・研修の参加者数【100人・60人】
- 法務担当者養成基礎研修参加者数【15人】

法科大学院と法学部等との連携強化

【概要】

岡山大学法学部との連携による法曹コースの設置による一貫的教育体制を整備するとともに、**中国・四国地域における法学系学部学科との連携**を深め、接続教育を強化することにより、**中国・四国という地域環境において法曹を目指すことのできる環境を整備**する。

法学未修者教育の質の改善

【概要】

ICT及び学修アドバイザーの活用により、入学前学修支援体制の構築をはじめ、入学前から法科大学院修了まで、**段階的かつ一貫した法学未修者教育**を実施し、**法学未修者教育の改善・充実**を図る。また、共通到達度確認試験を個別のフォローアップに活用する仕組みを構築し、**法学未修者教育の質の向上**を図る。

教育連携に基づく教育力の改善・充実

【概要】

九大LSと教育方法・教育内容についての相互的な検討を継続することにより、司法試験の合格率の向上に向けて、**法律基本科目の教育方法および教育内容を抜本的に見直す**とともに、教育方法・教育内容の一層の充実・強化を実現し、本研究科の教育力の向上を図る。

就職支援システムの構築

【概要】

司法試験合格者のみならず**進路変更者をも対象とする就職支援のシステム**を構築する。

継続教育および地域貢献

【概要】

地域法務に対応する研究会・研修会をととして、**地域ニーズに対応した法律系人材の継続教育**を実施するとともに、**地域の法務基盤を強化し、地域の法律系人材に対する雇用創出**にもつなげていく。

取組

岡山大学大学院法務研究科法務専攻 工程表

構想

- (1) 司法試験の合格率の向上に向けて、法律基本科目の教育方法および教育内容の一層の充実・強化を図り、本研究科の教育力の向上を図る。
- (2) 中国・四国地域における法学系学部学科との連携を深め、中国・四国という地域環境において法曹を目指すことのできる環境を整備する。
- (3) 地元自治体、企業、経済団体、医療機関・福祉機関等と連携を一層促進させ、法曹継続教育及び法律系人材の就職支援強化を図る。

取組		実績 評価	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	評価指標・基準値・ 目標値
法科大学 院と法学 部等との 連携強化	岡大 法学部 との 連携	A	実績値：25%, 66.7% 取組状況：法曹コース 設置具体化,接続教育 強化	実績値：算出不 可, 66.7% 取組状況：法曹 コース運用開始・ 接続教育強化 (ICT活用)	特別選抜の実施（2022年度入試～） 選抜方法の検証			KPI【基準値】【目標値】 法学既修者の司法試験合格率 【100%】【60%】 法学既修者の標準修業年限修了率 【100%】【75%】
	A	法曹コースのPDCAサイクルの確立						
	他大学 との 連携	A	実績値：27人 取組状況：ロースク ール導入講座	実績値：23人 取組状況：司法制 度論(ICT活用)	接続教育科目の運用（評価→分析→改善） 法曹コース設置に向け た検討 特別選抜の実施			中四国地域大学からの志願者数【24 人】【26人】
法学未修者 教育 の質の改善		A	実績値：0%, 38.5% 取組状況：学修アドバ イザー拡充	実績値：算出不 可, 42.9% 取組状況：学修 アドバイザー拡充 (ICT活用)	入学前学 修指導 検証	未修者カリキュラム再編	法学未修者の司法試験合格率 【20%】【25%】 法学未修者の標準修業年限修了率 【60%】【60%】	
		学修アドバ イザーの活用 検証						
		A			共通到達 確認試験の活用 検証			
九大LSとの教育 連携に基づく教育 力の 改善・充実		A	実績値：12.5%, 47.4% 取組状況：F Dの継 続実施	実績値：算出不 可, 53.8% 取組状況：F D の継続(ICT活用)	大学間FD（科目間FD・共同FD）・連携協議会			司法試験合格率(全体)【35.3%】 【40%】 標準修業年限修了率(全体)【62%】 【65%】
		学修アドバイザーの活用 カリキュラム再編						
		科目内容の共通化・共同化・学修支援態勢の検討						
就職支援システム の構築		A	実績値：50% 取組状況：就職支援 システム構築・運用	実績値：100% 取組状況：就職 支援システム運用・ 改善	就職支援システム の構築 支援システム再編	就職支援システム の確立	法科大学院 教育への還元	法務担当者就職実績割合【50%】 【75%】
継続教育および 地域貢献		A	実績値： 4.0,3.81 取組状況：組織内弁 護士等研修・法務担 当者基礎研修	実績値： 4.0,3.87 取組状況：組織 内弁護士等研修 法務担当者基礎 研修	組織内弁護士研 修・OATC研究会 教育プログラム再編	法曹継続教育の 確立		アンケート満足度 1.組織内弁護士等研修満足度 【3.67】【3.8】 2.法務担当者養成基礎研修【3.43】 【3.8】
		法務研修（岡山地 方裁判所との連携） 研修事業再編			研修事業の確立			

193

34

教育理念（教育方針）・今後目指すべき方向性

本研究科は、地域にこだわりつつ世界を見つめ、性の多様性を尊重する法曹を養成することを教育理念としている。また、本研究科には、**島嶼地域にある地方国立大学の法科大学院として**、経済的理由や家庭の事情等により沖縄以外で教育を受けることのできない有為な人材に対し、**地元において高度な教育を受ける機会を提供しながら、地域社会に貢献できる人材を育成していく責務**がある。

今後は、さらにそれらを発展させつつ、**より多くのグローバルな思考を持ち、性の多様性を尊重する法曹を継続して輩出していくことを目指していく。**

構想

- 第1 地方小規模校の特性を活かすために**履修カルテを活用し、沖縄弁護士会との連携を深めながら、未修者教育をさらに充実させる**など教育の改善・充実を図る。
- 第2 早期から法曹を志望する学生に対し、**実質的な6年一貫教育を行う**ために、本学人文社会学部との連携を強化する。
- 第3 本研究科の特色である**グローバル教育と性の多様性を尊重する教育について充実強化を図るとともに、本研究科の魅力を高める。**

目標値

- 直近修了者の司法試験合格率：25%
- 標準修業年限修了率：52%
- 修了生全員の司法試験合格率：20%

- 本学人文社会学部法学プログラムから既修者コースへの進学者数：年間3名

- 競争倍率2.50倍
- 性の多様性の尊重と法の講義受講者で「アライ」の法曹であることを公言して活動している修了生の数：2名

未修者教育の改善・充実

小規模校の強みを生かしたきめ細やかな未修者教育

- ・よりきめ細やかな教育を行うための**履修カルテ**の作成
- ・履修カルテを活用した学修指導、カリキュラム改正、入試方法の改革、弁護士会からの支援の改善

弁護士会との連携強化による教育の改善・充実

- ・弁護士会との継続的な協議による**支援内容の充実化と最大限の活用**

学部との連携強化

地方小規模校における実質6年一貫教育

- ・法科大学院教員による**多数の授業の提供**
- ・L S進学等特修クラスを設置し、さらに手厚い教育を実施
- ・T A・チューター制度の活用
- ・学部と法科大学院の教員のWG、担当教員間でのFD等による学部教育の更なる充実

魅力の向上、競争力強化

グローバル教育の充実

- ・これまで行ってきた英米法研修プログラムや米軍基地法等に加え、**アジア貿易論（仮称）等の新しい科目の開発、台湾の大学との連携によって、さらなるグローバルな人材養成を目指す。**

経済的支援制度の拡充

- ・協議会等を通じて、企業や団体との連携を強化し、既存の**経済的支援制度の継続と内容の充実を図るほか、新規の経済的支援制度も獲得**

性の多様性の尊重

- ・当事者学生の学修環境整備
- ・自治体との協定締結、条例制定等の支援
- ・「アライ」の法曹、法務人材を養成

昼夜混合開講

- ・教員の過負担を抑制しながら、**昼夜混合開講の着実な実施**

取組

琉球大学大学院法務研究科法務専攻 工程表

構想

- ① 地方小規模校の特性を活かすために履修カルテを活用し、沖縄弁護士会との連携を深めながら、未修者教育をさらに充実させるなど教育の改善・充実を図る。
- ② 早期から法曹を志望する学生に対し、実質的な6年一貫教育を行うために、本学人文社会学部との連携を強化する。
- ③ 本研究科の特色であるグローバル教育と性の多様性を尊重する教育について充実強化を図るとともに、本研究科の魅力を高める。

取組	実績評価	2019年度		2020年度		2021年度	2022年度	2023年度	評価指標・基準値・目標値
未修者教育の改善・充実	A	【実績値】 21.42%	【取組状況】 ・簡易な事例演習科目を新設・実施 ・履修カルテの内容とその利用方法を検討し、当初の計画どおり、2020年度入学生から導入できる見込み。 ・弁護士会の担当委員会と継続的な協議を行う中で、問題点を共有し、WGで対策を検討中。	【実績値】 － 算出不可	【取組状況】 ・簡易な事例演習科目順調に実施。 ・履修カルテ運用開始。 ・弁護士会と連携して、短答式試験対策実施。	取組概要①－1－A 小規模校の強みを生かしたきめ細やかな未修者教育 指導教員・就学支援委員会を中心とした学修指導 履修カルテの内容見直し 教育効果の分析・検討・FDの実施 不断のカリキュラム見直し・改正 取組概要①－1－B 弁護士会との連携強化による教育の改善・充実 弁護士会担当委員会との継続的な協議 → 支援内容の充実化 履修カルテと学修指導を通じた支援の最大限の利用			【K P I】 直近修了者の司法試験合格率 【基準値】 20% 【目標値】 25%
	S	【実績値】 33.33%		【実績値】 76.92%			【K P I】 標準修業年限修了率 【基準値】 25% 【目標値】 52%		
	A	【実績値】 14.71%		【実績値】 － 算出不可			【K P I】 全修了者の司法試験合格率 【基準値】 15% 【目標値】 20%		
学部との連携強化	A	【実績値】 1人	【取組状況】 ・新学部へより充実した授業の提供開始 ・T A・チューター制度は順調に運用	【実績値】 1人	【取組状況】 ・学部への授業の提供本格的に開始。 ・F Dの実施による改善。	取組概要①－2 地方小規模大学における法学6年一貫教育 法曹への道筋呈示⇒L S進学等特修クラス進学者確保 法科大学院教員による授業提供、T A・チューター制度の活用 F D、連携WGを通じた学部教育の充実・改善			【K P I】 本学人文社会学部法学プログラムから既修者コースへの進学者数 【基準値】 0人 【目標値】 年間3人
魅力の向上、競争力強化	A	【実績値】 2.62倍	【取組状況】 ・台湾の大学との連携具体化。 ・誰でもトイレ設置による学修環境整備。 ・永続的支援への移行準備具体化、新規の経済的支援1件獲得。	【実績値】 2.26倍	【取組状況】 ・グローバル教育等実施。 ・台湾の大学と大学間協定締結。 ・株式受入実現・奨学金拡大支給 ・新規科目開発具体化。	取組区分③-A グローバル教育の充実 英米法研修プログラムや米軍基地法等の継続実施 短期学生交流の実施・新しいグローバル科目開講 取組区分③-B 性の多様性の尊重 学修環境整備、自治体との連携協定を活かした講義の実施 取組区分③-C 経済的支援制度の拡充 支援先との協議を通じた経済的支援制度の充実と、新規獲得 取組区分③-D 昼夜混合開講 昼夜混合開講の着実な実施			【K P I】 競争倍率 【基準値】 2.00倍 【目標値】 2.50倍
	B	【実績値】 0人	・昼夜混合開講、混乱なく実施。	実績値] 0人			【K P I】 性の多様性の尊重と法の講義受講者で「アライ」の法曹であることを公言して活動している修了生の数 【基準値】 0人 【目標値】 2人		

195

36

教育理念（教育方針）・今後目指すべき方向性

＜教育理念＞ 明治大学法科大学院は、本学の建学の精神である「権利自由・独立自治」を現代的に解釈し、「人権を尊重し、『個』を大切にする法曹の養成」を教育理念としている。

＜今後目指すべき方向性＞ 本法科大学院の開校時の方針は、端的には「学生の自主性の尊重」と「合格者数の重視」であった。しかし、全国的な法曹志願者数の減少の中で、本校への入学者にも量的・質的变化が生じ、司法試験の合格率が次第に低下し、そのことが入学者数の更なる減少と合格率・数の低下を招くようになった。この状況を打開するため、入学定員を削減し、今後は「合格率重視」の教育を推進する。また、将来的には、合格率を上げ、意欲ある学生を呼び込み、いずれは入学定員を再び増やすことも視野に入れながら、質の高い合格者の数を増やし、社会のニーズに応えていくことこそ、最終的な目指すべき方向性である。

当面の方向性は、「司法試験合格率の向上」である。この目的の実現のため、本年4月から入学定員を40名に削減し、独立の法科大学院組織から、既存の専門職大学院の中の4番目の研究科へと改編した。この改革を踏まえ、以下のような施策を講じ、法曹養成の機能を強化する。第1に、法学部との連携を深化させる。法学部と本法務研究科の両執行部からなる「法曹教育連絡会」を通じて「オール明治」の取組を実行し、法学部からの質の高い進学者を増やす。第2に、カリキュラムの見直しを進める。学生に自由に選ばせる「アラカルト」カリキュラムから、目的指向の「筋肉質」のカリキュラムに再編する。特に専門法曹養成教育については、科目数を厳選し、リカレント教育や研究科間の横断教育にシフトする。第3に、クラス担任制度（担任は教員、副担任は教育補助講師）制度を充実し、「顔の見える教育」を進め、1人1人の能力・到達度や個性に応じたきめ細かな教育を実行する。第4に、修了後2回目以降の試験の合格率の向上のために、継続して自ら学べるように修了生ネットワークを構築し、教員や教育補助講師との交流の機会を提供する。第5に、専門職大学院の他の研究科等との連携を進め、現役生に対する専門法曹教育を多様化し、また修了生に対するリカレント教育を充実する。このことにより、意欲的な入学生を増やし、司法試験の合格率につなげていく。

①修了後一年以内の合格率 11.36%→30.0%

②司法試験合格率 12.25%→22.0%

標準修業年限修了率

37.8%→75.0%

1科目平均の視聴者数

（1年間の実績）

3人→10人

法学部との連携

【概要】

本学法学部における法曹志望者の内、多くの者が本法務研究科ではなく、他大学の法科大学院へ進学する傾向が本研究科の課題の一つである。法学部との連携を深め、本学法学部卒の優秀な入学生を確保することにより司法試験合格率を上げる。そのことは本学法学部の「法曹コース」の魅力を上げることにもつながり、双方の利益にかなう。また、何より個々の明治大学法学部卒の学生にとって一貫性のある教育を受けられることによって司法試験の合格可能性が高くなる。このような認識に基づいて、「オール明治のために」との問題意識を共有し、今後5年間で（1）早期卒業・飛び入学、（2）先取り履修、（3）奨学金制度の改革、（4）教員の相互交流、（5）高大連携、（6）カリキュラム編成に関する意見交換などの取組を法学部と共同して実施する。

クラス担任制度の充実

【概要】

既に導入している「クラス担任制度」の更なる活用により、標準修業年限内に修了できるように、弱点（苦手科目）を早期に発見し、1人1人に応じた適切な対策を講じるようにする。具体的には、C評価やF評価を受けた又は受けるおそれがある科目について、学生からの申出により又は担任又は副担任等からの提案により、フォローアップを行うことによって苦手科目を克服することとする。また、特に「共通到達度確認試験」や本法務研究科が2017年度秋から導入している「基礎力確認テスト」の結果を活用し、各学生が自らの弱点を把握し、早期に担任・副担任又は科目担当教員等に相談できる体制を整備する。

授業科目のオンライン配信による自習システム

【概要】

本法務研究科における一部の基本科目の授業（全14回）をビデオで撮影し、そのコンテンツを明治大学の情報通信システム（e-Meijiシステム）にアップロードし、全ての学生が随時に視聴できる自習システムを整備し、活用を図る。e-Meijiシステムのアカウントを有する本法務研究科の学生は、インターネットを通じて自宅のパソコンから本システムにアクセスすることができ、個々の学生の苦手科目又は学習が不十分であった科目の「自習」のために積極的に活用することを学生に促していく。

明治大学大学院法務研究科法務専攻 工程表

構 想

「人権を尊重し、『個』を大切にする法曹」の養成には、「自ら考え、学ぶ」気概と力（建設的批判精神、自己改革力等）の涵養が必須である。一方、司法試験の合格を目指して学ぶということは、自ら目標を設定し、自己の能力を計測し、その差を埋めるための課題を設定し、実行し、その進捗を評価し、再び新たな目標を立てて努力していくプロセスを繰り返すことである。司法試験合格を目指した学習は、「自ら考え、学ぶ」気概と力を涵養する点で「よき法曹」となるための日々の訓練である。司法試験の合格率の向上を目指す教育への転換は、教育理念からの離反ではなく、それを実現するための現実的手段である。

機能強化構想の土台は、定員削減と組織改編である。2018年度より定員を120名から40名に削減したことにより、真に意欲と実力のある受験生を入学させ、少数精鋭の教育を進めることができ、個々の学生にとって司法試験の合格可能性を高めると同時に、本校の「競争力」を高めることができた土台ができた。同時に、これまで独立して設置していた法科大学院を、他の専門職大学院と並列に位置づける組織改編を行った。この改編を機に他の研究科との連携を進めて行けば、専門法曹教育の多様化等に資することができる。今後5年間で、法学部との連携深化、カリキュラムの見直し、クラス担任制度の充実、修了生の支援（eラーニング含む）、専門職大学院の他の研究科等との連携を進めていく。これらの施策を総合的に進めることにより、将来の意欲的な入学生を増やし、司法試験の合格率につなげていく。

取組	実績 評価	2019年度	2020年度	2021年 度	2022年度	2023年度	評価指標・基準値・目標 値
法学部との連携	A A	【実績値】 ①25.0% ②16.0% 【取組状況】 当初計画の取り組み実施に加え、本学法学部と連携協定を締結し、学部連携を強化した。	【実績値】 －算出不可 【取組状況】 法曹養成連携協定の文科省大臣認定を受けるとともに、同連携協議会を開催し、学部連携を更に強化した。	(1) 早期卒業・飛び入学、(2) 先取り履修、(3) 奨学金制度の改革、(4) 教員の相互交流、(5) 高大連携、(6) カリキュラム編成に関する意見交換などの取組を法学部と共同して実施する。	法曹養成連携協議会の定期的な開催 (法学部と法務研究科間)	連携協定に基づく5年一貫型教育の計画・準備・実施	【KPI】 ①修了後一年以内の合格率 ②司法試験合格率 【基準値】 ①11.36% ②12.25% 【目標値】 ①30.0% ②22.0%
クラス担任制度の充実	A	【実績値】 47.2% 【取組状況】 当初計画どおり、クラス担任による個別指導や担任・副担任間の意見交換会、TKC支援ソフトの活用等を行い、標準修業年限修了率の改善に努めた。	【実績値】 52.8% 【取組状況】 コロナ禍においても、オンライン形態での授業や定期試験等を実施することにより、法曹教育の質の維持・向上に努めた。	(1) 学年別ゼミの継続実施（一人ひとりの学生の「顔」の見える教育） ・学年別にゼミを組み、クラス担任・副担任が補習や指導を行う。 ・C評価やF評価を受けた又は受けるおそれがある科目について、学生からの申出又は担任又は副担任等からの提案により、フォローアップを行うことによって苦手科目を克服する (2) 基礎力確認テストの実施 TKC法科大学院教育支援ソフトを活用し、定期的に実施することで、各学生が弱点を把握し、早期にクラス担任・副担任等に相談できるようにする。			【KPI】 標準修業年限修了率 【基準値】37.8% 【目標値】75.0%
授業科目のオンライン配信による自習システム	A	【実績値】 約311時間 【取組状況】 当初計画どおり12科目を配信し、18,600分の視聴があった。	【実績値】 約822時間 【取組状況】 科目及び視聴可能対象者を拡充したことにより、総視聴時間数が大幅に伸びた。	授業科目の録画、視聴環境の整備（e-Meijiへのコンテンツ登録）、新入生・修了生向けIDとPWの付与等	授業の視聴（苦手科目の復習）、クラス担任・副担任（教育補助講師）による弱点克服のため個別指導		【KPI】 全科目の総視聴時間数 【基準値】82時間 【目標値】410時間

教育理念（教育方針）・今後目指すべき方向性【確かな基礎力と高度な応用力・発展力を身につけた法曹養成】

北海道大学法学研究科法律実務専攻においては、専門法曹としての基礎的能力とともに、変容する社会からの高度な要請に応える応用力・発展力を身につけた法曹養成を目標としている。今後もこの目標を維持しつつも、法曹としての基礎力と応用力・発展力を更に高めた法曹養成を目指す。より具体的には、①基本的法分野における体系的で深い理解を確実に身につけたうえで、②かかる基本的法分野における応用力・発展力に加え、③知的財産法分野を中心に先端的なビジネス部門の基礎力と応用力・発展力とを修得した法曹養成を目指す。

構想

【概要】【入学前から修了後にわたるワイドスパンな法学教育の更なる充実・強化】

今後5年間、次の観点における機能強化を図る。①法学部生に法科大学院を意識させるためのガイダンス・授業等を展開して、有意な志願者・入学者を確保するとともに、②法学既修者については、法曹コースを新設し、法科大学院と法学部との連携によるシームレスな法学教育を実現する。③法学未修者については、ICTを用いた入学前導入教育、入学後の学習カルテを用いた丁寧な個別指導を実施し、そのレベルアップを図る。④特に知的財産法分野に注力した専門教育を行うとともに、⑤修了後も知的財産法分野での実効的な継続教育プログラムを実施し、国の知的財産推進計画に貢献する。

目標値

- ①司法試験合格率 30%
- ②標準修業年限修了率 85%

- ①未修者標準修業年限修了率 80%
- ②未修課程入学者数 15名

- サマーセミナー参加者数
- ①2019年から2023年の5年平均 180名
- アンケートによる満足度
- ②2019年から2023年の5年平均 3.85

法科大学院と法学部との連携によるシームレスな法学教育の実現

【概要】

- ① 法学部生に法科大学院を意識させることを目指したガイダンス・授業・課外授業等をさらにバージョンアップし、
- ② 法学部に「法曹コース」を新設して、
- ③ 法曹コースを3年間で卒業した者が法科大学院の2年課程に入学することを可能とするための法科大学院の特別選抜を新たに実施し、
- ④ 法科大学院の2年課程教育においても、法曹としての基礎力と応用力・発展力を高めるための教育の更なる充実を図る。

ICTを用いた未修者のための入学前導入教育と学習カルテによる個別指導の強化

【概要】

- 法科大学院入学手続から入学までの約2カ月の期間を利用して、
- ① T K Cのシステムを通じて導入授業と確認テストを、逐次改善しつつ実施するとともに、
- ② その学習履歴に基づいて学習カルテを作成して、入学後の段階的な個別指導に役立て、
- ③ さらに未修者学修支援室を新設して、一層充実した未修者教育を行い、未修者教育の「北の拠点」を構築する。

知的財産法分野における社会的ニーズに即応した実効的な継続教育プログラム

【概要】

- 知的財産法分野での専門性の高い法曹等の養成を実現するため、
 - ① 法科大学院での高度な知的財産法教育に注力しつつ、
 - ② 弁理士、弁護士等の企業法務関係者の知的財産法分野のリカレント教育をさらに推進する。
- 具体的にはインテンシブなサマーセミナーを法科大学院が全面的な責任主体となって実施し、国の知的財産推進計画の人材育成について貢献する。

取組

北海道大学大学院法学研究科法律実務専攻 工程表

構想

入学前から修了後にわたるワイドスパンな法学教育の更なる充実・強化

取組	実績評価	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	評価指標・基準値・目標値
法科大学院と法学部との連携によるシームレスな法学教育の実現	A	【KPI】① 【実績値】44.12% 【取組状況】 ・法学部に法曹コースを設置し、法曹養成連携協定を年度内に締結予定 ・民事法ゼミと刑事法指導ゼミを新設	【KPI】① 【実績値】算出不可 【取組状況】 ・法曹養成プログラム登録開始	2年間の取組の中間的検証と暫定的改善策の策定	暫定的改善策の実施	4年間の取組の最終的検証と改善策の策定	【KPI】① 司法試験合格率 【基準値】27.78% 【目標値】40%
	A	【KPI】② 【実績値】94.74% 【取組状況】同上	【KPI】② 【実績値】73.53% 【取組状況】同上	法曹コース設置・運用 法科大学院特別選抜実施 2年間の取組の中間的検証とカリキュラムの再検討	再検討したカリキュラムの実施	法曹コースの検証と改善策の策定 特別選抜の検証と改善策の策定 4年間の取組の最終的検証と改善策の策定	【KPI】② 標準修業年限修了率 【基準値】83.72% 【目標値】80%
ICTを用いた未修者のための入学前導入教育と学習カルテによる個別指導の強化	A	【KPI】① 【実績値】85.71% 【取組状況】 ・導入教育の改善と学習カルテの実施 ・未修者用ゼミの拡充と未修者学生支援室の設置	【KPI】① 【実績値】58.82% 【取組状況】 ・未修者用ゼミの更なる拡充	2年間の取組の中間的検証と暫定的改善策の策定	暫定的改善策の実施	未修者教育の最終的検証と改善策の策定	【KPI】① 未修者標準修業年限修了率 【基準値】79.82% 【目標値】60%
	A	【KPI】② 【実績値】12名 【取組状況】 ・他学部1年生への基礎授業の提供 ・修了生への学習及びキャリア支援	【KPI】② 【実績値】16名 【取組状況】 ・学内ポータルを利用したオンライン授業を実施	2年間の取組の中間的検証とカリキュラムの再検討	再検討したカリキュラムの実施		【KPI】② 未修課程入学者数 【基準値】10名 【目標値】15名
知的財産法分野における社会的ニーズに即応した実効的な継続教育プログラム	B	【KPI】① 【実績値】175名 【取組状況】 ・8月に著作権・不正競争・意匠・商標等をテーマにしたセミナーを実施	【KPI】① 【実績値】算出不可 【取組状況】 ・開催方法の検討	2年間の取組の中間的検証と暫定的改善策の策定	暫定的改善策の実施	継続教育プログラムの最終的検証と改善策の策定	【KPI】① サマーセミナー参加者数 【基準値】平均176名 【目標値】平均180名
	B	【KPI】② 【実績値】3.82 【取組状況】同上	【KPI】② 【実績値】算出不可 【取組状況】同上				【KPI】② アンケートによる満足度 【基準値】平均3.87 【目標値】平均3.85

本研究科は、日々の現実の中に存在する法律問題を鋭く認識し、その公正な解決のために、プロフェッショナルとして法を創造的に用いることのできる法曹人材の養成を目的とし、常に生活者の視点を忘れない「心」ある法律家の養成を理念としている。地方であるという多様性を持った地域に存在する法科大学院として、「多様性」をキーワードに、「生きている一人一人のために」それぞれが抱えている問題解決のより適切な法的支援を行うために、これまで以上に法的問題解決能力に優れた、質が高く多様なバックグラウンドを持つ「市井の弁護士」の養成に力を入れていきたいと考えている。

構想

- ①-1 本学法政経学部及び他大学法学部等との連携強化による一貫した法曹養成教育の実施
- ①-2 法学未修者教育の質の改善
- ②-1 小規模法科大学院の各特色を活かした連携の強化とそれを踏まえた組織的支援による法曹養成教育の実現
- ③-1 女性学生支援を中心とした個々の学生の特性に応じた学修支援制度の実施

目標値

- | | | | |
|--|--|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・修了後1年目司法試験合格率40%以上 ・標準修業年限修了率 65%以上 ・特別入学者選抜受験者数 3名以上 (法曹コース設置後に指標を見直す) | <ul style="list-style-type: none"> ・未修者司法試験合格率 (過去3年累積) 50%以上 ・未修者標準修業年限修了率 50%以上 ・共通到達度確認試験の成績が全国平均を上回る学生の割合 66%以上 | <ul style="list-style-type: none"> ・金沢大学法科大学院の修了後1年目の合格率 20% ・ICTによる提供科目数 3科目以上 | <ul style="list-style-type: none"> ・入学者女性比率 (過去3年平均) 25%以上 ・司法試験合格者の女性比率 (過去3年累積) 25%以上 ・女性学生の標準修業年限修了率 80%以上 |
|--|--|---|--|

取組

学部等との連携強化による一貫した法曹養成教育の実施

【概要】

- ・本学法政経学部と協力して、同学部には法曹コースを設置する。同コース設置後は、その学生を対象とした本研究科特別入試を実施する。
- ・研究科教員と学部教員とが授業等を相互担当し、学部法曹養成教育充実を図る。
- ・法曹コース学生が研究科の授業に参加するための方策を積極的に推進する。
- ・法曹コースでの成績判定や、特別入試合格判定において、将来の司法試験を意識した判定を可能とする仕組みの導入を積極的に推進する。
- ・法曹志望学生に対して、エクスターンシップや法曹としてのロールモデルを提供するワークショップ等を実施する。
- ・加えて、他大学法学部の法曹コースとの連携を積極的に推進する。
- ・法曹コース学生対象の特別入試を開始するまでは現在の飛び入学・早期卒業特別入試を継続することで、早期に司法試験受験資格を獲得できる道を開く。

法学未修者教育の質の改善

【概要】

- ・未修者1年生の進級判定に共通到達度確認試験の結果を組み入れる。
- ・「未修者教育プログラム」を構築し、それに基づき「入学前指導」、「法学学習ガイド」、本研究科修了弁護士をチューターとして起用し、「法学未修者を対象としたチュートリアル」、「共通到達度確認試験」を統一的に実施し、学修効果を確認する。また、金沢大学との共同学習、必要に応じ法曹コースの授業を聴講させる等の対応を行う。
- ・2年次以降の未修者への学修支援の強化を図る。
- ・チューターがロールモデルとなること、生活や就職の支援を行うことで、法曹になるという目標を見失うことがないという効果が期待できる。なお、チューターの配置には、より安心・安全な環境を提供するために、ジェンダーに配慮する。

特色を活かした連携の強化とそれを踏まえた組織的支援

【概要】

- ・ICTを用いた共同開講科目「現代法の諸問題」(展開・先端科目)を、内容を更に充実させつつ継続実施する。今後は、展開・先端科目以外の分野の授業の実施も積極的に推進する。
- ・両法科大学院が提供しているリーガルクリニック(金沢大学)や裁判員裁判傍聴(千葉大学)という実務教育を相手方法科大学院の学生にも提供する。
- ・新たな取組として、以下のような組織的支援を実施することで、金沢大学法科大学院の教育の改善・充実を図る。
- ・従来から実施してきたFDの内容に、金沢大学法科大学院の授業を本研究科教員がモニタリングすること等に加え、その結果を踏まえたFDを行うこと等に取り組む。
- ・従来から実施してきたICT等による連携の手法を用いて、本法科大学院からの法律基本科目等の授業傍聴や自学自習用補助教材の提供を更に充実させる。
- ・両法科大学院の学生による合同自主ゼミ等、共同学習の機会を設けられるようにするため、ICT環境を従来よりも充実させる。

取組区分③

【概要】

- ・女性学生が大学近辺に積極的に居住できるよう住居費の一部(2万円)を支援することで早朝・深夜の本研究科へのアクセスが安全かつ容易になり、集中した学修ができる環境が享受できる。
- ・本研究科に在学する子育て中の女性学生のうち希望者については、併設されている「やよい保育園」への入園を支援し、保育料を全額支援する。
- ・チュートリアル制度に関して、女性学生については女性のチューターを配置することで、学修支援のみならず法科大学院における学生生活全般の相談ができる取組を行う。
- ・ロールモデルの提供の機会として、本学修了女性弁護士を集めて在学生との交流の機会を設け、学修、生活等に関する女性学生の不安解消等の支援を行う。

千葉大学大学院専門法務研究科法務専攻 工程表

構想

- ①-1 本学法政経学部及び他大学法学部等との連携強化による一貫した法曹養成教育の実施
 ①-2 法学未修者教育の質の改善
 ②-1 小規模法科大学院の各特色を活かした連携の強化とそれを踏まえた組織的支援による法曹養成教育の実現
 ③-1 女性学生支援を中心とした個々の学生の特性に応じた学修支援制度の実施

取組	実績 評価	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	評価指標・基準値・目標値		
学部等との連携強化による一貫した法曹養成教育の実施	B	【実績値】 KPI(1):13.3% KPI(2):71.4% KPI(3):0人 【取組状況】 ・2校の法曹コースとの連携協定を11月中旬に締結予定	【実績値】 KPI(1):算出不可 KPI(2):40.0% KPI(3):2人 【取組状況】 ・3校と法曹養成連携協定を締結。各校の法曹コース起動開始に併せて所要の措置を実施し、広報活動強化。	取組概要①－ 1 a 本学法政経学部、鹿児島大学法文学部及び明治学院大学法学部と法曹養成連携協定を締結。各校の法曹コースがスタートしたことに合わせて、研究科規程を改定し、法曹コースと本研究科の教育課程を体系的・一貫的なものに整備			K P I	基準値	目標値
	B			取組概要①－ 1 c 法曹コース修了生向けの特別入学者選抜制度を整備。併せて広報活動を強化。			(1)修了後1年目司法試験合格率	14%	40%以上
A				(2)標準修業年限修了率	44%	65%以上			
法学未修者教育の質の改善	B	【実績値】 KPI(1):23.8% KPI(2):80.0% KPI(3):－ 【取組状況】 ・共通到達度確認試験の進級判定への利用方法を決定	【実績値】 KPI(1):算出不可 KPI(2):57.1% KPI(3):57.1%－ 【取組状況】 ・共通到達度確認試験結果の進級判定利用、未修者教育プログラムの実施	取組概要①－ 2 法学未修者1年生の進級判定に共通到達度確認試験の結果を組み入れると共に、従来からの取組の強化として、入学前指導、1年生向けの入門授業の充実、及び、入学後の修了法曹チューターによる指導といった「未修者教育プログラム」の実施・強化。			K P I	基準値	目標値
	A						(1)未修者司法試験合格率(過去3年累積)	24%	50%以上
	A						(2)未修者標準修業年限修了率	25%	50%以上
特色を活かした連携の強化とそれを踏まえた組織的支援	A	【実績値】 KPI(1):60% KPI(2):1科目 【取組状況】 ・ICT活用の共同授業を本年度前期に開講 ・実務教育の相互提供の実施	【実績値】 KPI(1):算出不可 KPI(2):2科目 【取組状況】 ・ICT活用の共同授業を開講 ・実務教育の相互提供の実施 ・授業録画の提供	取組概要② 金沢大学法科大学院との連携を継続強化し、ICTを利用した共同授業の開講、実務教育の機会の相互提供及び共同FDの実施による相互の教育力向上を図る。これに加えて、金沢大学法科大学院への支援として、共同FD内容の充実強化、授業録画や補助教材の提供、ICTを活用した学生の相互交流機会の増加など先方大学院の学修環境向上を図る。			K P I	基準値	目標値
	B						(1)金沢大学法科大学院の修了後1年目の合格率	0%	20%
女性学生支援を中心とした個々の学生の特性に応じた学修支援	A	【実績値】 KPI(1):27.3% KPI(2):13.3% KPI(3):50.0% 【取組状況】 ・住居費補助実施人数を40%増加 ・女性学生へのきめ細かい支援の実施	【実績値】 KPI(1):37.0% KPI(2):算出不可 KPI(3):50.0% 【取組状況】 ・女性学生への住居費補助や保育園利用支援 ・女性学生へのきめ細かい支援の実施	女性学生に対する安全な居住環境の提供のための住居費の支援、附設学内保育園の保育料の支援など、安心して学修に専念できる環境を提供するとともに、チュートリアル制度の実施における配慮、女性法曹ロールモデルの提供			K P I	基準値	目標値
	A						(1)入学者女性比率(過去3年平均)	19%	25%以上
	A						(2)司法試験合格者の女性比率(過去3年累積)	17%	25%以上
							(3)女性学生の標準修業年限修了率	40%	80%以上

教育理念と今後目指すべき方向性

「地域に根差した法曹教育」という理念の下、北陸三県の弁護士会の協力による特色ある教育を実現しながら、学士課程段階からの効率的な法曹教育及び直面する課題の解決のため、千葉大学・一橋大学法科大学院との連携・支援による教育改革と学生の競争力強化

構想

【概要】 今後5年間に於いて、以下の取組みを実施し、定員充足及び司法試験合格率向上を目指す。

- ①本学 法学類に設置される「法曹養成プログラム」による法曹一貫コースの構築
- ②千葉大学法科大学院及び一橋大学法科大学院との連携強化による教育内容の改善と自学学習システムの構築
- ③企業や自治体との連携強化による組織内弁護士等職域拡大、また様々なバックグラウンドを有する学生に合わせた学修環境の整備

目標値

修了後1年目司法試験合格率20%
標準修業年限修了率70%
法曹養成プログラム特別入試入学者数3人以上

未修者標準修業年限修了率55%
司法試験合格率（単年度）25%

社会人入学者数3人
組織内弁護士数8人(累計)

学士課程からの効率的な法曹養成

【概要】

2019年度法学類入学者を対象に、法学類の総合法学コース中に「法曹養成プログラム」を設置する。登録学生は本研究科1年次開講科目に相当する授業を履修することができ、本研究科の特別入試の受験資格を得られる。この制度により、学士課程と法科大学院の効率的な法曹教育が実現でき、法曹への目標をもって法学類へ入学した学生が、そのまま本研究科へ進学し、高い意欲を保ったまま学修することにより、司法試験合格率の向上を期待することができる。
また、法学類1年次より「法曹養成プログラム」を周知し、法曹への興味を深めさせるために、本研究科実務科目授業の参観や、修了生弁護士との懇談・事務所訪問などを体験できるリーガルプロフェッションプログラムも実施する。

千葉大学法科大学院との連携強化 一橋大学法科大学院の協力による教育効果の検証

【概要】

千葉大学法科大学院との連携により、①ICTによる共同授業の開講、②FDによる教育能力の向上、③特徴ある実務教育機会の相互提供及び学生交流等、教育理念の遂行を可能とするきめ細やかな法曹教育を実現し、教育内容の充実と少人数校の問題点を克服してきた。
さらに、FD活動の強化を図り、ICTによる法律基本科目の受講推進及びICT機器を活用した両大学の学生間で共同学習の機会を新たに設け、少人数教育の問題点を克服することで、司法試験の合格率を向上させることができる。
上記FD活動の強化として、千葉大学教員による本研究科講義科目の難易度評価を行い、それに応じた同校からの教材の提供による自学自習環境の整備を行うことで、未修者標準修業年限での修了者を増加させることができる。
在学生が10人を下回る未修者コースの現状から、一橋大学法科大学院の進級判定試験成績分布を利用することで、学生が全国における自己の位置の把握が可能となり、司法試験までの学修計画の指標とすることができる。

職域拡大と社会人学生の学修環境整備

【概要】

講演やリカレント授業を通じて、企業や自治体における法曹教育の理解を高めるとともに、学生も企業等での就業体験(インターンシップ)を通じて組織内弁護士や企業業務への興味を高めることにより、職域拡充を目指すことができる。
インターンシップ先には北陸地域の企業法務部・市議会から選択でき、単位化もされている。
また、筑波大学法科大学院の夜間・土曜の授業をICTで接続することにより、社会人が就業しながら学べる学修環境を整備し、有限な学習時間を効果的に使用させるための自学自習方法・制度を企業のアドバイスを受けながら整備することにより、社会人入学者数を増加させることができる。

金沢大学大学院法学研究科法務専攻 工程表

構想

【概要】 今後5年間において、以下の取組みを実施し、定員充足及び司法試験合格率向上を目指す。

- ① 本学 法学類に設置される「法曹養成プログラム」による法曹一貫コースの構築
- ② 千葉大学法科大学院及び一橋大学法科大学院との連携強化による教育内容の改善と自学学習システムの構築
- ③ 企業や自治体との連携強化による組織内弁護士等職域拡大、また様々なバックグラウンドを有する学生に合わせた学修環境の整備

取組	実績評価	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	KPI・基準値・目標値
法曹一貫教育 〈学士課程からの効率的な法曹養成〉	A	【実績値】 ・60% ・44% ・0人（本学法学類出身者）	【実績値】 ・算出不可 ・30% ・2人（本学法学類出身者）	本学法学類との連携強化による学士課程段階からの効果的な法曹教育の実施 リーガルプロフェッションプログラムによる学生への「法曹養成プログラム」広報活動			修了後1年目司法試験合格率 【基準値】0% 【目標値】20%
	B	【取組状況】 法曹養成連携協定案の策定，入試制度の検討，リーガルプロフェッションプログラム活動，法曹養成プログラム説明会実施	【取組状況】 法曹養成連携協定の開始，学士課程学生への積極的な情報提供，法科大学院への進学希望の喚起	法曹養成プログラム修了予定者を対象とした特別選抜の実施			標準修業年限修了率 【基準値】50% 【目標値】70%
	A			特別選抜合格者入学（短縮コース） 2年の教育課程を経て修了			特別入試入学者数 【基準値】1人 【目標値】3人以上
千葉大学法科大学院との連携強化	A	【実績値】 ・0% ・14.29% 【取組状況】 （千葉大学）共同開講，授業評価，自学学習用教材の充実，合同自主ゼミ，実務教育の相互提供，合同FD（一橋大学）進級判定試験の実施，合同FD	【実績値】 ・37.5% ・算出不可 【取組状況】 合同FD開催→コロナ禍でも可能な限り出来得ることを検討→ICTを活用した共同開講，授業評価など連携強化のための取り組みを継続的に実施	千葉大学法科大学院との連携によるきめ細やかな法曹教育の実現及び教育支援による改革の実施（ICTを利用した共同授業開講，実務教育の機会の相互提供，ICTを活用した学生の相互交流機会の増加） 一橋大学法科大学院の協力による教育効果の検証及び学生の学習意欲向上（進級判定試験の利用による未修者の学習到達度確認）			未修者標準修業年限修了率 【基準値】33.3% 【目標値】55%
一橋大学法科大学院の協力による教育効果の検証	A			他法科大学院との合同FD会議の実施 教育効果の検証・授業改善・学修環境向上			司法試験合格率 【基準値】3.6% 【目標値】25%
職域拡大と 社会人学生の学修環境整備	B	【実績値】 ・6人 ・3人（累計） 【取組状況】 企業や自治体への訪問，インターンシップの充実，学習環境整備に向けた検討	【実績値】 ・1人 ・4人（累計） 【取組状況】 学習環境整備に向けた検討（筑波大学）共同開講，合同FD	企業・自治体への講演・リカレント授業	修了後もインターンシップ可能	組織内弁護士等就職	社会人入学者数 【基準値】1人 【目標値】3人
	A			企業・自治体へのインターンシップ	法学未修者に対する教育内容の改善	企業による社会人の学修環境整備アドバイス	組織内弁護士数 【基準値】3人

2023-

教育理念（教育方針）・今後目指すべき方向性：広島大学大学院法務研究科法務専攻は、「広島大学SPLENDOR PLAN 2017」に基づき、予測不可能な課題に対応する教養と、紛争解決を可能とする専門的法知識の活用力とを兼ね備え、平和構築に尽力する法曹を継続的に輩出することを教育理念とする。広島大学は、2020年度から人間社会科学研究科を新設し、学問領域の垣根を取り払う融合型の実践・教育を実施する。法務研究科は新研究科の1専攻（実務法学専攻）として、他の学問領域への対応力があり、新たな問題に創造的な法的理論を組み立て、紛争解決からの平和構築を目指す法曹を養成する。本研究科は、教育システムを常にチェックし、そのシステムが有効に機能し続けるための教育改革・改善を適宜・迅速に行い、法科大学院教育の実効性を十二分に保持できるよう、ステークホルダー等の関係者や第三者の意見を取り入れ、教育の改善・質の向上を行い、その検証を通じて教育成果につなげられるシステムを構築し、それを支える教育体制へと進展させる。特に中四国エリアにおいては、当該エリアで法曹を目指す志ある有為な学生がそれを実現するためのプロセス教育の機会を提供することが極めて重要である。当該エリアの各大学と教育連携を図り、法実務の学修の基礎（エッセンス）を埋め込んだ法実践教育プログラムを提供し、法曹を志す人材の育成ネットワークを構築する。これにより、本研究科は、ベーシックな法的思考を重視するオリジナルなプロセス教育プログラムの実践及び教育改善に即応できる組織体制の構築により、中四国エリアにおける法曹養成教育機関の中核となることを目指す。

広島大学法科大学院は今後5年間に、以下の3つの機能強化を実施する。

第1に、法曹養成のためのハイレベルな教育サービスを恒常的に提供できる教育機関たるために、学修サービス・マネジメント・システムを導入し、一層の機能強化を図る。特に2017年度より実施している神戸大学法科大学院との教育連携に基づき、教育改革の指導・助言を受け教育改革の成果を共同検証し改善する実践経験を積むなかで、教育改革・改善プロセスを確立しマニュアル化することで、短期間で教育の実態を分析し改善すべき事項をピックアップするとともに、その改善の方向性を具体化できる組織へ転換する。第2に、法曹への志を抱いた学生がその夢を比較的短期間で実現でき、同時に法曹の多様性が確保できる教育プログラムを開発・実践する教育法研究力を強化する。特に法学末修者がより円滑に法科大学院教育の学修成果を獲得できるように、学部段階から入学前学修指導、法科大学院1年次教育を通じて、法実務を担ううえでの法学のエッセンスを問う学修を意識づけるための学びの機会を提供する組織的活動を強化展開し、そこでの教育経験に伴う知見を本研究科1年次教育にフィードバックしその質の向上を図る。第3に、法曹資格を得た修了生、法曹からの方向転換を選択した学生・修了生に対して、企業や公官庁等との相互交流による現場主義的教育（臨床型授業、企業セミナーや企業と共同設計したインターンシップ、神戸大学との相互授業乗り入れなど）を強化し、多様な方面への就職支援のサポート体制の充実を図る。

目標値 法学末修者標準修業年限修了率：50% 法学末修者司法試験合格率（修了1年以内）：37.5% 法学末修者教育の質の改善の取組	司法試験合格率（修了1年以内）：46.6% 標準修業年限修了率：60% 神戸大学法科大学院との教育連携による教育改革	企業等へ就職した修了生数（過去5年間累積）：10人 組織的就業支援として、現場主義的教育プログラムの改善強化
○法学末修者1年次教育の充実強化策の実行 * 統合型教育プログラムでの学修エッセンス修得教育実施 * 複数教員による個別学修指導を通じた、学生の勉学の特性を活かしたオーダーメイド型勉学プラン策定 * 1人の学生に3～4人の教員チューター制を適用 * 若手弁護士による課外での学修フォローゼミの実施 * 1年次教育への円滑な対応を促す、入試合格後から入学前までの、ICT利用等による個別学修指導の実施 ○法学末修者1年生の進級判定に共通到達度確認試験の結果を組入 ○法学末修者対象の独自の支給奨学金制度の整備 * 入学前事前課題に基づく入学直後の学力確認論述試験を用いた独自の奨学金制度 * 法律基本科目の基礎的知識の修得を促し、同時に全国レベルでの自らの学修到達度を確認させることを目的としたTKCによる短答式全国実力確認テスト等を用いた独自の奨学金制度	迅速で適切な教育改革を積み重ねて司法試験合格率の高い実績を有する神戸大学法科大学院との教育連携に基づく教育支援を受けて、本研究科の教育システム及び教育プログラム等に潜む課題を特定・把握し、エビデンスに基づいた具体的解決策を講じながら、同時並行的に共同での解決策の教育成果を検証することで改革の実効性を担保し、教育成果が見られなければ改善策を講ずることで、PDCAサイクルをしっかりと実行する。これにより、教育連携による改革プロセスの実践から、自律的な教育機関としての学修サービス・マネジメント・システム（学修サービスの見える化を図って実態を包括的に把握できるようにし、教育内容・方法や教員の教育技量等を速やかに改善できる体制を構築し、学修サービスを効果的に提供できるシステム）を導入し、本研究科の法曹養成教育機能を強化し向上させる取組を実施する。	年齢や社会経験など多様な学生を受け入れ、統合型教育プログラムでの学修エッセンス修得教育を通じ、個性や特性をより輝かせた上で、法曹の活躍の場を企業や公共団体等さまざまに見だし、その場で法曹としての技量を最大限に発揮するとともに組織体の構成員の一人として活動することができる教育を行う機能強化を行う。 研究科長等の面談指導で、インハウスローヤーを目指したいとの学生や、企業等を目指す学生の意見を踏まえ、公共団体や海外の法律事務所等と連携し、法務の実践を体験する現場主義的教育を、学生のニーズにきめ細かく対応できるように、企業等で実際に生じた具体的事件を扱う演習講義、法務担当者とのその職場での対話を中心として法務の実践を学ぶセミナー及び法務担当者の1人として法務部の会議等に加わって自ら実践するインターンシップなど段階的に提供する。

広島大学大学院法務研究科法務専攻 工程表

取組・実績評価		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	基準値・目標値
神戸大学法科大学院との教育連携による教育改革	A	実績値：40.0% 取組状況： ＊教育内容等の改善成果の試行的検証（2年次民法） ＊修了のミニマムライン学修到達レベルの試行的検証（3年次刑事法）	実績値：算出不可（司法試験合格が未発表のため） 取組状況： ＊神戸大学と本学のダブルチェックシステムによる教育成果確認 ＊司法試験合格率改善のための教員人事戦略の策定 ＊神戸大学の助言に基づき、法曹連携協定締結のための協議を広島大学法学部と実施。2021年度法曹コース開始予定	【第3ステージ】改革の検証 ＊教育改革による成果のダブルチェック制度の導入と実行 ＊改革による教育内容・方法等の見直し・再整備	【第4ステージ】教育改革の第1段階完成 ＊普遍的なプロセス教育カリキュラムの完成 ＊教育内容・方法のベクトルの統一に向けたFDの機能強化 ＊成績評価の適切性（能力・資質の 開花につなげる工夫）		司法試験合格率（修了1年以内） 【基準値】12.5% 【目標値】46.6%
	B	実績値：35.3% 取組状況： ＊統合型教育プログラムの徹底実践 ＊個別学修指導における個性対応型指導の改善	実績値：55.6% 取組状況： ＊神戸大学と本学のダブルチェックシステムによる教育成果確認 ＊司法試験合格率改善のための教員人事戦略の策定 ＊神戸大学の助言に基づき、法曹連携協定締結のための協議を広島大学法学部と実施。2021年度法曹コース開始予定	【教育システムの改善】 自立的な教育機関たるシステム・組織の整備・強化 ＊学修サービス・マネジメント・システム（学修サービスの見える化＋教員のコンピテンシーの向上＋ステークスホルダーの信頼確保）への転換 ＊神戸大学・広島弁護士会・教育課程連携協議会メンバーによる授業参観・意見交換 ＊学修エッセンス修得教育の実践とコンピテンシーの教員相互評価			標準修業年限修了率 【基準値】31.3% 【目標値】60.0%
法学未修者教育の質の改善	A	実績値：25.0% 取組状況： ＊統合型教育プログラムの1年次での実践強化 ＊学修エッセンス修得教育の入学前個別指導への応用 ＊若手弁護士による課外学修フォローゼミの継続実施	実績値：算出不可（司法試験合格が未発表のため） 取組状況： ＊学修エッセンス修得教育の徹底（短答合格率83.9%） ＊学修到達度に基づく独自の給付型奨学金制度の継続 ＊入学前学修指導及び事前学修ビデオの撮影・配付（4本） ＊全学生に学修指導面談及びオーダーメイド型勉強プラン策定 ＊4月に学修ウォーミングアップ講座を配信（全ての授業科目） ＊弁護士課外学修フォローゼミ（98回）の継続・システム導入	・神戸大学法科大学院及び広島弁護士会の協力を得て、多様性のある入学前学修指導を計画し実施する。 ・特に法学未修者の、入試における資質確認試験及び入学前課題に対する実力試験の成績をベースに、学内定期試験、TKC等の全国実力試験の成績を追跡し、1年次教育の見直し・改善を繰り返しつつ、比較的短期間で学修成果を獲得できる教育プログラムを完成させる。		法学未修者用教育プログラムのエッセンスを取りまとめ、学部科目あるいは全学共通科目としてキャリア形成を支援する教育内容に仕上げることで、中四国エリアにおける各大学との連携を通じて、法曹志望者層の拡大を図る教育法として確立する。	法学未修者司法試験合格率（1年以内） 【基準値】20.0% 【目標値】37.5%
	A	【実績値】16.7% 取組状況： ＊統合型教育プログラムの1年次の実践強化 ＊個別学修指導の強化 ＊若手弁護士による課外学修フォローゼミの継続実施	【実績値】0.0%（0人/1人）※進路変更による退学 取組状況： ＊学修エッセンス修得教育の徹底（短答合格率83.9%） ＊学修到達度に基づく独自の給付型奨学金制度の継続 ＊入学前学修指導及び事前学修ビデオの撮影・配付（4本） ＊全学生に学修指導面談及びオーダーメイド型勉強プラン策定 ＊4月に学修ウォーミングアップ講座を配信（全ての授業科目） ＊弁護士課外学修フォローゼミ（98回）の継続・システム導入				法学未修者標準修業年限修了率 【基準値】30.0% 【目標値】50.0%
組織的就業支援として、現場主義的教育プログラムの改善強化	A	実績値：3人 取組状況： ＊臨床法務の実施：5社 ＊アジア法講義の提供：16回 ＊企業を訪問し実施するセミナー：2社 ＊企業法務担当者を招へいし実施する業務説明会：1回 ＊インターンシップ(企業)：1人	実績値：4人 取組状況： ＊活きた法務活動を実践的に体験できる臨床法務の実施：5社 ＊海外で生じる事件等を素材としたアジア法講義の提供：16回 ＊法科大学院の学生が企業の法務部等を訪問し、法科大学院での授業等が現場でどのように活用できるのかを体感できる企業法務セミナーの実施：2社 ＊企業法務担当者を招へいし実施する業務説明会：1回 ＊グローバル企業に学生を1週間派遣するインターンシップ：1人	・特に修了生に対して、学修指導フォローとして若手弁護士によるゼミを修了生の希望に応じて定期的に開催する。また、定期的に行うチューター面談あるいは研究科長面談において就業に対する助言等を実施する。 ・修了生が参加できる国内外のインターンシップ等の機会をより多く設け、自らの能力を高め、適性を広げることにより、自信をもって就業することができるよう導く。		・最初の司法試験に失敗した法学未修者であっても、その後の受験で合格させるための修了生フォローの体制を整える。 ・就職を希望する修了生に対してその資質に見合った就業先を助言できるように情報収集を行うとともに、協力先企業等を開拓する。	企業等へ就職した修了生数（過去5年間累積） 【基準値】5人 【目標値】10人

教育理念（教育方針）・今後目指すべき方向性

専修大学法務研究科法務専攻においては「自由かつ公正な社会の形成を図るため、高度の専門的な法律知識、幅広い教養、国際的な素養、豊かな人間性及び職業倫理を備えた将来の法曹を養成する」ため、入学段階では法学既修者認定の厳格化、本学法学部との連携の強化により、修了・進級段階においては各学年における到達すべき目標を明確化して進級・修了判定を厳格化する一方で、教育理念である「議論による問題解決能力」を修得させるため、入学前から修了まで一貫したプロセスによる学修支援を行い、入学者・修了生の質の維持・向上を目指す。

構想

【概要】 今後5年間に於いて、①法曹に必要な問題解決能力を今まで以上に養成するため、一貫した学修プロセスによる段階的な能力の修得を図る。また、②法学部教育との連携強化に加え、奨学生制度の対象を法科大学院または法曹コースを設置していない大学まで拡大することにより、法曹としての資質を有する学生をより多く受け入れる体制を整備する。さらに、③法科大学院在学中より、法曹及び異業種と交流をすることにより、専門領域についても問題解決能力を身に付け、法曹資格取得者の就職率100%を今後とも維持する。

目標値

- 修了後1年目の司法試験合格率 30%
- 標準修業年限修了率 60%

- 法曹資格取得者の就職率 100%

一貫したプロセスによる段階的教育

法学部との連携強化 奨学生の対象拡大

在学生の法曹・異業種との交流

取組

【概要】

・入学までの半年間で行っている導入授業を、2019年度以降も継続して実施し、入学直後からの授業につなげる。
各年次における講義内容を、到達目標を踏まえ精選したものにする。授業外のフォローアップにより、1年次から2年次にかけて基礎知識の定着を徹底し、3年次での独自問題を利用した即日起案により、応用力の展開を図る。
日常的な学習状況の確認・指導のため担当教員による定期的な個別面談を行い、学修上や生活上の問題に対応しながら、計画的な学習を促す。

【概要】

・優秀な内部進学者を確保するため、2020年4月、法学部における3年次の早期卒業制度導入にあわせ、推薦入試の本格実施、法科大学院の講義での履修単位の卒業単位への算入を導入する。これに先行する形で、2019年度より、法科大学院教員による学部担当科目の拡大を行う。
附属高校を中心とした高大連携にも関与し、附属高校での模擬裁判によって法曹志望者への動機付けを行う。
奨学生制度を法学部からの推薦入試にも導入し、さらに他大学出身者に対しても導入することによって、優秀な学生の進学をこれまで以上に促す。

【概要】

・これまで専修大学法曹会において実施してきた法曹有資格者への継続教育について、法科大学院との協定により、新たに研究者教員による基本法分野の基礎理論などに関する講義を行う。法科大学院の教室を利用することによって、在学生の参加を促し、専門領域での問題解決能力を修得させるとともに、弁護士達との面識の機会を与え、将来の就職活動に役立てさせる。
専修大学法曹会が定期的に行っている異業種との研究会や交流会にも、法科大学院が組織的に関与し、在学生の参加を通じ、弁護士の職域拡大につなげていく。
これらの取組をもとに、法曹資格取得者の就職率100%を今後とも維持していく。

専修大学大学院法務研究科法務専攻 工程表

構想

本研究科は、今後5年間に於いて以下の観点により機能強化を図る。

- ①一貫したプロセスによる段階的教育
- ②法学部との連携強化、奨学生の対象拡大
- ③在学生の法曹・異業種との交流による法曹像の明確化及び法曹の職域拡大

取組	実績評価	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	評価指標・基準値・目標値
一貫したプロセスによる段階的教育	A	【実績値】 23.5% 【取組状況】 ・厳格な既修者認定 ・導入授業の実施 ・授業支援プログラムの実施 ・即日起案の実施 ・学習面接の実施（年6回程度）	【実績値】 — 【取組状況】 ・厳格な既修者認定 ・導入授業の実施 ・授業支援プログラムの実施 ・即日起案の実施 ・学習面接の実施（年6回程度）	到達目標を踏まえた基礎知識の定着 個別面接の実施 フォローアップ	即日起案などによる応用力の涵養		【KPI】 修了後1年目の司法試験合格率 【基準値】 14.3% 【目標値】 30.0%
法学部との連携強化 奨学生の対象拡大	B	【実績値】 34.5% 【取組状況】 ・法学部における法科大学院進学プログラムの導入及び早期卒業制度新設 ・法科大学院教員の法学部科目の担当拡大	【実績値】 30.0% 【取組状況】 ・法学部における法科大学院進学プログラムの導入及び早期卒業制度新設 ・法科大学院教員の法学部科目の担当拡大	法科大学院教員による法学部担当科目の拡大 早期卒業者向け入試実施 単位認定 早期卒業者向け入試	他大学出身者への奨学生制度導入		【KPI】 標準修業年限修了率 【基準値】 31.3% 【目標値】 60.0%
在学生の法曹・異業種との交流	A	【実績値】 100% 【取組状況】 ・法曹会講演会の実施 ・会計人会勉強会の開始	【実績値】 100% 【取組状況】 ・改正カリキュラムの実施 ・説明会の共催	高大連携から継続教育まで続く法科大学院を中核とする法曹養成教育 協定に基づく継続教育の実施 研究者教員の参加 異業種交流会・研究会			【KPI】 法曹資格取得者の就職率 【基準値】 100% 【目標値】 100%

創価大学大学院法務研究科法務専攻 全体構想

A

【教育理念・目指すべき方向性】

大学の建学の精神に基づき「知力」と「人間力」を磨く人間教育に取り組むことを教育目標（人材育成方針）とし、法科大学院は、法曹界に優秀で実力ある人材を輩出することを目指し「人間力、法律力、国際力」を備えた法曹の養成を教育理念としている。

【機能強化構想】

「法律力」強化により可能な限り短期間で司法試験合格を実現し、卒後1年目合格率と、累積合格率の向上を図る。そのために本学法学部との法曹養成一貫教育体制の確立、法学未修者教育の質向上、法曹養成に携わる修了生の育成・輩出サイクルの構築に取り組む。

法学部 1年次	2年次	3年次	法科大学院2年次	3年次	修了1年目
---------	-----	-----	----------	-----	-------

■法学部と連携した法曹養成一貫教育の確立

法務演習等の科目増設、学修到達状況把握、修了要件設定など法曹コースとしてのGLPの拡充と、入試及び教育課程における法科大学院への円滑な接続

- ▶ KPI ①卒後1年以内司法試験合格率33%
- ▶ KPI ②標準修業年限修了率75%

■法曹養成に携わる修了生育成・輩出サイクルの構築

修了生の法科大学院教育への関与、法学部法曹コースへの非常勤講師採用、博士後期課程への進学のサイクルを構築

- ▶ KPI ①修了生4名がチューター②修了生3名が法曹コース非常勤講師③修了生1名が同様に別科目非常勤講師④修了生1名が博士後期課程進学

司法試験合格

GLP
選
抜
試
験

GLP (Global Lawyers Program)

マイルストーン
GPA4.2
新GPA3.5

マイルストーン
GPA4.2
新GPA3.5

マイルストーン
早期卒業GPA4.5
新GPA3.9

マイルストーン
GPA3.5

■未修者教育の質の改善のための取組

共通到達度確認試験の進級判定利用。授業方法改善・工夫によるPDCAサイクル構築

- ▶ KPI ①標準年限修了未修者の卒後1年以内の合格率40%
- ②共通到達度確認試験全国平均超割合50%

- 208 -

創価大学大学院法務研究科法務専攻 工程表

構想

「法律力」の充実・強化により、より短期間での司法試験合格を実現し、卒後1年目の短答式試験と、最終合格率の向上、そして累積合格率の向上を図る。そのために①法曹コース設置による法学部と連携した法曹養成一貫教育の確立、②法学未修者教育の質の改善に向けたPDCAサイクルの強化充実、③法曹要請一貫教育に携わる修了生の育成・輩出サイクルの構築を柱として展開する。

取組	実績評価	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度 2024年度	評価指標・基準値・目標値
①法曹コース設置による法学部と連携した法曹養成一貫教育の確立、②法学未修者教育の質の改善に向けたPDCAサイクルの強化充実	A B	【実績値】 ①37.03% ②83.3% 【取組状況】 法曹コース制度設計完了	取組概要①-1 学部と連携した法曹養成一貫教育体制の確立 法学部既設の法曹養成コース「GLP」の拡充と法科大学院との接続教育強化 (2017年4月～2023年度)				【KPI】 ①卒後1年以内の司法試験合格率 ②標準修業年限修了率 【基準値】 ①28% ②78.94% 【目標値】 ①2023年度33% ②2023年度75%
			「法曹コース」開始	5年一貫型選抜初回実施	法曹コース完全実施	法曹コース1期司法試験受験(2023)	
法曹養成一貫教育に携わる修了生の育成・輩出サイクルの構築	A A	【実績値】 ①46.15% ②導入 【取組状況】 取組の概要2を推進	取組概要①-2 未修者教育の質の改善のための取組 既に展開している未修者教育を、共通到達度確認試験の活用や、指導・教育方法の拡充などにより、PDCAサイクルを回す中で質の改善・向上を目指す (2017年度～2023年度)				【KPI】 ①標準修業年限で修了した未修者の卒後1年以内の合格率 ②共通到達度確認試験全国平均超割合 【基準値】 ①25.0% ②40% 【目標値】 ①2023年度40% ②2023年度50%
			【実績値】①算出不可②62.5% 【取組状況】小テスト実施等				
法曹養成一貫教育に携わる修了生の育成・輩出サイクルの構築	A	【実績値】 ①5名 ②3名 ③0名 ④0名 【取組状況】 ①5名採用 ②3名採用 ③④は未	取組概要③ 法曹養成一貫教育に携わる修了生を育成・輩出するサイクルの構築 法曹養成教育に携わる修了生を育成・輩出するサイクルを構築し、法科大学院のみならず、法学部法曹コースにも展開して、法曹養成一貫教育における法学部と法科大学院の連携を強化して、司法試験合格率の向上を図る。 (2019年度～2023年度)				【KPI】 ①修了生4名法科大学院チューター②修了生3名法曹コース非常勤講師③修了生1名同様に別科目で非常勤講師(2020～2023)④修了生1名博士後期課程進学(同) 【基準値】 ①4名②3名③1名④0名 【目標値】 2023年度①4名②3名③1名④1名
			【実績値】 ①5 ②3 ③1 ④0 【取組状況】 ③1名採用				

教育理念（教育方針）・今後目指すべき方向性

「實地應用ノ素ヲ養フ」という理念のもと、在野法曹のみならず、司法、行政の諸領域にあって社会の法化を支えるインフラストラクチャーとしての良質な法曹を多数養成することを通じ、真に法の支配が実現された社会の構築に貢献する。

構想

【概要】

1) 他大学を含む法学部等との連携（FD活動を含む）の強化による段階的・体系的な法曹教育の充実、2) 多様な法曹を輩出するための本学法学部通信教育課程等との連携、3) 未修者教育の改善・充実、4) リカレント教育による途切れのない法曹教育によるいわば中大法曹コミュニティの充実、5) 英吉利法律学校の伝統をふまえたグローバル社会とりわけアジア諸外国法曹養成機関との連携強化。

目標値

司法試験合格率
45%
標準修業年限修了
率75%

未修者司法試験合
格率35%

法科大学院におけ
る社会実務経験者
学生比率15%

複数のテーマでの短
期セミナーの年間実
施回数4回

全在学生のうち対
象科目を履修する
学生（実人数）の
占める割合10%

取組

法科大学院と法学部
等との連携強化

【概要】

- 他大学を含む複数の法学部等との連携にかかる協定を締結する
- ICT技術を活用した教員間のFD活動を推進する
- よりスムーズな法科大学院進学を実現するための教育上及び入学者選抜上の工夫を行う

法学未修者教育の質
改善の取組

【概要】

- ア) 択一的知識と起案作成力双方の習得を最適に実現するためのカリキュラムの見直し、イ) 見直したカリキュラムを現実化する教育体制の整備を行い、その実施については、本学が従前から全国に先駆けて実施しているICTを活用する

多様な法曹を輩出する
ための中央大学法学部
通信教育課程等との
連携

【概要】

- 法科大学院の教員が通信教育課程の授業を担当するなど連携し、同課程の学生を法科大学院入学に誘う

リカレント教育による途
切れのない法曹教育

【概要】

- 法曹が企業会計と法務との接続を理解できるようになることの支援を行う
- フィンテックに代表される新規分野における法曹の関与の増進、といった視点から、各種短期セミナーやシンポジウム等のプログラムを展開する

アジア諸外国法曹養成
機関との連携強化

【概要】

- 3群特講科目に「国際民事紛争解決の基礎」及び「国際仲裁の実務」を新たに設置する
- 国際サマースクールを本法科大学院生には無償で開放する
- 「ポストプログラム」を正規科目化し、これを履修した者に、エクスターン型やフィールドリサーチ型のSAPを提供する

中央大学大学院法務研究科法務専攻 工程表

構想

社会の法化を支えるインフラストラクチャーとしての良質な法曹を多数養成

取組	実績 評価	2019年度	2020年度	2021年 度	2022年 度	2023年 度	評価指標・基準値・目 標値
「法科大学院等の 抜本的な教育の改 善・充実にに向けた 基本的な方向性」 の柱である法科大 学院と法学部等と の連携強化の取組、 法学未修者教育 の質の改善の取組	A	法科大学院と法学部等との連携強化					【K P I】司法試験合格率、 標準修業年限修了率 【基準値】29.2%、78.6% 【目標値】45%、75%
	A	【実績値】 34.2%、69.8% 【取組状況】 地方国立大4校及び私立大学5校と連携協 定に向けた協議進行中。	【実績値】 －算出不可 【取組状況】 地方国立大4校及び私立大学5校と連携協 定締結。リアルタイム型のオンライン授業を実 施。	法学部等と の協定締結、 入学者選抜 制度準備等、 接続教育	早期卒業生入学、接 続教育、FD活動		
法学未修者教育の質改善の取組	A	法学未修者教育の質改善の取組					【K P I】未修者司法試験 合格率 【基準値】8.6% 【目標値
	A	【実績値】 23.3% 【取組状況】 未修者教育PTの提言を受け今年度中実施 に向けた具体的取り組みに着手。	【実績値】 －算出不可 【取組状況】 前年度の取組に加え、成績不良者との個別 面談を実施。	新カリキュラム等実施、検証、PDCAサイクル			
法科大学院等の 抜本的な教育の改 善・充実に資する 連携・連合の取組	B	多様な法曹を輩出するための中央大学法学部通信教育課程等との連携					【K P I】法科大学院におけ る社会実務経験者学生比 率 【基準値】11.1% 【目標値】15%
	B	【実績値】 9.8% 【取組状況】 法科大学院専任教員9名が通信教育部授 業を担当したほか、スクーリング会場として法科 大学院キャンパスを提供。	【実績値】 8.9% 【取組状況】 法科大学院内の連携WGに通信教育部長を 加えたほか、ICTを利用した教材開発、新規 入学選抜試験を実施。	通信教育課程等との間に 連携協議会設置、協議、 法科大学院教員による授 業の設置	法科大学院 教員による 授業拡大		
取組区分①及 び②以外の大 学独自の取組	B	リカレント教育による途切れのない法曹教育					【K P I】短期セミナー受講 者に占める本学法科大学院 修了生法曹の比率 【基準値】23% 【目標値】50%
	B	【実績値】 57% 【取組状況】 法曹有資格者向けとして、短期セミナー（決 算書分析、税務）を開講したほか科目等履 修生2名を受け入れた。	【実績値】 47% 【取組状況】 法曹有資格者向けとして、短期セミナー（決 算書分析、国際ビジネス法務、税務）を開 講、科目等履修生3名を受け入れた。	短期セミナー、科目等履修生、法律事務所 勤務弁護士とインハウス弁護士の相互研鑽企 画等の実施			
取組区分①及 び②以外の大 学独自の取組	A	アジア諸外国法曹養成機関との連携強化					【K P I】全在学生のうち対 象科目を履修する学生（実 人数）の占める割合 【基準値】8.4% 【目標値】10%
	A	【実績値】 9.8% 【取組状況】 国際性を涵養する科目2科目およびSAPミド ルテンブルプログラムを開講。	【実績値】 20.5% 【取組状況】 国際性を涵養する科目2科目を開講。	新SAP、ミドルテンブル企画等の実施			

211

52

211

教育理念（教育方針）・今後目指すべき方向性

「日本法律学校」を前身とする日本大学大学院法務研究科法務専攻は、「人間尊重」と「自主創造」の教育理念に基づき、国際的な視野をも重視しつつ、弱者の痛みに寄り添いながら、日々の市民生活や企業間の取引などから生じるさまざまな法律問題などについて、日本社会の実情に合致した適切な紛争解決を実現するため、十分な専門的知識と紛争解決への情熱と国際的な視野をもって自ら創意工夫し、合理的なコストで迅速に紛争を解決することのできる日本社会に役立つ法律実務家の養成を目指す。

本研究科は、今後5年間に於いて、PDCA(計画・実行・検証・改善)のサイクルを取り入れつつ、以下の機能の強化を図る。

- 構 想**
- (1) 優秀な学生を積極的に取り込むため、①本学及び他大学の法学部と連携して法学部生や付属高校生に対するPRなどを強化しつつ、効果的な5年一貫コースを構築し、円滑な実施を推進する機能、②司法試験合格率高めるため、未修生・既修生、昼コースの学生・夜間コースの学生の特性に合致した効果的な学修態勢の構築、改善を推進する機能、③標準修業年限で司法試験に合格できる学力を養えるようカリキュラム編成や授業内容の検証、改善を推進する機能
 - (2) 他大学法科大学院との相互単位認定の充実を図り、広く学修の機会を提供する機能
 - (3) 夜間コース学生への効果的・効率的な学修機会を提供し、その合格率(今後の累積合格率を含む)を高めつつ、成績不振者には方向転換を支援する機能

目標値

本学法学部との連携
による現役入学者数
20名

修了後1年以内の
司法試験合格率
36%

標準修業年限
修了率
75%

他大学法科大学院との
相互履修制度による
履修認定数 **3講座**

夜間コースの修了後
1年以内の合格率
60%

今後5年間の
累積合格率
50%

優秀な学生を取り
込むための法学部と
の緊密な連携

未修生への教育の
質の向上と学修支
援態勢の充実

カリキュラムや授
業内容等の工夫、
学修相談の充実

他大学大学院との
連携を図る

夜間生への効果的な
授業の工夫や効率的
な学修機会の提供

修了生に対する
学修支援と方向
転換の支援

取 組

【概要】

- * 法学部3年+本研究科2年の法曹養成5年一貫コースを導入し、その円滑な接続を実現する。
- * 法学部生のみならず付属高校生に対しても法曹の魅力や法科大学院での学修のPRを強化する。
- * 本研究科教員が法学部での授業を担当するなどして進学意欲を高める。
- * 上記により優秀な学生を法科大学院に取り込むことが可能になる。

【概要】

- * 未修、既修、昼コース、夜間コースの各学生の学力状況に合致した授業内容への改善を図る。
- * 各学生の学修到達状況をデータ化し教員間で共有して、最適な指導や学修相談などの態勢を構築する。
- * 切れ目のない学修支援のためさまざまな講座や課外ゼミを実施する。
- * 入学試験や期末試験での厳格評価を推進する。
- * 上記により教育の質等を向上させ現役合格率の向上が可能になる。

【概要】

- * 法科大学院で学ぶ時間的リスクを軽減するカリキュラム編成等の方策を実施し改善する。
- * 標準修業年限で司法試験に合格する学力を養う授業内容を工夫する。
- * 厳格評価を推進し学生の積極的な自学自習を促す。
- * 上記により学修意欲や修了率の向上が可能になる。

【概要】

- * 他の法科大学院との相互単位認定の充実を図る。
- * 上記により本研究科の学生が他大学法科大学院で開設されている展開・先端科目を学修することが可能になり、幅広い知識を持った法律家を養成することが可能になる。

【概要】

- * 社会人学生が大部分の夜間コースでは予習よりも復習を重視する授業を試行し効率的で効果的な授業への改善を続ける。
- * 授業参加機会を確保するためICTシステムの一層の利用拡大を推進する。
- * 隙間時間を効率的に活用した自学自習を可能とするための各種支援を行う。
- * 上記により効果的で効率的な学修が可能となり夜間生合格率が向上する。

【概要】

- * 修了生への学修支援を図るため独自の研修生制度をより充実させる。
- * 研修生認定に成績要件を導入し、基準に満たない修了生に対して適切な方向転換を勧める。
- * 上記により修了生の合格可能性を高めつつ、成績不良者に再出発の機会の提供が可能になる。

日本大学大学院法務研究科法務専攻 工程表

構 想

本研究科は、今後5年間において、PDCA(計画・実行・検証・改善)のサイクルを取り入れつつ、以下の機能の強化を図る。

- (1) 優秀な学生を積極的に取り込むため、①本学及び他大学の法学部と連携して法学部生や付属高校生に対するPR等を強化しつつ、効果的な5年一貫コースを構築し、円滑な実施を推進する機能、②司法試験合格率を高めるため、未修生・既修生、昼コースの学生・夜間コースの学生の特性に合致した効果的な学修態勢の構築、改善を推進する機能、③標準修了年限で司法試験に合格できる学力を養えるようカリキュラム編成や授業内容の検証、改善を推進する機能
- (2) 他大学法科大学院との相互単位認定の充実を図り、広く学修の機会を提供する機能
- (3) 夜間コース学生への効果的・効率的な学修機会を提供し、その合格率(今後の累積合格率を含む)を高めつつ、成績不振者の方向転換を支援する機能

取 組	実績 評価	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	KPI、基準値、 目標値
優秀な学生を取り込むための法学部との緊密な連携	B	【実績値】 本学法学部現役入学者数10人 【取組状況】 5年一貫コースの協定・法学部との連携PR活動の実施等	【実績値】 同左 6人 【取組状況】 法曹養成連携の締結、同連携協議会の設置、Webによる進学相談、広報ビデオ制作等	法学部：法曹コースの実施、カリキュラムの改善・実施、厳格評価の実施・検証 当研究科：5年一貫コースによる法学部3年生の早期履修の受入れ 本研究科教員による学部授業の担当、効果の検証 法曹養成連携協議会：円滑な接続に向けた協議・検証・改善			【KPI】 本学法学部 現役入学者数 【基準値】12人 【目標値】20人
未修生への教育の質の向上と学修支援態勢等の充実	A	【実績値】 1年以内司法試験合格率24.24% 【取組状況】 基礎重点講座、夏季集中講座等の充実等	【実績値】 算出不可 【取組状況】 入学前研修、基礎重点講座、オンライン授業のための学修支援等	未修、既修、昼コース、夜コースそれぞれの学生の学力等に応じた授業内容の改善・検証等、課外の学修支援等の充実・検証等 入学試験・期末試験における厳格評価の徹底、FD・学務委員会が共同し学生の学修到達状況のデータ化・共有化による最適な指導態勢の構築・検証			【KPI】1年以内司法試験合格率 【基準値】22.73% 【目標値】36%
カリキュラムや授業内容等の工夫	B	【実績値】 標準修業年限修了率68.18% 【取組状況】 学務・FD委員会等によるカリキュラム等の改善・学力等に応じた指導等	【実績値】 同左 66.67% 【取組状況】 コロナ下でPCの貸与やTKCの活用、全学生への授業資料やレジュメの郵送の実施等	カリキュラム：学務委員会を中心に適切性の検証・改善・実施 授業内容：FD委員会を中心に相当性・適切性等の検証・改善・実施 成績評価：学務委員会、FD委員会、自己点検・評価委員会が共同して成績の厳格評価の再確認・検証・改善を実施			【KPI】標準修業年限修了率 【基準値】68.6% 【目標値】75%
他大学法科大学院との連携を図る	B	【実績値】 他大学法科大学院との相互履修制度による履修認定数 1講座 【取組状況】 ガイダンス、掲示TKC等での周知	【実績値】 同左 0講座 【取組状況】 入学前研修、ガイダンス、TKC等で周知し、応募者があったがコロナ下の事情等で応募撤回	他大学法科大学院との単位認定等の一層の充実 単位認定を含む結果の検証・改善、改善実施の再検証			【KPI】 他大学法科大学院との相互履修制度による履修認定数 【基準値】 1講座 【目標値】 3講座
夜間生への効果的な授業の工夫や効率的な学修機会等の提供	A	【実績値】 夜間生修了後1年以内合格率 33.33% 【取組状況】 ICT授業、特別講座・学修相談等の充実	【実績値】 算出不可 【取組状況】 コロナ下でのICT授業、オンライン授業の実施と学修支援の充実	夜間コースにおける復習を重視した授業の試行、ICT活用による授業参加機会の確保、夜間生の実情とニーズをふまえた学修相談の充実 FD委員会・学務委員会などの合同による効果の検証・改善、改善実施の再検証			【KPI】 夜間生修了後1年以内合格率 【基準値】 50% 【目標値】 60%
修了生に対する学修支援と方向転換等の支援	A	【実績値 (2018年3月生)】 36.36% 【取組状況】 研修生へ成績要件の検討、各種ゼミ講座等の開設・進路相談等	【実績値 (2019年3月生)】 算出不可 【取組状況】 コロナ下での「本番直前総仕上げ特別講義」の実施、図書室の利用の一部緩和等	修了生に対する研修生制度の見直しと学修支援態勢を見直し効果を再検証 研修生の登録・際で成績要件を導入し、成績不振で司法試験の合格可能性が低い修了生に対する方向転換の指導・就職相談の強化、その効果の検証等			【KPI】 今後5年間の累積合格率 【基準値】 25.7% 【目標値】 50%

教育理念（教育方針）・今後目指すべき方向性

本法科大学院の教育理念は、優れた人間性と高度な専門知識を備え、複雑な現代社会に生じる法律問題に柔軟に対応する能力を備えた、市民のための法曹の養成である。「自由を生き抜く実践知」をモットーとする法政大学は、自由民権運動の高まりのなかで、在野の法曹養成と法曹活動との結合を志して、1880年に設立された東京法学社に端を発する。まさにこの教育と実践との結合という法政大学建学の精神を現代に体现する法科大学院として、社会的弱者への理解と共感能力をもった法曹の養成は、今まで以上にこれからも高く掲げるべき本法科大学院の教育理念であると考えている。

本法科大学院は、2004年の設立以来、累計約300人の法曹を社会に送り出し、そのほとんどは弁護士として活動している。この数字は誇るべきものと考えているが、設立以来の延べ修了者約800人に占める司法試験合格者の割合は40%程度であるから、なお満足できるものではない。今後は、少人数教育の利点を一層活かすとともに、本学法学部および旧試験以来の本学出身法曹との連携をこれまで以上に密にし、大規模校に埋没することのない、在野法曹養成の拠点としての存在感を示していきたい。

構想

【概要】 法政大学建学の精神に立脚し、社会的弱者への理解と共感能力を備えた在野法曹養成の拠点となることを目指す。

- ◆法曹への意欲と適性に富む人材の恒常的な確保◆
- ◆短答式試験通過率・司法試験合格率の向上のための「テーラーメイド教育」の実現◆
- ◆社会的弱者への理解と共感能力を備えた法曹を養成するための「実務啓蒙教育」の展開◆

目標値

○司法試験合格率

【基準値】20.2%

【目標値】21%

○修了後1年以内の司法試験合格率

【基準値】23.5%

【目標値】23%

○未修者司法試験合格率

【基準値】26.9%

【目標値】20%

○標準修業年限修了率

【基準値】39.4%

【目標値】55%

○エクスターンシップ受講生及び法律相談への立会学生数
単年度あたり延総数

【基準値】9名

【目標値】20名

○在籍学生数に占める連帯社会インスティテュート開講科目履修済学生数の比率

【基準値】0.0%

【目標値】15.0%

取組

本学法学部との連携強化

【概要】

法政大学法学部入学から法科大学院修了までの教育課程の一貫化を進め、適性に富んだ人材の確保に努める。

- ・法学部と協力して法曹コースの設立準備
- ・法学部との法要養成連携協定締結
- ・法曹コース新設科目の担当者による接続教育
- ・特別選抜試験実施

未修教育の改善・強化

【概要】

未修教育の改善・強化を図る。

- ・学修ポートフォリオの継続・強化
- ・学修カルテの作成
- ・学修困難者向けの演習科目の開設
- ・共通到達度確認試験準備の機会提供
- ・OBによる個別学修相談

実務法曹による啓蒙教育

【概要】

「現代法曹論の開講」を通じてエクスターンシップの受講生及び無料法律相談への立会学生の増加を図る

本学アカデミック大学院との連携

【概要】

法政大学大学院の連帯社会インスティテュートの聴講制度を利用することにより、NPO、労働組合等の法制度と活動の実際について、法科大学院生が学ぶ機会を提供する。

法政大学大学院法務研究科法務専攻 工程表

構想

法政大学法科大学院は、法政大学建学の精神に立脚し、社会的弱者への理解と共感能力を備えた在野法曹養成の拠点となることを目指す。

取組	実績評価	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	評価指標・基準値・目標値
本学法学部との連携強化	A A	【実績値】 司法試験合格率 11.5% 修了後1年以内の司法試験合格率 4.5% 【取組状況】 法曹コース設置準備委員会、連携協定協議	【実績値】 司法試験合格率 未確定 修了後1年以内の司法試験合格率 未確定 【取組状況】 法曹養成連携協定締結、学部での法曹コース開設、履修開始、授業協力	学部法曹コース学生3年次卒業	法科大学院法曹コース入学、新カリ授業開始	在学中、司法試験受験 新カリ検証	○司法試験合格率 【基準値】20.2% 【目標値】21% ○修了後1年以内の司法試験合格率 【基準値】23.5% 【目標値】23%
未修教育の改善・強化	A A	【実績値】 未修者司法試験合格率 9.1% 標準修業年限修了率 76.9% 【取組状況】 学修ポートフォリオ継続 民事、刑事基礎演習開講 共通到達度確認試験準備 OBとの未修生を繋ぐMLの開設	【実績値】 未修者司法試験合格率 未確定 標準修業年限修了率 93.8% 【取組状況】 学修ポートフォリオ継続 憲法基礎演習開講 共通到達度確認試験過去問練習会 OB弁護士チューター制度	学修ポートフォリオの継続、強化	学修カリテの作成、個別指導、効果の検証	共通到達度確認試験の機会提供、過去問練習会の実施	○未修者司法試験合格率 【基準値】26.9% 【目標値】20% ○標準修業年限修了率 【基準値】39.4% 【目標値】55%
実務法曹による啓発教育	A	【実績値】 エクステンシブ受講生及び法律相談への立会学生数20名 【取組状況】 新法科目『現代法曹論』開設	【実績値】 エクステンシブ受講生及び法律相談への立会学生数29名 【取組状況】 『現代法曹論』の実施 エクステンシブの奨励と無料法律相談への参加奨励	『現代法曹論』の実施、実務法曹による啓発、エクステンシブの受講生及び無料法律相談への参加奨励、継続的な改善			○エクステンシブ受講生及び法律相談への立会学生数 【基準値】9名 【目標値】20名
本学アカデミック大学院との連携	B	【実績値】 科目履修済学生数の比率 0.0% 【取組状況】 連帯社会インスティテュートとの連携に関して協議	【実績値】 科目履修済学生数の比率 0.0% 【取組状況】 履修科目の選定、協議	授業履修			○在籍学生数に占める連帯社会インスティテュート開講科目履修済学生数の比率 【基準値】0.0% 【目標値】15.0%

教育理念（教育方針）・今後目指すべき方向性

立命館大学法務研究科法曹養成専攻においては、「**地球市民法曹**」としてグローバルな視点と鋭い人権感覚を備え、様々な分野・専門領域において公共性の担い手として活動する法曹の育成を目指している。

構想

【概要】

I.法学部との連携強化、II.未修1年次の支援強化、III.臨床系科目での他法科大学院との連携、IV.海外の法科大学院との連携強化
以上4点を通じて、更なる法曹養成機能の強化を目指す。

区分

取組区分①：「法科大学院等の抜本的な教育の改善・充実に向けた基本的な方向性」の柱である法科大学院と法学部等との連携強化の取組、法学未修者教育の質の改善の取組

取組区分③：

取組①以外の大学独自の取組

目標値

2023年3月標準修業年限修了率90%（基準値72.7%）
2023年9月司法試験合格率40%（基準値13.3%）

- ワシントンセミナー・京都セミナー
2023年度受講率20%以上（基準値13%）
2023年度弁護士参加5人以上（基準値3.25人）
- 地球系科目 2023年度受講率60%以上（基準値45%）
- LLM進学者数 2023年度まで2人以上（基準値3人）

取組

- 法学部との連携強化
 - 「法曹コース」設置
 - ・**2019年度法学部入学者から**設置
 - ・演習科目は、原則として**法科大学院教員が担当**
 - 「特別選抜入試」導入
 - ・「法曹コース」修了者を対象
 - ・**地方の大学法学部等との連携**も調整中

- 法学未修者教育の質の改善
 - 未修1年次の支援強化
 - ・共通到達度確認試験を未修1年次から2年次への**進級要件とし、結果を面談指導等にも活用する**

●本学独自の取組

○「ワシントンセミナー」

アメリカン大学法科大学院（ワシントン・カレッジ・オブ・ロー）との連携し、外国人の人権や知的財産権保護など、グローバル社会における課題を取り入れた留学プログラム

- ・過去5年間で**計34名**が参加
- ・修了後、**海外留学6名、LLM取得7名**の実績

○「京都セミナー」

オーストラリアやアジア各国からの国際学生と本学学生がディスカッションをしながら共に英語で日本法をめぐる諸問題について学ぶプログラム

- ・過去4年で**本学LS生32名、留学生167名**が参加
- ・**司法実務家・研究者による「共同セミナー」**も2017年度より開始

立命館大学大学院法務研究科法曹養成専攻 工程表

構想

「地球市民法曹」としてグローバルな視点と鋭い人権感覚を備えた法曹養成機能の強化

取組	実績評価	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	評価指標 (KPI) 基準値 目標値
●法学部との連携強化 ○「法曹コース」設置 ○法曹コース対象「特別選抜入試」実施	A	【実績値】 ①標準修業年限修了率 ⇒81.3% ②司法試験合格率 ⇒36.4% 【取組状況】 「法曹コース」設置は法学部との協議が随時行われ、19年度入学者から適用できる。特別選抜入試についても22年度入試には実施できる状況。未修1年次は共通到達度確認試験の進級要件導入への対応等を進めている。	【実績値】 ①72.8% ②算出不可 【取組状況】 「法曹コース」設置を正式に行い授業等を進める。また次年度特別選抜入試についても議論が進む。未修者についてもWEB等を用い正課・課外ともに積極的な支援を実施している。	法学部との連携強化・法曹コース設置 法学部と法科大学院との連合教授会 法学部・法科大学院連携委員会・FD企画実施			【評価指標 (KPI)】 ①標準修業年限修了率 ②司法試験合格率 【基準値】 ①72.7% ②13.3% 【目標値】 ①90% ②40%
●未修1年次の支援強化	A				法曹コース対象「特別選抜入試」実施	共通到達度確認試験の積極的な活用 未修1年次から2年次への進級要件 未修2年次全員対象の個人面談に試験結果を利用	
●ワシントンセミナー ●京都セミナー	A A B B	【実績値】 ①ワシントン・京都セミナー 受講率 ⇒15.9% ②弁護士参加者数⇒5人 ③LLM進学者数⇒0人 ④地球系科目受講率 ⇒41.2% 【取組状況】 環境整備や学内ガイダンスなどで「地球市民法曹」や海外プログラムの周知・浸透を図っている。	【実績値】 ①16.5% ②算出不可 ③0人 ④31.7% 【取組状況】 前年度同様周知浸透を図っている。コロナの影響があり海外プログラムや海外教員招聘科目の中止等があった。	プログラムへの受講率向上 入学前・入学時の広報と語学力に優れた入学生の確保 地球系科目への積極的な誘導	LLM進学への機会創出 近畿各弁護士会へのプログラム広報 弁護士のリカレント教育として活用	海外大学との教員・研究交流 各大学と定期的な教員交流の実施 日豪の事務家・研究者合同の「共同セミナー」を開催	【評価指標 (KPI)】 ①ワシントン・京都セミナー 受講率②弁護士参加者数③LLM進学者数④地球系科目受講率 【基準値】 ①13%②3.25人 ③3人④45% 【目標値】 ①20%以上②5人以上 ③2人以上④60%以上

- 217 -

教育理念（教育方針）・今後目指すべき方向性

本研究科の教育理念は、「新しい法化社会を支えていくにふさわしい専門性・人間性・創造性の三つの特性を兼ね備えた法曹の養成」である。自律と自己責任を基調として様々な問題が法的に解決される法化社会を担う法曹を養成するため、確かな理論的基盤と実務的応用力に裏打ちされた高度の専門的知識を修得させると共に、豊かな人間性と優れた人権感覚をもつ人間性、複雑・多様化する現代社会で日々生起する新たな問題に適切に対処することができる創造性を兼ね備えた法曹となるべく教育を行う。また、大阪にある法科大学院として、アジアに強い法曹を養成する。

本研究科の修了生の司法試験合格率は低く、しかも合格までに長年を要している。本研究科が取り組むべき課題は、法科大学院の2年ないし3年間で法曹としての専門的知識を確実に修得させ、短期間で司法試験に合格できるようにすることである。

そのため、①**本研究科において不断に教育内容の改善を図ると共に、法学部に「法曹コース」を設置して、法学部との体系的かつ一貫した教育システムを構築する。**法学部と法科大学院を通じて、本学学生の弱点である論理的な法律文書作成能力の弱さを克服するための教育を徹底的に行うことにより、**合格に要する期間の短縮を実現する。**

また、②**大阪大学法科大学院との連携により、教育内容の改善と両校学生間の切磋琢磨を促進し、本学学生の学修意欲と学修能力の引き上げを図り、標準修業年限修了率の向上を実現する。**

構想

目標値

○司法試験合格率30%強

法学部との連携に基づく一貫教育システムの構築

司法試験合格率の向上

法科大学院

目的：法曹としての高度の専門的知識・技能の修得

法曹コースの授業の一部を
法科大学院教員が担当

法学部・法科大学院接続運営委員会

優秀な法曹志望者が
進学

法学部

法曹プログラムを拡充→法曹コース

目的：法曹としての基礎的知識の修得

【概要】

法曹を志望する法学部入学生で成績優秀者に法曹コースへの登録を認める。上位年次では、専門教育科目の成績が上位10%に属する者に法曹コースへの登録を認める。

優秀な入学者を確保するため、法曹コース修了者で成績優秀者を対象に特別枠入学試験を行う。定員40名のうち、推薦枠5名、学部成績を重視した論文試験枠10名を予定。給付奨学金を与えることで経済的負担を軽減し、優秀な学生が法曹となる道を開く

○標準修業年限修了率65%

大阪大学法科大学院との連携による教育改革

標準修業年限修了率の向上

教育内容の改善・学生の学習意欲と学習能力の引き上げ

F D 活 動

共同開講科目(連携講義)

共同セミナー

入学前指導

単位互換制度

【概要】

①FD活動を通じた意見交換、連携講義・共同セミナーを通じた教材の開発、授業の計画、授業運営の検討などを通じて、本研究科の教育内容の改善を図るとともに、②入学前指導の相互乗入、単位互換、大阪大学の最高裁判所見学やモデル授業への参加等を通じて、本学学生の学力の把握と各自の適切な学習目標の設定とこれへの動機づけを目的とする。



関西大学
法科大学院

大阪大学
法科大学院

取組

関西大学大学院法務研究科法曹養成専攻 工程表

構想

本研究科の修了生の司法試験合格率は低く、しかも合格までに長年を要している。本研究科が取り組むべき課題は、法科大学院の2年ないし3年間で法曹としての専門的知識を確実に修得させ、短期間で司法試験に合格できるようにすることである。

そのため、①**本研究科において不断に教育内容の改善を図ると共に、法学部に「法曹コース」を設置して、法学部との体系的かつ一貫した教育システムを構築する。**法学部と法科大学院を通じて、本学学生の弱点である論理的な法律文書作成能力の弱さを克服するための教育を徹底的に行うことにより、**合格に要する期間の短縮を実現する。**

さらに、優秀な学生に授業料相当額の給付奨学金を与えることにより、優秀な学生の入学を確保すると共に、特に優秀な学生には早期卒業制度により合格までの期間をさらに短縮させる。優秀な学生が法曹となるよう促す。

また、②**大阪大学法科大学院との連携により、教育内容の改善と両校学生間の切磋琢磨を促進し、本学学生の学修意欲と学修能力の引き上げを図り、標準修業年限修了率の向上を実現する。**

取組	実績評価	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	評価指標・基準値・目標値
法学部との連携に基づく一貫教育システムの構築	A	【実績値】 46% 【取組状況】 「法曹コース」の設置に向け、法学部と法曹養成の連携準備に関する協定を締結する等、予定どおり進捗している。	【実績値】 算出不可 【取組状況】 ・連携協定の締結 ・法科大学院教員による学部授業担当 ・説明会等による学修・進学支援 以上を中心に計画通り連携を強化できている	法曹養成連携協定の締結（認定済）・法曹コースの設置・履修者募集 少人数・双方向型授業（必修）を法科大学院教員が担当 2年次秋以降、法律文書作成のための授業科目を前期・後期で4単位開講し、論理的な法律文書の作成能力を強化 法曹コース履修者への科目等履修制度の提供 法曹コース修了見込者（成績優秀者）を対象とした特別選抜入試の実施			【KPI】 司法試験合格率 【基準値】 0% 【目標値】 30%強
大阪大学法科大学院との連携による教育改革	B	【実績値】 39% 【取組状況】 連携講義参加者が増える等、教育内容・学修意欲の高まりが確認できており、概ね予定どおり進捗している。	【実績値】 38% 【取組状況】 ・授業・共同セミナー、FD活動におけるICT活用（ZOOM等） ・各行事等への参加者増 ・教育課程連携協議会における相互連携 ・TAによる学修支援 ・意見交換の結果等を通じ意欲の高まりが確認以上から一定の効果は表れてきていると判断できる	①FD活動を通じた意見交換、連携講義・共同セミナーを通じた教材の開発、授業の計画、授業運営の検討などを通じて、本研究科の教育内容の改善を図る 各事項において、より連携強化を図るためにICTを有効活用する（ZOOM、録画配信等） ②入学前指導の相互乗入、単位互換、大阪大学のモデル授業への参加、司法試験合格が見込まれる学力中間層を対象にした連携講義・共同セミナーを通じた学生間の交流を通して、本学学生の学力の把握と各自の適切な学修目標の設定とこれへの動機づけを図る			【KPI】 標準修業年限修了率 【基準値】 54% 【目標値】 65%

教育理念（教育方針）・今後目指すべき方向性

本学のスクール・モットーは「**Mastery for Service（隣人・社会・世界に仕えるため、自らを鍛える）**」であり、本研究科の教育理念として「**人権感覚豊かな市民法曹**」、「**公務に強い法曹**」、「**企業法務に強い法曹**」、「**国際的に活躍できる法曹**」の養成を標榜している。本教育理念に基づき、これまで多数の修了生が法曹として新しい分野を開拓して活躍するとともに、母校を愛し、同窓会等の様々な形で結集し、本学の後進育成にも協力している。本研究科は、優れた研究者教員と経験豊かな実務家教員とをバランスよく配置した教員体制をベースに、教育力を高める取組を共同で重ねるとともに、現実の法曹の活動と常に切り結んだ教育内容を学生に提供してきた。以上のような強みを今後も生かし、かつ2019年度より兵庫県西宮市中心部に位置しアクセス抜群の**西宮北口キャンパスに本拠を移転**することを契機に、本研究科はより一層**地域社会とのつながりや他大学との連携を強化**するとともに、この取組をアピールして**志の高い優秀な入学者を多数受け入れ、教育力をさらに高める努力を格段に行う**ことによって、**関西地区における法曹養成の拠点**となることを目指す。加えて、きめ細かな教育により学生の個性を生かし、多方面で活躍できる法曹を一人でも多く輩出することによって、社会に大きく貢献する地位を確立していく。

構想

【概要】 今後5年間に於いて、以下の観点における機能強化を図る。

- ①法学部との連携強化による教育の改善・充実
- ②未修者教育の抜本的改善・強化
- ③神戸大学との連携による教育の改善・充実
- ④自治体と組織的に連携した公務法曹の養成

目標値

○修了後1年目の
司法試験合格率 40%

○標準修業年限修了率
60%

○未修者の標準修業年限
修了率 55%

○公務法曹の輩出数
6名

取組

法学部との連携強化による 教育の改善・充実

【概要】
これまでの取組において、本学法学部司法特修コースとの連携による同コース開講科目への教員派遣や早期卒業見込者対象の入学選抜等を通じて、優秀な早期卒業者の拡大とともに、卒後1年以内の司法試験合格者輩出の実績を重ねてきた。さらに**同コース出身者の本研究科への入学を推奨**するとともに、新たに**法曹コースを有する他大学法学部との連携**を図り、**学生個人に焦点を当てた入学前サポート**を行う。この取組により、3+2での学生の受入れをさらに拡大し、**志の高い優秀な入学者を多数受け入れることが可能**となる。

未修者教育の抜本的改善・強化

【概要】
2019年度より、**入学前教育を充実**させ、**短答式課題及び共通到達度確認試験を用いた基礎知識の確認・定着の徹底**とよりきめ細かい**学習指導**を行う。この取組により、**未修者の入学時属性及び個別の学習段階に即応した基礎力の徹底・強化が可能**となる。

【概要】
2019年度より、神戸大学との連携により、**未修者への入学前教育の共同開催**及び**ノウハウの相互提供やFD成果の共有**を検討し、順次実施していく。この取組により、**入学前教育と連動した入学後の体系的な未修者教育の充実が可能**となる。

神戸大学との連携による 教育の改善・充実

【概要】
2019年度より、**神戸大学法科大学院**と連携するための**連携協議会を設置**する。そして、連携協議会での議論をふまえたうえで**連携協定を締結**する。さらに、連携協議会においては、教育の改善・充実に資する具体的な施策として、**授業参観等のFD研修会を実施**する。この取組により、FD研修会等の成果をふまえつつ、**基礎的な教育力の向上、特に未修者教育の改善・充実のための取組の共有**を通じて、**法科大学院教育の抜本的な改善・充実が可能**となり、**関西地区における法曹養成の拠点としての地位を確立**する。

自治体と組織的に連携した 公務法曹の養成

【概要】
これまでの取組において、自治体4市と連携協定を締結し、講師派遣、自治体からの聴講生受入れ、自治体職員対象の研修会を行ってきた。また、正課授業・キャリアガイダンス等において、在学時より学生に対して公務法曹への意欲喚起を促してきた。この取組を活かし、**新規自治体との連携協定締結、自治体職員への研修機会の提供拡大、さらに自治体における具体事例の授業教材への反映・共同開発**を行う。この取組により、連携の成果の法科大学院教育へのフィードバック及び**公務法曹養成の推進が可能**となる。

関西学院大学大学院司法研究科法務専攻 工程表

構想

今後5年間に於いて、以下の観点における機能強化を図る。

- ①法学部との連携強化による教育の改善・充実
- ②未修者教育の抜本的改善・強化
- ③神戸大学との連携による教育の改善・充実
- ④自治体と組織的に連携した公務法曹の養成

取組	実績評価	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	評価指標・基準値・目標値
法学部との連携強化による教育の改善・充実	A	【実績値】 21% 【取組状況】 ・入試における早期卒業見込者を含む優秀層の確保 ・入学前学習プログラムの改善 ・「3+2」による司法試験合格者の輩出	【実績値】 算出不可 【取組状況】 ・本学法学部法曹コースとの連携協定締結 ・入学時の実力・学習計画把握及び面談による個別学習サポート ・司法特修コース科目での授業改善	入学者選抜制度の検討 特別選抜の実施 入学者選抜方法の検証・見直し 司法特修コース学生への周知 司法特修コース学生への入学前個別指導 入学前学習プログラムの実施・見直し 本学法学部との連絡協議会の定期開催			【KPI】 司法試験合格率 【基準値】 25% 【目標値】 40%
未修者教育の抜本的改善・強化	B	【実績値】 39% 【取組状況】 ・入学時属性別クラス編成等の実施 ・自律学習の促進及び科目横断的な個人指導の徹底	【実績値】 31% 【取組状況】 ・実力確認試験の実施 ・入学時属性別クラス編成と導入動画の提供 ・オンライン勉強会等による学習サポート・ケア	入学時属性に応じたクラス編成・学習指導 短答式課題での基礎知識確認 共通到達度確認試験の活用 試験結果分析・検証 検証結果の取組内容への反映			【KPI】 標準修業年限修了率 【基準値】 34% 【目標値】 60%
神戸大学との連携による教育の改善・充実	B	【実績値】 33% 【取組状況】 ・未修者教育を主題とした神戸大学との共同FD研修会実施	【実績値】 22% 【取組状況】 ・春学期定期試験実施時期変更の検討 ・春学期定期試験直前論文対策ゼミの実施	連携協定締結 神戸大学との入学前教育の共同実施 神戸大学とのノウハウの相互提供・FDの共同実施 基礎的な教育力向上に向けた神戸大学との授業見学等FDの共同実施			【KPI】 未修者の標準修業年限修了率 【基準値】 47% 【目標値】 55%
自治体と組織的に連携した公務法曹の養成	A	【実績値】 3名 【取組状況】 ・新規自治体との連携 ・連携自治体との講演会及び各種ガイダンス等を通じた公務法曹に対する	【実績値】 5名 【取組状況】 ・自治体連携にもとづく継続的な聴講受入及び研修実施 ・授業・ガイダンスでの公	自治体との協定締結 自治体法務関連科目への自治体職員の聴講受け入れ 自治体への講師派遣・同職員への研修実施 共同開発教材の正課授業へのフィードバック 公務法曹をテーマとしたキャリアガイダンス等の実施			【KPI】 公務法曹の輩出数 【基準値】 3名 【目標値】 6名

教育理念（教育方針）・今後目指すべき方向性

福岡大学法科大学院は、地域に根ざし地域の人々の暮らしを支える法曹の養成を目指すべく、法学部との連携をさらに強化し、「入学定員充足率の向上」、「標準修業年限修了率の向上」、「法学末修者教育の充実による末修者の司法試験合格率の向上」、「九州・山口地区の地域に根ざす法曹の養成」に目指す体制の構築に取り組む。

構想

- ・法学部との連携を強化することにより、法学部生の入学者を増加させ、入学定員の充足率の向上を図る。
- ・法科大学院入学から修了までのステージに応じた学生一人ひとりに寄り添うきめ細かい学修支援を行って、法学末修者教育の質の改善を図ることにより、標準修業年限修了率の向上並びに司法試験合格率の向上を図る。
- ・地域の問題を扱う法律実務の現場を体験させることにより、九州・山口の地域に根ざした法曹の増加を図る。
- ・共通到達度確認試験を2年次への進級要件として活用するほか、2年次生および3年次生の学修指導に活用する。

法学部との連携強化

学修支援の充実・末修者教育の充実

地域の法律実務の体験

目標値

●入学定員充足率
80%

●標準修業年限修了率
80%

●司法試験合格率 20%
●修了後5年での合格率 40%

本学修了弁護士の
●九州・山口地区での登録比率 90%
●上記のうち福岡県以外の登録者数 17名

取組

【取組期間】2019年度～2023年度
【概要】

法学部「特修プログラム」で開講する法科大学院教員担当科目を増加させるほか、法学部に「法律特修プログラム（法曹連携基礎クラス）」を開講して2020年度入学生より履修を開始する制度について基本合意し連携協定の策定等を準備している。

法学部が法科大学院1年次の科目を履修することができる「早期履修制度」、本法科大学院が企画・実施する「刑事模擬裁判」を法学部生に体験参加させる取組を開始し、さらに従来から「長期体験入学制度」を実施しており、学部段階から主体的かつ計画的に法科大学院での学修に入ることができる環境を整える。

【取組期間】2019年度～2023年度
【概要】

入学前における早期履修指導やプレセミナー等の導入教育を行い、入学者がスムーズに授業になじめるようにする。

カリキュラムは、1年次前期に、法情報の検索や法文書の作成手法を学ぶ「法情報・法文書入門」を新設し、その後の演習科目等を通じて法学末修者に不足しがちなリーガルマインドの涵養を行う。

小テスト成績等の情報を集約した「学生カード」によって各学生の学力状況や問題点等を適切に把握し個別指導に活用できるシステムの改良を行うとともに、同カードにより把握した担任する学生の状況を踏まえた指導を行うなど、担任制を強化する。また、本法科大学院出身若手弁護士による「アカデミック・アドバイザー」によるゼミの内容をより充実させるとともに、学生の相談に応じるチューター体制の一層の充実を図る。

進級要件になっていない学生も含め、積極的に共通到達度確認試験に取り組ませ、その結果を分析し、今後の学修指導に活かす取組を行う。

【取組期間】2019年度～2023年度
【概要】

学生自らが、地域で活躍する法曹となる基礎や意欲等の醸成につなげるため、本法科大学院出身の実務家法曹先輩らが地域で活躍する様子、先輩・後輩の強いつながりがあることなどについて、1年次の「法律相談立会い」（地域の公民館で実施している無料法律相談に学生を立ち会わせる）プログラムを通じて、学生各自にリアルに強く訴えかける。

サマークラークへの参加、本学出身者の受入れ協力法律事務所への訪問・見学等プログラムへの参加を通じ、福岡県以外の九州・山口弁護士会登録者増加を目指す。また、地域企業や自治体などへの就職を推進する取組を開始し、九州・山口地区内企業・自治体への就職者数増加を目指す。

福岡大学大学院法曹実務研究科法務専攻 工程表

構想

- ・法学部との連携を強化することにより、法学部生の入学者を増加させ、入学定員の充足率の向上を図る。
- ・法科大学院入学から修了までのステージに応じた学生一人ひとりに寄り添うきめ細かい学修支援を行って、法学未修者教育の質の改善を図ることにより、標準修業年限修了率の向上並びに司法試験合格率の向上を図る。
- ・地域の問題を扱う法律実務の現場を体験させることにより、九州・山口の地域に根ざした法曹の増加を図る。
- ・共通到達度確認試験を2年次への進級要件として活用するほか、2年次生および3年次生の学修指導に活用する。

取組	実績評価	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	評価指標・基準値・目標値
法学部との連携強化	B	【実績値】60.0% 【取組状況】「法曹連携基礎クラス」連携協定締結準備 ・刑事模擬裁判308名参加、長期体験入学1名・早期履修制度1名利用実績	【実績値】55.0% 【取組状況】 ・連携協定締結完了 ・早期履修制度：2名利用・1名入学実績 ・Webによる募集活動	法学部法曹連携基礎クラス開講 特別選抜募集・早期卒業生選抜実施 模擬裁判・体験入学参加・早期履修制度 利用状況の中間的評価		4年間の評価と改善策の検討	【KPI】 入学者定員充足率 【基準値】60.0% 【目標値】80%
学修支援の充実・未修者教育の充実	A A A	【実績値】 ①80.0%②25.0%③29.6% 【取組状況】導入教育OBOGとの交流会の増加/未修者カリキュラム「法情報・法文書入門」 入学者全員受講/学生カードシステム改良/アカデミックアドバイザー(AA)の活用とチューターの刷新/受験対策支援での短答式ゼミ、法務研修生対象ゼミ実施/共通到達度確認試験結果の進級判定活用/担任制強化	【実績値】 ①80.0%②－③－ 【取組状況】左記取組の継続実施 (新規) 学生に対するアカデミックアドバイザー・チューターの利用に関するアンケートの実施/入学前のチューターとの顔合わせ/クラウド化された学生カードを活用したWebによる担任の個別面談・指導強化	入学前早期履修指導・プレセミナーの検証・充実 カリキュラム・授業方法の検証及び充実 学生のニーズに合ったAA等の効果的活用 学生カードの効率的活用・入力項目の検証 共通到達度確認試験結果による進級状況・学修指導への活用状況等の中間的評価 上記取組による担任制・個別指導の充実		4年間の評価と改善策の検討	【KPI】 ①標準修業年限修了率 ②司法試験合格率(卒後1年以内) ③司法試験累積合格率(未修者コース修了者5年間) 【基準値】 ①60.0%②16.7%③29.4% 【目標値】 ①60%②20%③40%
地域の法律実務の体験	B B A	【実績値】 ①84.6%②13名③1名 【取組状況】法律相談立会いプログラム9月開始/九州・山口地域の弁護士との人的交流を目的としたサマーセミナー参加推奨・弁護士法人による説明会3月開催準備、各地法律事務所派遣プログラム検討開始/九州・山口地域の企業によるキャリアガイダンス・就職説明会開催準備	【実績値】 ①85.3%②11名③2名 【取組状況】全プログラムに巨りコロナ禍により実施不可 (新規) Web動画配信による九州・山口地区の法律事務所PR動画作成準備/オンラインによる法律相談・同立会いプログラムの実施を検討	法律相談立会いプログラムへの参加状況等の中間的評価 協力的な弁護士法人・法律事務所の開拓、サマーセミナー・法律事務所派遣プログラムの継続実施及び参加状況等の中間的評価 2023協力的な企業・自治体等の開拓、キャリアガイダンス・就職説明会の継続実施及び参加による就職実績等の中間的評価		4年間の評価と改善策の検討	【KPI】 ①九州・山口地区での修了生弁護士登録割合、②①の弁護士のうち福岡県以外の登録者数、③地域企業等への就職者数の増加 【基準値】 ①86.4%②14名③0名 【目標値】 ①90%②17名 ③5年間合計7名

教育理念（教育方針）・今後目指すべき方向性

学習院大学法務研究科（以下、本院という）は、学習院伝統の少人数教育という教育手法を駆使することにより、「国民のための司法を担う質の高い法曹の養成」という社会的責務を果たすことを目指してきた。法科大学院設置の理念に忠実に、法科大学院教育の自然な延長線上に司法試験が存在するという信念に基づき、徒に受験技術に偏することなく、オーソドックスな科目展開、基本を重視した丁寧な指導を行ってきた点は本院の特長である。この本院の教育理念を実現するために、学部教育との連携の強化、入試、カリキュラム、教育手法、不合格修了生へのサポートなどの改革を行い、社会的使命を果たす。

構想

【概要】 今後5年間の機能強化構想

- （1）法学部との連携により、学部教育と法科大学院における教育の自然な延長線上に司法試験を位置づける一貫的な教育課程を構築する。
- （2）多様な法曹を輩出するために、未修者教育を改善する。
- （3）論述能力を涵養するためのカリキュラム改革などを行い新卒合格率の向上と、標準年限修了率の改善を目指す。
- （4）修了から司法試験合格までの期間のサポート体制の整備を行うことにより、不合格修了生の合格率を向上させる。

目標値

○学習院出身者数 5名
○連携予定大学入学者数 4名

○未修者司法試験合格率20%
○未修入学者の2年次進級率80%

○新卒合格率15%
○標準修業年限修了率75%

○修了2年目以降の修了生司法試験合格率20%

法学部との連携

【概要】

- （1）法学部教育と司法試験とを結びつけるための法科大学院教育の構築
- （2）法曹コース生を対象とした推薦入試制度の構築
- （3）法曹志望者の掘り起こし
- （4）法科大学院を撤退した中規模法学部とのネットワークの構築

未修者教育の改善

【概要】

- （1）入試の改善
- （2）共通到達度確認試験の成績についてのチューターとの分析機会設定
- （3）チューター制の導入

新卒合格率と標準修業年限修了率の向上を目指して

【概要】

- （1）カリキュラム改革
- （2）入試制度の改革
- （3）経済的支援
- （4）修了生法曹による法実務講座
- （5）外部試験の結果を分析と弱点克服の戦略立案サポート
- （6）チューター制

不合格修了生のサポート

【概要】

- （1）担任制と修了生法曹によるサポート
- （2）経済的な支援の充実
- （3）修了生に特化した法実務講座の開講
- （4）聴講制度

取組

学習院大学大学院法務研究科法務専攻 工程表

構想

- (1) 法学部との連携により、学部教育と法科大学院における教育の自然な延長線上に司法試験を位置づける一貫的な教育課程を構築する。
- (2) 多様な法曹を輩出するために、未修者教育を改善する。
- (3) 論述能力を涵養するためのカリキュラム改革などを行い新卒合格率の向上と、標準年限修了率の改善を目指す。
- (4) 修了から司法試験合格までの期間のサポート体制の整備を行うことにより、不合格修了生の合格率を向上させる。

取組	実績評価	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	評価指標・基準値・目標値
法学部との連携	A	【実績値】 6名 【取組状況】 ・新たに3月に学部生向け説明会を開催した。 ・法曹を身近に感じてもらうよう「法曹を知ろう講座」開催する等工夫した。	【実績値】 2名 【取組状況】 ・本学法学部への協定検討依頼 ・法学科での特設演習科目の開講。	取組概要①-1 (1) 法学部教育と司法試験とを結びつけるための法科大学院教育の構築 (2) 法曹コース生を対象とした推薦入試 制度の構築 (3) 法曹志望者の掘り起こし (4) 法科大学院を撤退した中規模法学部とのネットワークの構築			【KPI】 新入生における学習院出身者数 【基準値】 2名 【目標値】 5名
	C	【実績値】 0名 【取組状況】 ・複数大学と連携に向け協議を行っている。 ・2019年度より入試で未修者コースに面接を実施し、面接方法の知見を蓄積している。	【実績値】 0名 【取組状況】 ・協定校学生へのオンライン入試説明会の実施 ・法曹コース対象入試への面接方法の検討				【KPI】 連携予定大学からの入学者数 【基準値】 0名 【目標値】 4名
未修者教育の改善	B	【実績値】 6.7% 【取組状況】 ・未修者コース入試の改善を行い、接を実施することとした。 ・チューターとの面談会を設けた。 ・共通到達度確認試験結果を進級判定資料のひとつとすることに決定した。	【実績値】 算出不能 【取組状況】 ・厳格な選抜による未修入学者入試の実施 ・法的論文を書く能力を高めるカリキュラム改正	取組概要①-2 未修者教育の改善 (1) 入試の改善 (2) 共通到達度確認試験の成績についてのチューターとの分析機会設定 (3) チューター制の導入			【KPI】未修者司法試験合格率 【基準値】 20.8% 【目標値】 20%
	B	【実績値】 33.3% 【取組状況】 ・未修者コース入試の改善を行い、2019年度実施の入試受験者に対し、面接を実施することとした。	【実績値】 50% 【取組状況】 ・入試の厳格化による前期修了段階での留年者ゼロ。 ・チューター制の導入。				【KPI】未修入学者の2年次進級率 【基準値】 66.7% 【目標値】 80%
新卒合格率と標準修業年限修了率の向上を目指して	A	【実績値】 6.3% 【取組状況】 ・2020年度から実施するカリキュラム改革の決定。 ・入試改革の実施。 ・法実務講座の再編。	【実績値】 算出不可【取組状況】 ・在学中受験のためのカリキュラム改革 ・経済的支援の継続 ・チューター制によるサポート実施 ・多数の法実務講座の実施	新卒合格率と標準修業年限修了率の向上を目指して (1) カリキュラム改革 (2) 入試制度の改革 (3) 経済的支援 (4) 修了生法曹による法実務講座 (5) 外部試験の結果を分析と弱点克服の戦略立案サポート (6) チューター制			【KPI】 新卒合格率 【基準値】 0% 【目標値】 15%
	B	【実績値】 63.15% 【取組状況】 ・入試改革の実施。 ・2020年度から実施するカリキュラム改革の決定。	【実績値】 50% 【取組状況】 ・書く能力を重視した入試判定の実施 ・来年度に向けた、書く能力に不安がある学生向けの科目の設置				【KPI】 標準修業年限修了率 【基準値】 47% 【目標値】 75%
不合格修了生のサポート	A	【実績値】 14.28% 【取組状況】 ・法科大学院基金からの支援金受給者2名が2019年9月司法試験に合格した。 ・修了生向け法実務講座の実施。	【実績値】 算出不可【取組状況】 ・寄付金による成績優秀者への支援金の支給 ・外部試験受験料補助 ・修了生向け法実務講座の実施	不合格修了生のサポート (1) 担任制と修了生法曹によるサポート (2) 経済的な支援の充実 (3) 修了生に特化した法実務講座の開講 (4) 聴講制度			【KPI】 修了2年目以降の修了生司法試験合格率 【基準値】 24.2% 【目標値】 20%

225-

教育理念（教育方針）・今後目指すべき方向性

上智大学法学研究科法曹養成専攻においては、とりわけ国際関係法分野および環境法分野に関する充実した教育を通じて、高度な問題可決能力や提案能力を有し、他者に奉仕できる優れた人格を備える法律家の要請を基本的な教育方針とする。そのために、そのような法律家を目指す多様な人材がチャレンジしやすい法科大学院を目指す。

構想

- ①司法試験合格率の向上、②未修者教育力の抜本的強化、③法科大学院と法学部との連携強化、④国際的法律問題に強い法律家の養给力強化、⑤環境問題に強い法律家の養成強化

目標値

2023年度において、未修者司法試験合格率30%（修了後1年以内20%）、未修者標準修業年限修了率50%、共通到達度確認試験の未修1年次生の受験者のうち、合計点で6割以上の得点を獲得した受験者の割合が60%

2023年度において、司法試験合格率40%（修了後1年以内30%）、標準修業年限修了率75%

2023年度において、ADRワークショップ参加大学・参加者10校・60名、環境法プログラム履修証取得者20名(累計)、エコロジー・ロー・セミナー（B・C）申込者数350名（累計）

取組

【法学未修者教育の質の改善の取組】

未修者教育重視の方針を維持強化するため、2年次進学時点での十分な基礎力習得を目標に、入学前・入学時・進級時に充実した学修サポートを提供。

- 入学前事前学習プログラム
- 授業DVDライブラリー
- 毎月の到達度確認テスト
- 担任補佐制度
- フォローアップ講座 等

【法科大学院と法学部との連携強化の取組】

法曹を希望する法学部生に対して、その動機づけを一層具体化・強化し、進むべき道筋を明確に提示するための環境を整備。

- 法曹コースの設置
- 実務家教員による教育プログラムへの参加
- 入試制度改革

【国際と環境に秀でた法曹の養成】

「国際と環境に秀でた法曹の養成」のために、国際関係法教育、環境法教育を実施。

- (1) 国際仲裁ADRワークショップ
 - 日本唯一の模擬仲裁・模擬調停WS
- (2) 世界最高水準の環境法プログラム
 - 環境法プログラム履修証制度
 - ソフィア環境法律家ネットワーク
 - エコロジー・ロー・セミナー（B・C）

上智大学大学院法学研究科法曹養成専攻 工程表

構想

①司法試験合格率の向上、②未修者教育力の抜本的強化、③法科大学院と法学部との連携強化、④国際的法律問題に強い法律家の養成立強化、⑤環境問題に強い法律家の養成強化

取組	実績 評価	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	評価指標・基準値・目標値
【法学未修者教育の質の改善の取組】	A A A A	【実績値】未修者司法試験合格率4.3%、未修者司法試験合格率（修了後1年以内）20%、未修者標準修業年限修了率81.8%、共通到達度確認試験未実施 【取組状況】入学前事前学習プログラム、DVDライブラリー等	【実績値】①未修者司法試験合格率 算出不可、②未修者司法試験合格率（修了後1年以内）算出不可、③未修者標準修業年限修了率57.1%④共通到達度確認試験で6割以上の得点54.5% 【取組状況】入学前事前学習プログラム、DVDライブラリー等	【法学未修者教育の質の改善の取組】 各年度、(1)入学前事前学習プログラムの実施、(2)授業DVDライブラリーの提供、(3)きめ細かな到達度確認、(4)「法律文書作成の基礎」（必修科目）の実施、(5)フォローアップ講座の実施、(6)担任補佐制度の実施、(7)到達度確認試験の実施			【K P I】 ①未修者司法試験合格率、②未修者司法試験合格率（修了1年以内）、③未修者標準修業年限修了率、④共通到達度確認試験の未修1年次生の受験者のうち、合計点で6割以上の得点を獲得した受験者の割合 【基準値】 ①19.23%、②0%、 ③34.78%、④33.3% 【目標値】 ①30%、②20%、③50%、④60%
【法科大学院と法学部との連携強化の取組】	B B	【実績値】司法試験合格率11.5%、標準修業年限修了率64.7% 【取組状況】上智大学法学部との連携、法科大学院実務家教員による学部ゼミ実施等	【実績値】①司法試験合格率 算出不可 ③標準修業年限修了率52% 【取組状況】上智大学法学部との連携協定設置決定、法科大学院実務家教員による学部ゼミ実施等	【法科大学院と法学部との連携強化の取組】 ①法曹コース設置の検討、 ③入試制度改革			【K P I】 ①司法試験合格率、③標準修業年限修了率 【基準値】 ①14.75%、 ③51.16% 【目標値】 ①40%、③75%
【国際と環境に秀でた法曹の養成】	A A	【実績値】①43名・7校、②3名・未確定 【取組状況】①参加者43名・7校参加のWS実施、②プログラム履修証申請に基づき3名に授与	【実績値】 ①17名・6校 ②7名、16名 【取組状況】 ①17名・6校参加のWSを実施。 ②申請にもとづき3名に授与。	【国際と環境に秀でた法曹の養成】 各年度、(1)国際仲裁ADRワークショップ、(2)世界最高水準の環境法プログラムの個別施策（環境法プログラム履修証制度、エコロジー・ロー・セミナー等）の実施			【K P I】 ①参加者数・参加校数、②取得者数・申込者数 【基準値】 ①32名、4校②3名、49名 【目標値】 ①60名・10校②20名・350名（いずれも累計）

教育理念（教育方針）・今後目指すべき方向性

同志社大学大学院司法研究科法務専攻においては、同志社創立以来脈々と受け継がれてきた**良心教育を基盤とした高度の専門性と国際性持つ法曹の養成という理念**の下、幅広い教養と専門的知識に裏付けられた法曹としての基本的資質を一層強固なものとするため基本教育の質の改善に努めるとともに、グローバル社会の中で複雑化し日々変化する法状況に対応することのできる**先端的知識と国際性を備えた法律家の養成**を目指す。

【概要】 今後5年間に於いて、以下の観点における機能強化を図る。

- ①同志社大学法学部との連携の一層の推進
- ②京都大学法科大学院からの支援・連携の拡大・深化
- ③国際的法教育プログラムの活性化

構想

目標値

法学未修者1年次
生の必修科目平均
GPA2.8

本学法学部早期卒業
者の修了直後の司法
試験合格率65%

法学未修者の標準
修業年限修了率
60%

修了直後の司法試
験合格率30.6%
標準修業年限修了
率70%

外国法科目の受講
割合15%

未修者教育の改善

【概要】

・ロールプレイを取り入れた訴訟法の実践的学修を通して、法律学全体を俯瞰できる能力を養成し、法律知識を効率的かつ体系的に習得することができるようにする。
・アカデミック・アドバイザーによるチューター制度を拡充し、講義の進行に合わせた具体的事案に即した課題の提供や個別指導フォローアップの実施により、法適用の基礎トレーニングを行い2年次以降の学修の基盤を固める。

法科大学院と 法学部の連携

【概要】

・法学部との連携により、セミナー等を通して法学部生の法曹への関心を喚起するとともに、本研究科教員による事例演習科目を通して法科大学院進学後の学修の基礎を築く。早期卒業制度の推進により、5年にわたる法曹養成一貫教育を可能とする。
・一貫した教育体制をより効果的なものとするために、法学部におけるプロセスとしての法学学修状況を公正に判定する新たな入試制度を導入する。

京都大学との連携 (1年次教育)

【概要】

・京都大学法科大学院との連携により、これまで両校が蓄積してきた未修者教育の内容・方法を共有し改善することで未修者教育の機能強化を図るものである。
・共通小テストや共通到達度確認試験により両校学生の学力比較・分析を行い、両校教員による連携FD活動を通して教育内容、教材等の改善を図る。これらの成果を踏まえて、一部科目で両校で共同実施する。

京都大学との連携 (2・3年次教育)

【概要】

・京都大学法科大学院との連携により、法曹養成機関としての教育機能の強化を図るものである。
・京都大学から必修科目を中心とした単位互換科目の提供を受けることにより学生の学修意欲を高めるとともに、両校教員による連携FD活動を通して教育内容、教材等の改善を図る。
・本学からは外国法関連科目を中心とした単位互換科目を提供し、国際的法教育の活性化を図る。

国際的法曹養成の ための教育プログラム の開発・実施

【概要】

・豊富な国際的法教育プログラムを活性化させることで、より多くの国際性豊かな法曹の養成を目指す。
・海外ロースクール学生との事例問題検討会や国際法務セミナー等を通して学生の関心を喚起し、海外ロースクールによるブリッジプログラムの受講により留学に必要な知識を身につけさせる。
・提携プログラムによる奨学金や、海外法曹資格取得者によるガイダンスにより留学を後押しする。

取組

同志社大学大学院司法研究科法務専攻 工程表

構想

①同志社大学法学部との連携の一層の推進、②京都大学法科大学院からの支援・連携の拡大・深化、③国際的法教育プログラムの活性化により、法曹養成機関としての機能強化を図る。

取組	実績評価	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	評価指標・基準値・目標値
未修者教育の改善	B	【実績値】2.73 【取組状況】模擬裁判セミナーの実施、チューター制度の拡充	【実績値】2.39 【取組状況】コロナ禍での模擬裁判セミナー実施計画、チューター制度の継続実施・検証	訴訟ロールプレイモデルの検証・見直し 実施	検証・見直し 実施	検証・見直し 実施	【KPI】法学未修者1年次生の必修科目平均GPA 【基準値】2.56 【目標値】2.8
法科大学院と法学部の連携	B	【実績値】16.7% 【取組状況】法職講座・高校生模擬裁判交流戦の実施、事例問題演習科目の開講、法曹コースによる連携を協議	【実績値】—（算出不可） 【取組状況】法職講座・入試問題解説会の実施、事例問題演習科目の開講、カリキュラムや入試制度に関する連携協議	法学部生の法曹への関心喚起のための取組 具体的事例課題を課す演習科目の開講 内容と開講形式について検証・見直し・協議 入試制度検討 実施	1期生受入 実施	2期生受入 実施	【KPI】本学法学部早期卒業者の修了後1年以内の司法試験合格率 【基準値】50% 【目標値】65%
京都大学との連携（1年次教育）	B	【実績値】52.4% 【取組状況】FD分科会の開催、教材提供・共同開発の実施、共通問題によるテストの実施、同一担当者による授業の実施	【実績値】42.9% 【取組状況】FD分科会の開催、教材提供・共同開発の実施、共通問題によるテストの実施と学習成果の測定・比較	未修者1年次の学習到達度の比較・検討、連携の目標設定 小テストの共通化、法文書作成関係科目の共通化等の取組 FD分科会における効果の検証、教育内容のさらなる改善の推進	授業共通化の可能性の検討		【KPI】法学未修者の標準修業年限修了率 【基準値】55.0% 【目標値】60%
京都大学との連携（2・3年次教育）	A A	【実績値】①8.2%②62.9% 【取組状況】単位互換プログラムの実施、FD分科会・FD協議会の開催、授業参観・教材提供・共同開発の実施	【実績値】①—（算出不可）②66.7% 【取組状況】単位互換プログラムの実施、FD分科会・FD協議会の開催、授業参観・教材提供・共同開発の実施、コロナ禍に対応した国際的法教育プログラムの提供	本研究科学生の京都大学科目の受講、対象科目・受講学生数の拡大に向けた取組 FD分科会・FD協議会などの組織的取組の継続、授業の相互参観・教材の相互提供・共同開発、教育内容の改善 京都大学への国際的法教育プログラムの提供			【KPI】①修了後1年以内の司法試験合格率 ②標準修業年限修了率 【基準値】①26.8%②66.0% 【目標値】①30.6%②70%
国際的法曹養成のための教育プログラムの開発・実施	A	【実績値】16.4% 【取組状況】外国法科目受講説明会の開催、国際調停プログラムの実施、国際民事紛争処理に関する科目の新設、日本法教育研究センターコンソーシアムへの加入	【実績値】8.4% 【取組状況】外国法科目受講説明会の開催、国際調停プログラムの実施、国際民事紛争処理に関する科目の開講、留学生入試の実施、コロナ禍に対応した国際的法教育プログラムの実施	シンポジウム・セミナー・事例問題検討会の実施 ブリッジプログラム・外国法実地研修・海外インターンシップの実施 留学フェアの実施 新たな国際的法教育プログラムの開発・既存プログラムの見直し			【KPI】外国法科目の受講割合 【基準値】7.6% 【目標値】15%

教育理念（教育方針）・今後目指すべき方向性

教育理念：「人間の尊厳」を基本とした倫理観を身につけ、社会に貢献できる法曹の養成。

今後目指すべき方向性：少人数制の下での、質の高い、きめ細やかな双方向教育により、上記教育理念を実現する。

上記、教育理念・今後目指すべき方向性を実現するために、以下の方策に取り組む。

- ①優秀かつ、法曹を目指す意欲の高い志願者を確保するための方策、
- ②少人数教育における、院生の学習環境上の問題点（自らの学習上の立ち位置の確認がしづらい、院生相互間での競争的環境の不足）を解消するための方策

構想

目標値

（卒後1年以内の）
司法試験の合格率
30%

司法試験の合格率
25%

標準修業年限修了率
70%

取組

「司法特修コース」の設置

【概要】

2020年4月から、2年次生以降の学生を対象に、「司法特修コース」を設置し、同コース学生には、憲法・民法・刑法・商法を中心に、少人数の演習科目（「特修演習」）を開講する。学部の履修プログラムも体系的履修を前提とし、かつ3年次卒業制度も用意した。

アドバイザー制に「1・2年生」ゼミを設置

【概要】

これまで、本法科大学院出身の若手弁護士によって課外で行われてきたアドバイザー制の中に主に末修1年生を対象とした「1・2年生」ゼミを設けた。アドバイザーとは、年に数回の意見交換会を行う以外にも、指導記録を研究科委員会で報告・検討するなど、密接に連携を図っている。

名古屋大学法科大学院との共同開講

【概要】

名古屋大学法科大学院との間で、少人数制の下での教育効果を高めるために、「総合問題演習」（仮称）の共同開講を目指し、協議している。

南山大学大学院法務研究科法務専攻 工程表

構想

少人数制の下での質の高い、きめ細やかな双方向教育の実現

取組	実績評価	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	評価指標・基準値・目標値
「司法特修コース」の設置と未修者教育の充実	B	【実績値】 0% 【取組状況】 2020年から、学部における「司法特修コース」開始。	【実績値】 算出不可 【取組状況】 「司法特修コース」には15名の学生が登録し、「特修演習」が開始。	「司法特修コース」の設置 法学部との連携（司法特修コース、法科大学院との接続を念頭に置いた履修プログラム、3年次卒業）を推進し、優秀な学生の確保に努める。			【KPI】 （卒後1年以内の）司法試験合格率 【基準値】 17% 【目標値】 30%
	A	【実績値】 14% 【取組状況】 2019年4月から「1・2年生ゼミ」を開始。	【実績値】 算出不可 【取組状況】 1年生ゼミを6回実施。	アドバイザー制に「1・2年生ゼミ」を設置 アドバイザーによる「1・2年生ゼミ」を開始し、未修1年次生を対象とした「基礎研究」、「リーガルライティング」と併せて、未修者教育の充実を図る。			【KPI】 司法試験合格率 【基準値】 14% 【目標値】 25%
名古屋大学法科大学院との共同開講	B	【実績値】 67% 【取組状況】 協議を継続している。なお、従来からの共同開講は引き続き実施している。	【実績値】 25% 【取組状況】 2021年度から演習科目の共同開講実施内定。単位互換継続。学生指導体制の充実。	名古屋大学法科大学院との共同開講 少人数制教育における競争的環境を整備し、教育効果の向上を図るとともに、学習に対するモチベーションの維持・向上を図るため、2年次生以上を想定した「総合問題演習」（仮称）を名古屋大学と共同で開講する。			【KPI】 標準修業年限修了率 【基準値】 64% 【目標値】 70%

教育理念（教育方針）・今後目指すべき方向性

駒澤大学大学院法曹養成研究科においては「人に寄り添い、社会と繋がる法曹」を養成するという理念の下、修了後早期の合格者数を着実に増やすために、志願者数・入学者数の増加・回復に向けて、主に時間的及び経済的な負担等「不安要素」を軽減するために必要な制度等を改善し、学部とも連携して「教育支援の拡充」を目指す。

【概要】 今後5年間に於いて、以下の観点における機能強化を図る。

- ①法科大学院と法学部との連携。②ライティング能力の向上。
- ③未修者教育の充実。④早期卒業・飛び入学制度の充実と活用。

構想

目標値

**司法試験
合格率 20%**

**標準修業年限
修了率 60%**

**新規程による科目等
履修生の人数 3人**

**新規程による奨学金
受給者人数 2人**

法科大学院と
法学部の連携
ライティング能力の向上

【概要】
・2017年度より、法学部との連携強化のための協議を開始し、副学長を座長とした連携協議会を開催している。

【概要】
・2018年度入学者より、ライティング能力強化のためのカリキュラム改正を行い、法律基本7科目の発展演習を必修科目とした。この取り組みにより、事実上の修了認定の厳格化及びライティング能力の向上を通じて、司法試験合格率の向上を図ることができる。

未修者教育の
充実

【概要】
・2018年度より、実務家教員による講義「現代法務概論」を1年次必修科目とした。同科目は、第一東京弁護士会の協力の下、未修者向け導入教育として実施する共同研究として開始された。この取り組みにより、実務家として必要な姿勢や考え方を養い、入学直後から各自の自覚を促し、標準修業年限修了率の上昇を図ることが期待される。

科目等履修生の
対象拡大

【概要】
・2019年度より、法学部（法学系課程）4年次に在学中の学生が法科大学院の科目を履修することを可能にする。この取り組みにより、優秀な法学部生を法科大学院に誘引し、法科大学院進学への動機付けが可能となり、本学法学部との連携の基盤にもなりうる。この取り組みを通じて、法科大学院志願者の増加を図ることが期待される。

奨学金の充実

【概要】
・2019年度より、学生の学修環境を経済的に支援するために、奨学金の拡充を行う。具体的には、早期卒業・飛び入学制度を利用して入学した学生及び学内進学者に対して、授業料に加えて、施設設備資金を奨学金の対象とし、学修奨励金を新たに給付する。この取り組みにより、早期卒業・飛び入学制度利用者の増加、法学部との連携強化、学内進学者及び法科大学院入学者の増加が期待される。

取組

駒澤大学大学院法曹養成研究科 工程表

構想

本研究科は、今後5年間に於いて以下の観点により機能強化を図る。

- ①法科大学院と法学部との連携
- ②ライティング能力の向上
- ③未修者教育の充実
- ④早期卒業・飛び入学制度の充実と活用

取組	実績評価	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	評価指標・基準値・目標値
法学部との連携 ライティング能力の向上	B	【実績値】 0% 【取組状況】 連携協議会の継続、広報活動の強化	【実績値】 算出不可	オンライン説明会などの広報活動・協議会の中断、再開働きかけ 法律基本7科目、発展演習の必修化・履修学生への指導			【KPI】 司法試験合格率 【基準値】10% 【目標値】20%
未修者教育の充実	A	【実績値】 25% 【取組状況】 効果的な学習方法の早期獲得	【実績値】 45.5%	「現代法務概論」の未修者必修化・履修学生への指導・オンライン基礎講座の実施			【KPI】標準修業年限修了率 【基準値】42% 【目標値】60%
科目等履修生の対象拡大	C	【実績値】 0名 【取組状況】 広報活動の強化	【実績値】 算出不可	履修受入の中止 対象学生の受入れ			【KPI】改訂規程による履修生数 【基準値】0名 【目標値】3名
奨学金の充実	A	【実績値】 1名 【取組状況】 奨学金規定の改正、施行及び広報活動の強化	【実績値】 2名	オンライン広報 233- 対象学生の受入れ			【KPI】本奨学金の受給者数 【基準値】0名 【目標値】2名

参考資料集

○コロナ禍を契機とするICT活用（同時双方向型による遠隔授業など）の変化……………p.76

○基本データ

・司法試験累積合格率(未修者/既修者別)……………p.77

・直近の修了年度別司法試験累積合格率（第1類型該当校）(未修者/既修者別) ……p.78

・司法試験合格率の推移(修了直後)(未修者/既修者別)……………p.79

・令和2年度夜間開講の実施状況……………p.80

○法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム審査委員会 委員名簿……………p.81

コロナ禍を契機とするICT活用（同時双方向型による遠隔授業など）の変化

令和2年度法科大学院関係状況調査より

調査対象：募集継続校35校を集計

（新型コロナウイルス感染症拡大前）おおむね令和2年4月上旬まで

- ・いずれの科目群においても、**約80%以上**（28～33校）の法科大学院が**未実施**



（新型コロナウイルス感染症対策中）おおむね令和2年4月中旬から5月下旬まで

- ・いずれの科目群においても、**約90%**（31～35校）の法科大学院が**実施**

※ 科目群： 専門職大学院設置基準（平成15年3月31日 文部科学省令第16号）第20条の3に規定された「法律基本科目」、「法律実務基礎科目」、「基礎法学・隣接科目」、「展開・先端科目」

➤ メリット

社会人学生が授業に参加しやすい（時間の融通）、対面よりも質問しやすい環境、レポート提出や確認テスト等をPCで行うため添削・採点等が効率的 など

➤ デメリット（課題）

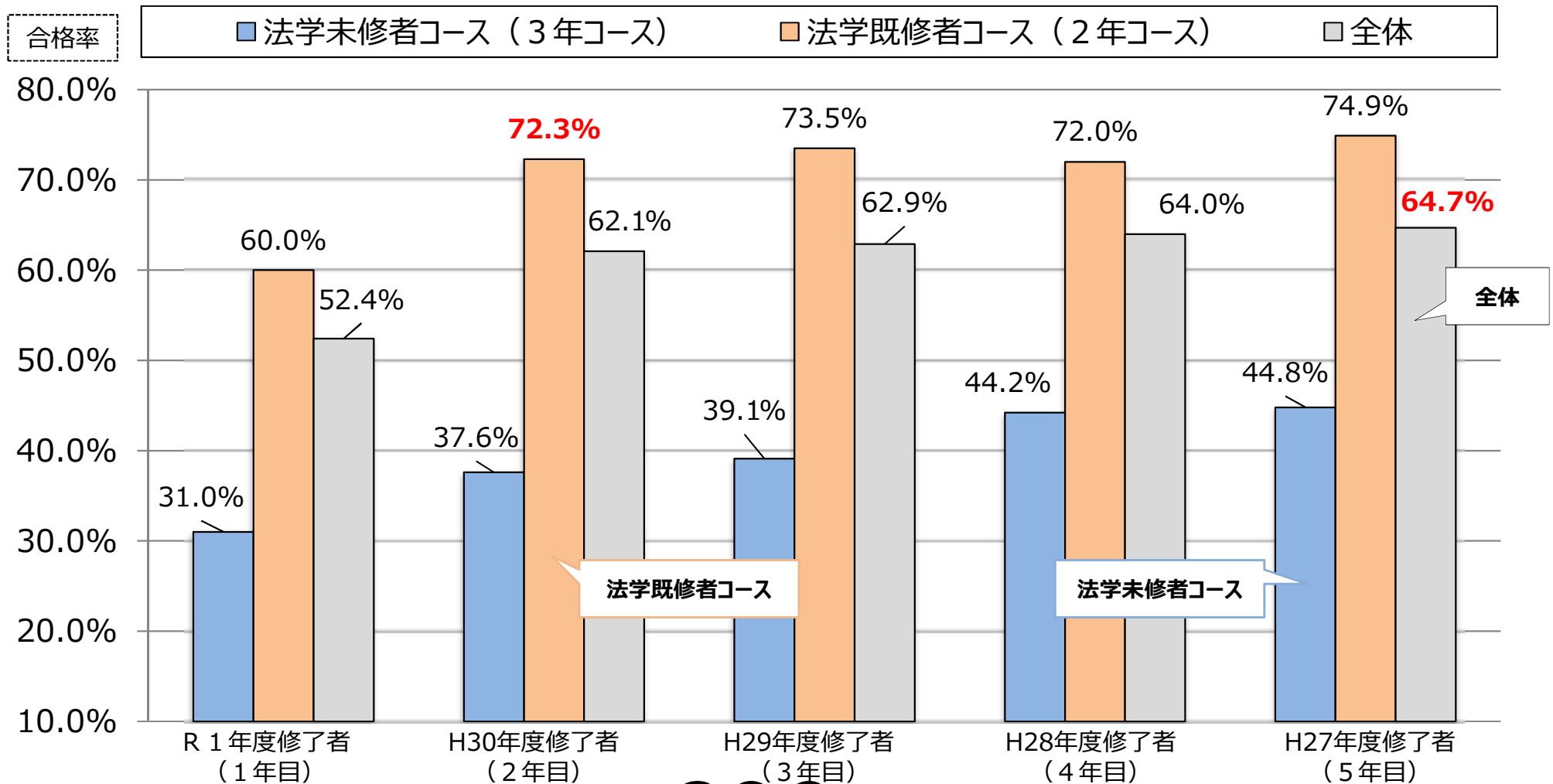
教員・学生間の人間関係の構築や、学修の進捗状況の把握がしづらい、授業準備に時間を要する、通信環境等により学生の受講状況に差が生じる可能性 など

【具体的な取組例】

- ・従来のモバイル方式（同時双方向オンライン授業）を科目の特性により対面授業と使い分け、学生に最適な学修機会を提供（職をもつ社会人学生は出張先からもアクセス可能） ＜筑波大学＞
- ・遠隔地在住の修了生の協力も得て、具体のアドバイスや相談対応など学修サポートを充実。今後、法曹養成連携協定先の法曹コース生にも対応 ＜神戸大学＞
- ・授業科目のオンライン配信による自習システムを提供し、復習のニーズの強い法律基本科目（必修科目）16科目をいつでも視聴可能に。修了生や入学予定者にも利用対象を拡大 ＜明治大学＞

司法試験累積合格率(未修者/既修者別)

全体の累積合格率（■）は修了後5年目でも7割には達していない。
 一方、法学既修者コース修了者（■）は、修了後2年目で7割に達している。



※ 募集停止・廃止校を除く35校を対象として、令和2年司法試験までのデータを用いて算出している。（令和5年1月時点）
 ※ 司法試験累積合格率は、法科大学院修了者数のうちの司法試験実受験者数を用いて算出している。

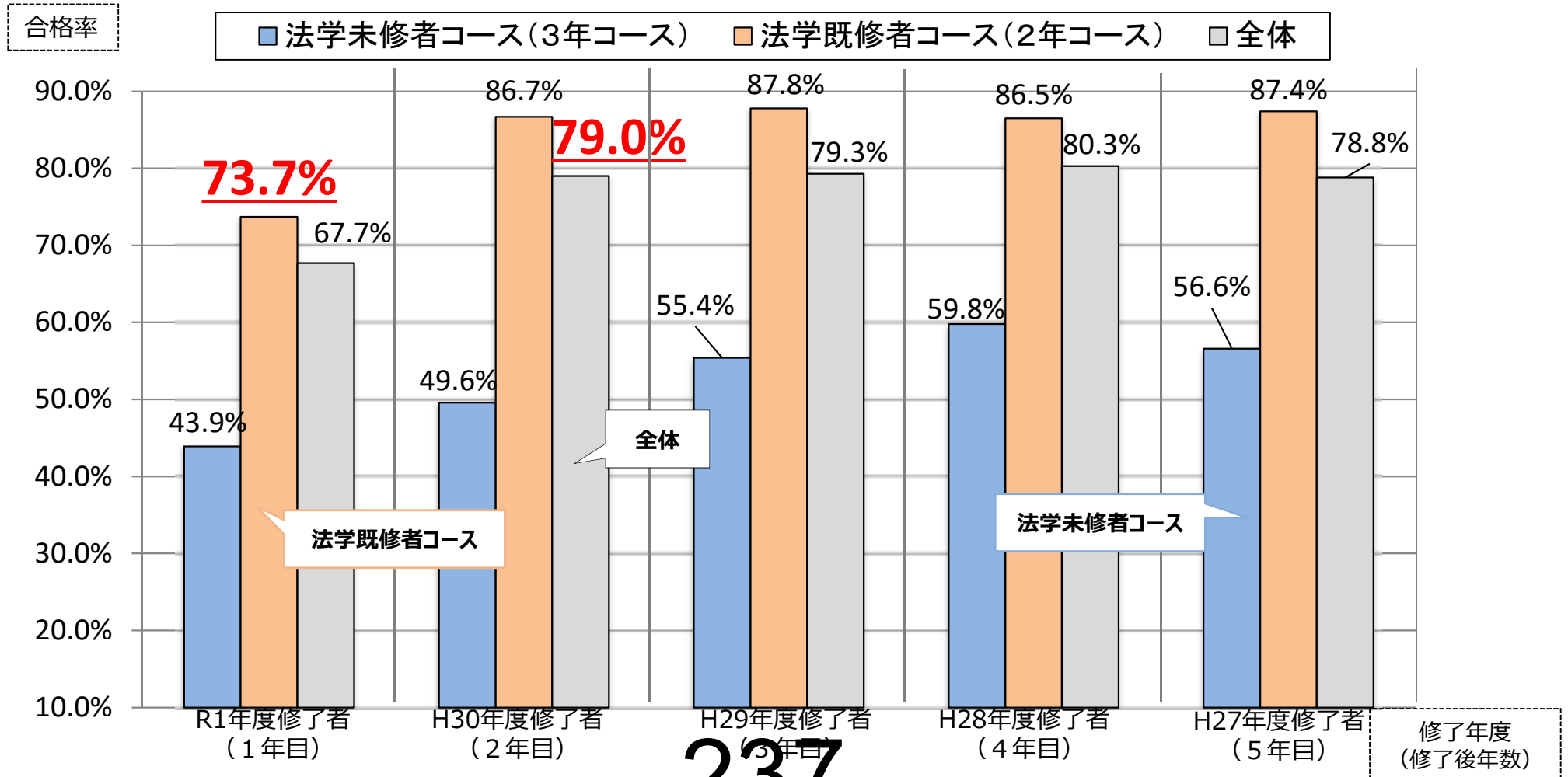
修了年度
(修了後年数)

司法試験累積合格率（第1類型該当校）（未修者/既修者別）

第1類型該当校（9校）

東北大学、東京大学、一橋大学、京都大学、大阪大学、神戸大学、九州大学、慶應義塾大学、愛知大学

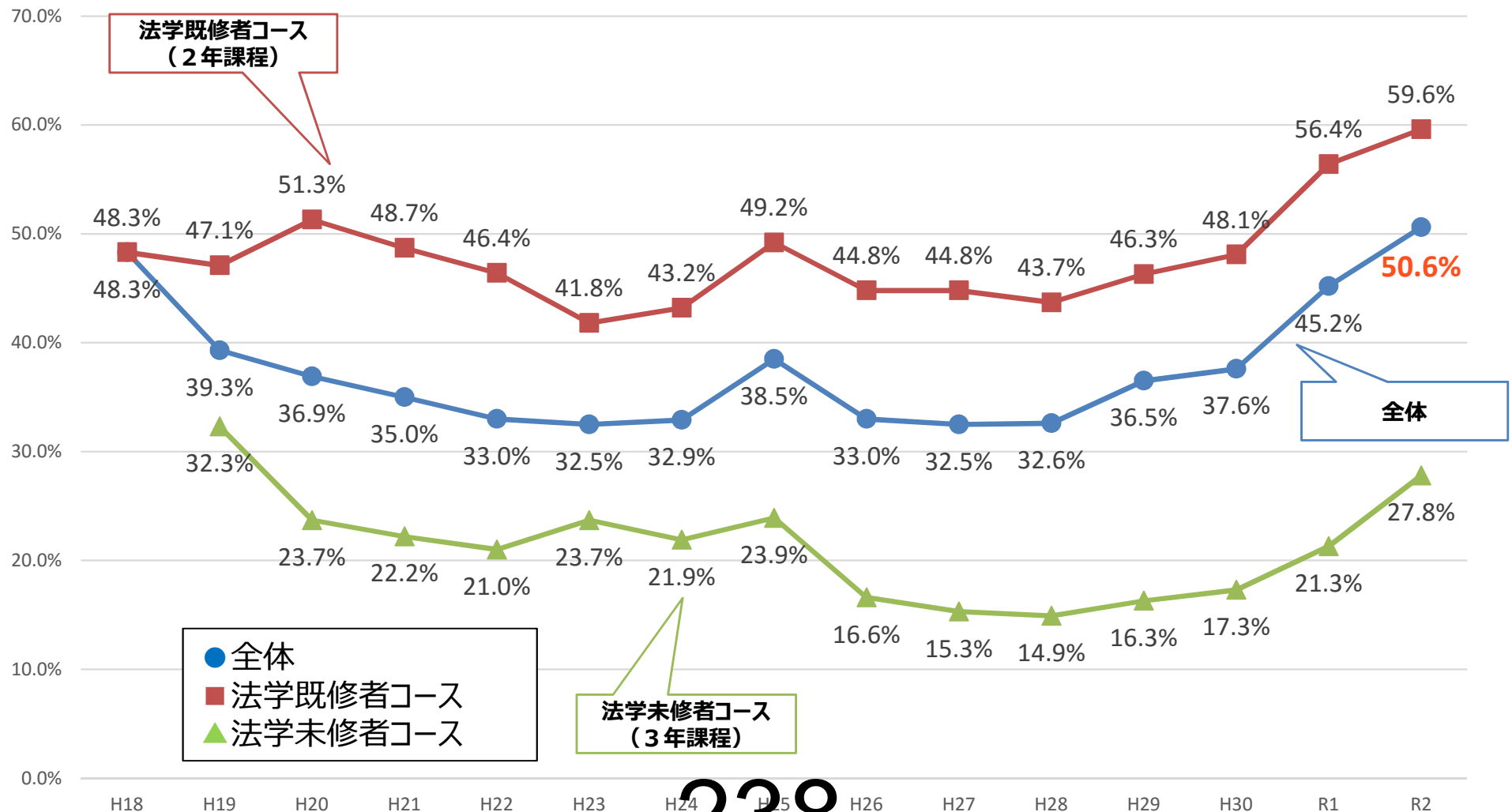
全体の累積合格率（■）は修了後2年目で7割を超え、8割近くに達している、
法学既修者コース修了者（■）は、修了後1年目で7割に達している。



※ 第1類型の9校を対象として、令和2年司法試験までのデータを用いて算出している。(令和3年3月時点)
※ 司法試験累積合格率は、法科大学院修了者数のうちの司法試験実受験者数を用いて算出している。

司法試験合格率の推移（修了直後）（未修者/既修者別）

- ・ 法科大学院修了後1年目の合格率は、法学未修者・既修者ともに近年上昇傾向。
- ・ 令和2年司法試験では、修了直後の全体合格率が初めて50%を超えた。

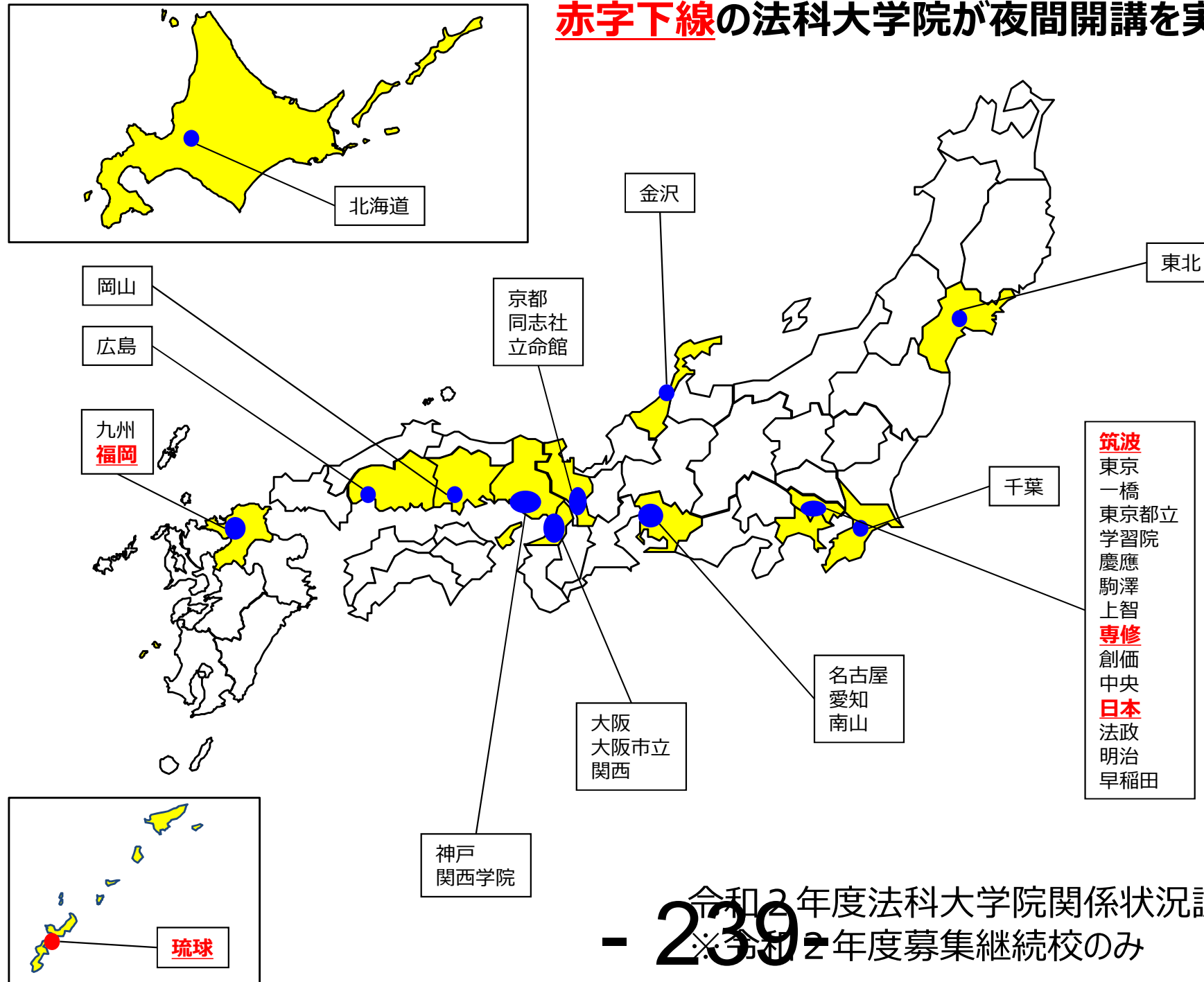


※募集停止・廃止校を含め、令和2年司法試験までのデータを用いて算出している（令和3年1月時点）

（文部科学省調べ）

令和2年度夜間開講の実施状況

赤字下線の法科大学院が夜間開講を実施している。



令和2年度法科大学院関係状況調査に基づき作成
※令和2年度募集継続校のみ

法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム審査委員会 委員名簿

※五十音順、敬称略

有 川 節 夫	放送大学学園理事長
河 瀬 由 美 子	最高検察庁総務部長
北 川 正 恭	早稲田大学マニフェスト研究所顧問
木 村 孟	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構顧問
清 原 慶 子	杏林大学客員教授、ルーテル学院大学学事顧問・客員教授
佐 々 木 毅	公益財団法人明るい選挙推進協会会長
杉 山 忠 昭	経営法友会評議員
田 中 成 明	京都大学名誉教授
田 村 智 幸	弁護士
土 屋 美 明	一般社団法人共同通信社客員論説委員
前 原 金 一	公益社団法人経済同友会終身幹事
宮 脇 淳	北海道大学大学院法学研究科教授・公共政策大学院教授
村 田 渉	前東京高等裁判所部総括判事

(計13名)

法科大学院等特別委員会 第11期の審議に関して(案)

(主な論点の例)

1. 新たな5年一貫教育制度の着実な実施について

法学部と法科大学院が連携して行う新たな5年一貫教育制度の着実な実施に向けた検討

(例)

- 法曹コース、特別選抜の実態把握と着実な実施に向けた方策
(教育課程や成績評価、進級の状況、法曹コースの特色ある取組、特別選抜の選抜方法や進学状況等)
- 法曹コースと法科大学院の教育の有機的な連携の促進
(遠隔地で協定を締結している場合の連携の工夫など)
- 法科大学院における司法試験実施時期の変更への対応
(在学中受験資格取得に必要な所定科目単位の配置、3年次の学事暦等)
- 5年一貫教育を見通した魅力あるカリキュラムづくり
(法科大学院3年次後期における司法修習との効果的な接続、展開・先端科目や法律実務基礎科目等における特色ある取組、司法試験合格者が混在することへの対応や、法科大学院と連携した法学部教育の充実等)

2. 法学未修者教育の更なる充実について

「法学未修者教育の充実について 第10期の議論のまとめ」を踏まえた法学未修者教育の充実に係る更なる検討

(例)

- 「法学未修者教育の充実について 第10期の議論のまとめ」を踏まえた委託事業の実施に対する助言とその成果を踏まえた更なる具体的な施策や改善策の検討
- 令和6年以降の共通到達度確認試験の方向性の検討

3. その他

法科大学院・法学部の魅力向上に向けた積極的な情報発信と社会への貢献に係る検討

(例)

- 法学部、法曹コース、法科大学院の志願者数を増やすための方策
(法曹をはじめとする法律を使った仕事や、法曹志望者が自分に合った学修環境を選択できるようにするための法科大学院の魅力発信)
- 法曹有資格者その他の法律の専門性を活かした仕事に従事する社会人のリカレント教育の場としての法科大学院のあり方
- 地域の法曹界、企業、自治体等と連携した法科大学院のあり方
(授業への協力、就職支援、経済界と連携した奨学金、魅力発信等)